ISSN 1343-6457

連　合　総　研

JAPANESE TRADE UNION CONFEDERATION
RESEARCH INSTITUTE FOR
ADVANCEMENT OF LIVING STANDARDS

「好循環」への反転を目指して

2014～2015 年度
経済情勢報告

公益財団法人
連合総合生活開発研究所

「好循環」への反転を目指して

2014 ～ 2015 年度 経済情勢報告

公益財団法人 連合総合生活開発研究所

コンポーズ・ユニ

公益財団法人　連合総合生活開発研究所

連合総合生活開発研究所は（略称；連合総研）は、1987 年 12 月に設立され、翌 88 年 12 月以来財団法人として活動してまいりましたが、公益法人改革の動きを受け、2011 年 4 月より公益財団法人として新たなスタートを切りました。

連合総研は、「連合」のシンクタンクとして、連合及び傘下の加盟労働組合が主要な運動、政策・制度要求を展開するうえで必要とされる国内外の経済・社会・産業・労働問題等に関する調査・分析等の活動を行うとともに、新たな時代を先取りする創造的な政策研究を通じて、我が国経済社会の発展と、国民生活全般にわたる総合的向上を図ることを目的としています。研究活動は研究所長を中心に、テーマごとに学者、専門家の協力を得ながら進めています。

（連合総研ホームページ http://www.rengo-soken.or.jp/）

経済情勢報告副題		連合総研フォーラム開催日
第 1 回	「生活の質向上をめざして」	1988 年 11 月　4 日
第 2 回	「新成長時代に向けて」	1989 年 11 月 13 日
第 3 回	「調整局面をいかに乗り切るか」	1990 年 11 月　8 日
第 4 回	「内需主導型成長の第二段階へ」	1991 年 11 月　1 日
第 5 回	「人間中心社会の基盤構築にむけて」	1992 年 11 月　4 日
第 6 回	「内需主導型経済の再構築」	1993 年 11 月　1 日
第 7 回	「構造調整を超え生活の新時代へ」	1994 年 11 月　2 日
第 8 回	「日本経済の新機軸を求めて」	1995 年 11 月　9 日
第 9 回	「自律的回復の道と構造改革の構図」	1996 年 11 月　5 日
第10回	「持続可能な成長と新たな経済社会モデルの構築」	1997 年 11 月　4 日
第11回	「危機の克服から経済再生へ」	1998 年 11 月　4 日
第12回	「安心社会への新たな発展の布石」	1999 年 11 月　2 日
第13回	「活力ある安心社会構築のために」	2000 年 11 月　9 日
第14回	「デフレからの脱出と日本経済の再生」	2001 年 11 月　8 日
第15回	「長引く不況、すすむ雇用破壊―デフレ克服なくして再生なし」	2002 年 11 月 21 日
第16回	「自律的な景気回復を確実にするために」	2003 年 11 月 25 日
第17回	「持続的回復の条件は何か」	2004 年 10 月 27 日
第18回	「生活の改善と安定成長への道筋」	2005 年 10 月 26 日
第19回	「公正で健全な経済社会への道」	2006 年 10 月 24 日
第20回	「暮らしと雇用の質を高める持続的成長へ」	2007 年 10 月 29 日
第21回	「生活防衛から安心安定経済へ」	2008 年 10 月 27 日
第22回	「雇用とくらしの新たな基盤づくり」	2009 年 10 月 26 日
第23回	「縮み志向の企業行動からの脱却を」	2010 年 10 月 27 日
第24回	「職場・地域から『絆』の再生を」	2011 年 10 月 25 日
第25回	「グローバリゼーションと雇用・生活の再生」	2012 年 10 月 22 日
第26回	「適切な配分と投資による『成長』を求めて」	2013 年 10 月 28 日

「経済社会研究委員会」について

経済社会研究委員会は、連合総研に常設されている研究委員会です。
経済情勢報告の取りまとめにあたり、当委員会において本報告書で取り上げる検討課題についてご議論いただくとともに、各委員・オブザーバーからご助言をいただいております。

【委員】

主査	小峰　隆夫	法政大学大学院政策創造研究科　教授
委員	北浦　正行	（公財）日本生産性本部　参事
委員	駒村　康平	慶應義塾大学経済学部　教授
委員	齋藤　　潤	慶応義塾大学大学院商学研究科　特任教授
委員	川島　千裕	連合　総合政策局長

（オブザーバー）

曽原　倫太郎	連合　労働条件・中小労働対策局次長
土井　由美子	連合　経済政策局部長

【連合総研事務局】

龍井　葉二	副　所　長
小島　　茂	主幹研究員
小熊　　栄	主任研究員
前田佐恵子	前主任研究員
早川　行雄	主任研究員
鈴木　一光	主任研究員
河越　正明	主任研究員
伊東　雅代	主任研究員
内藤　直人	前研究員

（肩書は 2014 年８月現在）

「経済情勢報告」について

「経済情勢報告」は連合総研の責任において取りまとめたものです。したがって、その内容は、取りまとめにあたりご助言をいただいた経済社会研究委員会の各委員・オブザーバーの見解を示すものではありません。

（問合せ先：rengosoken@rengo-soken.or.jp）

はじめに

連合総合生活開発研究所（連合総研）では、勤労者生活にかかわる内外の経済情勢を分析し、毎年「経済情勢報告」として発表しています。第 27 回目となる本報告書においても、労働者の福祉の向上、良好な雇用・就業の確保など、勤労者の生活に密着する諸問題に関心の重点をおいて、経済及び社会について客観的な分析に基づいた提言を行っております。

第Ⅰ部では、この一年間を中心に最近の経済動向を振り返り、2012 年末以来回復過程にある日本経済が、本年４月の消費税率引上げに伴う駆け込みと反動減を経験した後、どのようにすれば自律的な成長軌道を辿ることが可能なのかという問題意識で分析を行っています。足元の海外経済には、回復の足並みにバラつきが見られ始めています。こうした中で、企業収益の増加をどのように働く生活者の暮らしの豊かにつなげ、経済の好循環を実現していくのかが問われる状況となっています。

第Ⅱ部では、「景気回復下の格差の動向」と題し、賃金・雇用における格差の現状と課題を展望し、更に雇用における男女間の格差、生活格差といった様々な角度から、格差問題を分析しました。格差を温存する経済の回復は、かえって人々の将来への不安や経済の不安定性を増幅させる要因にもつながりかねません。勤労者の雇用とくらしの基盤をいかにつくり出すかが、経済好循環の実現へのカギを握っていると思われます。

補論においては、2015 年度のわが国の経済情勢を展望しております。

本報告書は、2015 年における連合の政策・制度要求や春季生活闘争、そして経済政策や雇用政策をめぐる活動に向けての参考資料となることを意図して作成したものです。労働組合関係者だけではなく多くの方々に本書に目を通していただき、人々が生き生きと暮らし、よりよい社会を構築していくための方策を議論していく際などに役立てていただければ幸いです。

本報告書は、当研究所に常設されている「経済社会研究委員会」でのご議論やご助言を踏まえて、当研究所の責任において取りまとめたものです。報告書作成にあたり、懇切なご指導と多大なご協力をいただきました、小峰隆夫主査をはじめ経済社会研究委員会の各委員に対して心から感謝を申し上げる次第です。

2014 年 10 月

公益財団法人　連合総合生活開発研究所
所長　中城吉郎

「好循環」への反転を目指して

2014～2015年度 経済情勢報告

（目　次）

はじめに ―― 4

第Ⅰ部　2013年度以降の日本と世界経済 ―― 11

第１章　消費に支えられた景気回復とその先行き ―― 12

第１節　景気回復が続いている日本経済 ―― 13

第２節　緩やかな伸びにとどまる設備投資 ―― 20

第３節　家計の所得面に弱さ ―― 26

コラム①　消費税率引上げの影響 ―― 28

コラム②　法人税減税の効果 ―― 31

第２章　回復をみせる雇用情勢とその実勢 ―― 33

第１節　2012年末以降の景気回復期の雇用情勢 ―― 34

第２節　雇用情勢が改善する中での懸念すべき動き ―― 43

第３節　雇用情勢が改善する中での労働時間と賃金の状況 ―― 49

第３章　安定的な成長に向かいつつある世界経済 ―― 56

第１節　世界経済は安定的な成長へ移行 ―― 57

コラム③　長期的な経済予測 ―― 59

第２節　底堅い雇用と消費に支えられる米国経済 ―― 61

第３節　小康状態の欧州経済 ―― 63

第４節　減速する中国経済 ―― 65

コラム④　上位所得者層の所得シェアの動向 ―― 68

コラム⑤　足もとの長期失業率の動向 ―― 70

第Ⅱ部　景気回復下の格差の動向 ―― 71
第１章　賃金、雇用における格差の現状と課題 ―― 72
第１節　格差社会の根底にマクロ分配の変化 ―― 73
第２節　非正規格差を軸とした個人間格差 ―― 83
第３節　企業規模間および産業別格差 ―― 85

第２章　雇用における男女間の格差 ―― 92
第１節　男女による就業状況の差 ―― 93
コラム⑥　データで見る女性就業率上昇の背景 ―― 94
第２節　非正規化がもたらすキャリア形成格差 ―― 98
第３節　男女の賃金格差は縮小しているのか ―― 105

第３章　生活格差 ―― 113
第１節　増大する低所得者・貧困層の現状と課題 ―― 114
コラム⑦　政府の貧困対策等の最近の動向 ―― 125
第２節　受け継がれる格差 ―― 127

おわりに ―― 136

補論：2015年度日本経済の姿 ―― 139
コラム⑧　円安で輸出数量は増加しなくても経済好循環は実現できる（米国大恐慌の経験） ―― 142

連合総研の主な活動等（2012年10月～2014年9月） ―― 144

図表一覧

図表Ⅰ-1-1　実質ＧＤＰ成長率の推移（前期比、寄与度）
図表Ⅰ-1-2　過去の景気回復との指標の違い
(1)輸出（実質）
(2)鉱工業生産
(3)消費
(4)賃金（定期給与）
図表Ⅰ-1-3　ＧＤＰギャップとＧＤＰデフレータ
図表Ⅰ-1-4　輸出入額、経常・貿易収支、為替と輸出数量の推移
(1)輸出入額の推移
(2)経常・貿易収支の推移
(3)実質実効為替レートと対ドルレート
(4)輸出数量の動向（地域別）
図表Ⅰ-1-5　エコノミストの予測（実質ＧＤＰ成長率、2014年９月時点）
(1)四半期（年率）
(2)年度
図表Ⅰ-1-6　復興事業の進捗と公共工事の状況
(1)公共インフラの復旧状況（2014年６月末）
(2)公共工事の執行状況（対前年同月比、%）
図表Ⅰ-1-7　財政支出の動向と債務残高
(1)国の予算・決算の動向
(2)財政健全化への取り組み
図表Ⅰ-1-8　鉱工業生産の動向
(1)鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率
(2)業種別生産指数の推移
図表Ⅰ-1-9　企業の設備投資動向、投資判断
(1)機械受注の動向
(2)設備判断ＢＳＩ（「不足」―「過大」）
(3)企業による日本経済の中期見通しの変化（今後３年間、５年間の成長率）
図表Ⅰ-1-10　企業による国内景況判断と資金繰り判断等
(1)国内の景況
(2)資金繰り
図表Ⅰ-1-11　景気の回復と設備投資の推移
(1)経常利益と設備投資
(2)セクター別にみた設備投資/キャッシュフロー比率
図表Ⅰ-1-12　海外生産比率と海外設備投資計画、海外進出の理由
(1)海外生産・売上高、設備投資比率
(2)海外進出を拡大する理由
図表Ⅰ-1-13　企業物価とコスト
(1)国内企業物価指数
(2)エネルギー等一次産品の国際価格動向
図表Ⅰ-1-14　家計の収入及び消費の動向
(1)収入支出動向（２人以上勤労者世帯）
(2)勤め先収入の動向（年収階級別）
図表Ⅰ-1-15　円安、エネルギー価格等の消費者物価への影響
(1)総合指数に対する寄与（2013年度）
(2)消費者物価指数の動向

図表Ⅰ-2-1　完全失業率と求人倍率（季節調整値）
図表Ⅰ-2-2　景気回復期の雇用情勢の改善の状況
(1)完全失業率（季節調整値）
(2)有効求人倍率（季節調整値）
(3)新規求人倍率（季節調整値）
図表Ⅰ-2-3　年齢階級別完全失業率の推移
図表Ⅰ-2-4　求職理由別完全失業者数の推移（前年差）
図表Ⅰ-2-5　完全失業率（前年差）の要因分解
図表Ⅰ-2-6　労働力率と人口（15歳以上）・労働力人口・非労働力人口（前年差）
(1)男女計
(2)男性
(3)女性
図表Ⅰ-2-7　主な産業別雇用者数（非農林業）の推移（前年同期差）
図表Ⅰ-2-8　求人と求職の動き（季節調整値）
図表Ⅰ-2-9　主な産業別新規求人数の推移（前年同期比）
図表Ⅰ-2-10　地域別有効求人倍率の推移
図表Ⅰ-2-11　新規学卒者の就職率の推移
図表Ⅰ-2-12　新卒採用計画（前年度比）
図表Ⅰ-2-13　雇用失業率と欠員率の推移（1963年Ⅰ期～2014年Ⅱ期：季節調整値）
図表Ⅰ-2-14　主な産業別労働者の過不足判断D.Ⅰ.（不足－過剰）の推移
(1)正社員等
(2)パートタイム労働者
図表Ⅰ-2-15　職業別有効求人倍率（パートを含む常用）
図表Ⅰ-2-16　雇用形態別求人倍率の推移（原数値）
図表Ⅰ-2-17　正規と非正規の雇用者数増減（前年差）と非正規の雇用者割合
図表Ⅰ-2-18　完全失業者の失業期間別の推移

図表一覧

図表Ⅰ-2-19　雇用人員判断（全産業）の推移
図表Ⅰ-2-20　今後１年間に失業する不安を感じる割合（20～64歳）
図表Ⅰ-2-21　月間総実労働時間（事業所規模５人以上）の推移（前年同期比）
(1)全労働者
(2)一般労働者
(3)パートタイム労働者
図表Ⅰ-2-22　主な産業別総実労働時間（事業所規模５人以上：全労働者）の推移（前年同期比）
(1)建設業
(2)製造業
(3)運輸業、郵便業
(4)卸売業、小売業
(5)飲食サービス業等
(6)医療、福祉
図表Ⅰ-2-23　現金給与総額（事業所規模５人以上）の推移(前年同期比)
(1)全労働者
(2)一般労働者
(3)パートタイム労働者
図表Ⅰ-2-24　主な産業別現金給与総額（事業所規模５人以上：全労働者）の推移（前年同期比）
(1)建設業
(2)製造業
(3)運輸業、郵便業
(4)卸売業、小売業
(5)飲食サービス業等
(6)医療、福祉
図表Ⅰ-2-25　実質賃金の推移（事業所規模５人以上、前年同月比）
図表Ⅰ-2-26　１年後の賃金収入の増減見通し（20～54歳）
図表Ⅰ-2-27　景気見通し別賃金見通し（20～54歳）
(1)１年後
(2)３年後

図表Ⅰ-3-1　世界経済見通し
図表Ⅰ-3-2　株価の動向
図表Ⅰ-3-3　実質ＧＤＰ成長率と各需要項目寄与度
図表Ⅰ-3-4　住宅市場の調整と家計負債の推移
(1)住宅市場の調整
(2)家計負債の推移（対可処分所得比）
図表Ⅰ-3-5　完全失業率と労働力率の推移
図表Ⅰ-3-6　実質ＧＤＰ成長率の推移
(1)各国成長率の実績
(2)今後の予測
図表Ⅰ-3-7　一般政府の財政収支及び債務残高の推移と見通し（対ＧＤＰ比）
(1)一般政府財政収支の対ＧＤＰ比
(2)一般政府粗債務残高の対ＧＤＰ比
図表Ⅰ-3-8　失業率と物価の推移
(1)失業率
(2)物価上昇率（対前年同月比）
図表Ⅰ-3-9　実質ＧＤＰ成長率（前年同期比、寄与度）
図表Ⅰ-3-10　中国の輸出額と輸出相手国別内訳
(1)輸出額の推移
(2)輸出額の伸び率の推移
図表Ⅰ-3-11　物価、賃金、不動産価格の動向
(1)物価の動向
(2)賃金、不動産価格の動向
図表Ⅰ-3-12　銀行の融資の動向と金利の推移
(1)社会融資総量の伸び率と内訳
(2)Shibor（銀行間オーバーナイト金利）の推移
図表Ⅰ-3-13　省別１人当たり可処分所得(2012年)
図表Ⅰ-3-14　日本企業の海外進出拠点の選択
(1)海外進出の拡大を図る国・地域
(2)中国から移管する理由（複数回答）

図表Ⅱ-1-1　名目雇用者報酬・名目ＧＤＰの推移と労働分配率
図表Ⅱ-1-2　構造改革路線の下で過度に減少した名目雇用者報酬
図表Ⅱ-1-3　非正規比率の上昇に反比例して低下した1人当たり労働分配率
図表Ⅱ-1-4　部門別貯蓄・投資バランス
図表Ⅱ-1-5　非金融法人の純固定資本形成
図表Ⅱ-1-6　資本係数の推移
図表Ⅱ-1-7　雇用形態別年齢階層別賃金・一時金格差（2013年）
図表Ⅱ-1-8　規模別売上高経常利益率　全産業（金融・保険除く）
図表Ⅱ-1-9　規模別人件費比率　全産業（金融・保険除く）
図表Ⅱ-1-10　規模別賃金格差
図表Ⅱ-1-11　製造業の雇用形態別雇用者数推移
図表Ⅱ-1-12　非製造業の雇用形態別雇用者数推移

図表一覧

図表Ⅱ-1-13　製造業・非製造業の現金給与総額の推移

図表Ⅱ-2-1　男女別にみた就業率の推移（15～64歳）
図表Ⅱ-2-2　女性就業率の国際比較（25歳～54歳）
図表Ⅱ-2-3　完全失業率および有効求人倍率の推移（季節調整値）
図表Ⅱ-2-4　女性の配偶関係別の労働力率（３時点比較）
図表Ⅱ-2-5　女性のM字カーブ（３時点比較）
図表Ⅱ-2-6　女性非労働力者の離職理由・求職しない理由（2013年）
図表Ⅱ-2-7　年齢階級別の非正規比率（1992年・2012年）
図表Ⅱ-2-8　入職時期別の初職の雇用形態
図表Ⅱ-2-9　非正規からの正規への転換はおよそ４分の１
図表Ⅱ-2-10　非正規労働者の５年後の雇用形態（男女別）
図表Ⅱ-2-11　職業能力を高めるために必要な具体的内容（20～54歳）
図表Ⅱ-2-12　企業による教育訓練の実施状況（雇用形態・従業員規模別）
図表Ⅱ-2-13　非正規で働く理由（2013年）
図表Ⅱ-2-14　末子妊娠時に就業継続を希望していた女性の就業状況と、そのうち非正社員退職者の退職理由
図表Ⅱ-2-15　企業の育児支援制度の非正社員への対応状況と、非正社員の制度利用可否についての認知度
(1)企業の育児支援制度の非正社員への対応状況（n=2369）
(2)非正社員の制度利用可否についての認知度（n=619）
図表Ⅱ-2-16　男女の賃金差の推移（一般労働者）
図表Ⅱ-2-17　役職者に占める女性の割合
図表Ⅱ-2-18　年齢階級別の離職率（男女）
図表Ⅱ-2-19　育児休業後の復職時の仕事内容と本人希望の合致度および、復職後の仕事内容の本人希望合致度別にみた就業継続意向
図表Ⅱ-2-20　末子の妊娠・出産を機に退職した女性正社員・正職員の退職理由（複数回答）
図表Ⅱ-2-21　性・年齢階級別の週間就業時間（2013年）
図表Ⅱ-2-22　いずれの職場にも男女とも配置している企業の割合（部署別）
図表Ⅱ-2-23　従来型キャリアアップと異なる多様なキャリアに対する捉え方

図表Ⅱ-3-1　雇用形態別の構成割合の推移（男女別）
図表Ⅱ-3-2　雇用形態別の賃金格差
(1)年齢階層別の所定内賃金（月額）
(2)年齢階層別の年収
図表Ⅱ-3-3　世帯所得分布の変化
図表Ⅱ-3-4　パート・派遣労働者の世帯収入に占める本人収入の割合
図表Ⅱ-3-5　低所得の非正規労働者の「主たる稼ぎ手」の推計
図表Ⅱ-3-6　所得格差（ジニ係数）の推移
図表Ⅱ-3-7　年齢階層別の再分配前後の所得格差（ジニ係数）の変化
図表Ⅱ-3-8　相対的貧困率の推移
図表Ⅱ-3-9　年齢階層別の貧困率の推移
図表Ⅱ-3-10　世帯類型別の貧困率
図表Ⅱ-3-11　生活保護受給世帯の推移
(1)生活保護受給世帯数と保護率の推移
(2)世帯類型別保護世帯比率の推移
図表Ⅱ-3-12　生活保護基準未満の低所得世帯数の推計（2007年国民生活基礎調査による推計）
図表Ⅱ-3-13　男女・年齢階層別の低賃金労働者の状況
図表Ⅱ-3-14　ワーキングプアの比率（貧困率）
図表Ⅱ-3-15　ワーキングプア人数の推計
図表Ⅱ-3-16　給与収入階級別の配偶者控除適用者数及び適用割合（納税者分）
図表Ⅱ-3-17　金融・実物資産の保有額の分布状況
(1)貯蓄現在高
(2)住宅・宅地資産

図表一覧

図表Ⅱ-3-18　相続税課税対象者の遺産相続状況
(1)相続人、相続額
(2)相続の内容
図表Ⅱ-3-19　贈与・相続の可能性と遺産期待額の分布（世帯収入別）
図表Ⅱ-3-20　学歴と賃金格差
図表Ⅱ-3-21　チャンスと幸福感
(1)年収とチャンス、幸福感
(2)学歴ごとにみたチャンス
図表Ⅱ-3-22　日本の大学授業料と各国における高等教育の公的負担の度合
(1)大学授業料の推移（国立、私立）
(2)高等教育機関の公的支出割合
図表Ⅱ-3-23　高等学校の中途退学者数の事由別構成比
図表Ⅱ-3-24　私立中学校生徒数（中学生対象人数に対する割合）
図表Ⅱ-3-25　学校外活動にかける費用
(1)通塾率（学年ごと）
(2)私立の生徒の学校外活動費
(3)世帯収入階級ごとの年間補助学習費（2012年）
図表Ⅱ-3-26　初等教育に対する公的な支出と家計の支出の比率

＜コラム図表＞

図表①-1　消費税率引き上げ前後の物価の動き
(1)（税除く）消費者物価指数の動き
(2)東大日次物価指数
図表①-2　駆け込み品目について
(1)世帯収入階級ごとの駆け込み品目
(2)1997年３月と2014年３月の違い
図表①-3　住宅着工及び自動車販売の状況
(1)住宅着工
(2)自動車販売
図表②-1　国・地方を合わせた法人実効税率（2014年）
図表②-2　社会保険料を含めた企業の負担（2010年）
図表②-3　ＯＥＣＤ諸国の法人税の動向
(1)2000～2011年の税率変化と税収変化
(2)2011年の税率と税収（対ＧＤＰ比）
図表③-1　将来の高齢化率（65歳以上人口/15～64歳人口、％）
図表③-2　将来の人口割合
図表③-3　世界経済の長期予測（市場レートでみた経済規模の割合、％）
図表④-1　上位１％及び10％の所得シェア（日・米・中、1980～2012年）
(1)上位１％
(2)上位10％
図表④-2　上位１％所得者の課税前所得におけるシェアの変化（81年→12年）
図表⑤　失業率と長期失業者(12カ月)失業率の推移
図表⑥-1　女性の未婚率の推移（15～64歳）
図表⑥-2　女性の初婚平均年齢と第１子出産平均年齢の推移
図表⑥-3　共働き世帯数の推移

第Ⅰ部

2013年度以降の日本と世界経済

第１章 消費に支えられた景気回復とその先行き

第２章 回復を見せる雇用情勢とその実勢

第３章 安定的な成長に向かいつつある世界経済

第１章　消費に支えられた景気回復とその先行き

第Ⅰ部　第１章のポイント

第１節　景気回復が続いている日本経済

○2013年度中は消費や公的需要の伸びがみられ、さらに2014年４月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要も寄与して、高い成長となった。

○今回の景気回復は内需主導であり、円高が是正されたにもかかわらず、輸出の寄与は小さい。

○公的需要は、経済対策の実施により2013年度の成長を押し上げ、今後も高水準で推移すると見込まれる。

第２節　緩やかな伸びにとどまる設備投資

○2013年度中は、鉱工業生産は増加傾向にあり、企業収益も増加した。2014年度に入り、反動減により在庫が高水準となる中、生産は緩やかに回復していくと見込まれる。

○設備投資は、老朽設備の更新投資などが見込まれるものの、企業経営者の期待成長率が１％台半ばであることから、緩やかな伸びにとどまる可能性が高い。

○円高が是正されたにもかかわらず、海外で販路拡大を図る傾向や、設備投資の海外比率を高める動きは、依然続いている。

第３節　家計の所得面に弱さ

○家計の消費支出は増加傾向で推移したが、消費税率引上げに伴い大きく振れた。

○家計の収入については、勤労者世帯では2013年中は増加していたが、2014年に入ってからは減少もみられる。こうした最近の動きから、消費の増加は収入の増加に支えられたものとは言い難い。

○家計の直面する物価は足もとで３％台半ばの上昇、消費税率引上げ分を除いても１％台半ばの上昇である。賃金が同様に伸びない場合には、実質的な所得の減少となる。

第１節　景気回復が続いている日本経済

日本経済は、2012年11月を底に景気回復を続けている。この景気回復は内需主導である点が特徴的である。金融緩和による円安にもかかわらず、外需の寄与はむしろマイナスだった。現在遅れている家計所得の回復が今後どうなるかが、この景気回復の持続性を占う上で極めて重要である。

消費、公的需要が支えた景気回復

2013年度中の日本経済は、消費や公的需要といった内需の主導により、プラス成長を続けた（**図表Ｉ－１－１**）。年度で2.3%の高い伸びとなったが、消費税率の8%への引上げ（2014年４月）前の消費及び住宅投資の駆け込み需要等によって押し上げられた面もある。税率引上げ後は、反動減により2014年４－６月期は大きなマイナス成長となった。耐久消費財には７－９月期にも反動減の影響が残る可能性もある。景気回復の動きはまだ続いていると考えられるが、今後の動向を注意深く見ていく必要がある。

図表Ｉ－１－１　実質ＧＤＰ成長率の推移（前期比、寄与度）

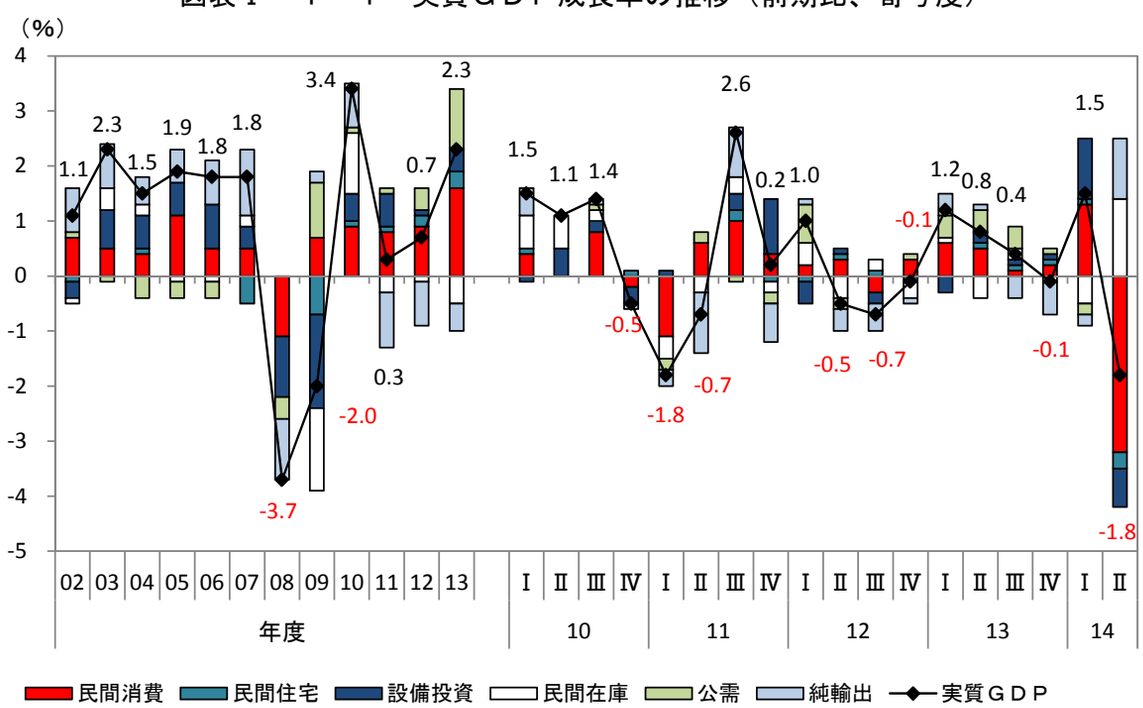

資料出所：内閣府「国民経済計算」より作成。

過去の景気回復と比較して消費の伸びが大きい

過去の景気回復局面を振り返ってみると（**図表Ｉ－１－２**）、輸出に牽引されて生産が伸びていくというパターンが多い。その後、賃金が次第に増えていくという傾向が見られた。これらは1990年代に典型的に見られたが、2009年４月以降の景気回復局面では、輸出・生産の増加が大きかったものの、賃金・消費はむしろ低下した。今回の景気回復局面では輸出の動きが弱く、消費が回復初期の需要を支えた点が特徴的である。賃金の動きが今回弱いことを勘案すれば、この消費の動きは、

株価等の資産価格の上昇や特別給与の増加によるものと考えられる。賃金増加によって所得面から需要を支えることができれば、景気の持続性が高まるが、現時点ではまだそこまで至っていない。

図表Ｉ－１－２　過去の景気回復との指標の違い

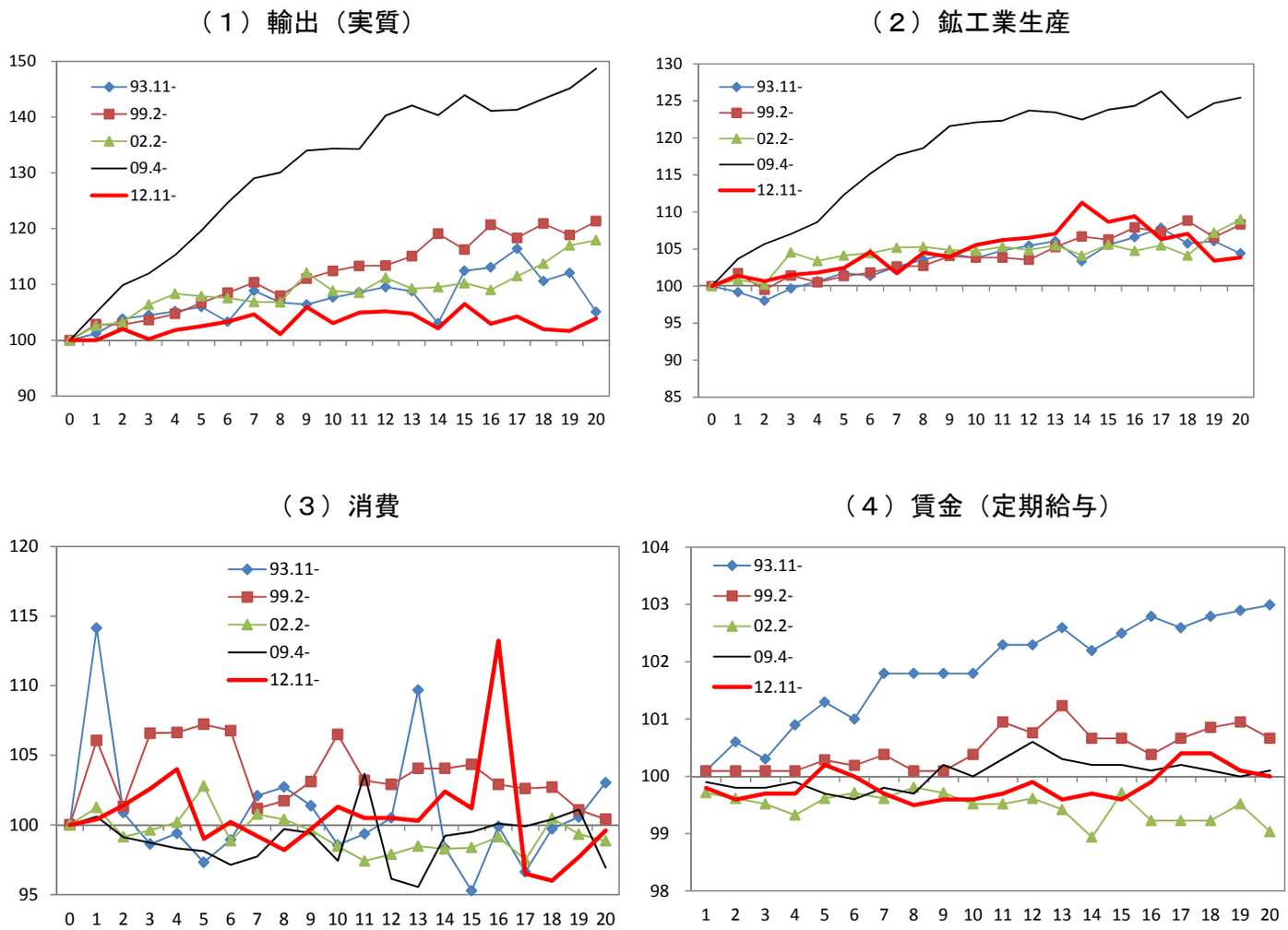

（注）1993年以降の過去5回の景気回復局面について、景気の谷からの経過月数に応じた指標の推移を示している。
資料出所：日本銀行「国際収支（実質輸出（季節調整値））」、経済産業省「鉱工業生産指数」、総務省「家計調査」（家計収支編：２人以上勤労者世帯の家計消費支出額）、厚生労働省「毎月勤労統計」（きまって支払われる現金給与：季節調整値）より作成。

内需を中心とする需給の引締まりとデフレ解消に向けた動き

消費の伸びや建設需要の拡大等により、国内需給は引締まり傾向にある。ＧＤＰギャップは、駆け込み需要もあって2014年１－３月期にゼロ近傍まで縮小した後、４－６月期には2.3%まで拡大したが、総じて縮小傾向にある（**図表Ｉ－１－３**）。こうした需給の引締まりを受け、下げ止まりつつあったＧＤＰデフレータは、４－６月期には消費税率引上げの影響を除いてもプラスに転じた可能性が高い。

図表Ⅰ－１－３　ＧＤＰギャップとＧＤＰデフレータ

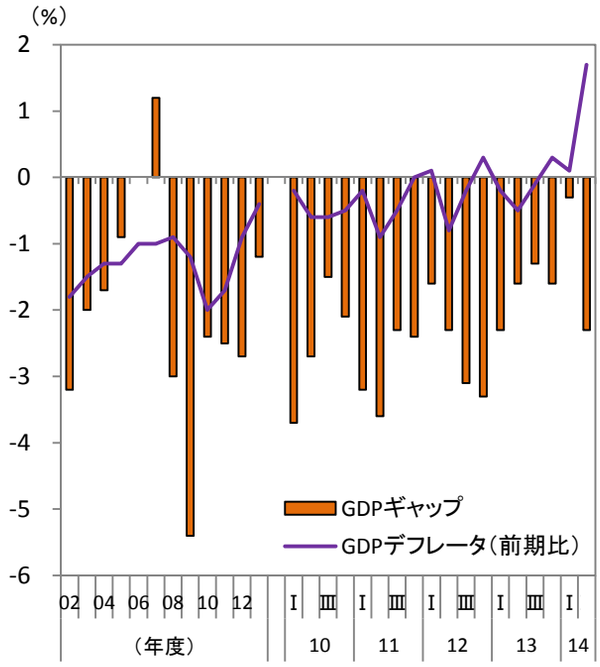

資料出所：内閣府「国民経済計算」、「今週の指標」№1104より作成。

輸出額・輸入額ともに増加し、貿易収支は赤字傾向が続く

2012年末以降、為替レートが２割程度減価したため、輸出・輸入とも金額ベースで増加し、特に輸入額の伸びが大きかった（**図表Ⅰ－１－４**）。貿易収支の赤字幅は、消費税の駆け込みと反動の影響を均してみても、拡大傾向にある。

これまでは為替が大きく円安になると、まず円建て輸出額が増加した後、現地での販売価格引下げ等に伴って輸出数量が増加するという傾向が見られた。ところが今回の円高是正局面では、輸出数量にははかばかしい増加がみられない。現地販売価格が据え置かれ、円建ての輸出金額が増加するという価格効果がもっぱらみられる状況が続いている。

なお、輸出を地域別にみると、特にＥＵ、中国については、2012年の落ち込みからは回復したと言えるが、その水準は2011年に比べ依然低い。

図表Ⅰ－１－４　輸出入額、経常・貿易収支、為替と輸出数量の推移

（１）輸出入額の推移

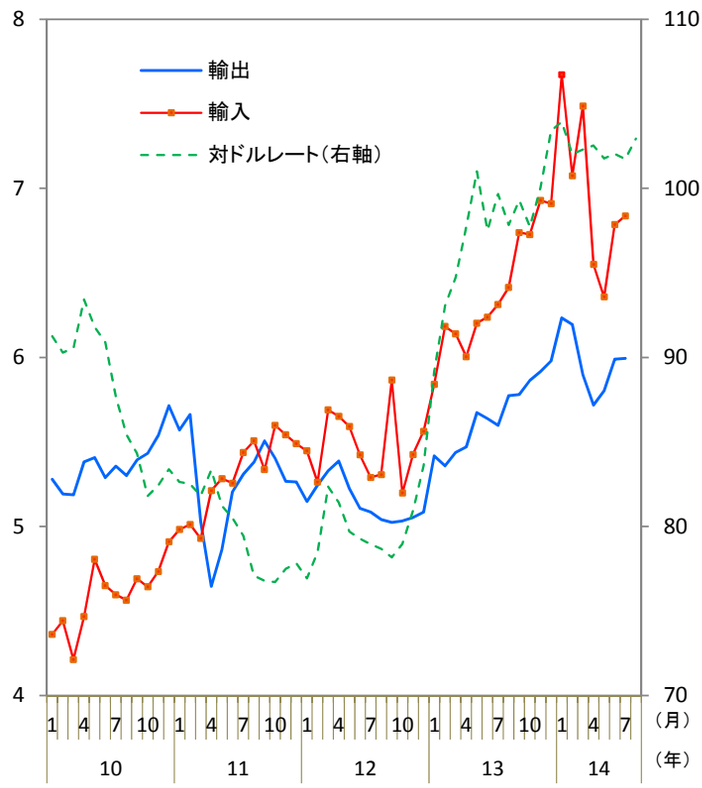

（２）経常・貿易収支の推移

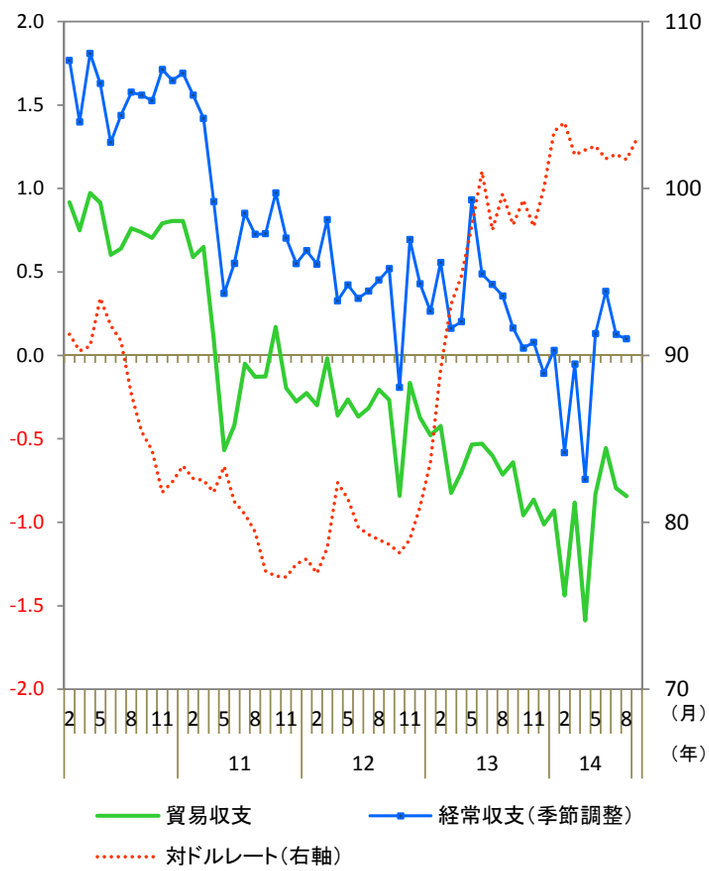

資料出所：財務省「国際収支統計」より作成。

（３）実質実効為替レートと対ドルレート

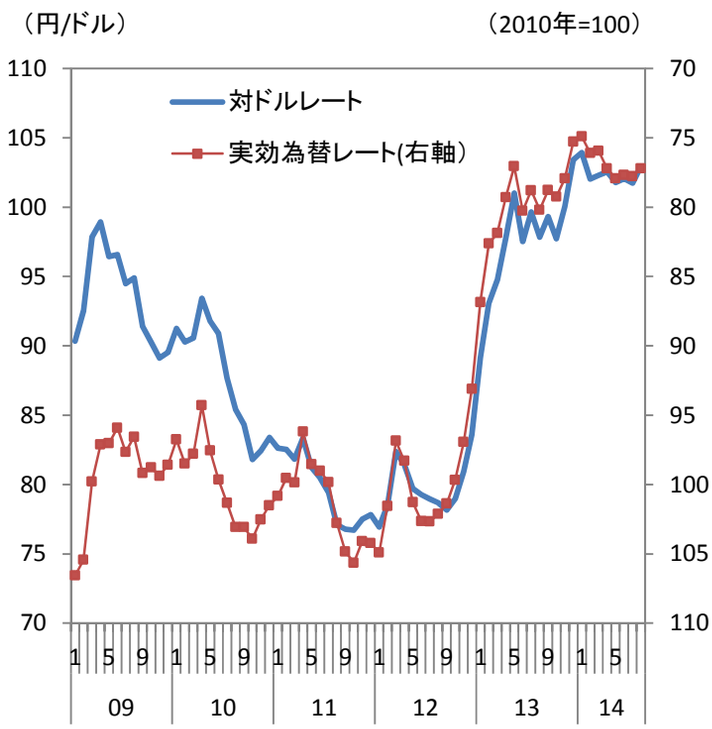

（４）輸出数量の動向（地域別）

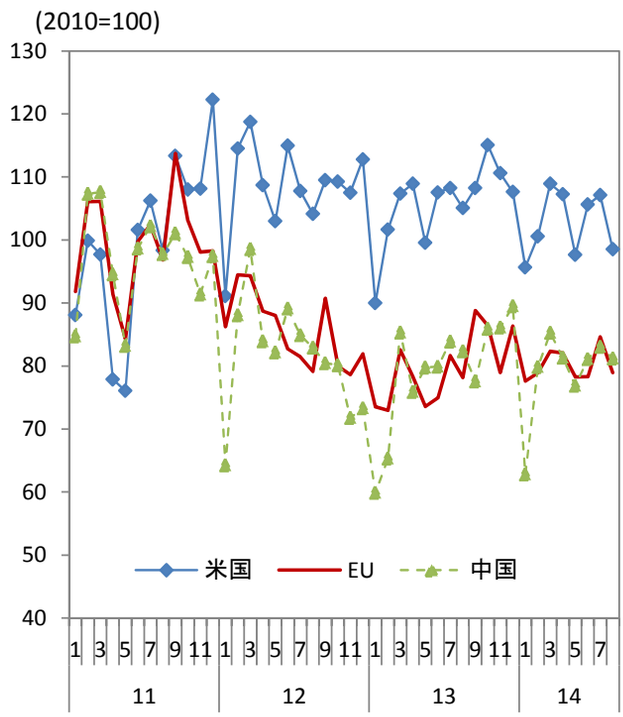

資料出所：日本銀行「為替統計」、財務省「貿易統計」より作成。

今後の景気予測について

エコノミストの平均的な予測では、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要と反動減の後は、概ね各四半期とも年率２％弱の成長が続くとみられている（**図表Ｉ－１－５（１)**)。年度で実質成長率をみると、2014年度は0.5%程度であるが、駆け込みと反動の影響を均すため2013、14年度を平均してみれば１％台半ばとなり、2015年度についての予測と大差ない（**図表Ｉ－１－５（２)**)。つまり、2013～15年度にかけて消費税率引上げが２回予定されている中でも、１％弱と想定される潜在成長率を上回って、１％台半ばの成長を続けるというのが、エコノミストの見方である。もちろんここには、経済対策など様々な政策努力が織り込まれており、こうした効果が剥落すると、2016年度には１％台前半の成長になるという見方と解釈できる。

図表Ｉ－１－５　エコノミストの予測（実質ＧＤＰ成長率、2014年９月時点）

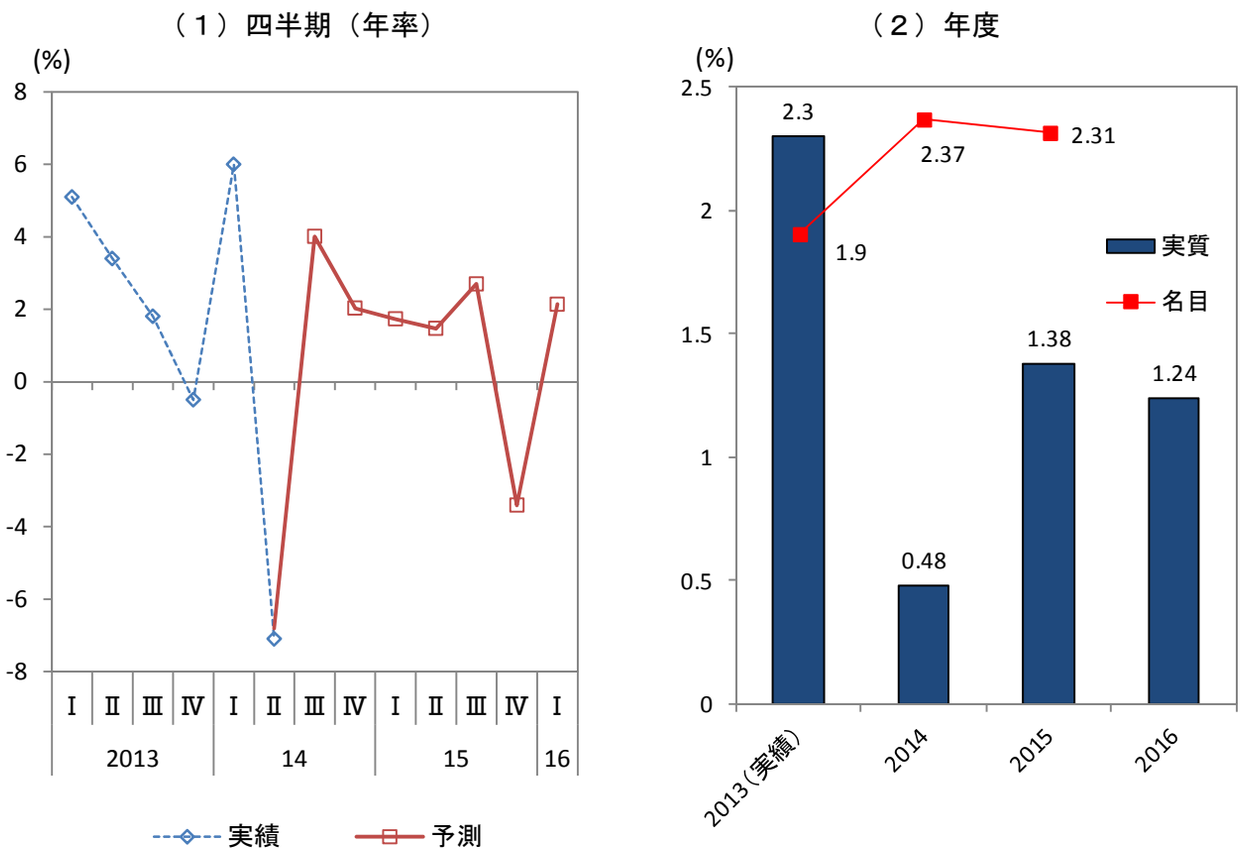

資料出所：日本経済研究センター「ESPフォーキャスト調査」（９月５日公表）より作成。

景気対策を受けて公共事業は高水準

復興事業の進捗はみられるが、住宅等に関しては完了した事業は少なく、今後も住宅分野を中心に復興関連の需要は続くものと見込まれる。（**図表Ｉ－１－６（１）**）

公共工事全体の動きについては、2013年年初の景気対策の策定[1]を受けて受注額が増加し、出来高も次第に増加していった。出来高は2014年度に入り減少したが、前年度補正予算[2]や本年度予算の早期執行により、今後高水準で推移するものと考えられる。（**図表Ｉ－１－６（２）**）

図表Ｉ－１－６　復興事業の進捗と公共工事の状況

（１）公共インフラの復旧状況（2014年６月末）　（２）公共工事の執行状況（対前年同月比、%）

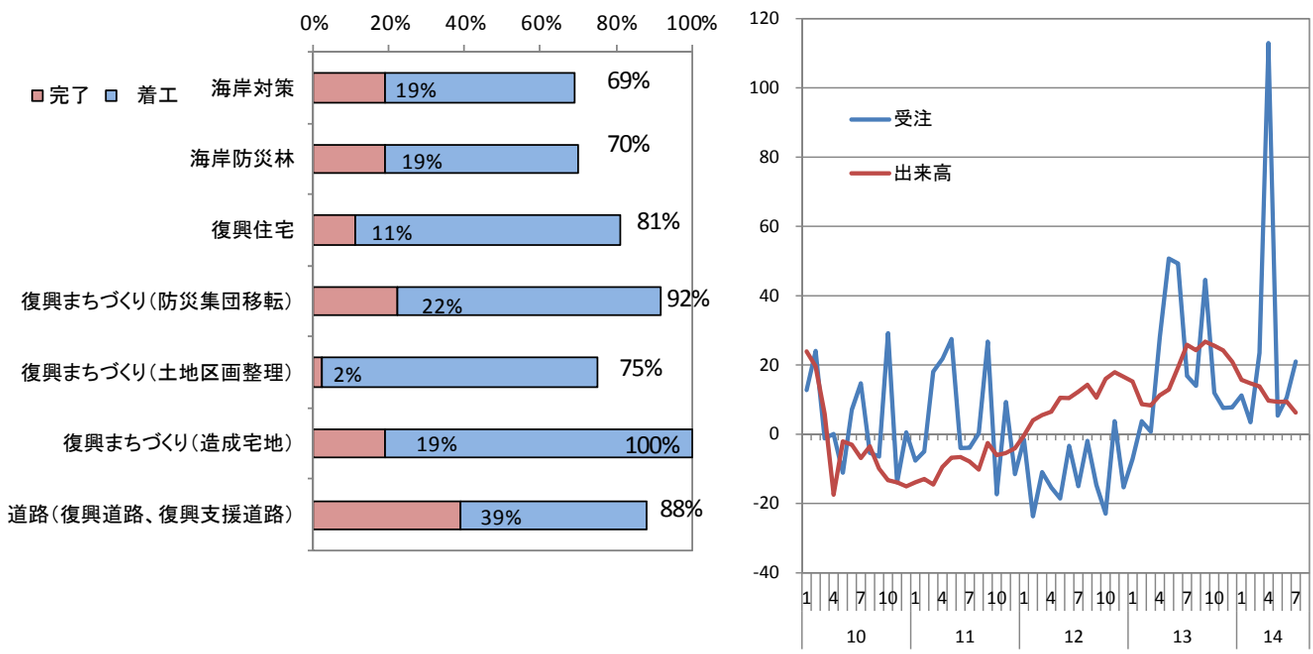

資料出所：復興庁「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」、国土交通省「建設受注動態統計」、「建設総合統計」より作成。

財政リスクと財政健全化

政府の財政支出（一般会計、当初予算ベース）は、高齢化に伴う社会保障の自然増に加え、経済再生・デフレ脱却のため公共事業関係費も増加するなど、拡大が続いている。債務残高は極めて高い水準にあり、現時点では長期金利は0.5%程度と非常に低い水準にあるものの、今後の金利上昇に伴う財政リスクが懸念される。政府は、2014年４月に５％から８％に引き上げた消費税率を、2015年10月に10%へと再度引上げることを予定しており、本年内に最終判断を行う予定である。内閣府試算によれば、こうした消費税率引上げ等を前提にすれば、2015年度の基礎的財政収支対ＧＤＰ比を2010年に比べて半減するという目標は達成可能である。（**図表Ｉ－１－７**）

[1] 10兆円規模の財政支出を伴う「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が2013年１月11日に閣議決定された。

[2] ５兆円規模の財政支出を伴う「好循環実現のための経済対策」（2013年12月５日閣議決定）を受けて策定された。

図表Ｉ－１－７　財政支出の動向と債務残高

（１）国の予算・決算の動向

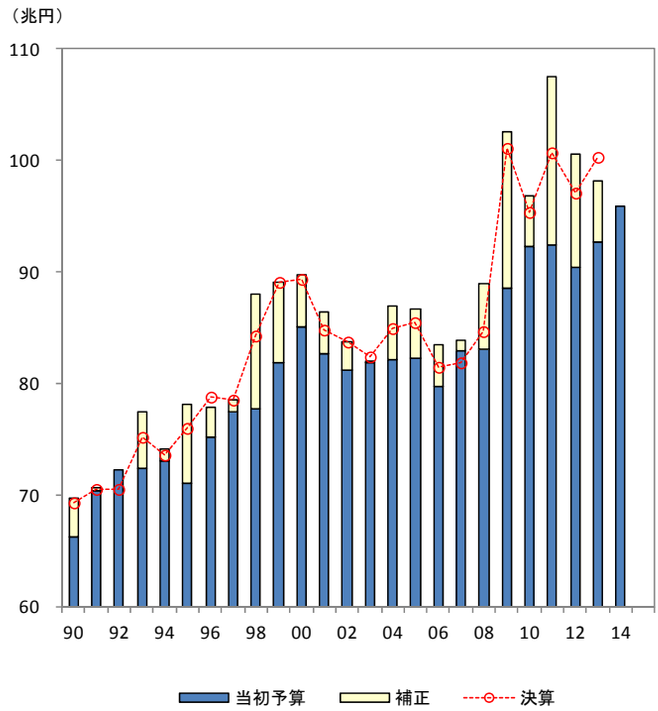

（２）財政健全化への取り組み

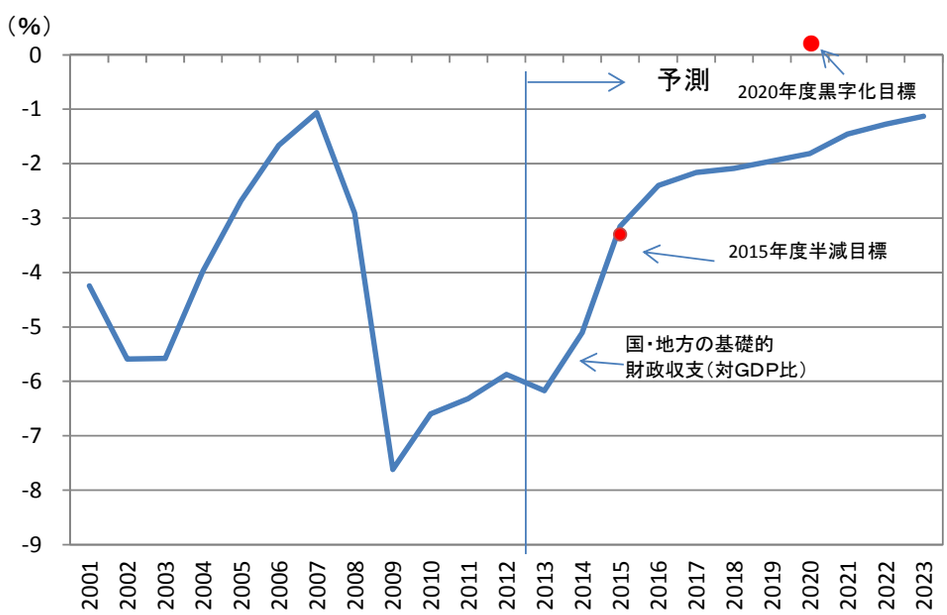

資料出所：財務省「財政関係統計資料」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2014年７月）より作成。

第２節　緩やかな伸びにとどまる設備投資

生産は増加傾向にあったが足もとで抑制

鉱工業生産は、景気回復を受け、また2014年４月の消費税率の引上げを控えた増産により、2014年１月まで増加傾向にあり、在庫は減少していた。その後、消費税率引上げ前後の駆け込み・反動減を経て、在庫の積み上がりから、８月まで生産は弱い動きとなっている。今後最終需要の回復に伴い、生産が緩やかに回復していく見込みであるが、在庫が高水準であることには留意が必要である。（**図表Ⅰ－１－８（１）**）

業種別でみると、2013年中の生産は電気機械・一般機械等の増加が大きかったが、足元では各業種とも減少しており、特に情報通信機械の減少幅が大きい。（**図表Ⅰ－１－８（２）**）

図表Ⅰ－１－８　鉱工業生産の動向

（１）鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率　　**（２）業種別生産指数の推移**

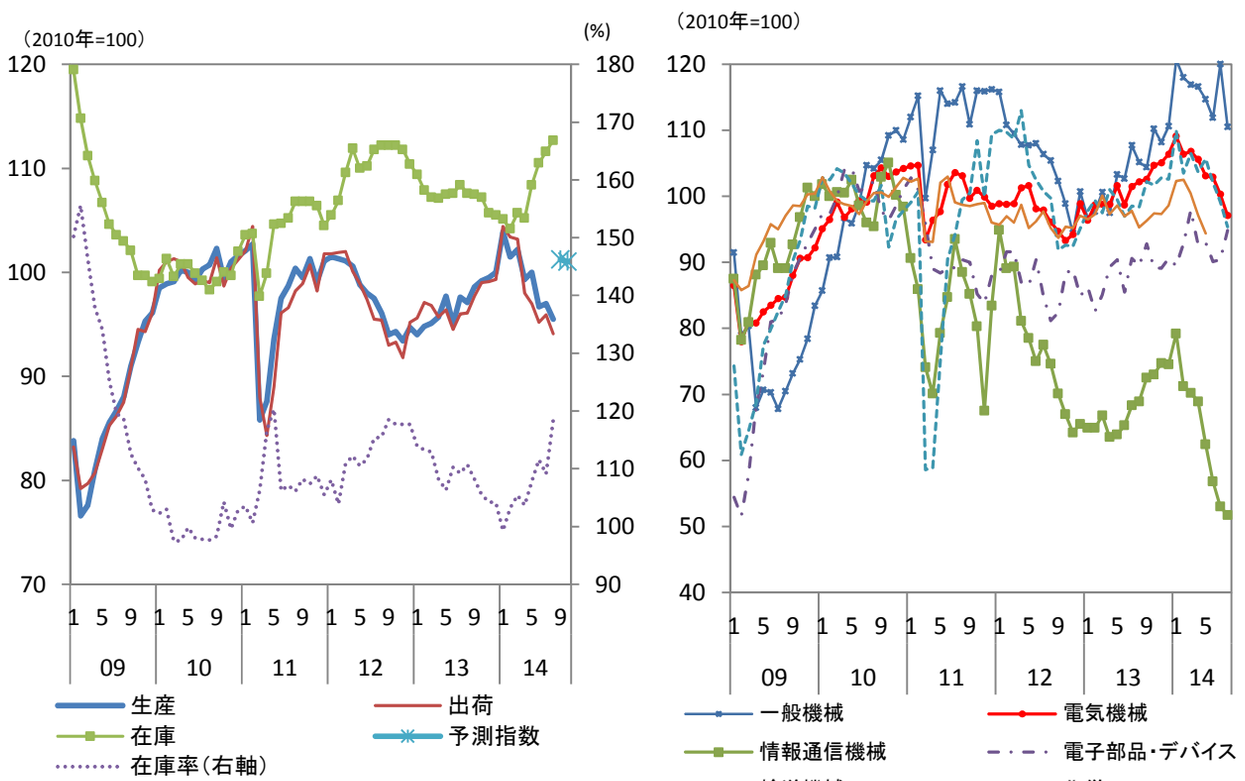

（注）季節調整値。8月は速報値。予測指数は製造工業生産予測調査による。
資料出所：経済産業省「鉱工業生産指数」より作成。

設備投資は維持・更新投資を中心に緩やかな伸び

設備投資の先行指標である機械受注については、2013年を通じて上昇傾向にあった。2014年に入っても３月の急増とその後の減少を均してみれば、緩やかに増加しているといえる。（**図表Ⅰ－１－９（１）**）

中小の製造業・非製造業については2013年後半から2014年前半にかけて設備投資の「不足」感が強まる傾向にあったが、先行きの予測においては「不足」感が緩和するとみられている。大規模製

造業においては、設備の「過剰」感が薄らいできていたが、足もとでは「不足」に移行することはなく、「過剰」感が強いままである。（**図表Ⅰ－１－９（２）**）

企業経営者が考える３年後、５年後の日本の実質経済成長率は１％台半ばであり（**図表Ⅰ－１－９（３）**）、エコノミストの見方と大差ない（**前掲図表Ⅰ－１－５（２）**）。2006年当時のように２％程度まで期待成長率が高まれば設備投資が大きく伸びることが期待できるが、経営者はそこまで強気にはなっていない。設備の老朽化から維持・更新投資を中心に堅調な増加は期待できるものの、能力増投資についてはやや慎重に見るべきであろう。

図表Ⅰ－１－９　企業の設備投資動向、投資判断

（１）機械受注の動向

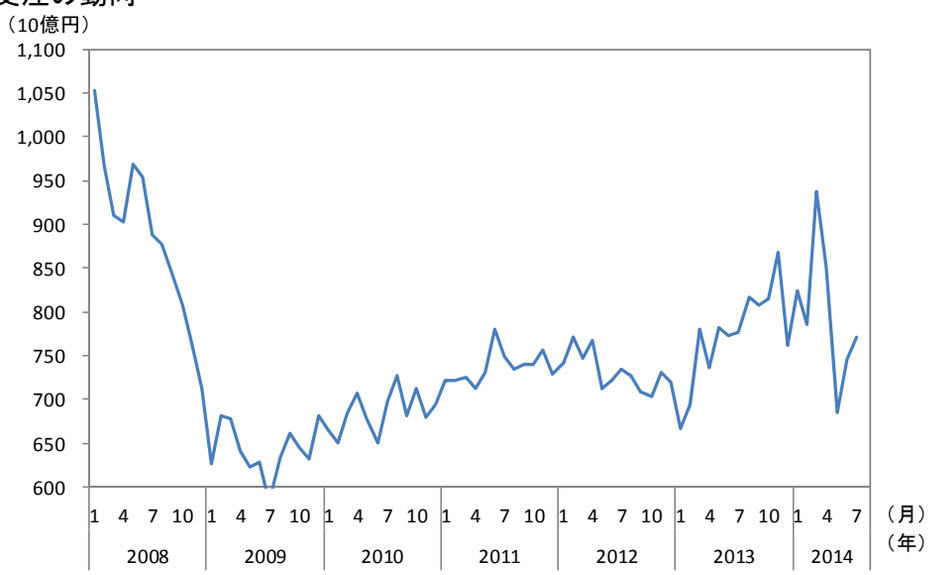

資料出所：内閣府「機械受注統計」より作成。

（２）設備判断ＢＳＩ（「不足」―「過大」）

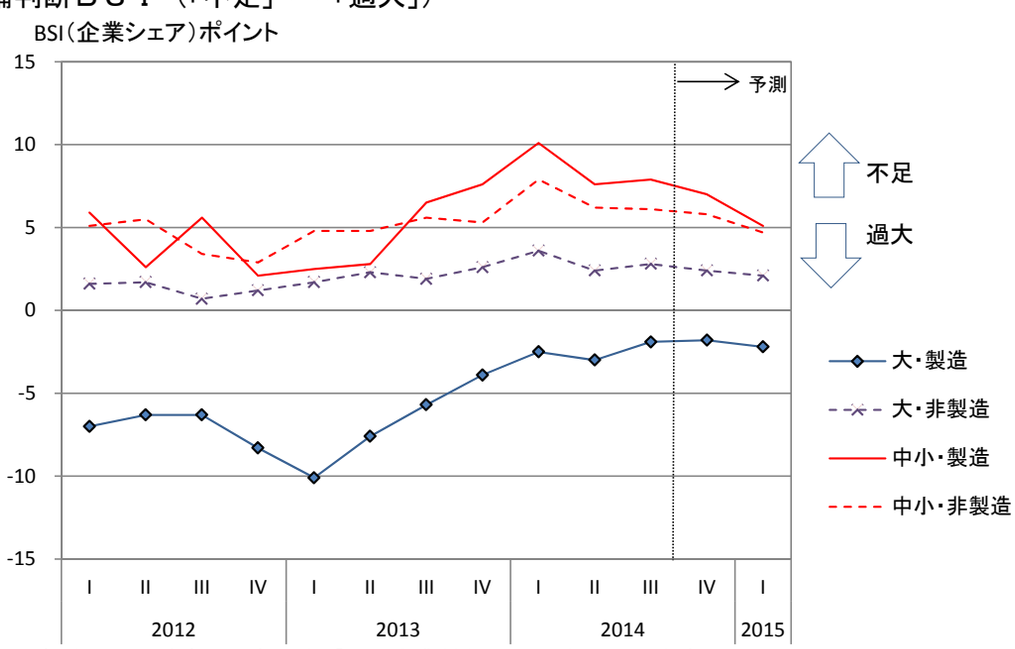

資料出所：財務省・内閣府「法人企業景気予測調査」より作成。

（３）企業による日本経済の中期見通しの変化（今後３年間、５年間の成長率）

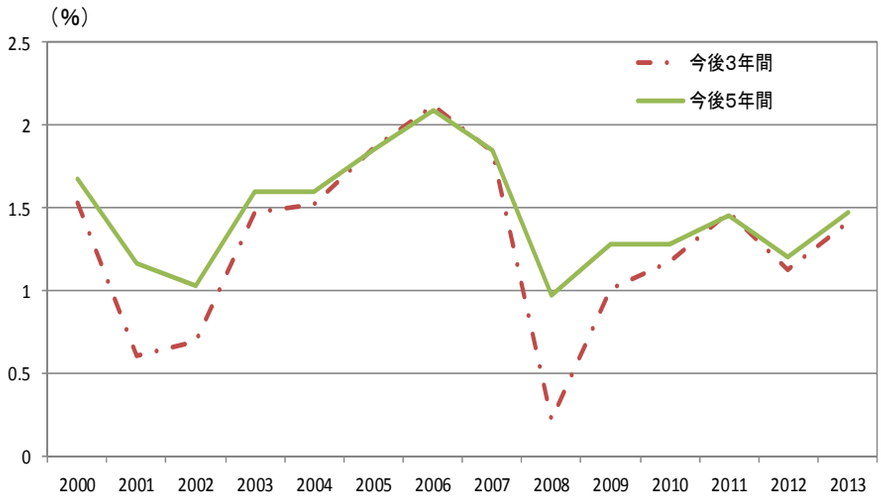

資料出所：内閣府「平成25年度企業行動に関するアンケート調査」より作成。

2014年に一時的な景況感の後退を予想するも資金繰りは安定

2013年に入り大企業の景況感に顕著な改善が見られた。やや遅れたものの中小企業の景況感も改善した。消費税率の引上げによる駆け込み・反動減による景況感の振れはあるものの、2014年７－９月期以降も国内の景況は良くなると見る見方が多い。（**図表Ⅰ－１－10（１）**）

資金繰りについても、資金繰り全体及び金融機関貸出について「よい」と判断する大企業が多い。この両者について、中小企業では大企業以上に顕著な改善が見られた。資金繰りについてはまだ「悪い」との回答の方が多いが、金融機関貸出では「よい」という回答の方が多くなった。2013年に入ってからの金利（無担保コールレート）の動きが示すように、金融の更なる緩和による効果が浸透している効果と考えられる。（**図表Ⅰ－１－10（２）**）

図表Ⅰ－１－10　企業による国内景況判断と資金繰り判断等

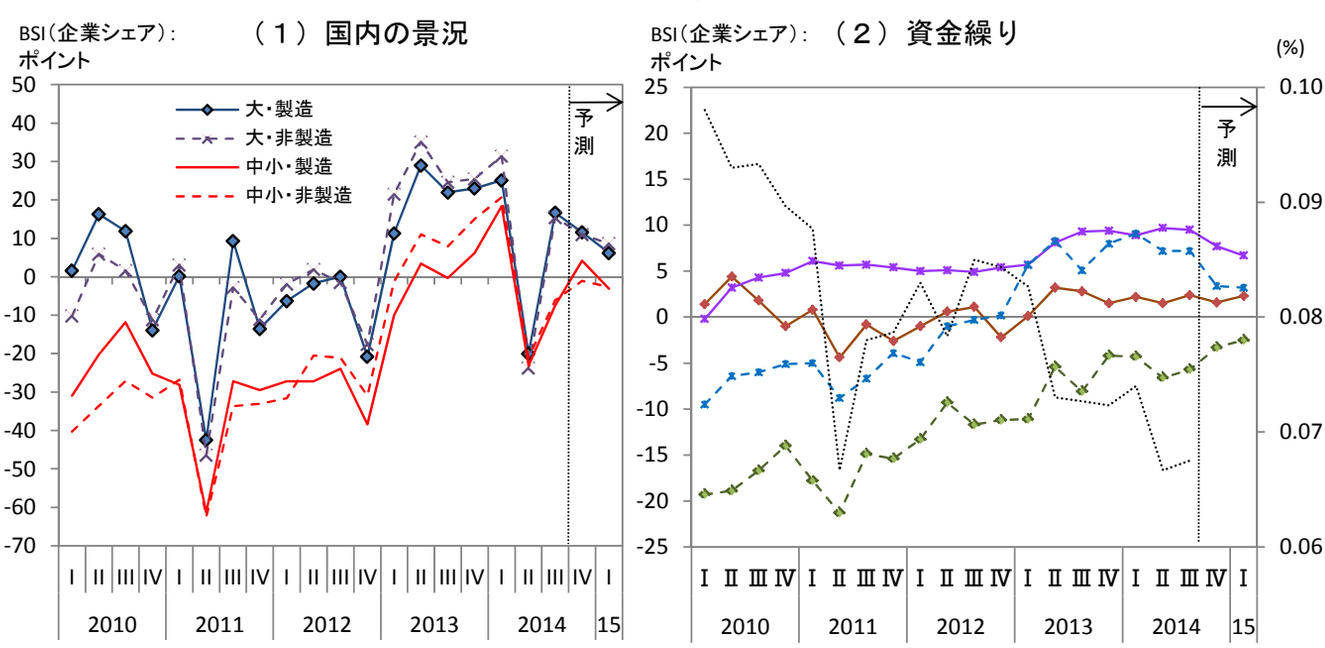

（注）「上昇」－「下降」
資料出所：財務省・内閣府「法人企業景気予測調査」より作成。

利益の回復が設備投資増につながっていない

景気回復時期における経常利益と設備投資の推移をみると、2000年代前半には両者の相関がみられたが、今回の景気回復局面においては、この相関がみられない。企業の手持ち資金のうち、どれだけを設備投資に回しているかを示す設備投資の対キャッシュフロー比率をみると低下傾向が続いており、特に大企業においては低下が目立つ。（**図表Ⅰ－１－11**）

図表Ⅰ－１－11　景気の回復と設備投資の推移

（１）経常利益と設備投資

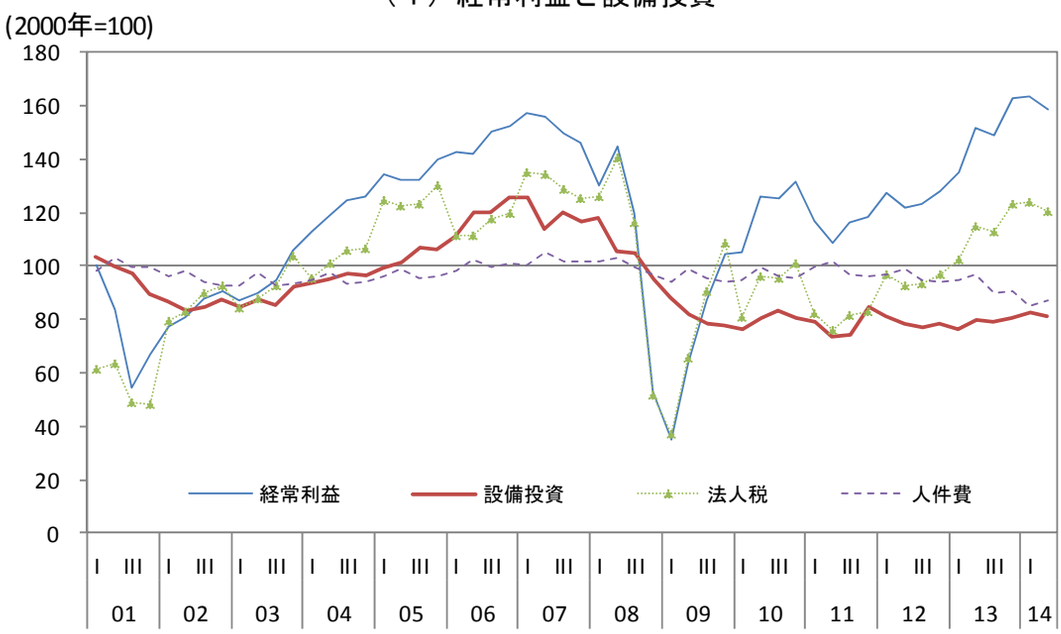

（２）セクター別にみた設備投資/キャッシュフロー比率

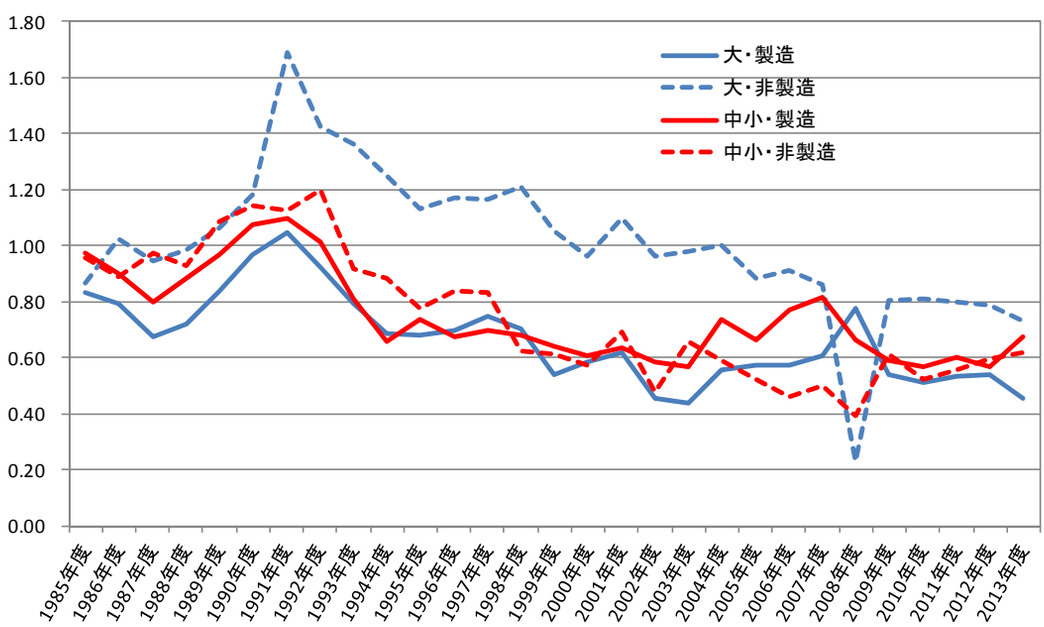

（注）除く金融・保険業。設備投資はソフトウェアを除く設備投資。キャッシュフロー=経常利益×0.5＋減価償却費。
資料出所：財務省「法人企業統計季報」「法人企業統計調査（年報）」より作成。

海外進出と設備投資の意欲は高い

一方で、企業の海外での生産・売り上げを伸ばし、それに伴い、海外の設備投資の比率を高める意欲は高い。2014年には生産のうち約4割を海外で行う計画である。設備投資については、2009年以降特に製造業において海外比率が高まり、2013年には国内の1.2倍に達した。非製造業においても2013年に約３割まで同比率が高まっている。円高は是正されたものの、海外投資が増加する傾向にはまだ変化が見られない。（**図表Ｉ－１－12（１）**）

企業が海外進出を拡大する理由については、海外需要の拡大や国内需要の縮小を見込んでいることが、製造・非製造業とも大きな理由となっており、人件費や税・規制等による負担の軽減や為替変動の影響を回避するといった理由を挙げる割合は１～２割にとどまっている。（**図表Ｉ－１－12（２）**）

図表Ｉ－１－12　海外生産比率と海外設備投資計画、海外進出の理由

（１）海外生産・売上高、設備投資比率　　**（２）海外進出を拡大する理由**

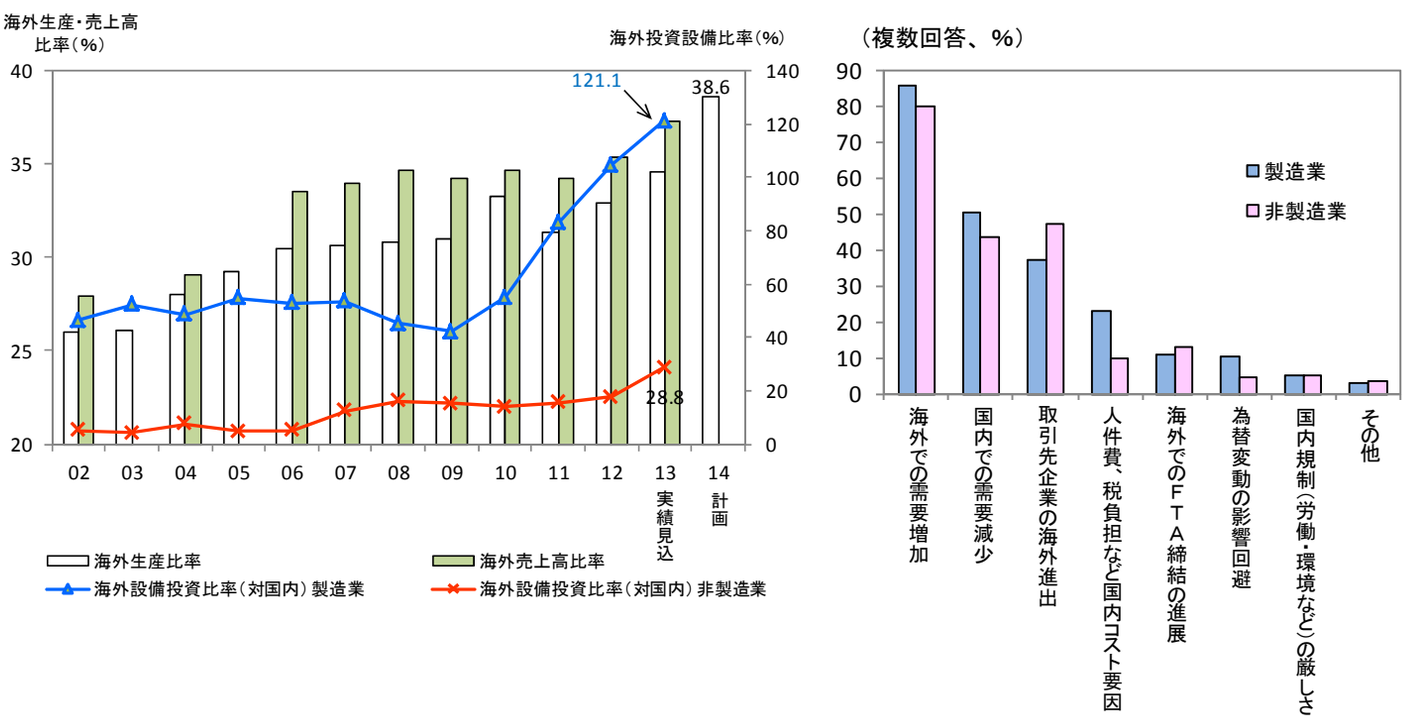

（注）海外設備投資比率の2013年度の数値は実績。
資料出所：国際協力銀行「海外直接投資アンケート」、日本政策投資銀行「全国設備投資計画調査」、ジェトロ「海外進出企業に関するアンケート」より作成。

企業のコストの動向

国内企業物価は2013年の年初以降、輸入物価の上昇等を受けて、上昇傾向がみられる。一方で、企業向けサービス価格については2013年を通して上昇せず、2014年には消費税率引き上げの影響のみが認められる。サービス業の人件費等が上昇していないこと等がその原因と考えられるが、今後、人手不足による影響が出てくることも考えられる。

2011年に大きく上昇した一次製品価格は、高止まりする原油・小麦と低下傾向のその他のものに大きく分かれる。ただ、足元では中国の成長が減速していること等から、先安感も生まれている。

図表Ｉ－１－13　企業物価とコスト

（１）国内企業物価指数

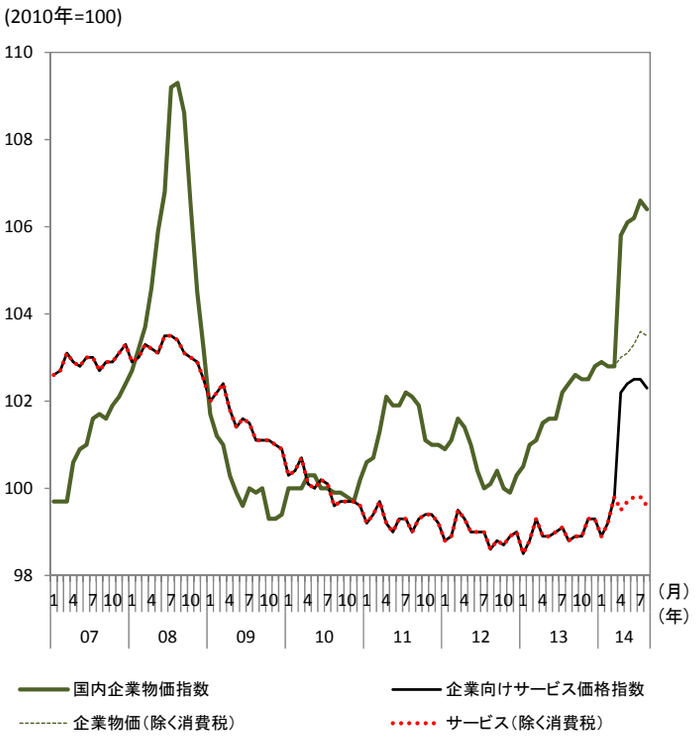

（２）エネルギー等一次産品の国際価格動向

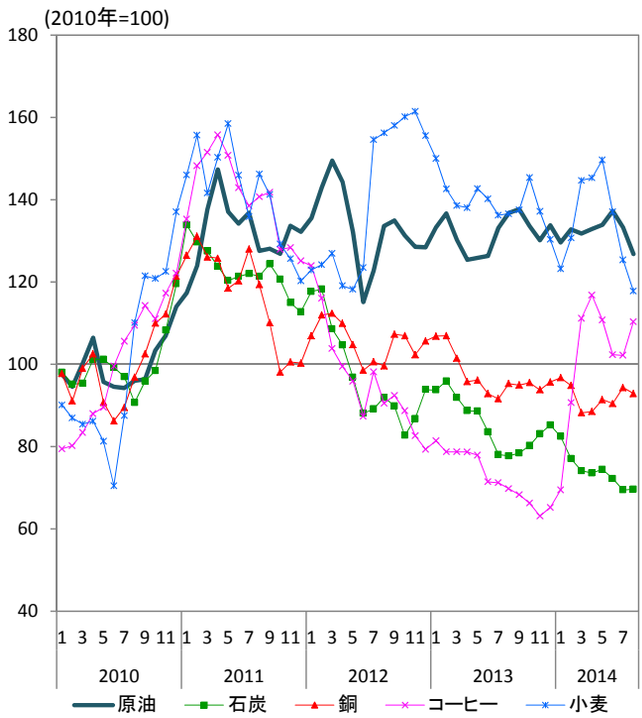

（注）国内企業物価指数、企業向けサービス価格指数については、季節調整値。
資料出所：日本銀行「国内企業物価指数」、「企業向けサービス価格指数」、IMF*Primary Commodity Price Index*より作成。

第３節　家計の所得面に弱さ

2013年度の消費は拡大

消費支出は増加傾向で推移したが、消費税率引上げに伴い、駆け込み・反動減で大きく振れた。その後、７、８月になっても、依然はかばかしい回復が見られない。収入に関しては、2013年に入って、安定した勤労収入の伸びがみられたが、2014年３月以降は第４、５分位という高所得層の減少から、全体として減少している。一方、第３分位という中間層の収入は安定的に増加している。

図表Ⅰ－１－14　家計の収入及び消費の動向

（１）収入支出動向（２人以上勤労者世帯）

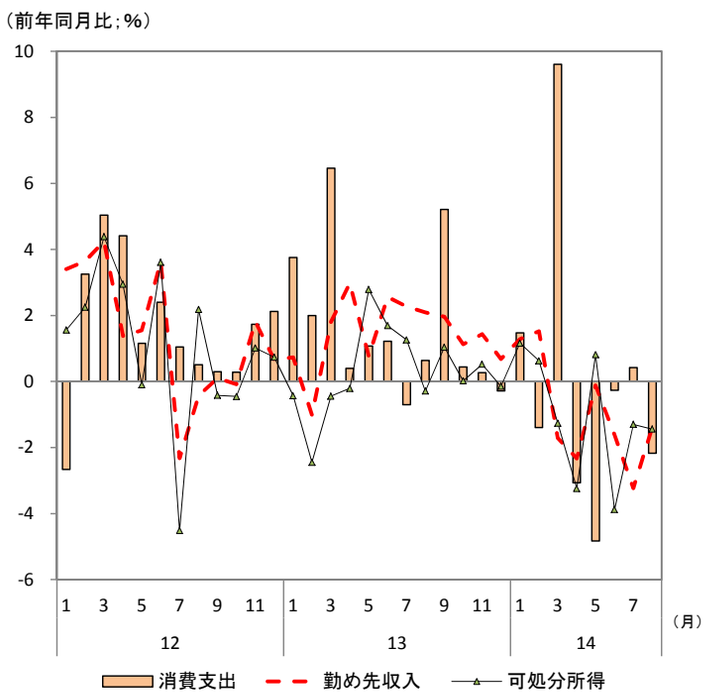

（２）勤め先収入の動向（年収階級別）

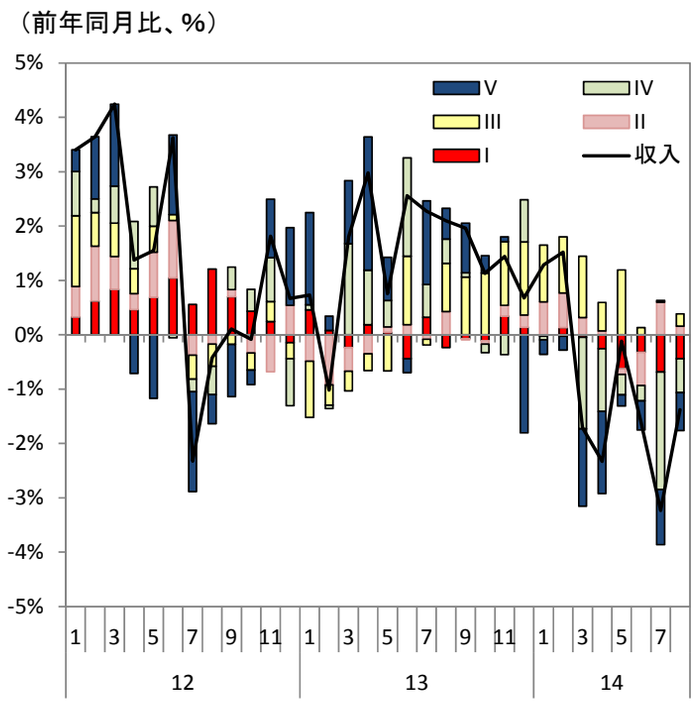

資料出所：総務省「家計調査」より作成。

輸入品・原材料費の上昇が物価を押し上げ

原油、小麦等の一次産品価格の高止まり（**前掲図表Ⅰ－１－13**）に円安が加わった結果、2013年度中は食品やエネルギーの価格が上昇し、消費者物価（総合）は2013年度に0.9%上昇した。（**図表Ⅰ－１－15（１）**）　2014年４月以降は、消費税率の引上げ分が消費者物価上昇率に反映されるために2%ポイント程度高めとなっており、３%台半ばの上昇率となっている（コラム①参照）。

図表Ｉ－１－15　円安、エネルギー価格等の消費者物価への影響

（１）総合指数に対する寄与（2013年度）

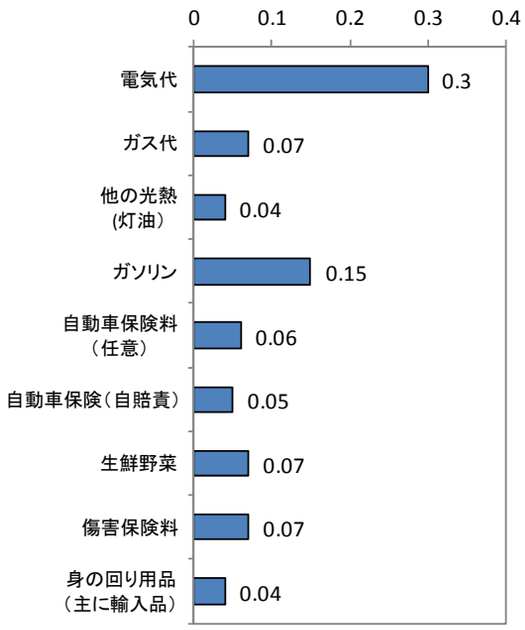

資料出所：総務省「消費者物価指数」より作成。

（２）消費者物価指数の動向

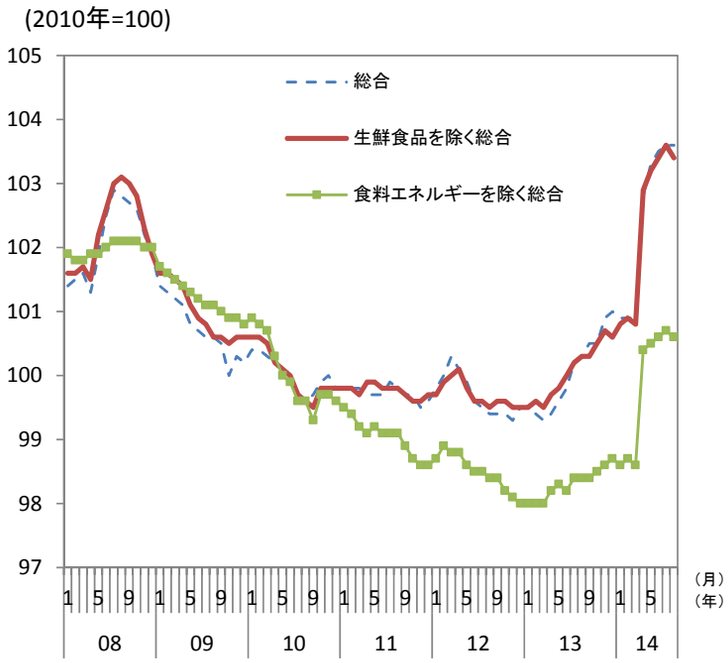

（注）季節調整値。

コラム①　消費税率引上げの影響

（１）物価へ影響

消費税率の引上げは小売物価に反映されるため、消費者物価指数の上昇率には、税率の変化分の影響も含まれてしまう。このため、こうした制度変更要因を取り除かないと実体経済の動きが見えない。内閣府が2014年４、５月を対象に行った試算[3]によれば、消費税率引上げによる影響は、総合指数（全国）で４月1.8%ポイント、５月2.0%ポイントである。この分を差し引くと、2014年４－５月の物価上昇率は前年同月比で1.6－７%程度ということになる。（**図表①－１（１）**）

また、スーパーのＰＯＳデータを用いた物価指数（東大日次物価指数）では、消費税率引上げの影響は含まれていないが、2014年４月以降の物価の上昇は前年同日比で0.5から１%程度であることが観察される（**図表①－２（２）**）。なお、同データでは税率引上げの１ヵ月前ほどから、物価の低下が確認されている。駆け込み需要は今後の物価の上昇だけではなく、この時期に特売セールなどを含めて価格が引き下げられたことの効果も考えられる。

図表①－１　消費税率引き上げ前後の物価の動き

（１）（税除く）消費者物価指数の動き

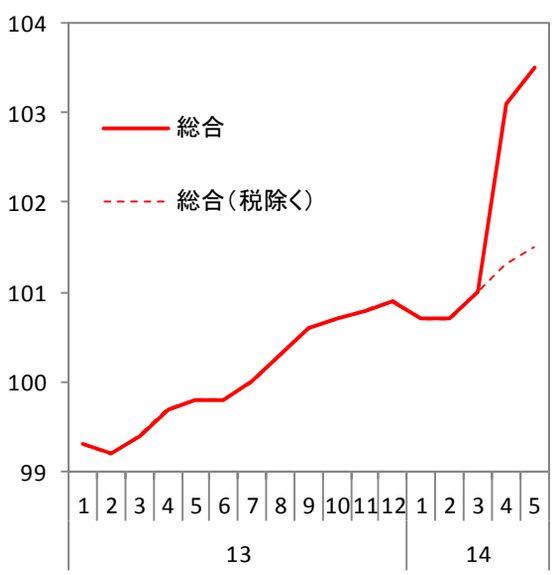

（２）東大日次物価指数
（前年同日比、１週間平均）

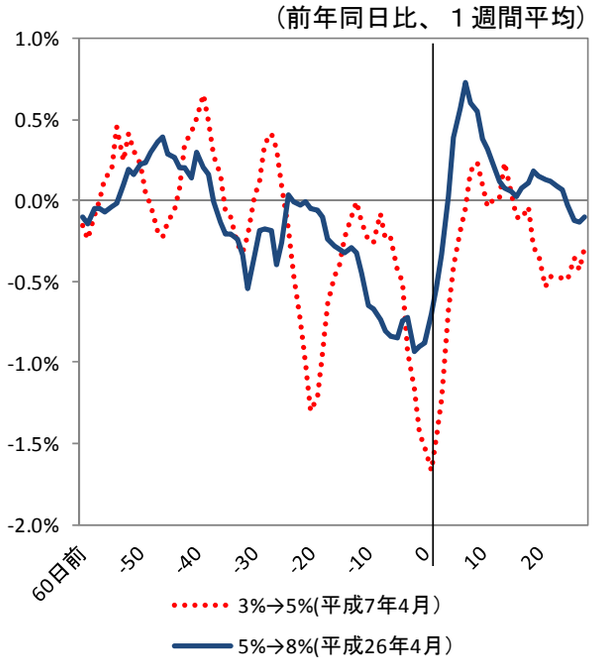

資料出所：総務省「消費者物価指数」、東京大学「東大日次物価指数」より作成。

（２）消費の駆け込みと反動減

過去1989年の消費税導入時及び1997年消費税率引き上げ時には、耐久財を中心に駆け込み需要とその反動減がみられた。今般の消費税率引上げの影響の全般的な評価を行うには少し早いかもしれないが、ここではこれまで利用可能な指標を用いて過去との比較を行う。

[3] 内閣府「今週の指標 No.1097 消費税率引き上げ後の消費者物価（東京都区部）の動向」（2014 年 5 月 26 日）

① 何が駆け込まれたか

連合総研による勤労者へのアンケート調査（４月実施）によれば、多くの世帯で食品を中心に駆け込みで購入したことが確認され、耐久財については収入の多い世帯で顕著であった。ただし、アンケートという性格上、主観的な判断に基づく回答となっていることに留意が必要である。

家計調査[4]により客観的なデータを検討すると、家具や電化製品、新車等の耐久財だけでなく、生活用品や食料についても駆け込みが起こっていることがわかる。1997年と比べても、非耐久財が３月の消費の増加に大きく寄与しているということから、日用品への駆け込みが強く働いた可能性がある。ただし、前項でみたように、今回は３月時点で日用品を中心に価格が大きく引き下げられたことから、価格効果も働いていたと思われる。

図表①－２　駆け込み品目について

（１）世帯収入階級ごとの駆け込み品目

（%）

	耐久財	自動車	住宅	ぜいたく品	日用品	嗜好品	その他
合計（712）	46.2	7.3	3.9	5.8	59.8	35.8	16.2
400万円未満（167）	41.9	4.8	3.6	4.2	63.5	37.1	16.2
400～600万円未満（166）	45.8	6.6	4.2	4.8	60.2	31.9	12.0
600～800万円未満（136）	51.5	10.3	4.4	8.1	57.4	41.9	16.9
800～1000万円未満（74）	43.2	8.1	5.4	6.8	60.8	39.2	20.3
1000万円以上（88）	53.4	11.4	2.3	5.7	55.7	35.2	12.5

（２）1997年３月と2014年３月の違い

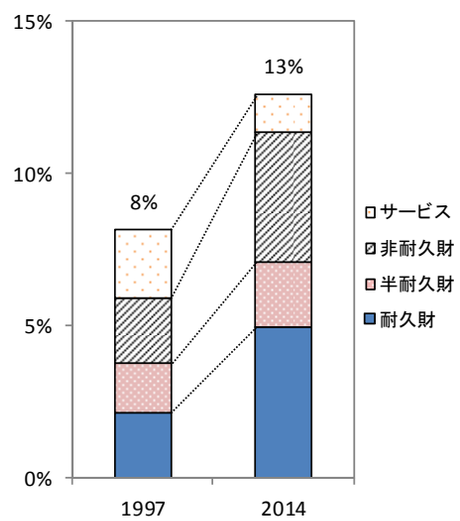

（注）カッコ内は回答者数。駆け込み購入したものが「ある」とした者について集計（複数回答）。
資料出所：連合総研　勤労者アンケート調査(2014年５月)、総務庁統計局・総務省統計局「家計調査」より作成。

② 住宅・自動車の状況

住宅着工は2014年１月がピークとなった。これは前年10月までに契約を結べば引き渡し時期にかかわらず旧税率が適用されることから、10月までに結ばれた契約にかかるものが順次着工された結果だと考えられる。ただし、東日本大震災からの復興に伴う住宅着工が一定程度影響していることもうかがえる。また、着工件数自体を1997年時点と比べると人口減少、高齢化等の影響から減少し、住宅投資のＧＤＰに占めるシェアも低下（1996年5.2%→2013年3.3%）しているため、経済全体に与える影響も小さくなっている。

自動車販売台数の前年同期比の推移をみると登録車、軽自動車とも税率引上げの７ヵ月前～２ヵ月前に増加していることが目立つ。４月以降の反動減については、登録車については、1997年と同程度の落ち込みが見られたものの回復は早くマイナス幅は小さい。軽自動車については４～６月はプラスであったが、その後減少し、９月までの年度上半期ではマイナスとなった。そもそも、住宅同様、自動車も1990年代後半と比べると１年間の国内販売台数は３分の２程度まで大きく減少しており、かつ販売台数にお

[4] 総務省統計局「最近の家計消費の特徴的な動き」(2014 年５月 31 日)

ける軽自動車のシェアが増加していることなどから、販売額は1997年と比べ小さくなっていると思われる。なお、耐久消費財全体で考えると、ＧＤＰに占めるシェアは1996年、2013年とも5.3％で変わっていない。

図表①－３　住宅着工及び自動車販売の状況

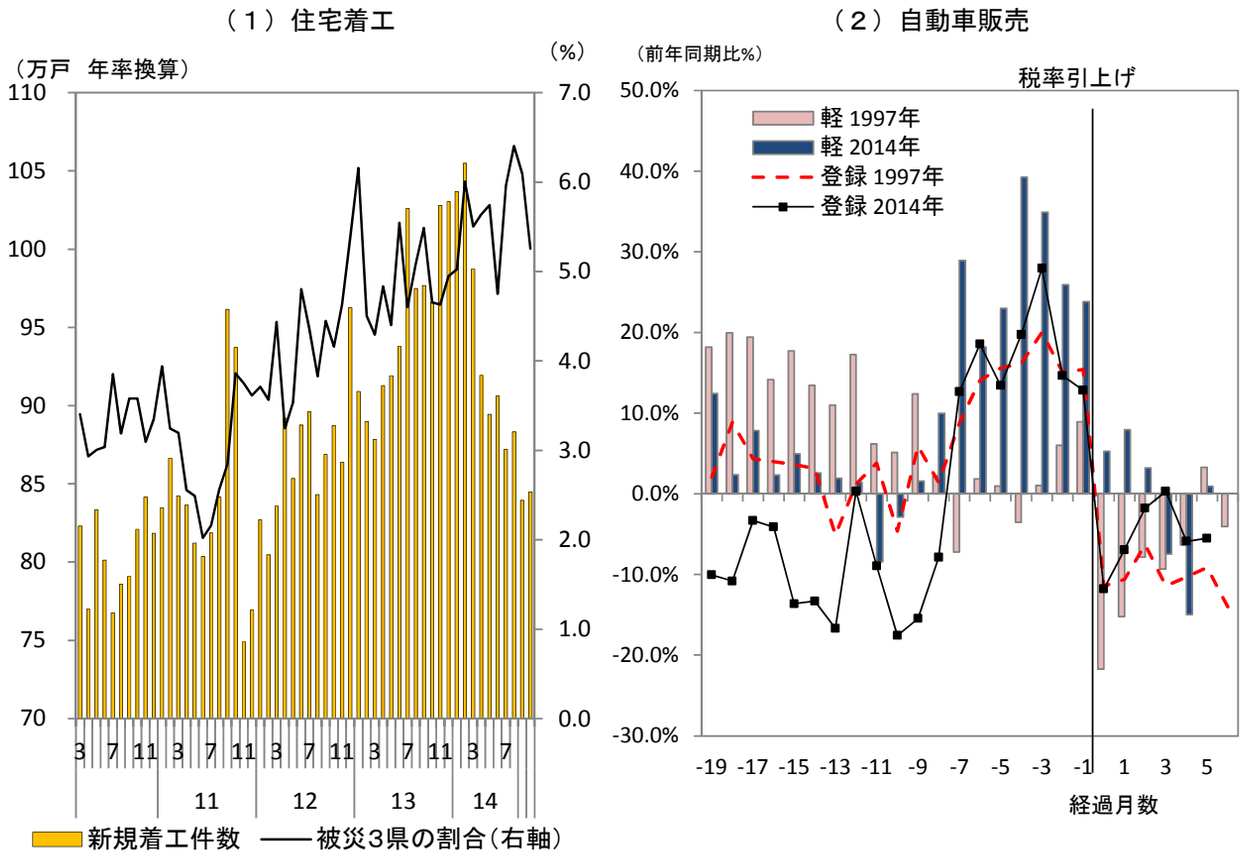

資料出所：国土交通省「住宅着工統計」、日本自動車販売協会連合会・全国軽自動車協会連合会「新車販売統計」。

コラム②　法人税減税の効果

法人税引下げは、いくつかの政策効果から経済活性化に有効ではないかとの期待があるが、以下のような効果を確認していく必要があると思われる。

【効果１】日本の空洞化を防ぐ

日本の国・地方を合わせた法人実効税率は30％台後半であり、他国に比べて相対的に高い（**図表②－１**）。この高い税率による企業の負担が、海外企業が日本国内に投資（工場や企業誘致）することを消極的にし、日本企業が海外に投資することを積極的にする一因と指摘されている。ただし、日本企業を対象とする企業の海外進出に関するアンケート調査結果によれば、法人税負担など国内コスト要因を挙げる回答は、製造業では２割、非製造業では１割程度である。海外での需要増加や国内需要の減少の方が、大きな要因である。（**前掲図表Ｉ－１－12（２）**）

図表②－１　国・地方を合わせた法人実効税率（2014年）

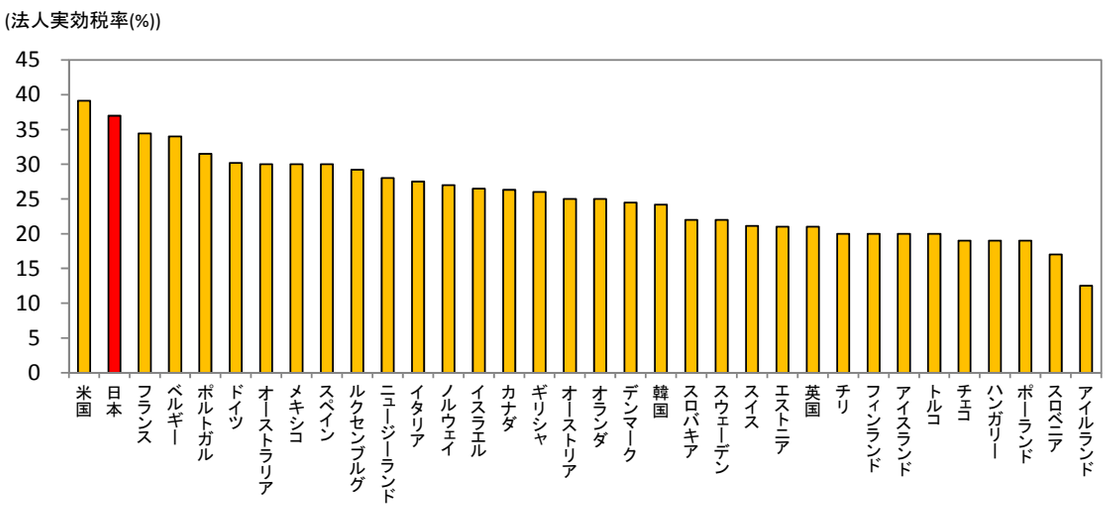

（注）国によっては必ずしも2014年時点ではない。
資料出所：OECD Tax Revenue Statisticsより作成。

【効果２】日本企業の投資を促進

法人税率引下げは日本企業の税引き後利益を高め、企業の資金面を支える。経済の不確実性が高い時には自己資金による設備投資を優先的に行うとみられることから、企業の利益確保により将来の投資につながることも考えられる。

日本は法人税を支払う企業の割合が低いため[5]、こうした効果は限定的となる可能性もある。また、法人が実際に支払う税負担を利益の比率でみると、実効税率として計算上求められる税率と比べはるかに低い。

さらに経済活性化との関係では、法人税だけでなく社会保険料の負担も併せた企業全体の負担を考える必要がある。日本よりも法人税負担が軽くても社会保険料の負担は重い国が、特に欧州諸国で見られる（**図表②－２**）。

[5] 国税庁「会社標本調査」

図表②－２　社会保険料を含めた企業の負担（2010年）

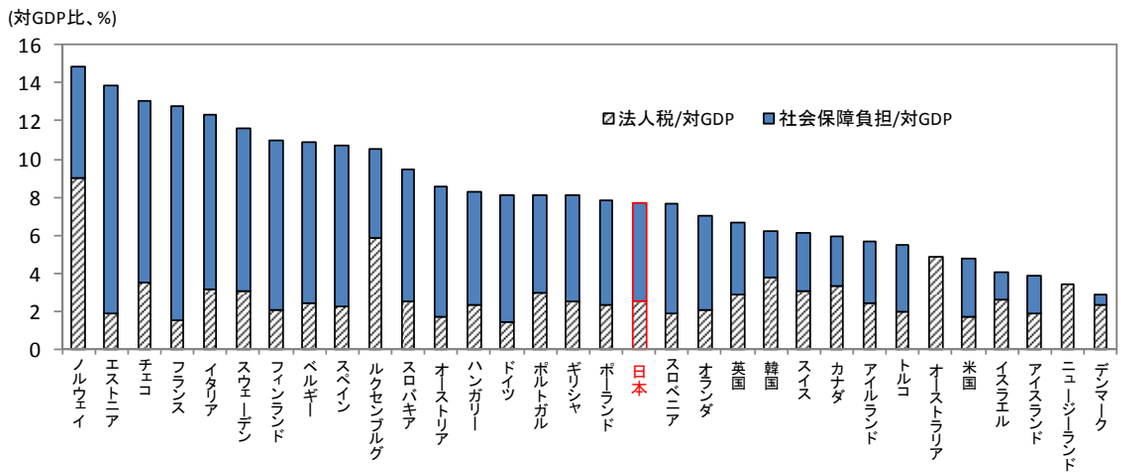

（注）社会保障負担については、雇用主負担を計上したが、その負担の内訳が不明な７か国については、労使折半とみなして計算した。
資料出所：OECD Tax Revenue Statisticsより作成。

【効果３】経済活性化による税収拡大効果（財政面）

税率の引下げが企業活動を促進し、税収が増加する効果（法人税のパラドクス）も考えられる。ただし、ＯＥＣＤ諸国で2000年代（2000～2011年）に税率を引き下げた国々は、日本を含め24か国あるが、その中で税収が対ＧＤＰ比でも増加した国は６か国しかない。

政府は、財政健全化目標達成に向けた取り組みとの整合性を勘案し、法人税率引下げに当たっては、租税特別措置の見直しや外形標準課税等の課税ベース拡大を検討している。

図表②－３　ＯＥＣＤ諸国の法人税の動向

（１）2000～2011年の税率変化と税収変化　　（２）2011年の税率と税収（対ＧＤＰ比）

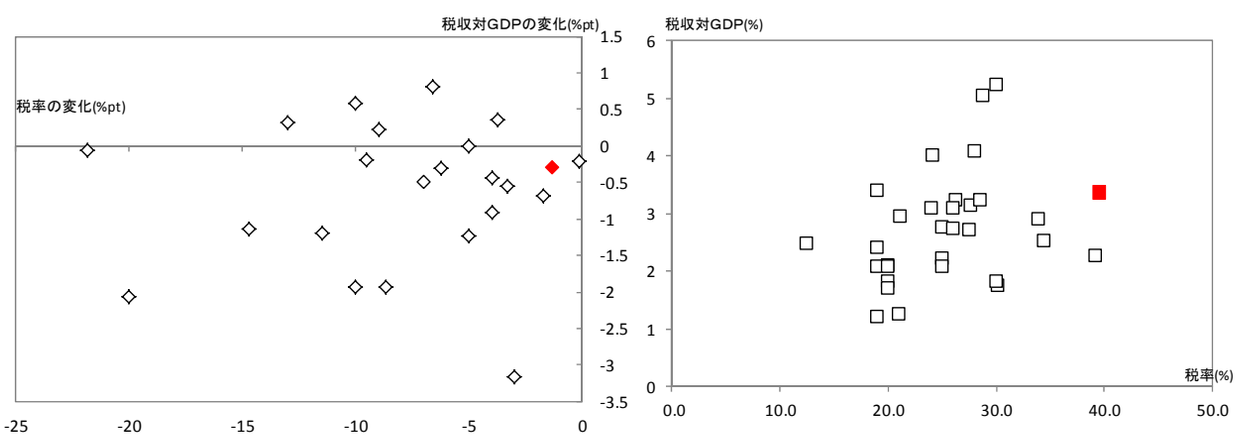

資料出所：OECD *Revenue Statistics*より作成。

第２章　回復をみせる雇用情勢とその実勢

第Ⅰ部　第２章のポイント

第１節　2012年末以降の景気回復期の雇用情勢

○雇用情勢は改善している。今回の景気回復局面における雇用情勢の改善の状況は、いわゆるバブル景気以降の景気回復局面と比べると、完全失業率などで改善のテンポが速いといった特徴がある。

○完全失業率を人口要因、就業者要因、労働力率要因に分けると、2012年からの完全失業率の低下には就業者の増加や人口の減少が影響している。一方、労働力率については、景気の回復などを反映して女性を中心に上昇しており、これが完全失業率を押し上げる要因となっている。

○完全失業率の低下要因である就業者の増加について、その多くを占める雇用者数の動きを主な産業別にみると、医療、福祉を中心に増加している。

第２節　雇用情勢が改善する中での懸念すべき動き

○労働者の不足感は医療、福祉で恒常的に強く、このところ建設業などでも強くなっていることなどから、雇用のミスマッチの解消を図っていくことが重要となっている。

○雇用者数について、正規の減少幅は縮小しているが、非正規は増加傾向が続いており、雇用者に占める非正規雇用者の割合は上昇傾向が続いている。

○１年以上の長期失業者数は減少しているものの、完全失業者に占める割合は高い状況が続いている。

○かなりの勤労者が失業する不安を感じており、全般的な雇用情勢の改善が、労働条件の厳しい層などにおいて勤労者の実感として感じられるものとなっていないようである。

第３節　雇用情勢が改善する中での労働時間と賃金の状況

○景気回復やそれに伴う人手不足などを反映して所定外労働時間は増加している。

○所定外給与や特別に支給される給与が増加に転じるなどにより現金給与総額（名目賃金）は増加に転じている。

○円安や消費税率の引き上げによる消費者物価の上昇により、実質賃金は減少傾向にある。さらに、勤労者の賃金改善への見通しは厳しいとの認識が強い。

第１節　2012 年末以降の景気回復期の雇用情勢

第１章でみたように、我が国の景気が回復傾向を示す中で、これまでの回復局面とは異なる面もみられた。ここでは、景気が回復する中で雇用情勢が改善する状況について、これまでの回復局面との違いに留意しつつ、その特徴や懸念すべき事項などについてみていくこととする。

雇用情勢は改善

完全失業率[1]は、2013年11月以降、2008年10月以来の4.0％を切る水準が続いている。また、有効求人倍率は、2013年11月から2007年10月以来の１倍を超える水準となり、新規求人倍率も2013年12月に1.60倍を超える水準となるなど、雇用情勢は改善している（**図表Ｉ－２－１**）。

図表Ｉ－２－１　完全失業率と求人倍率（季節調整値）

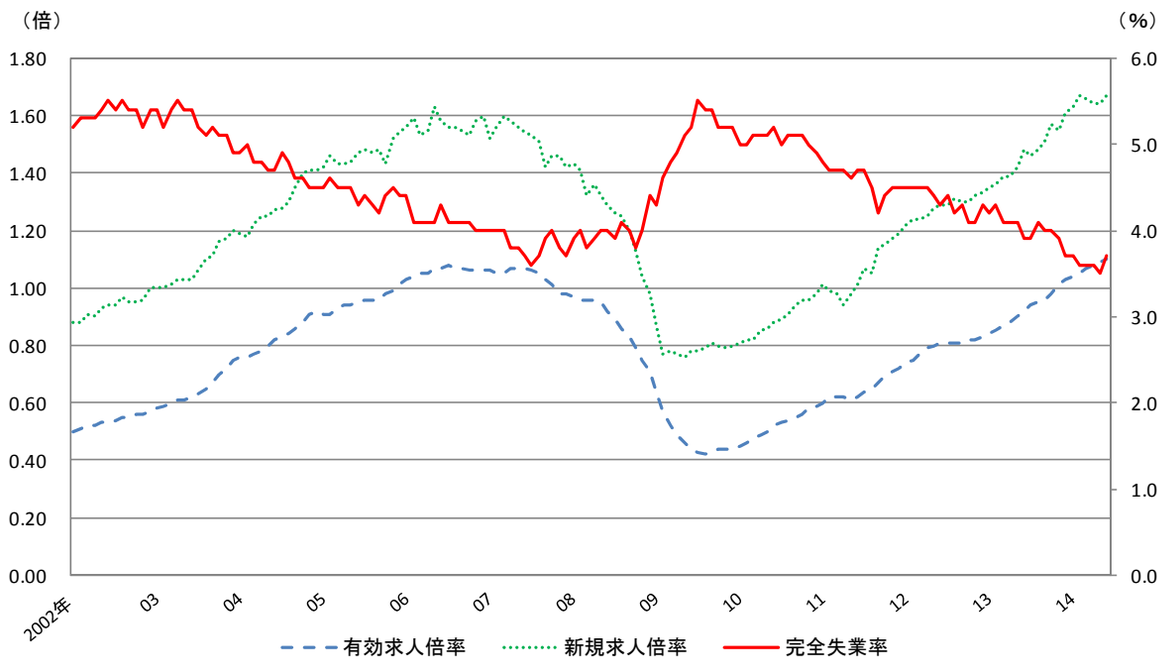

（注）１．有効求人倍率及び新規求人倍率は、新規学卒者を除きパートを含む。
　　２．完全失業率は右目盛り、有効求人倍率及び新規求人倍率は左目盛り。
資料出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

過去の景気回復局面と比べ雇用情勢の改善が速い

2012年秋以降、日本の景気は緩やかな回復基調が続いているが、それに合わせて雇用情勢も改善している。過去の景気回復局面における雇用情勢の改善と今回の雇用情勢の改善との特徴の違いを見ていくこととする。

今回の景気回復局面（2012年11月（谷）以降）における雇用情勢の改善の状況といわゆるバブル景気（1986年11月（谷）～1991年２月（山））以降の景気回復局面における雇用情勢の改善の状況

[1] 景気回復局面においては、非労働力化していた労働者が労働市場に参入し求職活動を始めることにより、完全失業率は上昇する場合もある。

とを比べてみる。完全失業率についてはバブル景気と同程度かそれよりも速く改善し、有効求人倍率や新規求人倍率についてはバブル景気には及ばないものの他の景気回復局面よりも速く改善している（**図表Ⅰ－２－２**）。

このように、今回の景気回復局面における雇用情勢の改善の状況は、完全失業率などでバブル景気以降の景気回復局面に比べて改善のテンポがやや速い[2]といった特徴がみられる。

図表Ⅰ－２－２　景気回復期の雇用情勢の改善の状況

（１）完全失業率（季節調整値）

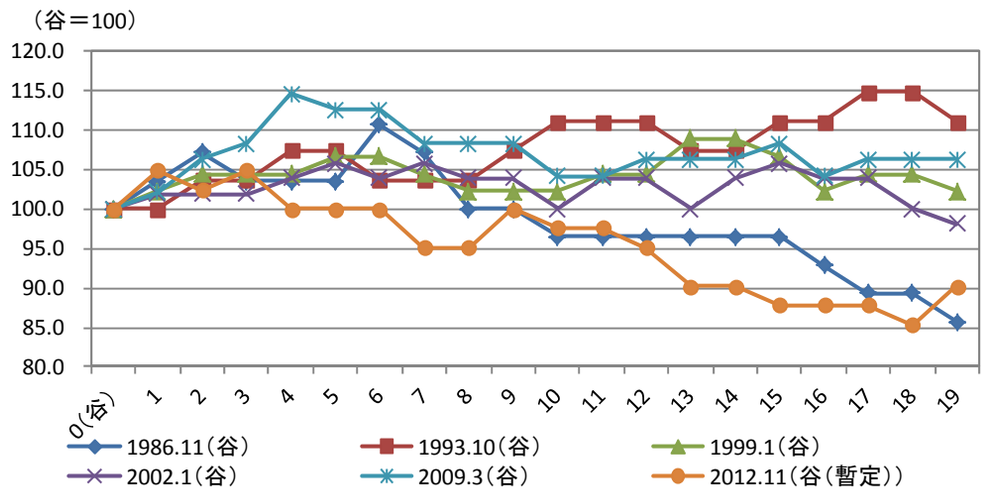

（２）有効求人倍率（季節調整値）

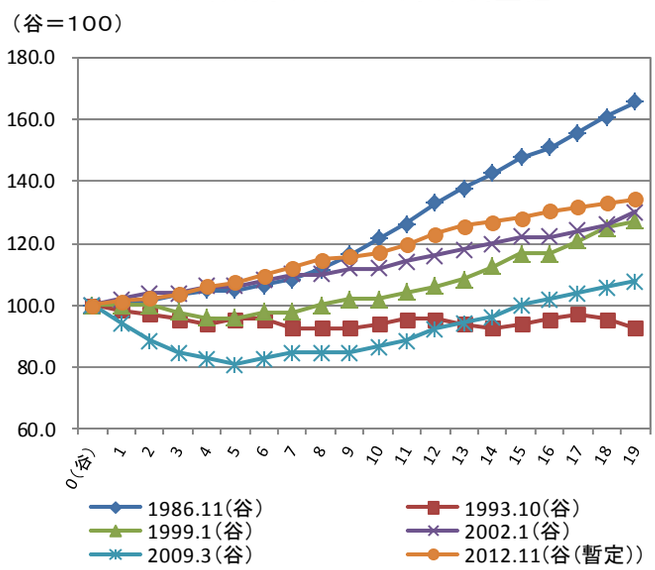

（３）新規求人倍率（季節調整値）

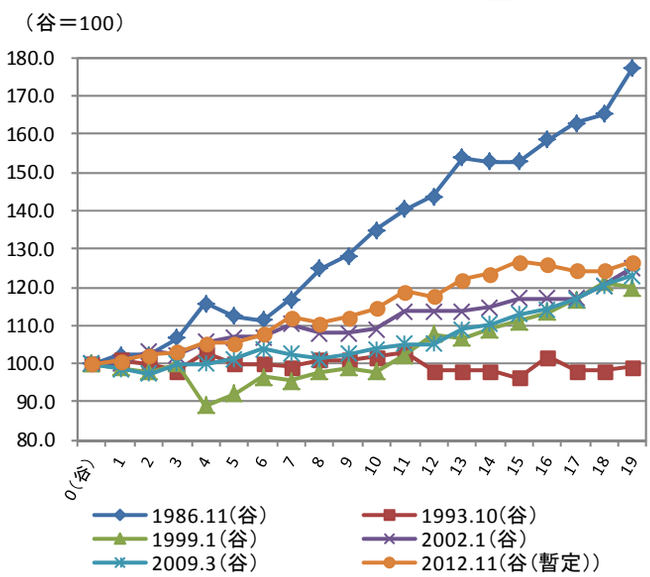

資料出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

[2] 改善のテンポが速い要因として、①2012 年以降、人口（15 歳以上）が減少に転じ完全失業率などを押し下げる要因となっていること（図表Ⅰ－２－５）、②図表Ⅰ－２－２と同様の分析を行うと就業者数の回復が他の景気回復局面に比べてやや速いことなど、労働力の需要及び供給の両面からの要因が考えられる。

完全失業率は若年層を中心にどの年齢層でも改善

今回の景気回復局面において完全失業率はやや速いテンポで改善しているが、完全失業率の動きを年齢別にみると、15～24歳層で2010年に9.4%となった後低下し、2012年の8.1%から2013年6.9%へと1.2%ポイント低下するなど大きく低下している。また、他の年齢層のいずれにおいても、この間、完全失業率は低下している（**図表Ⅰ－２－３**）。

図表Ⅰ－２－３　年齢階級別完全失業率の推移

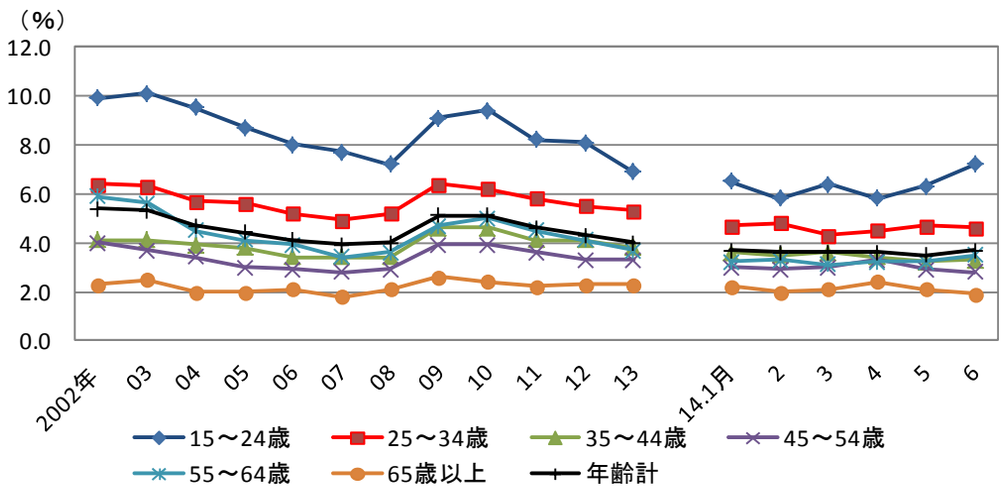

（注）月次の数値は、季節調整値。
資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

完全失業者は非自発的な離職理由を中心に減少傾向

完全失業者数を失業理由別にみると、2010年以降、非自発的な離職理由である「勤め先や事業の都合による離職」を中心に概ね全ての理由について前年に比べ減少傾向が続いている（**図表Ⅰ－２－４**）。

図表Ⅰ－２－４　求職理由別完全失業者数の推移（前年差）

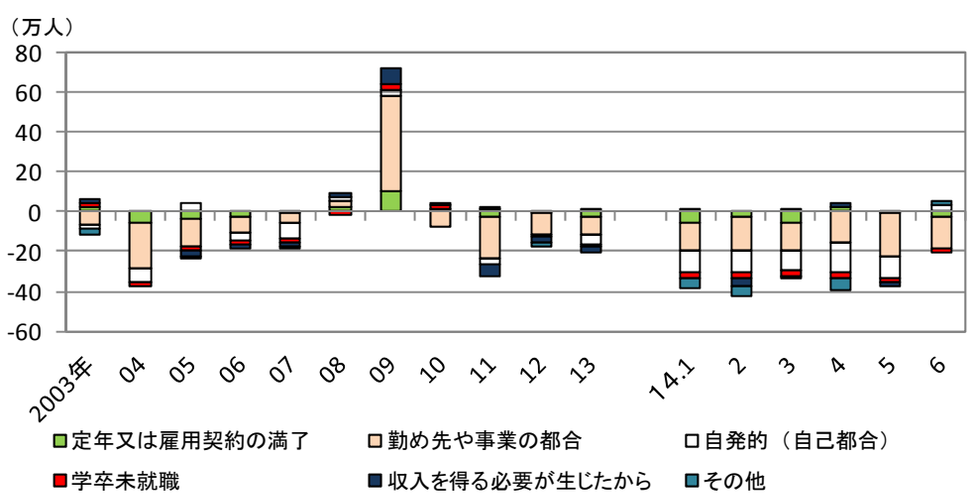

資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

就業者数の増加などにより完全失業率は低下

完全失業率（前年差）を人口要因（15歳以上）、就業者要因、労働力率要因に分けてみると、2012年から2013年にかけて完全失業率が低下している要因は、主に就業者の増加によるものである。

また、2012年からは人口（15歳以上）も減少し、完全失業率を押し下げる要因となっており、今後もその傾向が続くものとみられる。一方、これまで厳しい経済情勢を反映して完全失業率の押し下げ要因となっていた労働力率は、景気の回復などを反映して上昇し、完全失業率を押し上げる要因となっている（**図表Ⅰ－２－５**）。

図表Ⅰ－２－５　完全失業率（前年差）の要因分解

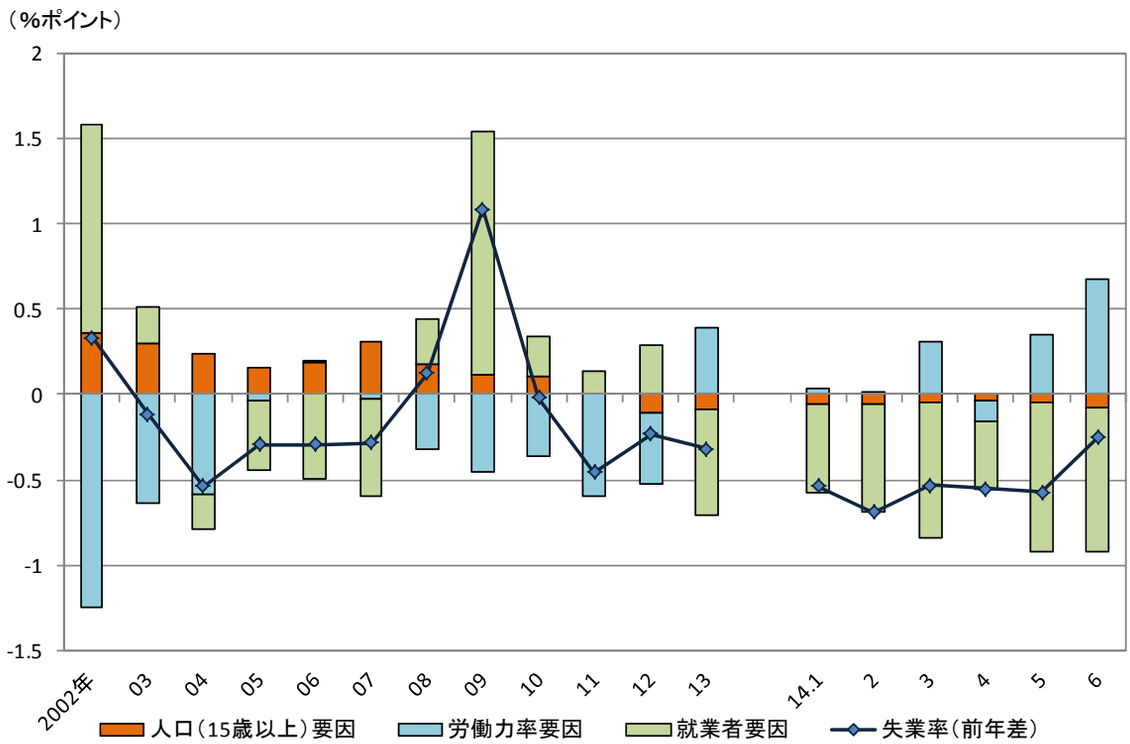

（注）計算方法は、連合総研「2012～2013年度経済情勢報告」の図表Ⅰ－２－10より。
資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

女性を中心に労働力率が上昇

労働力率は景気の回復などを反映して2012年から2013年にかけて完全失業率を押し上げる要因として働いていた。労働力率については、労働力率の低い高齢者層の増加などにより1997年63.7%から2012年59.1%と15年間低下し続けてきたが、2013年にかけて59.3%とわずかながら上昇に転じた。

これを男女別にみると、男性は1996年77.7%から2013年70.5%へと低下傾向が続いている。一方、女性は、1997年50.4%から2012年48.2%へとわずかながら低下していたものの、2012年から2013年（48.9%）にかけて上昇に転じた。これは、15歳以上人口が減少する中、景気の回復傾向などを反映して、労働力人口が増加し、非労働力人口が減少する動きを反映したものであると考えられる（**図表Ⅰ－２－６**）。

図表Ⅰ－２－６　労働力率と人口（15歳以上）・労働力人口・非労働力人口（前年差）

（１）男女計

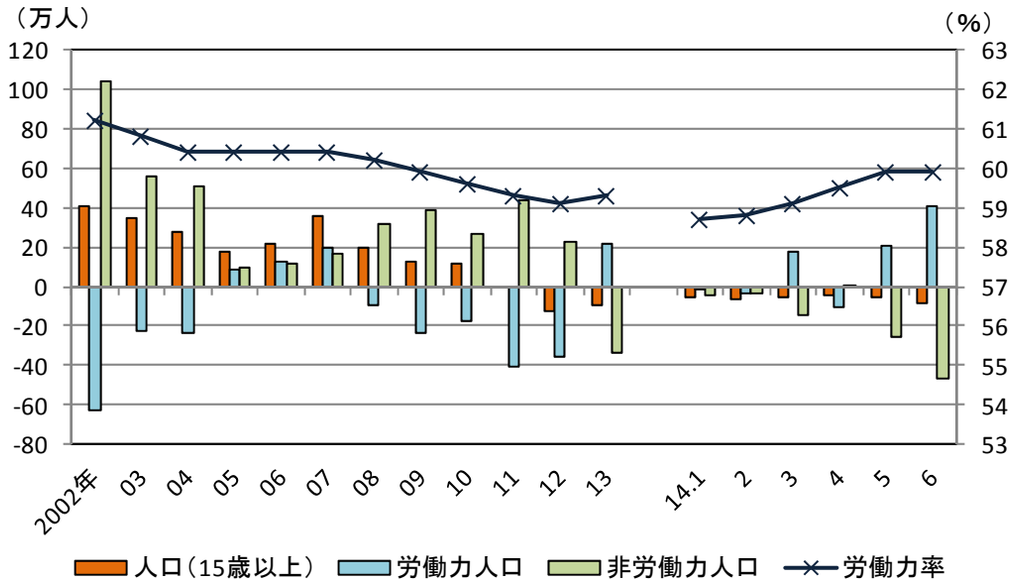

（２）男性

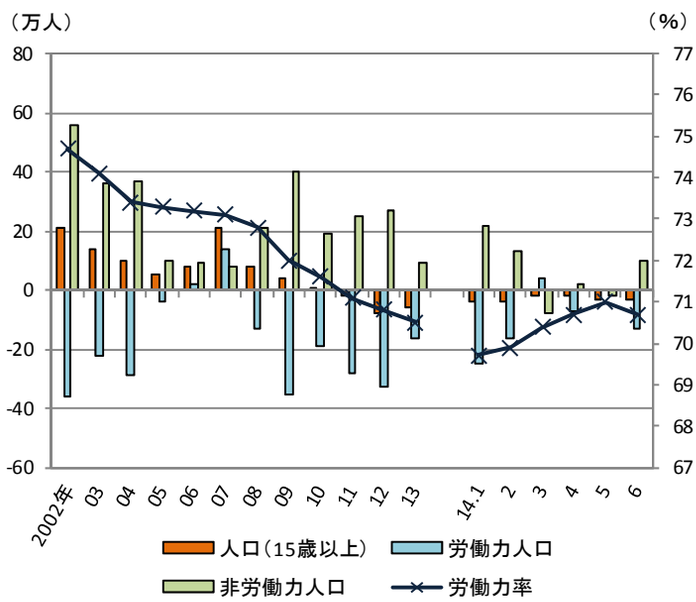

（３）女性

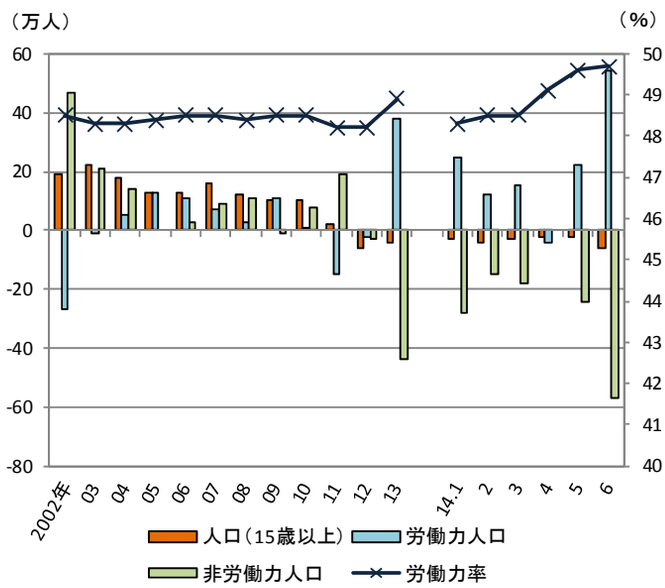

（注）労働力率は右目盛り、人口（15歳以上）、労働力人口、非労働力人口は左目盛りである。
資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

雇用者数は医療、福祉を中心に増加

完全失業率の主な低下要因は就業者の増加であったが、就業者数の多くを占める雇用者数の動きを産業別にみると、医療、福祉を中心に多くの産業で増加している。ただし、2011年の東日本大震災からの復興や景気対策などによる公共事業の増加が行われてきた建設業については、増加傾向がみられない状況である。また、円安などにより増加に転じていた製造業では、2014年に入り増加幅

が縮小している。（**図表Ⅰ－２－７**）。

図表Ⅰ－２－７　主な産業別雇用者数（非農林業）の推移（前年同期差）

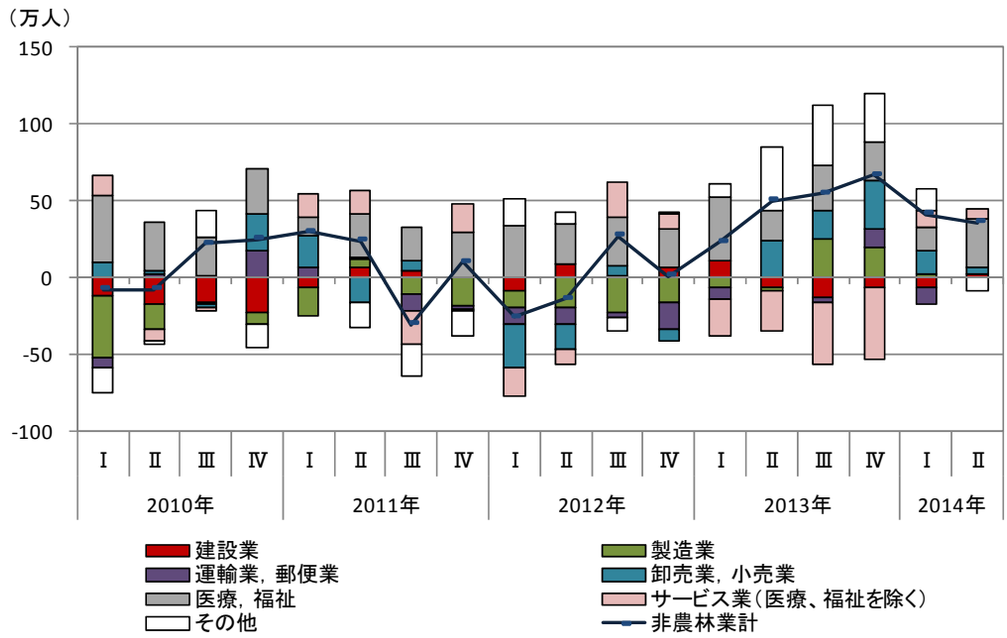

（注）産業大分類において、2013年の雇用者数の多い上位５産業などを掲載。
資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

求人は増加、求職者は減少傾向続く

完全失業率の低下とともに有効求人倍率や新規求人倍率も上昇しているが、その動きを求人数と求職者数の動きでみてみる。有効求人数や新規求人数は増加傾向が続いており、一方、有効求職者数や新規求職者数は減少傾向が続いている。これらの動きにより、有効求人倍率や新規求人倍率は上昇している（**図表Ⅰ－２－８**）。

図表Ⅰ－２－８　求人と求職の動き（季節調整値）

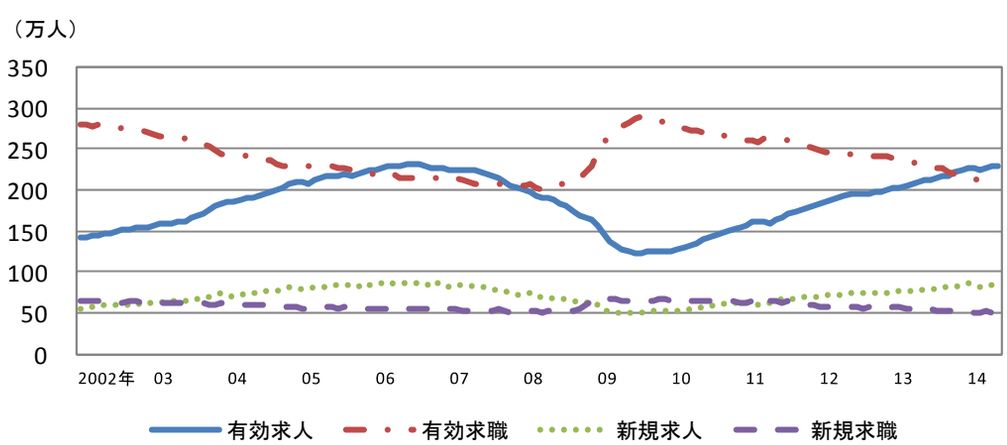

資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

ほぼ全ての産業で新規求人が増加

有効求人倍率などが上昇している要因として求人数の増加が挙げられるが、求人数の動きを主な産業別の新規求人数の動きでみてみる。人口の高齢化などにより医療、福祉が増加傾向が続いているとともに、一旦減少に転じていた製造業も円安などにより再び増加に転じている。また、東日本大震災からの復興や景気対策による公共工事の増加により建設業などでも増加しており、ほぼ全ての産業で新規求人は増加している（**図表Ⅰ－２－９**）。

図表Ⅰ－２－９　主な産業別新規求人数の推移（前年同期比）

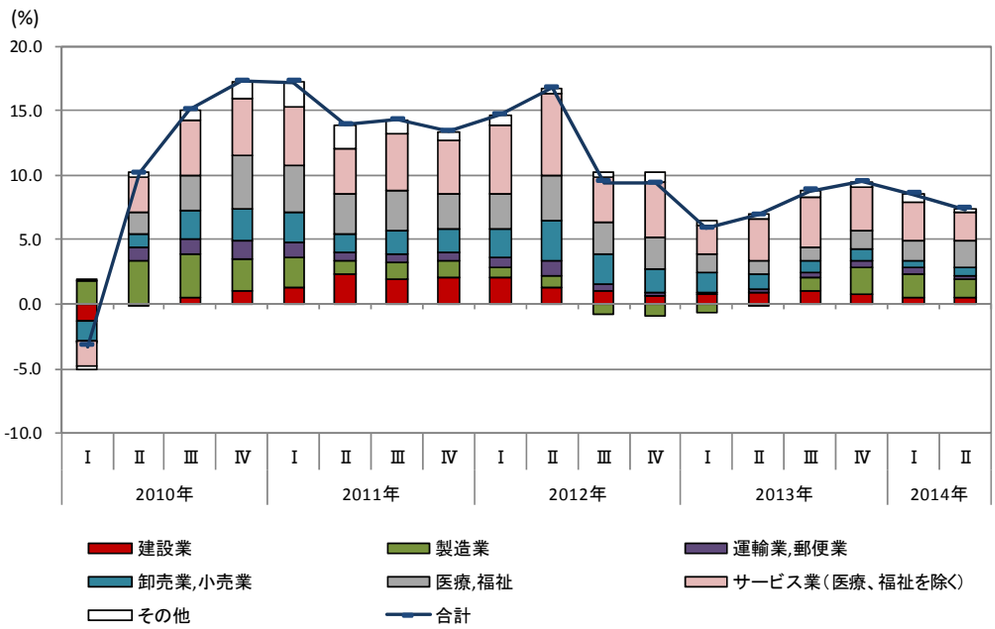

（注）産業大分類において、2013年の新規求人数（新規学卒者を除きパート含む）の多い上位５産業などを掲載。
資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

どの地域でも雇用情勢は改善

地域別に雇用情勢の改善の状況を有効求人倍率の推移でみると、多くの地域で有効求人倍率が１倍を超えるなど、どの地域でも雇用情勢は改善している。

2008年のリーマンショック以前などにおいては、北海道、東北地方、九州地方では１倍を切る一方で、東海地方では1.5倍を超えているなど大きな差があった。リーマンショック以降、今回の景気回復局面においては、北海道や九州地方では引き続き１倍を切っているが、東北地方では東日本大震災からの復興により大きく改善し１倍を超えている（**図表Ⅰ－２－10**）。

図表Ⅰ－２－10　地域別有効求人倍率の推移

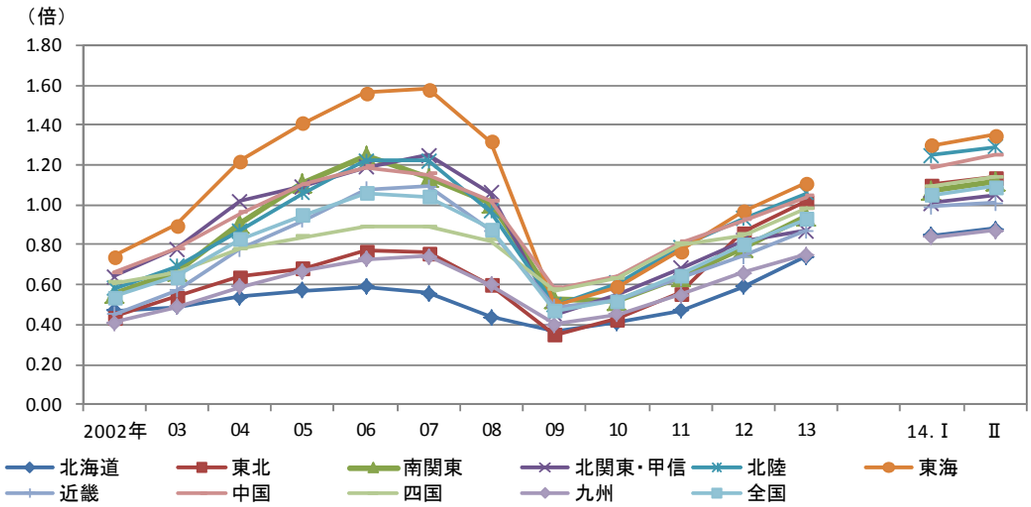

（注）１．2014年Ⅰ期及びⅡ期は季節調整値。
２．各ブロックの構成県は、以下のとおり。
北海道（北海道）、東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）、南関東（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、北関東・甲信（茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県）、北陸（新潟県、富山県、石川県、福井県）、東海（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）、近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）、四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）、九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

新規学卒者の就職環境は回復傾向が続いている

2014年３月末卒の新規学卒者の内定状況（６月末時点）は、2013年３月末卒に比べ、短大卒94.2%（女子）（2013年３月卒94.7%）や専修学校卒93.0%（同94.1%）ではやや低下したが、大卒（男女計）94.4%（同93.9%）や高卒99.3%（同99.0%）では上昇している（**図表Ⅰ－２－11**）。

図表Ⅰ－２－11　新規学卒者の就職率の推移

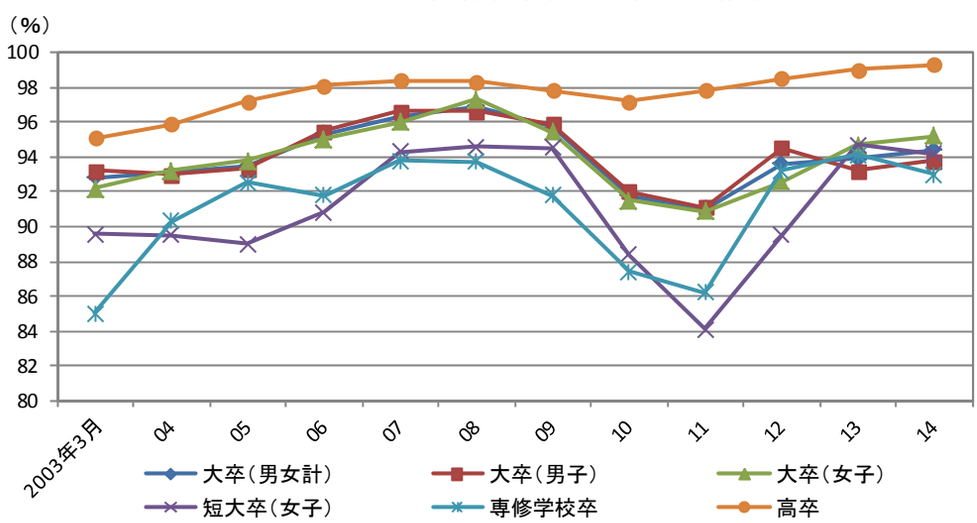

（注）１　大卒、短大卒、専修学校卒については、厚生労働省と文部科学省共同で調べた「大学等卒者の就職状況調査」。就職率は、就職希望者に対する就職者の割合であり、当年6月末現在の状況。
２　高卒については、厚生労働省調べ。就職率は、ハローワーク及び学校からの職業紹介を希望した生徒（求職者）数に対する就職者数の割合であり、当年６月末現在の状況。
資料出所：厚生労働省・文部科学省調べより作成。

また、新卒採用計画をみると、2014年度の計画は、大企業（前年度比0.3%増）、中堅企業（同4.2%増）、中小企業（同5.3%増）ともに増加となり、規模計では前年度比3.3%増となっている。また、2015年度の計画も規模計で前年度比3.4%増となっており、新規学卒者の就職環境は引き続き回復傾向が続いている（**図表Ⅰ－２－12**）。

図表Ⅰ－２－12　新卒採用計画（前年度比）

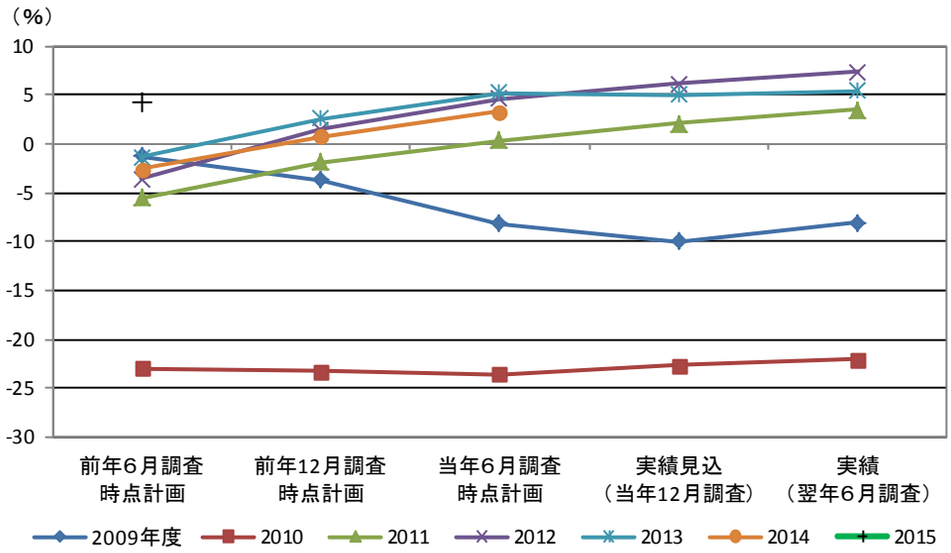

資料出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より作成。

第２節　雇用情勢が改善する中での懸念すべき動き

引き続きミスマッチは大きい状況

1990年代～2000年代前半にミスマッチ（構造的・摩擦的失業）は拡大（下図の曲線の右上方シフト）した後やや縮小しているものの、1990年代以前に比べると引き続きミスマッチは大きい状況にある。今回の雇用情勢の改善は、景気循環的要因である需要不足による失業の減少（下図の曲線に従い右下方へ移動）などによるものであると考えられ、引き続き、ミスマッチの解消を図ることが重要となっている（**図表Ⅰ－２－13**）。

図表Ⅰ－２－13　雇用失業率と欠員率の推移（1963年Ⅰ期～2014年Ⅱ期：季節調整値）

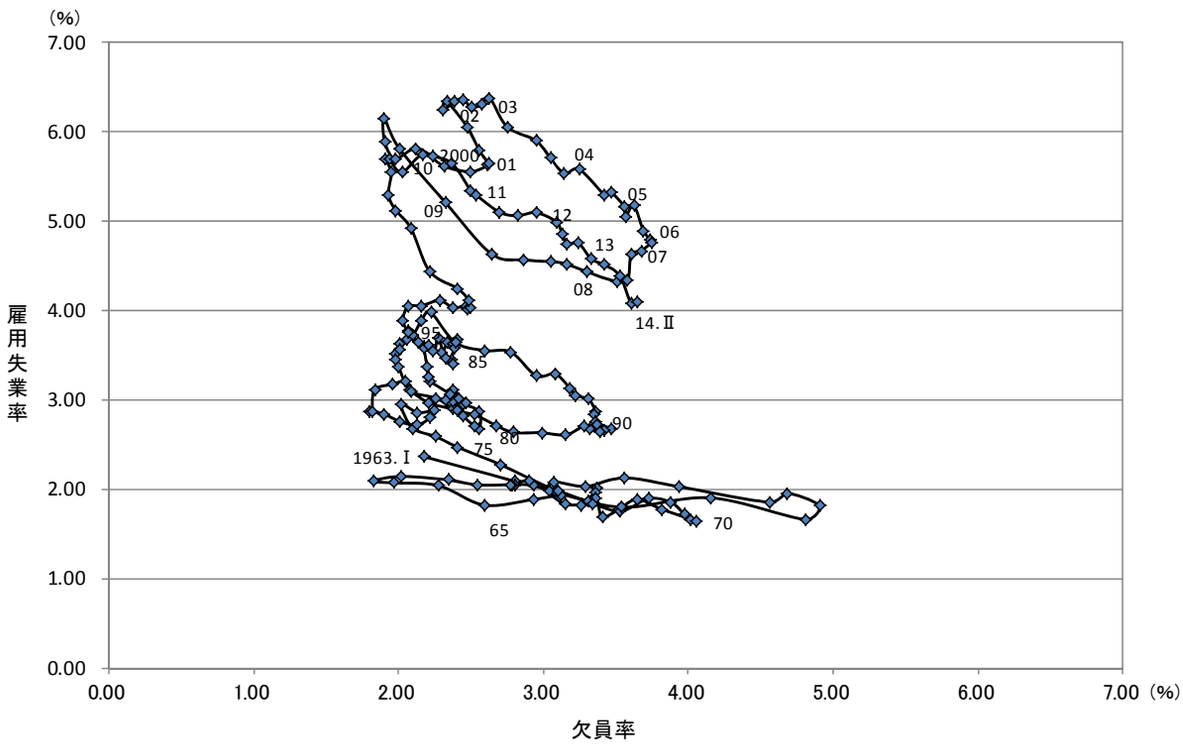

（注）欠員率＝（有効求人数－就職件数）／（(有効求人数－就職件数）＋雇用者数）×100
　　雇用失業率＝完全失業者数／（完全失業者数＋雇用者数）×100
資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」より作成。

建設業などで労働者の不足感が強くなっている

労働者の過不足の状況を厚生労働省「労働経済動向調査」による正社員等の過不足判断D．I．（不足－過剰）で主な産業別にみると、概ね全ての産業で不足超の状況となっているが、医療、福祉などでは人口の高齢化等により恒常的に不足感が強い状況が続いている。また、東日本大震災の復興や景気対策による公共工事の増加により建設業で、景気回復などにより運輸業、郵便業で不足感が強くなっている。さらに、不足感の弱かった製造業でも円安などにより不足感が強くなっている（**図表Ⅰ－２－14（１）**）。

一方、パートタイム労働者の過不足の状況をパートタイム労働者の過不足判断D．I．（不足－過剰）で主な産業別にみると、正社員等とほぼ同様の傾向であるが、正社員等で不足感の強かった建設業では不足感はやや弱く、正社員等の不足感のそれほど強くなかった宿泊業、飲食サービス業や

卸売業、小売業などでは不足感は強くなっている（**図表Ⅰ－２－14（２）**）。このように、産業毎の労働者の不足感の解消を図っていくことが重要となっている。

なお、職業別に労働力需給の状況を2014年６月の職業別有効求人倍率（パートを含む常用）でみると、保安の職業（4.19倍）で高く、加えて、産業別に正社員等の労働力の不足感の強かった医療、福祉や建設業などに関係する「サービスの職業」（1.91倍、介護サービスの職業：2.04倍）や「建設・採掘の職業」（2.64倍、建設躯体の職業：6.46倍、建設の職業：2.71倍）などで高くなっているが、有効求職者（パートを含む常用）の約３割を占める「事務的職業」（0.28倍）などでは低くなっており、職業間のミスマッチの解消を図っていくことも重要となっている（**図表Ⅰ－２－15**）。

図表Ⅰ－２－14　主な産業別労働者の過不足判断D. Ⅰ.（不足－過剰）の推移

（１）正社員等

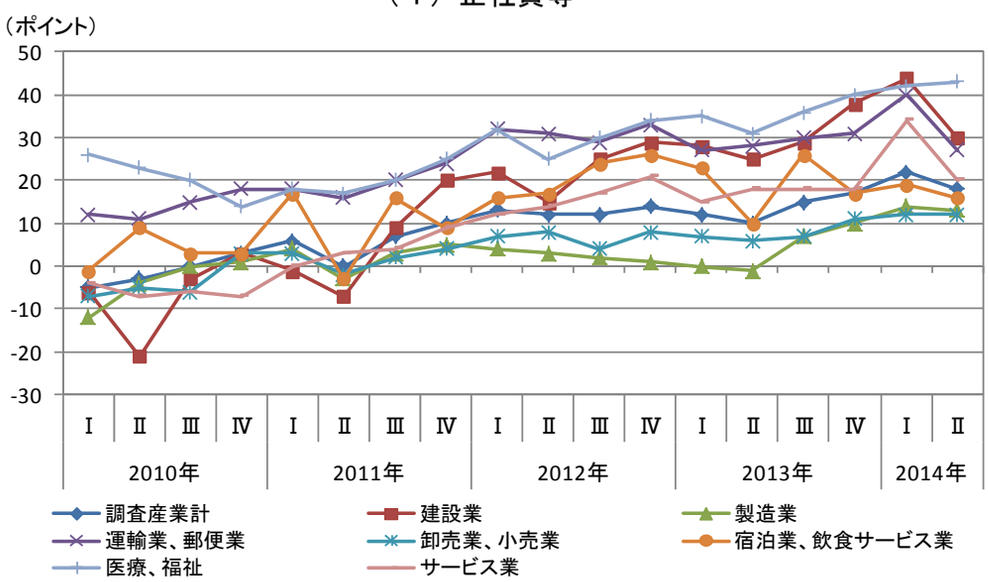

（２）パートタイム労働者

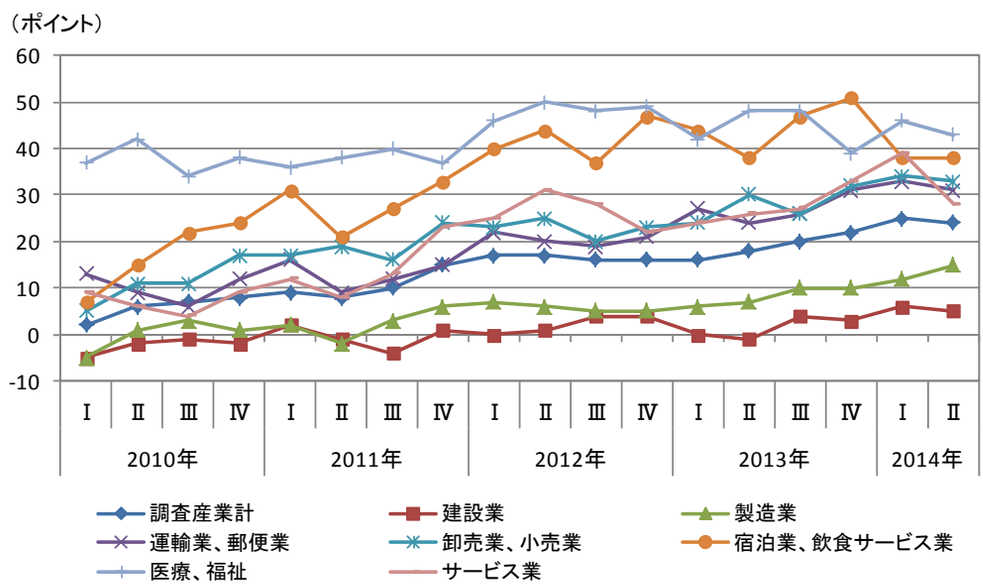

（注）Ⅰは２月調査、Ⅱは５月調査、Ⅲは８月調査、Ⅳは11月調査のことである。
資料出所：厚生労働省「労働経済動向調査」より作成。

図表Ⅰ－２－15　職業別有効求人倍率（パートを含む常用）

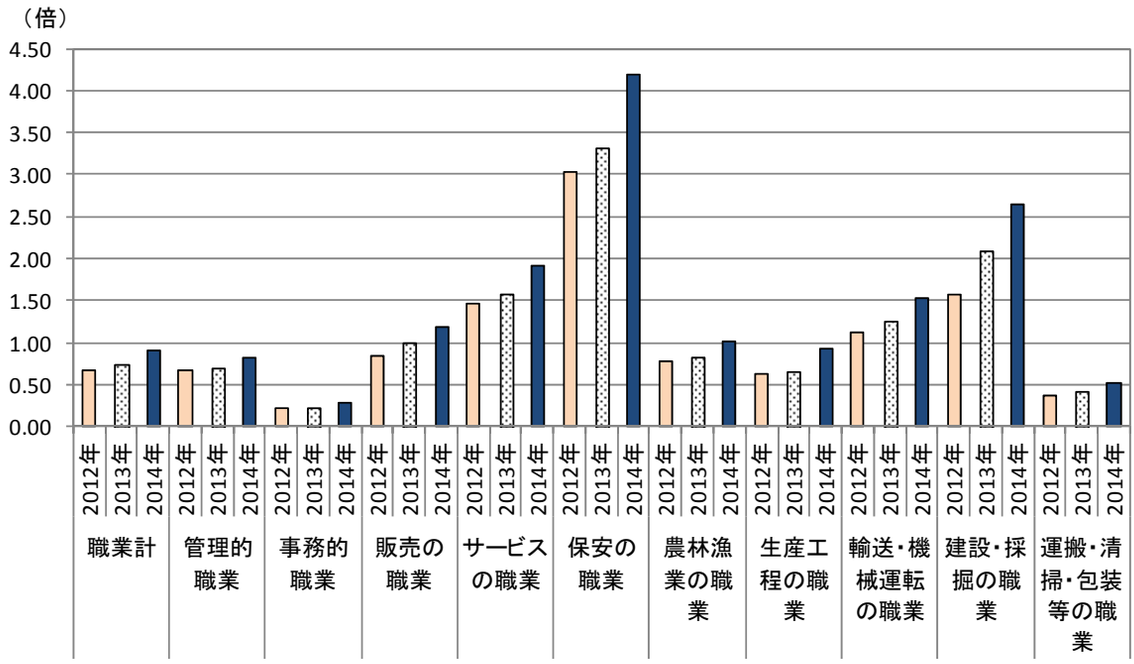

（注）各年６月の値（原数値）。
資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

非正規雇用は引き続き拡大

パートの有効求人倍率は１倍を超え上昇傾向（2013年1.24倍）が続いているが、正社員の有効求人倍率は上昇しているものの１倍を下回る水準（2013年0.55倍）が続いている。新規求人では正社員の不足感[3]がややみられる中、**図表Ⅰ－２－15**でみたように求人・求職の職業間のミスマッチも大きいことなどから、引き続き求職者の求める正社員の求人の増加を図ることが重要となっている（**図表Ⅰ－２－16**）。

図表Ⅰ－２－16　雇用形態別求人倍率の推移（原数値）

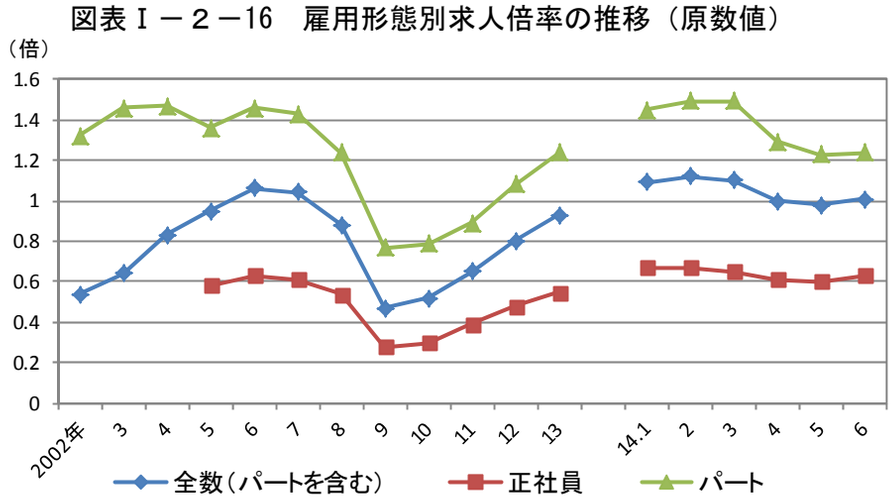

（注）正社員の有効求人倍率は2005年より集計されている。
資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

[3] 正社員の新規求人倍率（季節調整値）は、概ね１倍（2014年６月0.99倍）となっている。

このような求人・求職の状況の中で、非正規の職員・従業員の雇用者数は、定年後の再雇用などによる高年齢者層（55～64歳、65歳以上）の増加や、女性を中心とする中堅・中高年層（35～44歳、45～54歳）[4]などの増加などにより増加傾向が続いている。一方、正規の職員・従業員の雇用者数は減少傾向が続いてきたが、2014年に入ってからは若年層（15～24歳）[5]でやや増加がみられるなどにより減少幅が縮小している。この結果、雇用者数に占める非正規の職員・従業員の雇用者数の割合については、引き続き上昇となっている（**図表Ⅰ－２－17**）。

図表Ⅰ－２－17　正規と非正規の雇用者数増減（前年差）と非正規の雇用者割合

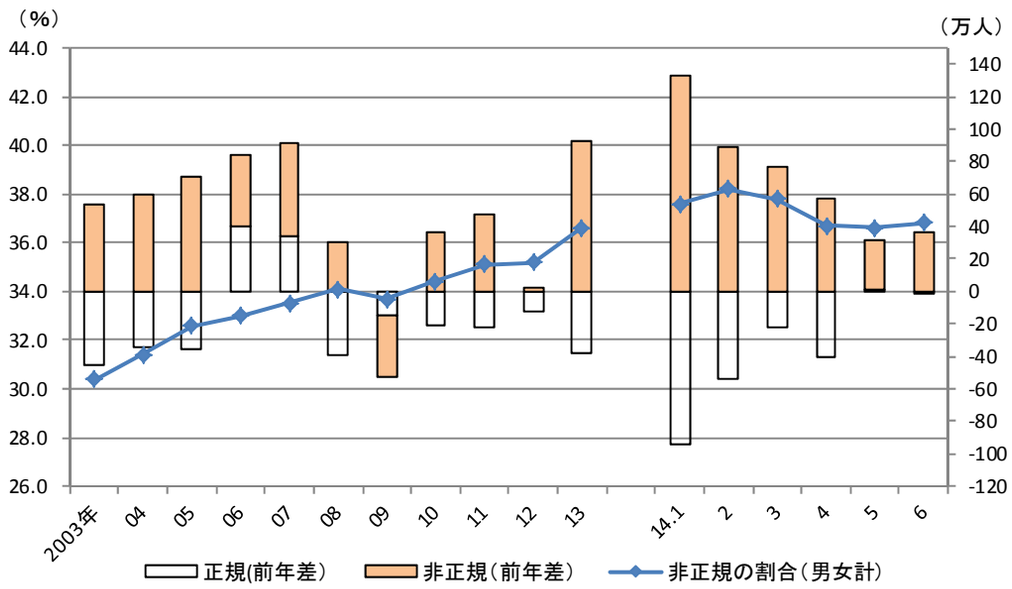

（注）１．「正規」とは「正規の職員・従業員の雇用者数」、「非正規」とは「非正規の職員・従業員の雇用者数」のことである。「非正規の割合」とは、「正規の職員・従業員の雇用者数」と「非正規の職員・従業員の雇用者数」の合計に対する「非正規の職員・従業員の雇用者数」の割合である。
２．「正規（前年差）」及び「非正規（前年差）」は右目盛り、「非正規の割合（男女計）」は左目盛りである。
資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

長期失業者は引き続き多い状況

完全失業者数の失業期間別の推移をみると、景気回復の動きを反映して、３か月未満の短期の失業者数は減少していたが、このところやや増加している。また、１年以上の長期失業者は減少しているものの大きくは減少しておらず、完全失業者に占める長期失業者の割合は、高い状況が続いている（**図表Ⅰ－２－18**）。このように再就職の難しい長期失業者の就職支援は引き続き重要となっている。

[4] 2008年から2013年において、非正規の雇用者数（男女計）は、35～44歳で39万人増（内、女性30万人増）、45～54歳で41万人増（内、女性32万人増）、55～64歳で40万人増、65歳以上で49万人増となっている。

[5] 正規の雇用者数は、15～24歳（男女計）で、2014年１月前年差７万人減、２月同１万人増、３月同４万人増、５月同５万人増、６月同３万人減となっている。

図表Ⅰ－２－18　完全失業者の失業期間別の推移

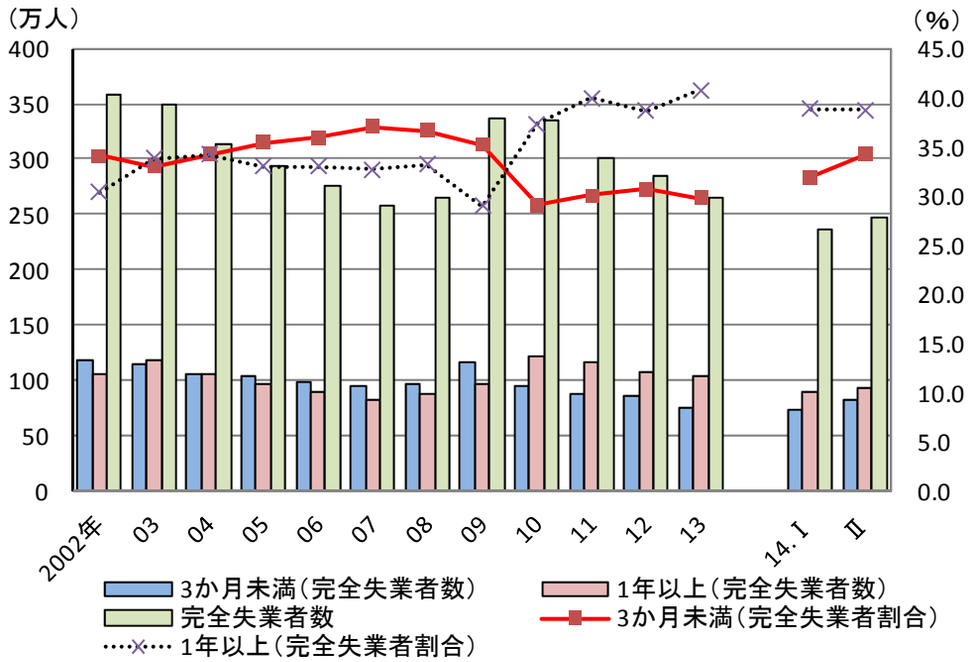

（注）完全失業者数割合は右目盛り、完全失業者数は左目盛りである。完全失業者割合は、失業期間が分かっている完全失業者数の合計に対する失業期間別の割合である。
資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

勤労者は引き続き失業する不安を感じている

雇用情勢の改善の状況に対する企業の実感を雇用人員判断（全産業）の推移でみてみると、2013年９月より大企業、中堅企業、中小企業ともに、「過剰」から「不足」に転じており、その傾向は継続している（**図表Ⅰ－２－19**）。

図表Ⅰ－２－19　雇用人員判断（全産業）の推移

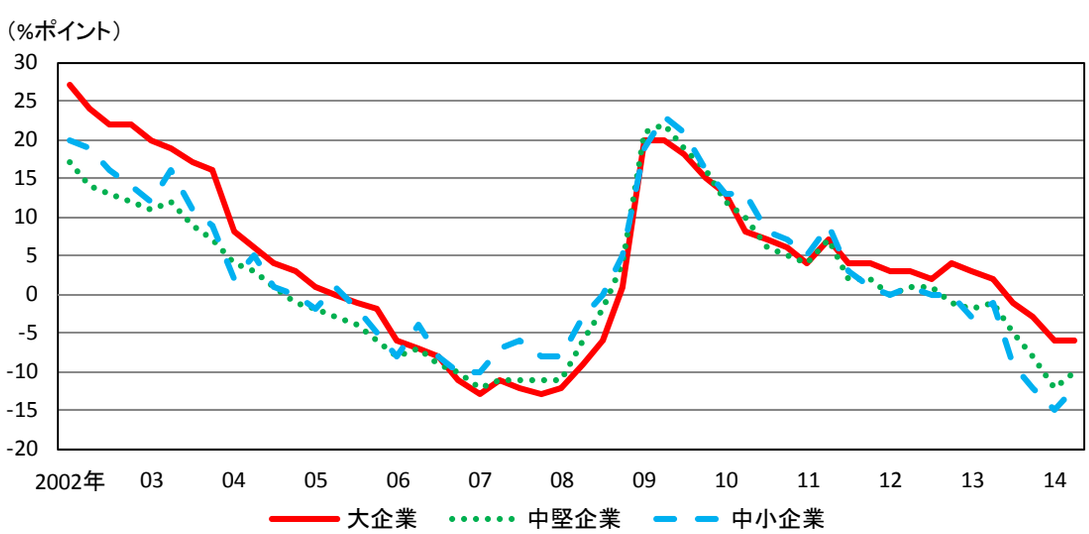

（注）雇用人員判断は、「過剰」－「不足」。
資料出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より作成。

一方、連合総研「勤労者短観」により、勤労者の雇用情勢の改善の状況に対する実感を「今後１年間に失業する不安を感じる割合」でみると、その割合はこのところ低下傾向がみられるが、全体で34.1％と、なお３人に１人が失業不安を抱えている。特に、世帯年収400万円未満の者（45.3％）や男性非正社員（45.3％）では約半数近くに上っている（**図表Ｉ－２－20**）。雇用情勢の改善が労働条件の厳しい層などを中心に勤労者にとって実感として感じられるものとなっていないようである。

また、労働災害の発生状況を厚生労働省調べによる死傷災害発生状況（死亡・休業４日以上）でみると、2013年（118,157人）は2012年（119,576人）に比べ1.2％減と４年ぶりの減少となったが、2014年は１～６月（速報）では47,288人と前年同期（45,663人）に比べ3.6％増と再び増加している。

さらに、厚生労働省調べにより2013年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」をみると、特に精神障害に関する請求件数が1,409件で、前年度比152件の増となり、過去最多となっている。業種別には、製造業249件、医療、福祉219件、卸売業、小売業199件、運輸業、郵便業147件の順に多くなっている。

勤労者の失業不安を解消していくことに加え、労働災害のない安全で安心して働ける職場環境を整えていくことも重要となっている。

図表Ｉ－２－20　今後１年間に失業する不安を感じる割合（20～64歳）

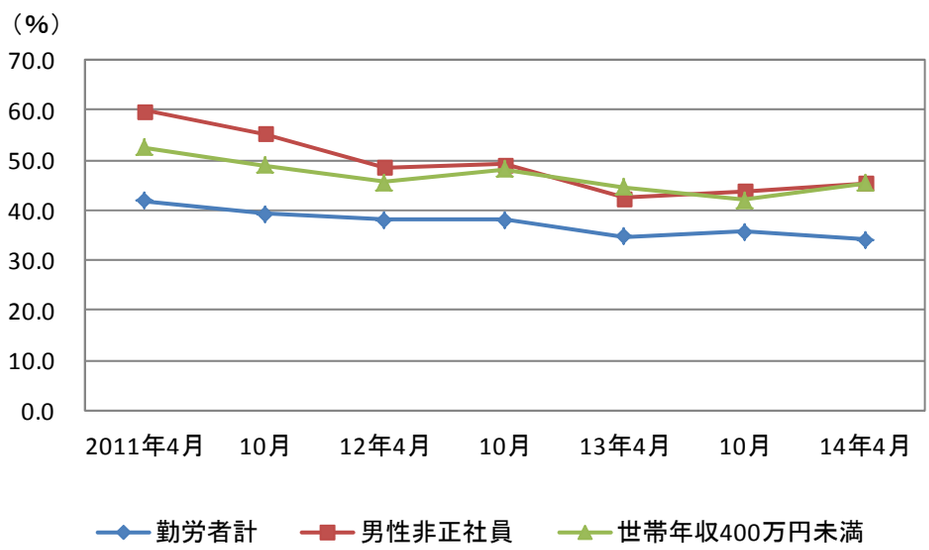

（注）失業不安を感じる＝「かなり感じる」＋「やや感じる」
資料出所：連合総研「勤労者短観」より作成。

第３節　雇用情勢が改善する中での労働時間と賃金の状況

景気回復やそれに伴う人手不足などを反映して所定外労働時間が増加

労働者の労働時間の推移を年間総実労働時間（事業所規模５人以上）でみると、2008年1792時間から2009年1733時間と大きく減少した後、概ね横ばいで推移し、2013年は1746時間と前年（2012年1765時間）に比べやや減少している。

景気が回復局面に入った2012年秋以降の動きをみると、所定内労働時間は減少傾向で推移する一方、一般労働者を中心に所定外労働時間は増加傾向を示している（**図表Ｉ－２－21**）。

図表Ｉ－２－21　月間総実労働時間（事業所規模５人以上）の推移（前年同期比）

（１）全労働者

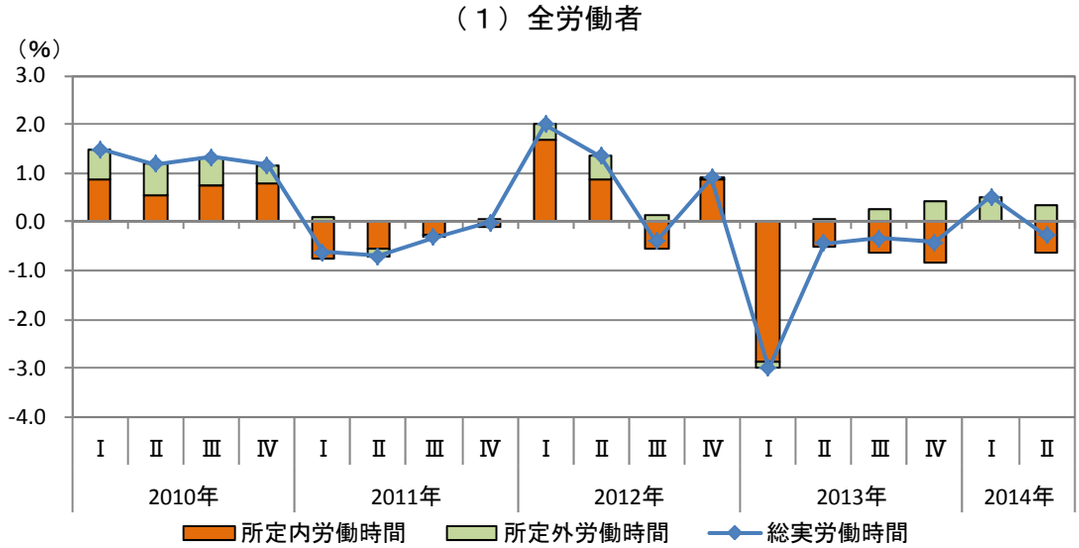

（２）一般労働者

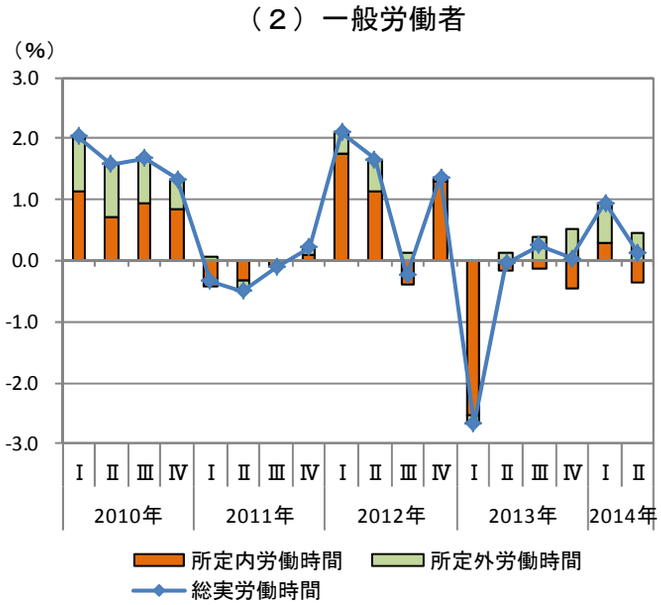

（３）パートタイム労働者

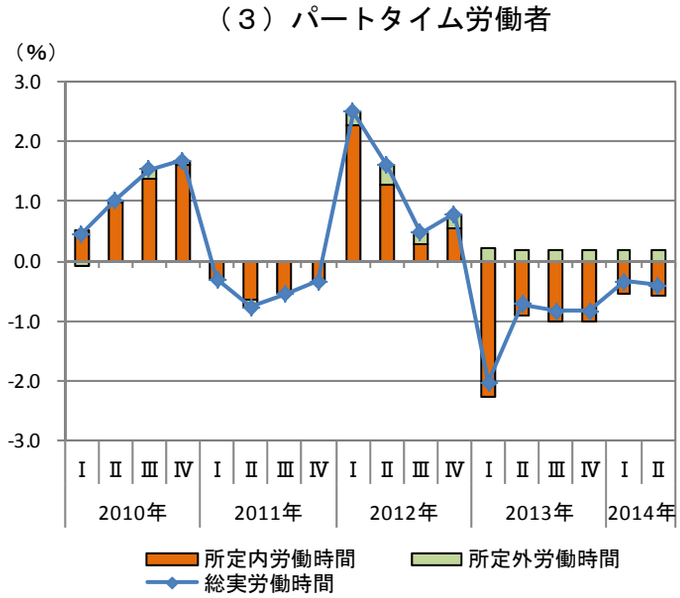

(注)全労働者とは、「毎月勤労統計調査」における常用労働者のことである（図Ｉ－２－25まで同じ）。
資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

主な産業別に労働時間の推移の特徴をみると、第２節でみたように特に正社員の労働者の不足感が強くなっている「建設業」では所定内労働時間や所定外労働時間ともに、「運輸業、郵便業」では所定外労働時間が増加している（**図表Ｉ－２－14（１）、図表Ｉ－２－22**）。

図表Ｉ－２－22　主な産業別総実労働時間（事業所規模５人以上：全労働者）の推移（前年同期比）

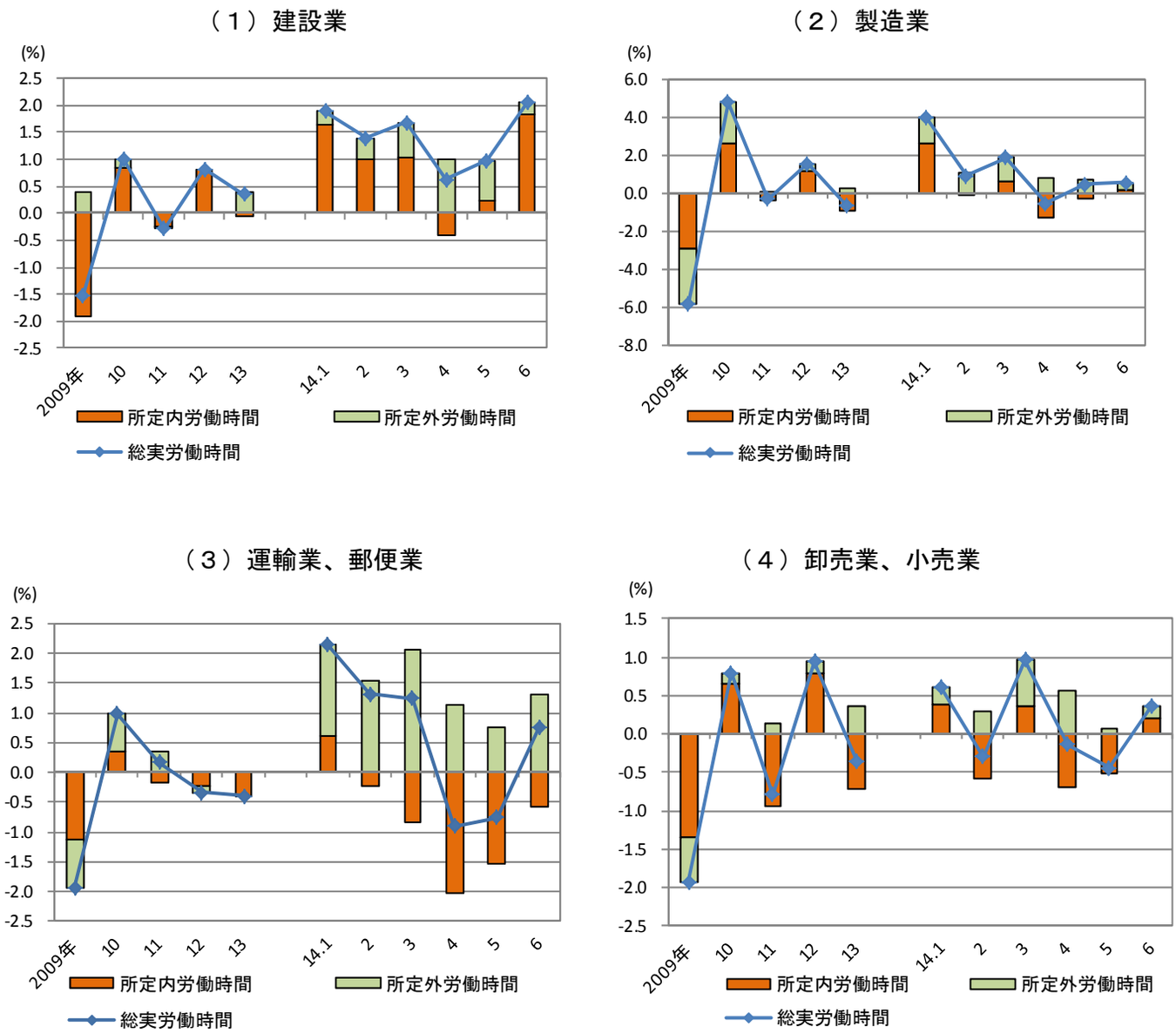

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

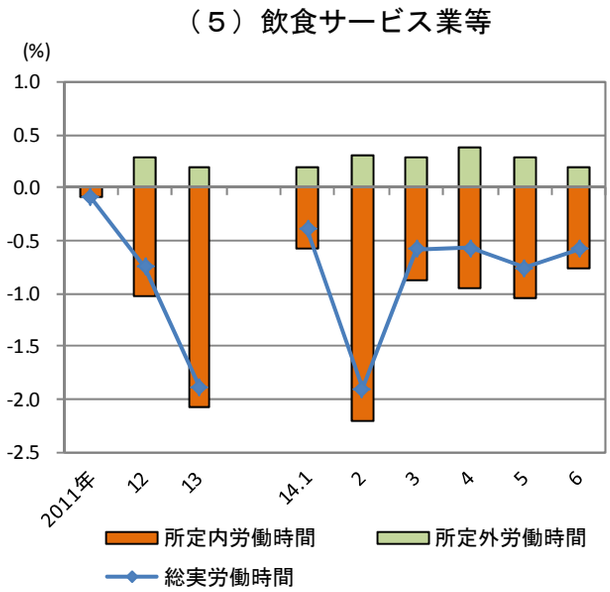

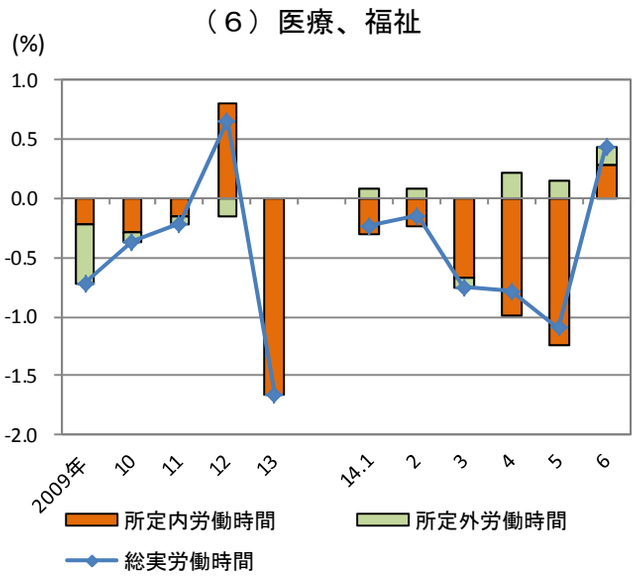

（注）飲食サービス業等は、産業分類の変更により2010年より接続が可能である。
資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

所定外給与やボーナスの増加により名目賃金は増加

労働者の現金給与総額（名目賃金）の動きをみてみると、2013年以降は前年に比べ、一般労働者を中心に景気の回復による所定外労働時間の増加により所定外給与が増加に転じるとともに、特別に支払われた給与（ボーナス）も増加し、現金給与総額は概ね増加に転じている。また、2014年の春闘の状況（連合調査）について、定期昇給相当額分を含む平均賃金方式での賃上げ率が2.07％（定期昇給相当額分を除く賃上げ率0.49％）と、1999年以来の２％を超える水準となっているが、この効果などにより一般労働者の所定内給与（事業所規模５人以上：３月（前年比）0.1％減、４月0.1％増、５月0.4％増、６月0.5％増　事業所規模30人以上：３月0.1％増、４月0.5％増、５月0.9％増、６月0.9％増）についても、減少から増加に転じてきている（**図表Ⅰ－２－23**）。

パートタイム労働者については、所定内労働時間が減少する中で、2014年以降、所定内給与は増加に転じている（**図表Ⅰ－２－21**、**図表Ⅰ－２－23**）。

図表Ⅰ－２－23　現金給与総額（事業所規模５人以上）の推移（前年同期比）

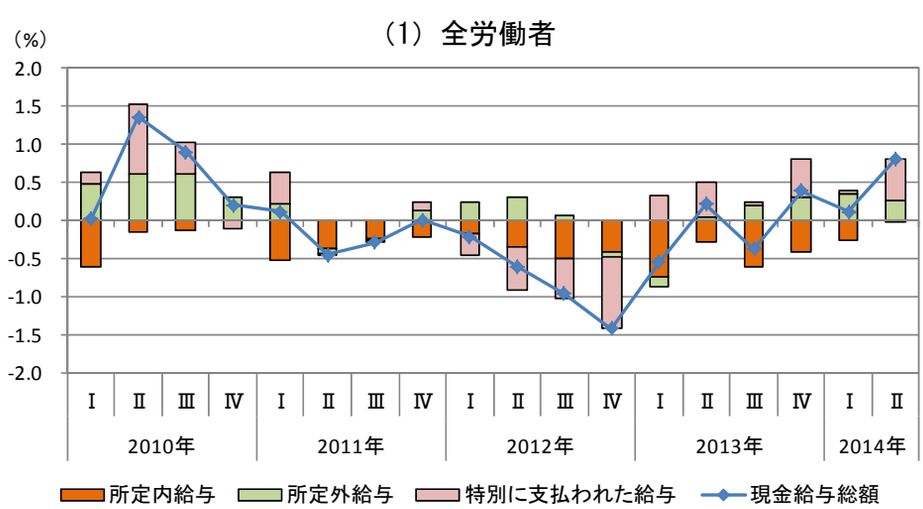

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

（２）一般労働者

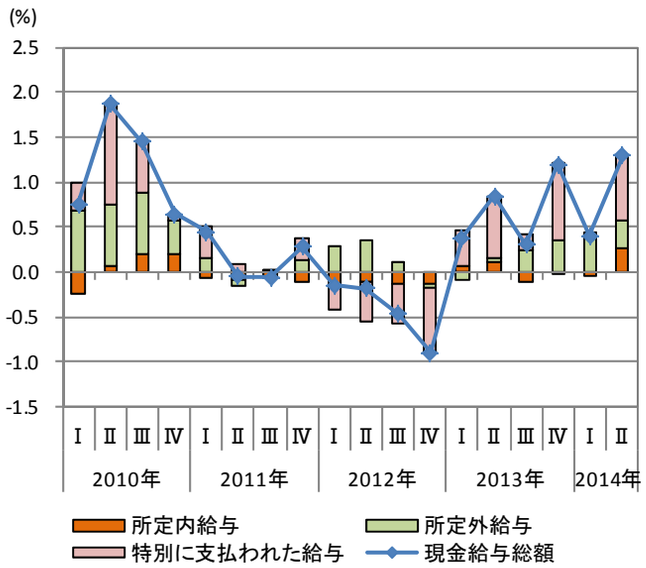

（３）パートタイム労働者

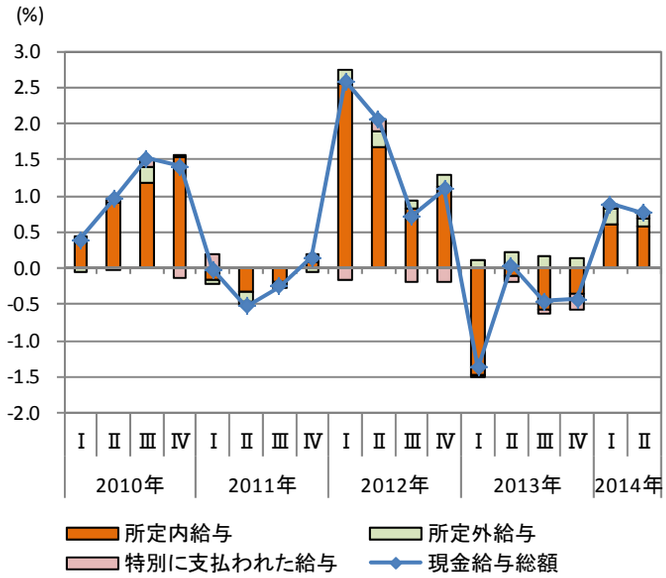

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

主な産業別に現金給与総額（名目賃金）の推移の特徴をみると、パートタイム労働者比率が高く第２節でみたように特にパートタイム労働者の不足感が強くなっている「飲食サービス業等」や「卸売業、小売業」などでは所定内労働時間が減少又は増減を繰り返す中で、所定内給与が増加している（図表Ⅰ－２－14（２）、図表Ⅰ－２－22、図表Ⅰ－２－24）。

図表Ⅰ－２－24　主な産業別現金給与総額（事業所規模５人以上：全労働者）の推移
（前年同期比）

（１）建設業

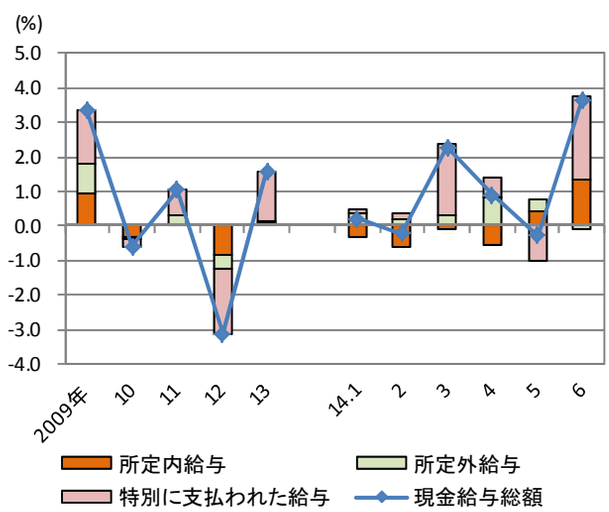

（２）製造業

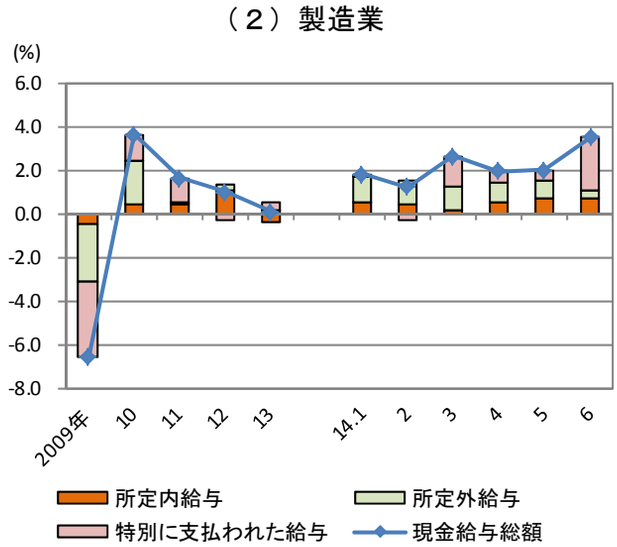

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

（３）運輸業、郵便業

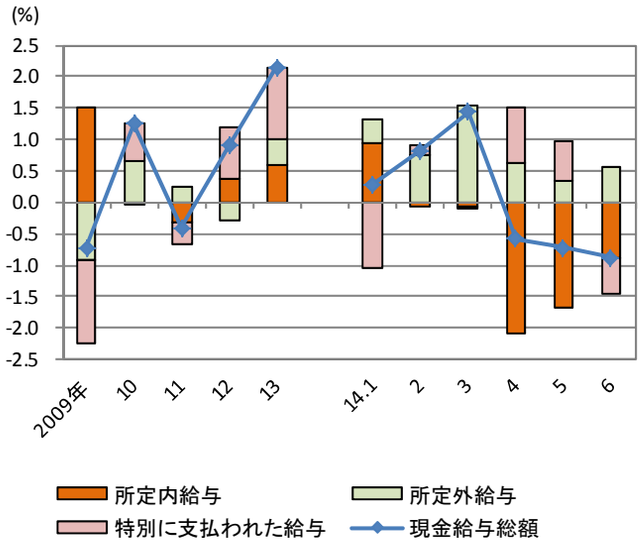

（４）卸売業、小売業

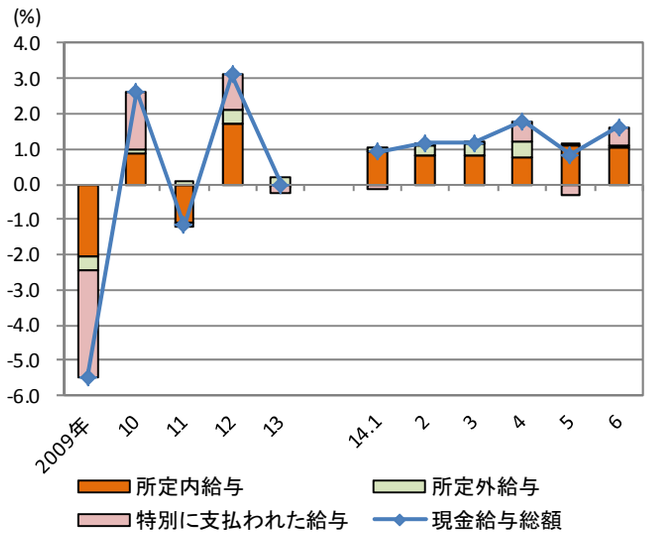

（５）飲食サービス業等

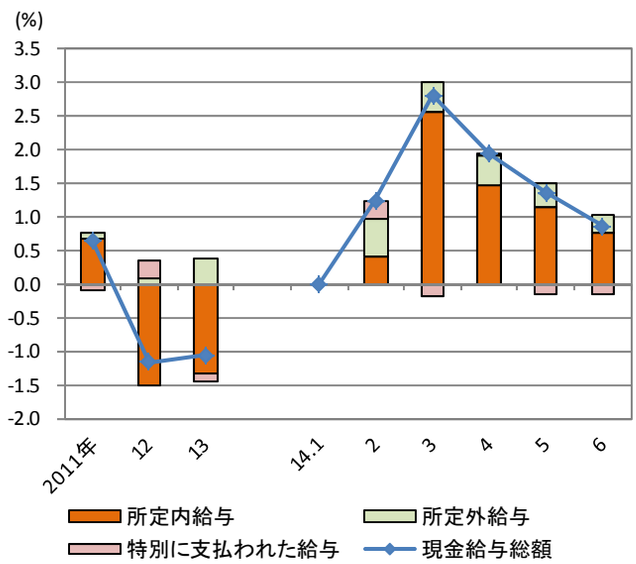

（６）医療、福祉

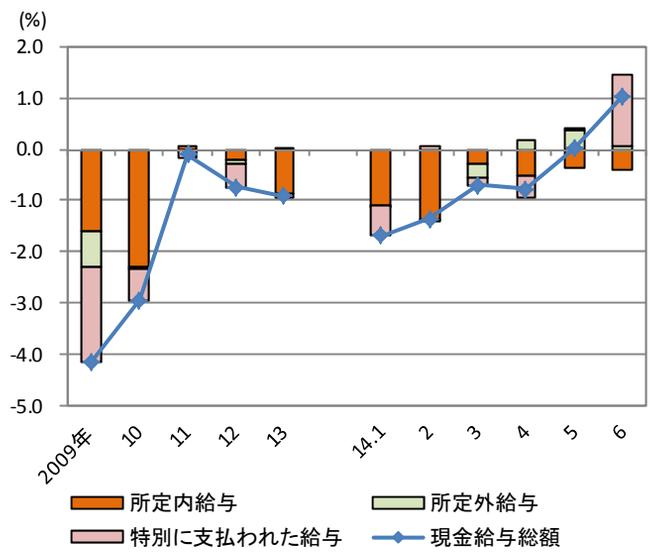

（注）飲食サービス業等は、産業分類の変更により2010年より接続が可能である。
資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

実質賃金は減少傾向が続く

2013年には景気回復により一般労働者を中心に名目賃金は増加に転じているが、2013年春以降の円安により消費者物価が上昇していることから、実質賃金は、全労働者において、2013年夏以降、減少している。一般労働者及びパートタイム労働者に分けてみても同様の傾向がみられる。

特に、2014年４月には、消費税率が５％から８％に引き上げられたことにより、さらに消費者物価が上昇し、実質賃金はさらに減少し、全労働者でみると2009年７月以来の前年比３％を超える大きな減少となっている（**図表Ⅰ－２－25**）。

図表Ⅰ－２－25　実質賃金の推移（事業所規模５人以上、前年同月比）

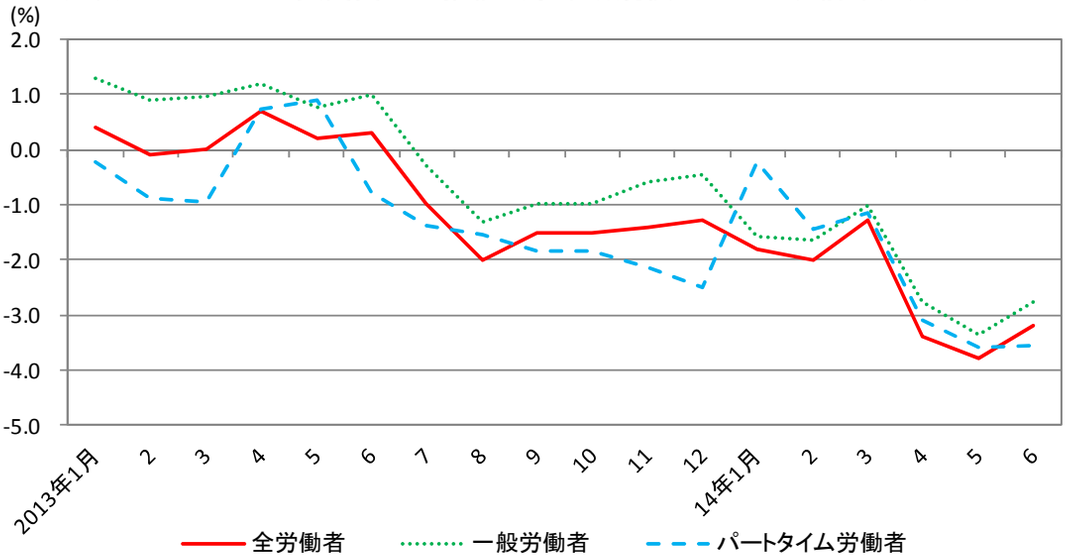

（注）実質賃金とは、全労働者については実質賃金指数、一般労働者及びパートタイム労働者については現金給与総額を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く）で除したもの。
資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」より作成。

勤労者の賃金収入の見通しは厳しい

連合総研「勤労者短観」により勤労者の今後１～3年程度の短期的・中期的な賃金の見通しについてみてみると、１年後の賃金収入増減の見通しについて、「増える」とする人の割合は19.7％と低く、「減る」とする人の割合（20.4％）をやや下回っている。また、３年後の賃金収入増減見通しについても、「増える」とする人の割合（21.3％）が、「減る」とする人の割合（23.1％）を下回っており、勤労者の賃金改善への見通しは厳しいとの認識が強い。さらに、正規と非正規を比べると、非正規の方が厳しい見通しを持っている（**図表Ⅰ－２－26**）。

なお、１年後と３年後の景気見通し別に１年後と３年後の賃金の見通しをみると、今より景気が「良くなる」と回答している者では約４～５割の者が賃金収入が「増える」と回答している（**図表Ⅰ－２－27**）。

図表Ⅰ－２－26　１年後の賃金収入の増減見通し（20～54歳）

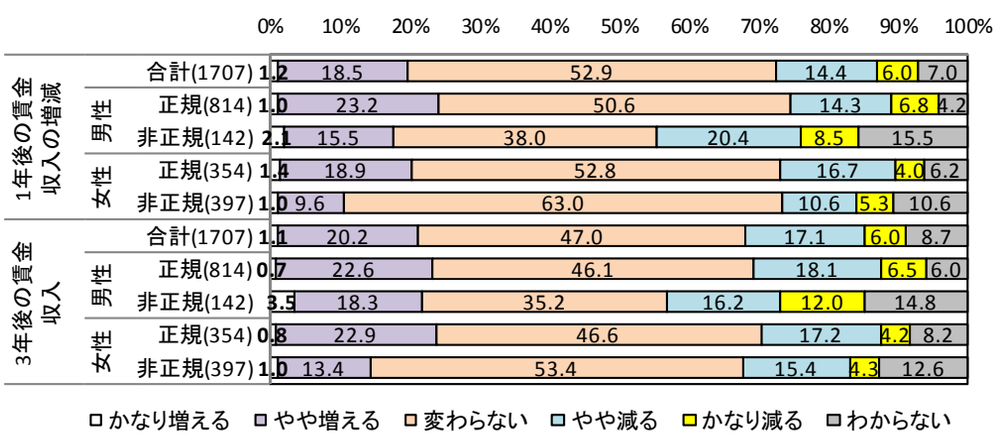

資料出所：連合総研「勤労者短観」（2014年４月）より作成。

図表Ⅰ－２－27　景気見通し別賃金見通し（20～54歳）

（１）１年後

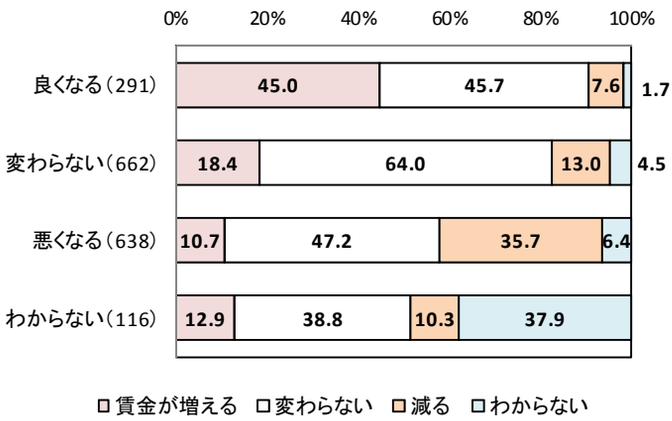

（２）３年後

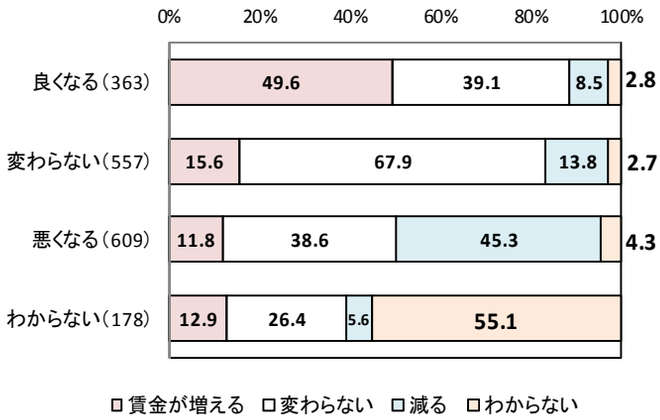

（注）「増える」＝「かなり増える」＋「やや増える」、「減る」＝「かなり減る」＋「やや減る」、
１又は３年後の景気について、「良くなる」＝「かなり良くなる」＋「やや良くなる」、
「悪くなる」＝「かなり悪くなる」＋「やや悪くなる」。
資料出所：連合総研「勤労者短観」（2014年４月）より作成。

第３章　安定的な成長に向かいつつある世界経済

第Ⅰ部　第３章のポイント

第１節　世界経済は安定的な成長へ移行

○足もとの先進国の景気回復により、2014、15年の世界経済の成長率は高まる。新興・途上国も徐々に５％台の成長に復帰し、世界経済は４％程度の安定的な成長に移行するのが基本シナリオだが、下振れリスクも懸念される。

第２節　底堅い雇用と消費に支えられる米国経済

○米国では家計のバランスシート調整が進展し、2011年以降、個人消費に支えられた景気回復が続いている。

○ただし、失業率の低下の大部分は労働供給サイドの要因であり、長期失業者の就業は進んでいない。また、今後の財政金融政策の動向が経済に与える影響には注意が必要である。

第３節　小康状態の欧州経済

○欧州は2013年までの停滞から持ち直し、2014年にはプラス成長の見込みである。

○政府債務危機を経験した国では、財政健全化に進展が見られた。高い失業率は低下傾向がみられるが、依然、各国間で大きな差が見られる。

○足もとの物価上昇率が低下傾向にある中、一部の国においてはデフレ懸念もあり、リスクをはらんでいる。

第４節　減速する中国経済

○中国は2013年以降、７％台で安定的な経済成長がみられる。過剰設備の懸念から投資が抑制される一方、欧米の景気回復から外需が持ち直しつつあり、全体として減速している。

○不動産価格が2013年から再び大きく上昇し、シャドーバンキングを通じた投機が懸念される。過剰な信用拡大に伴うデフォルト懸念から、一時期金利が高騰したが、足元では金融市場に落ち着きがみられる。

○都市と地方の所得格差が大きく、一人当たり可処分所得は、最も豊かな省と最も貧しい省で５倍弱の格差がある。

○日本企業は中国における生産コスト・人件費の上昇にともない、中国よりもＡＳＥＡＮを重視し、生産拠点の移管もみられる。

第１節　世界経済は安定的な成長へ移行

全体的に経済が持ち直し安定的な成長が続く予測

ＩＭＦの予測（本年４月及び７月の更新予測[1]）によれば、世界全体で2014年に３％台半ば、15年に約４％と成長が高まる。特に先進国では、１％台から2014～15年平均２％程度に成長が加速する。米国は2015年に３％成長まで回復し、欧州も2013年までの停滞から2014年以降は１％台の成長を回復する。新興・途上国では成長率の加速は先進国に遅れ、より緩やかになりそうだが、2015年以降５％台の成長率が続くと予測される。中国は2014年に７％台半ばの成長を見込むが、その後５年で６％台半ばまで徐々に減速していく。

こうした景気回復に向けた予測には、いくつかの下振れリスクが懸念される。中東及びウクライナ等の地政学的なリスクの影響や、欧州におけるデフレ懸念、米国金融政策の変更が世界の金融・資本市場に及ぼす影響については注視が必要である。

図表Ｉ－３－１　世界経済見通し

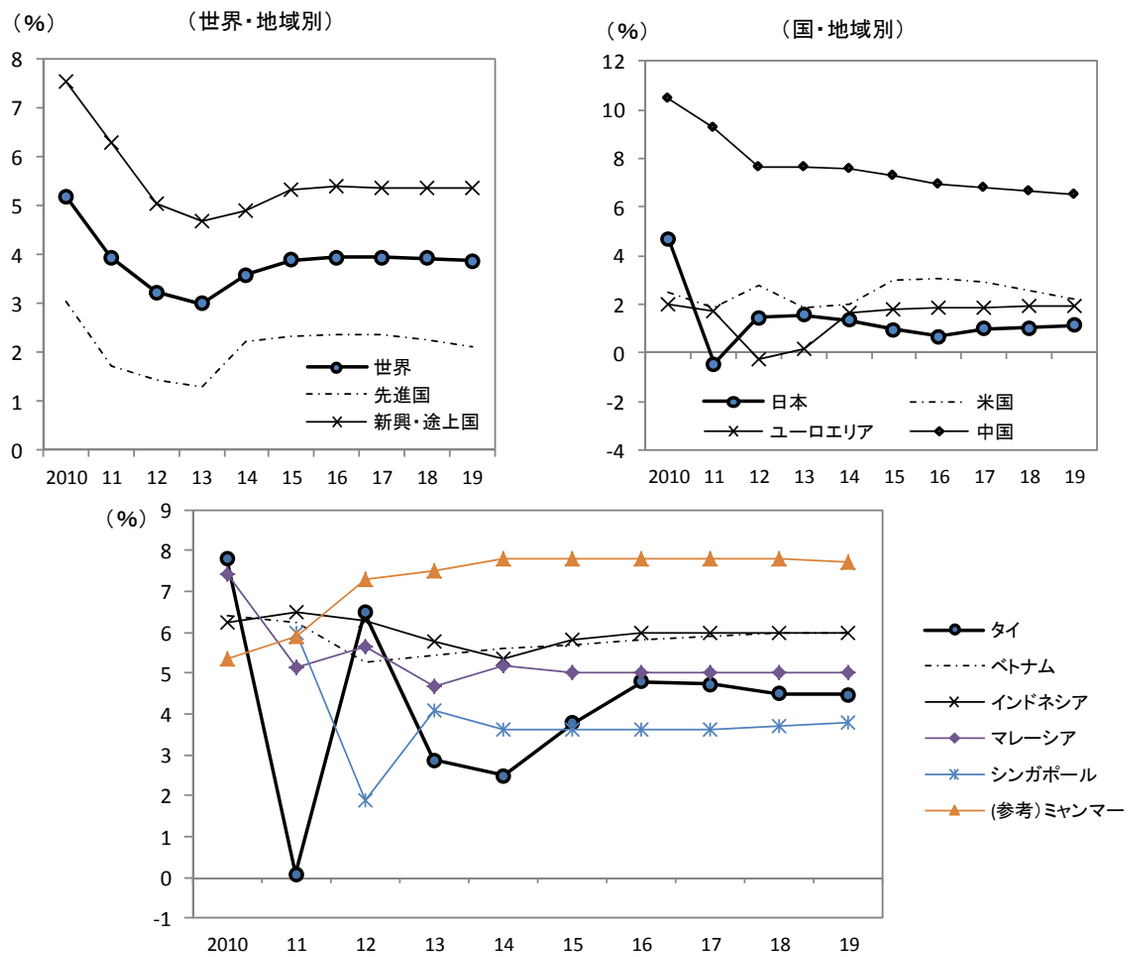

（注）2013年以降がＩＭＦによる見通し。
資料出所：IMF *World Economic Outlook*（2014 April）より作成。（米国2014年見通しのみ、IMF “2014Article IV Consultation with the United States of America Concluding Statement of the IMF Mission”（2014 June）を参照）

[1] 図表Ｉ－３－１はIMFの４月の予測を示すが、2014年及び2015年については７月に予測が更新されている（World Economic Outlook UPDATE）。

市況も落ち着き先進国を中心に上向きの状況がつづく

米国、ドイツの株価は2011年半ば以降上昇が続いていたが、７、８月とドイツの株価は低下した。英国については2013年から緩やかに上昇している。日本の株価は2012年末から13年５月まで急上昇したのち、2013年末に向けて緩やかに上昇した。その後、いったん低下したものの８、９月にかけて１月の水準まで値を戻した。（**図表Ⅰ－３－２**）また、中国の株価だけが2010年１－３月の水準を下回って推移している。

図表Ⅰ－３－２　株価の動向

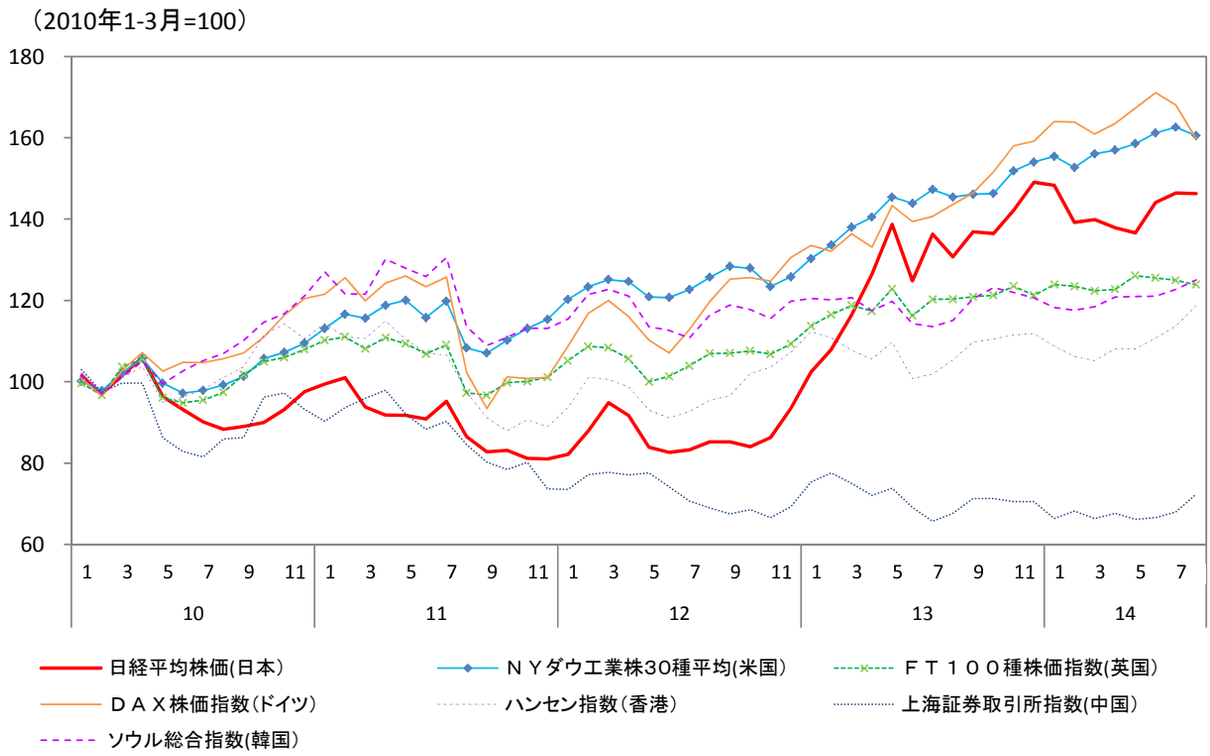

資料出所：日経メディアマーケティング　Financial Questより作成。

コラム③　長期的な経済予測

ＯＥＣＤは本年５月に2060年の世界経済の姿を示す長期予測を公表した。これは、一人当たりのＧＤＰ（Ｙ／Ｐ）の動きと人口（Ｐ）の長期予測から、世界経済全体の予測を行ったものである。一人当たりのＧＤＰはさらに、労働生産性（Ｙ／Ｅ）の伸びと人口に占める就業者数の割合（Ｅ／Ｐ）の変化に分けて予測されている。前者の伸びには、技術進歩や人的資本の蓄積などが重要であり、後者の変化には人口要因が関係してくる。世界に類を見ない高齢社会となる日本においては、人口に占める就業者数の割合が相対的に低くなり、一人当たりＧＤＰは伸びにくい。

日本の高齢化率は現在ＯＥＣＤ諸国の中で最も高い水準であるが、今後さらに上昇し、2060年時点では約70％に達すると予測されている。なお、今は日本の半分程度の高齢化率でありながら、2060年時点では日本の高齢化率に追いついてしまうほど急速に高齢化が進む国（韓国、スロバキア、ポーランド）がある。これらの国では、経済・社会面で大きな変化を迫られることになろう。（**図表③－１**）

図表③－１　将来の高齢化率（65歳以上人口/15～64歳人口、％）

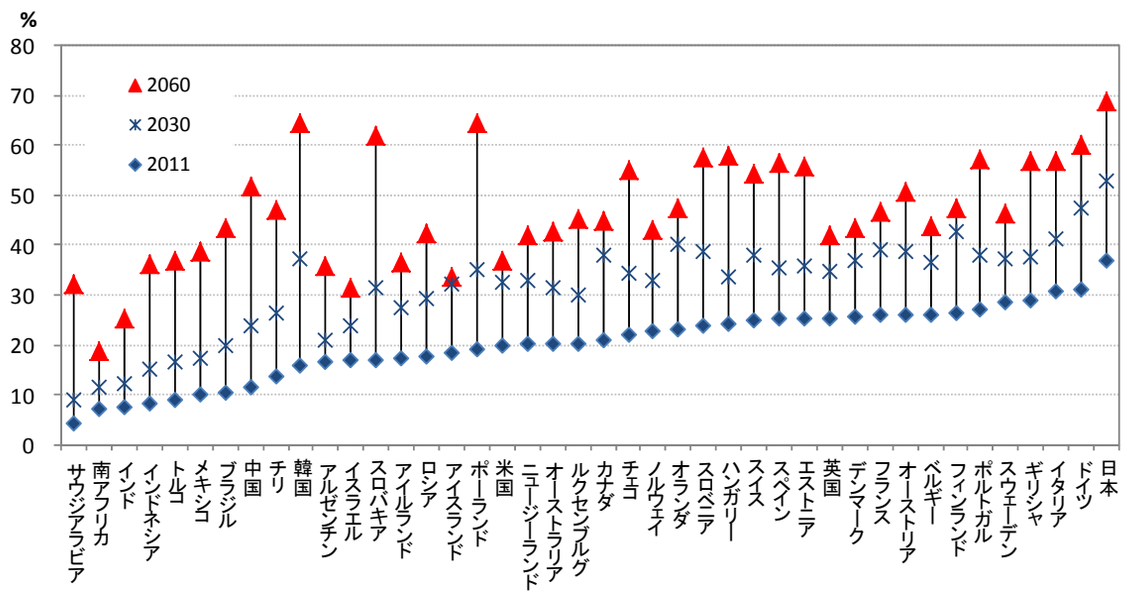

資料出所：OECD *Looking to 2060:Long-term global growth prospects -a going for growth report* (2012 Nov) Figure2 Populations will age in most countriesより作成。

ＯＥＣＤによれば、こうした高齢化の進展の中でも労働生産性が伸びることにより、一人当たりＧＤＰでみた日本の順位は現在の18位から2060年時点でも変わらない。ただし、労働生産性が伸びる一因は、現在の水準が低いことからキャッチ・アップ効果が働くと想定されていることであり、やや楽観的であると思われる。

人口については、国連の人口推計に従って、世界人口は現在の60億人程度から、アフリカなどの人口増加により2050年には90億人程度に達すると見込まれている。**図表③－２**が示すように、日本の人口は2010年時点で世界の人口の２％弱であったが、2050年時点では１％程度になると予測されている。中国では５％ポイント程度、その他先進国も全体で数％ポイント程度の人口割合の低下が見込まれている。米国、インドについては、予測期間中に人口割合はほぼ変わらない。

図表③－２　将来の人口割合

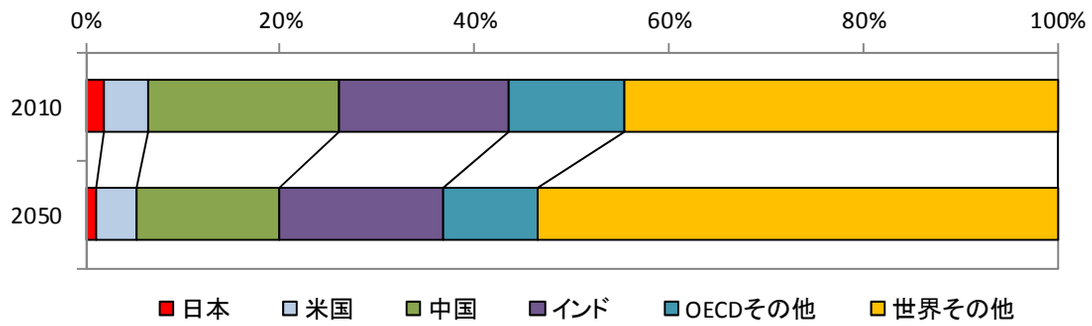

資料出所：国際連合　*World Population Prospects*(2013年10月)より作成。

以上の要因を組み合わせて描いた2060年時点の世界経済は、経済規模が2010年の４倍弱となる。その中で、新興国経済のシェアは23%から43%に20%ポイント高まる。米国のシェアは少し減少するが依然世界一の大国であり、２倍にシェアを増加させる中国がそれに次ぐ。日本のシェアは４%と、2010年に比べ世界経済におけるプレゼンスは半分程度になると予測されている。（**図表③－３**）

図表③-３　世界経済の長期予測（市場レートでみた経済規模の割合、%）

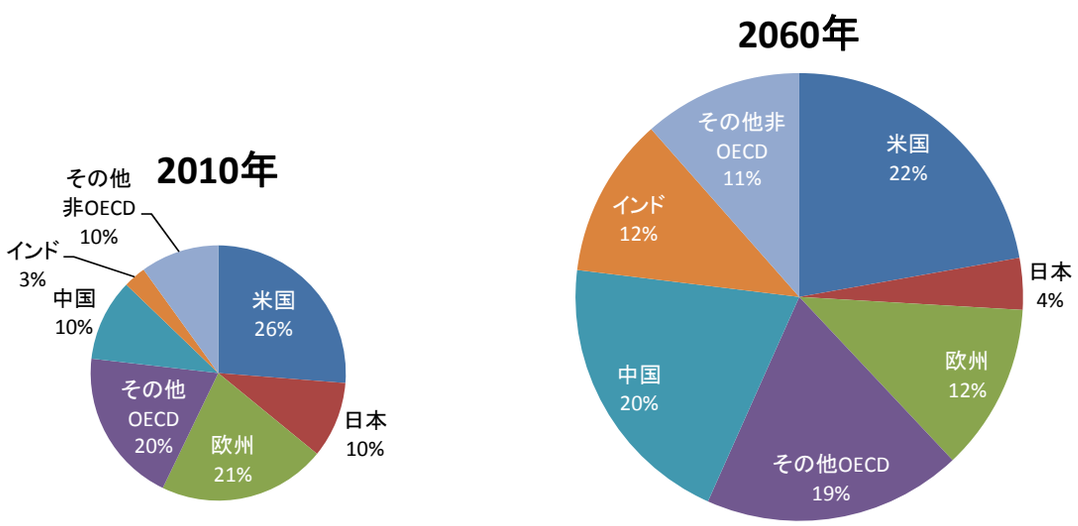

資料出所：OECD *Economic Outlook Vol95*(2014年５月)より作成。

第２節　底堅い雇用と消費に支えられる米国経済

引き続き堅調な消費と雇用情勢

米国経済は、2010年以降、堅調な個人消費に支えられて均して２％台前半の緩やかな成長を続けている。2014年１－３月期は大雪の影響等の一時的な要因もあってマイナス成長となったが、４－６月期は4.6％成長となり、回復は続いている。

図表Ｉ－３－３　実質ＧＤＰ成長率と各需要項目寄与度

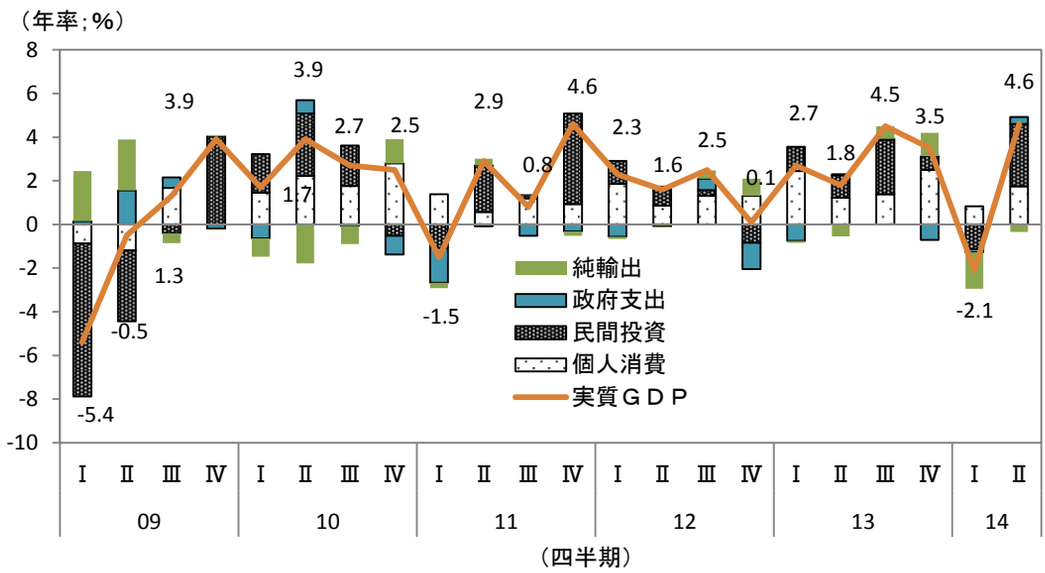

資料出所：米国経済分析局ＨＰより作成。

サブプライム危機で大きく毀損した家計のバランスシートが改善し、これが個人消費を支えている。特に、2012年以降住宅価格が上昇に転じたことが注目される。緩やかな景気回復の下、2011年以降、毎月200万人近い雇用が生まれ、雇用情勢も改善している。失業率は、2009年10月の10％をピークに2014年８月の6.1％まで低下した。ただし、この低下の約８割は労働力率の低下という供給サイドの要因であって、雇用増の要因は約２割程度しか寄与していない点に注意が必要である。長期失業者の就職は難しい状況にある（**コラム⑤参照**）。

労働市場の引締まり等を受け、超緩和状態を続けている金融政策を徐々に巻き戻しており、連邦公開市場委員会（ＦＯＭＣ）は、次回会合（10月28、29日）で現行の資産購入（いわゆるＱＥ３）を終了させることを示唆した。また、同委員会は、現行の政策目標金利については相当な期間維持することが適切としており、市場では利上げのタイミングを探る展開となっている。こうした政策変更が金融・資本市場を通じて米国内外にどのような影響を及ぼすか、注視が必要である。

このような政策変更からうかがえるのは、米国経済の潜在成長率の低下である。２％台の成長でも需給がタイト化していること等が示唆するのは、1990年代には３％台半ばといわれた潜在成長率が現在では１％台に低下していることである。これは長期的に大きな意味をもつと考えられる。

図表Ⅰ－３－４　住宅市場の調整と家計負債の推移

（１）住宅市場の調整

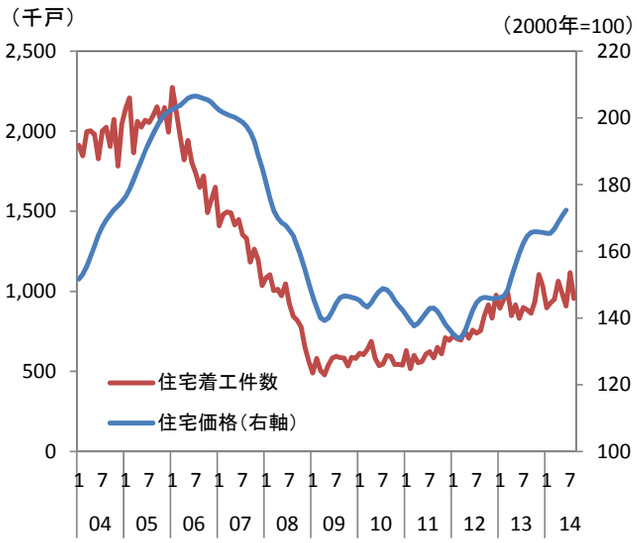

（２）家計負債の推移（対可処分所得比）

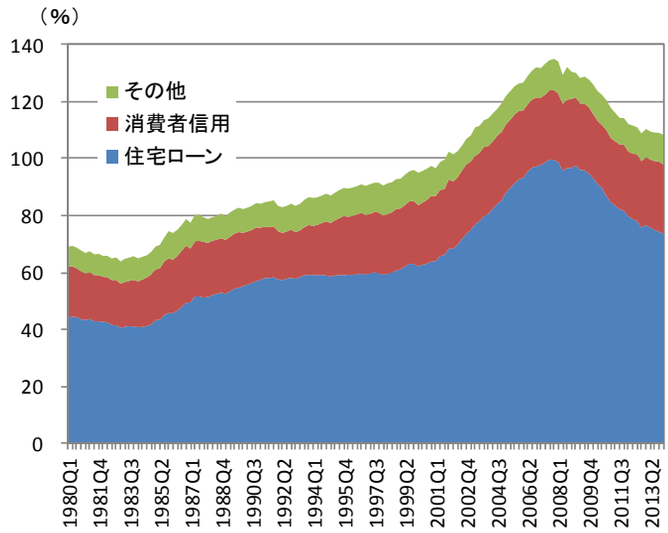

（注）住宅価格はケース・シラー指数の主要20都市。
資料出所：米国商務省国勢調査局「住宅着工件数」、S&P "Case-Shiller U.S. Home Price Index"、FRB "Financial Accounts of the United States"より作成。

図表Ⅰ－３－５　完全失業率と労働力率の推移

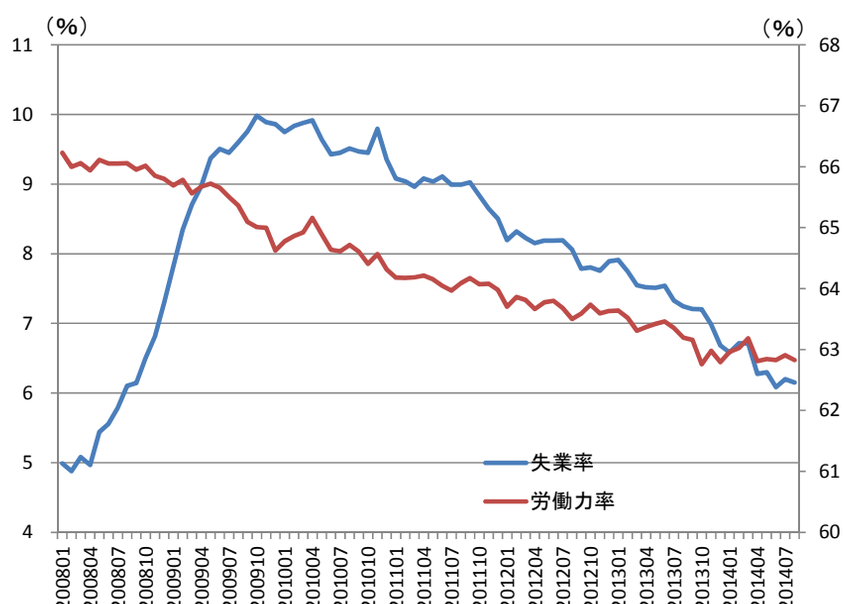

資料出所：米国労働統計局ＨＰより作成。

第３節　小康状態の欧州経済

安定した経済成長が続く欧州主要国

欧州は外需に引っ張られ、2013年かろうじてプラス成長となった。欧州委員会春季見通しによれば、2014年には持ち直しがはっきりし、特にスペインとイタリアがプラスの成長となり、各国のバラツキが小さい成長の姿となるとされている。しかし、2014年４－６月期にユーロ圏全体でゼロ成長、牽引役であったドイツがマイナス成長となり、イタリアは２四半期連続ではマイナス成長となるなど、今後の動向には注視が必要である。

図表Ⅰ－３－６　実質ＧＤＰ成長率の推移

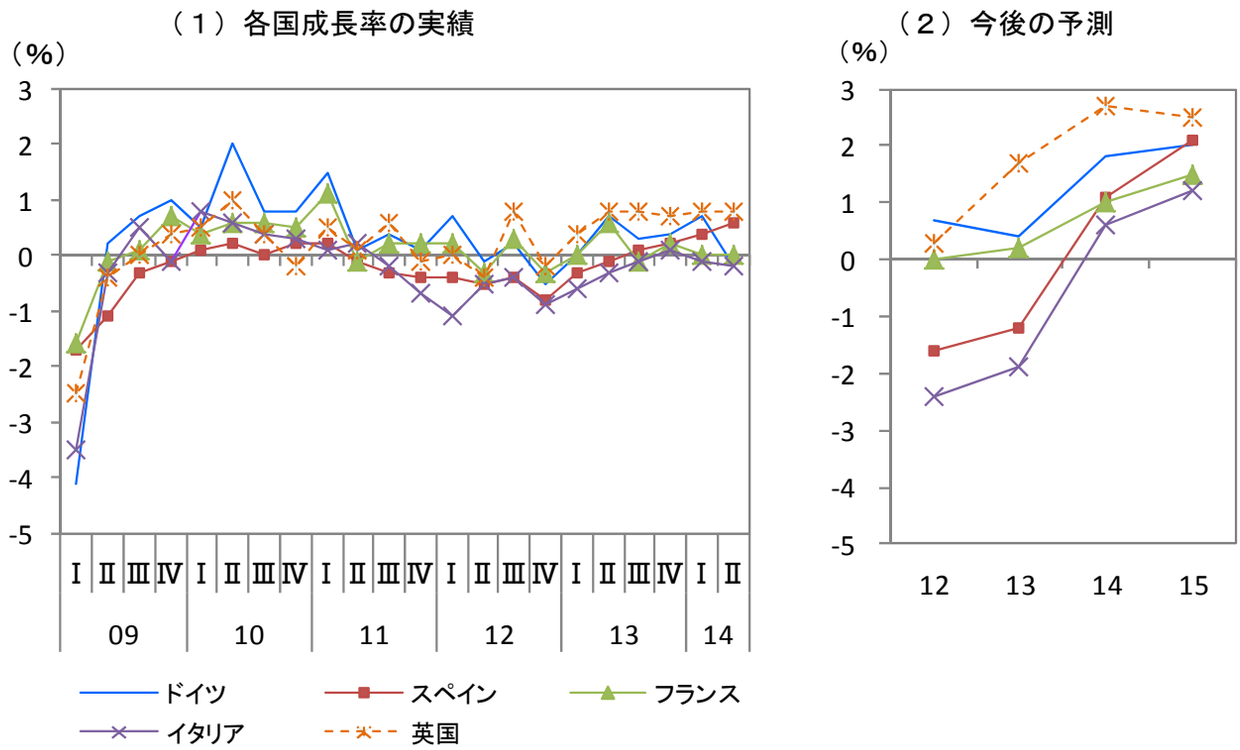

資料出所：欧州統計局*Eurostat*、欧州委員会春季見通し（2014年5月）より作成。

財政健全化の進展

欧州債務危機により支援を受けている諸国（アイルランド、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、キプロス）では、国際的な監視の下、財政健全化の取り組みが進められ、キプロス、ギリシャを除き支援プログラムは終了した。他の主要国においても財政収支の赤字幅が縮小し、それに伴い債務残高についても中長期的には減少傾向をたどることが期待されている。

図表Ⅰ－３－７　一般政府の財政収支及び債務残高の推移と見通し（対ＧＤＰ比）

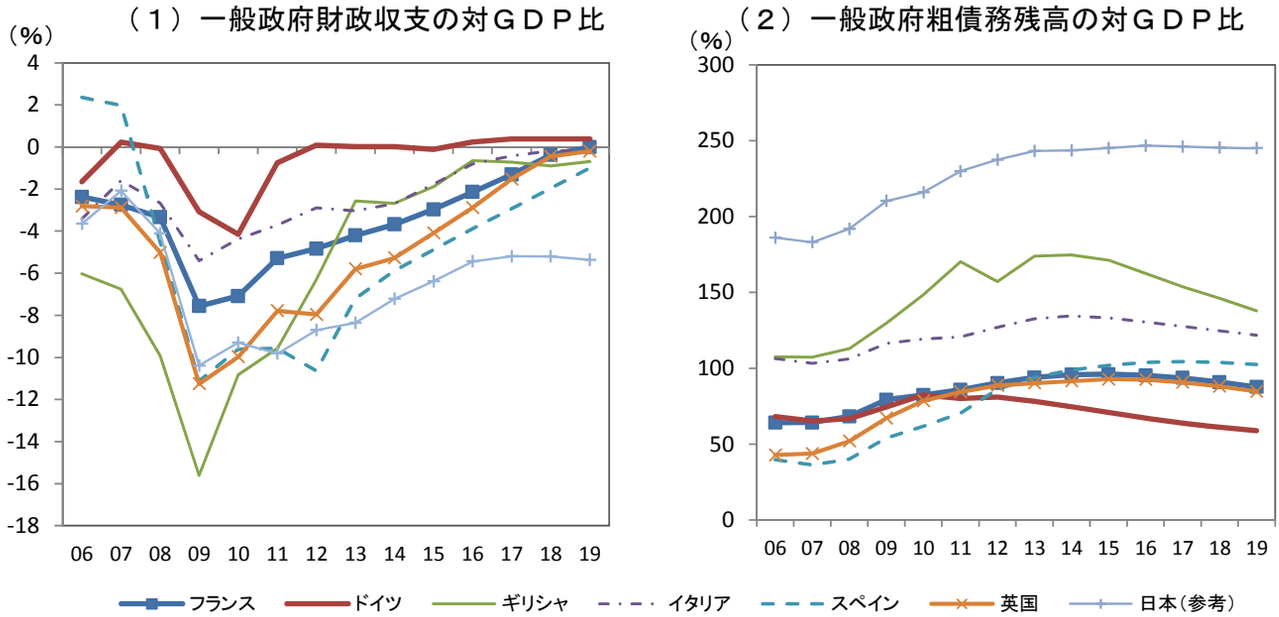

資料出所：IMF *Fiscal Monitor 2014*(2014年4月)より作成。2013年以降、IMF見通し。

失業率と物価上昇率のバラツキとデフレ懸念

失業率については、スペイン、ポルトガル等の低下から一時に比べバラツキは縮小傾向にあるが、依然一部の国においては高い失業率となっている。物価上昇率は総じて低下傾向にあり、ユーロ圏全体では足元0.5%となる中、ドイツでは１%、スペインではゼロ、ギリシャでは△1.5%とばらついている。今後デフレとなる懸念もあり、ＥＣＢ（欧州中央銀行）は６月に政策金利の一部をマイナスとし、９月にはさらなる政策金利の引下げや資産担保証券（ＡＢＳ）の買入れを行うなど需要喚起に努めている。

図表Ⅰ－３－８　失業率と物価の推移

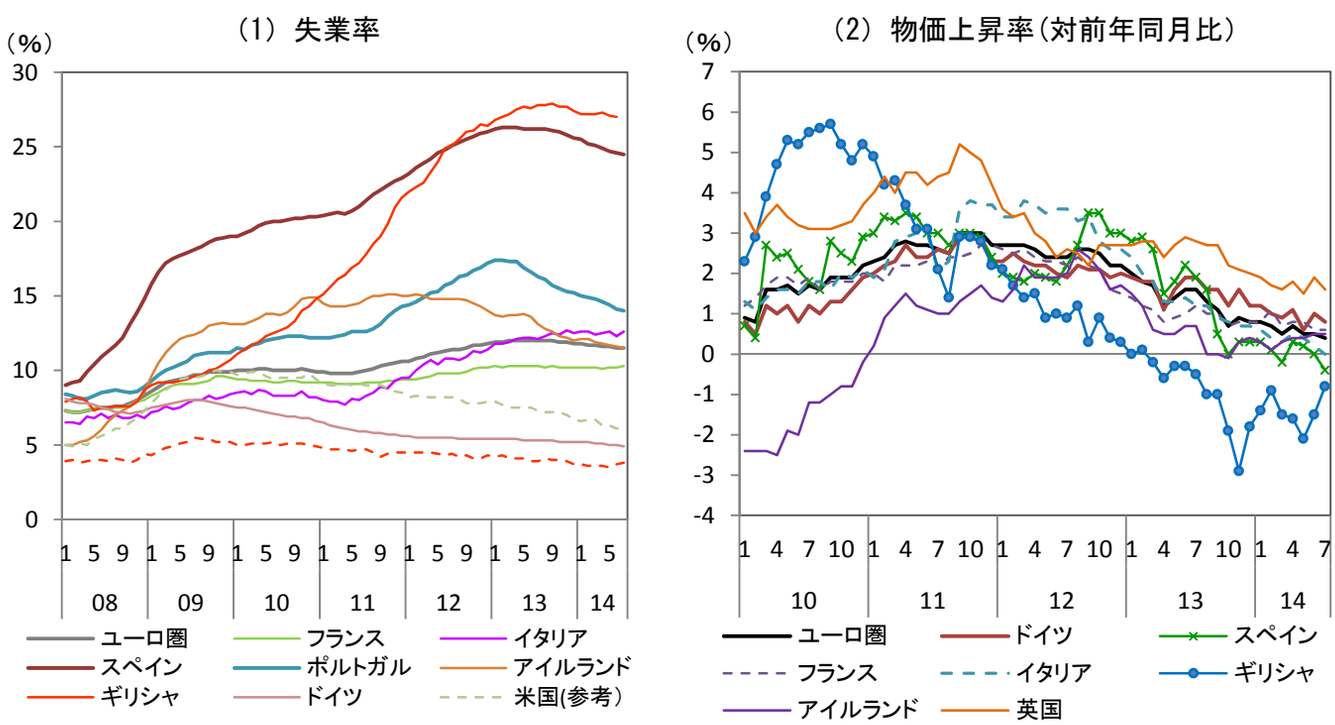

資料出所：欧州統計局 Eurostat より作成。

第４節　減速する中国経済

７％台の安定的な経済成長

中国の経済成長率は、2007年までの二桁の後、2012、13年と７％台後半、14年に入ってからは７％台半ばに減速している。過剰生産能力の抑制を目指す政府の対応から投資の伸びが抑制される一方、純輸出が欧米の景気回復を受けて持ち直しつつあり、全体として７％台の安定的な成長に減速している。（**図表Ⅰ－３－９**）

図表Ⅰ－３－９　実質ＧＤＰ成長率（前年同期比、寄与度）

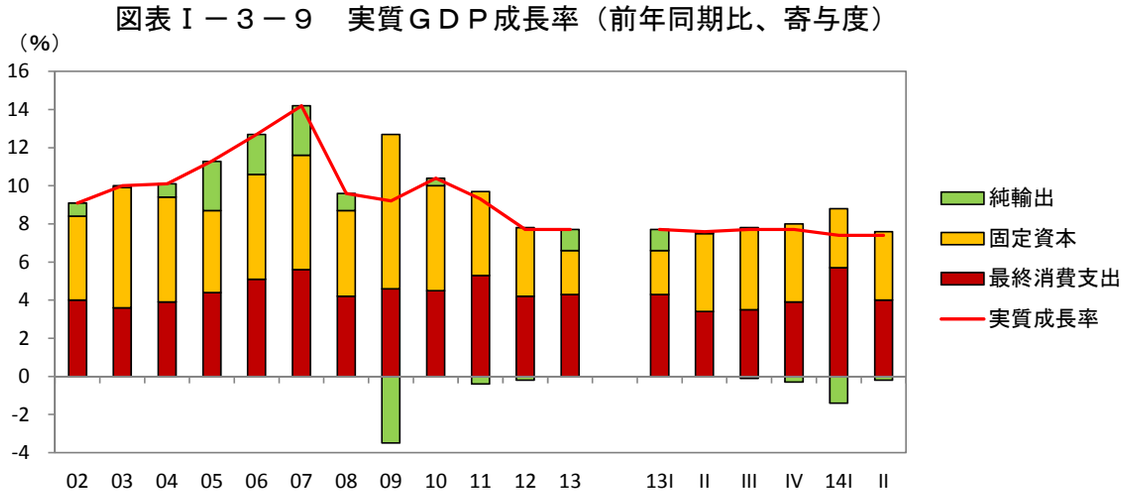

資料出所：中国国家統計局ＨＰより作成。

成長の原動力である輸出が回復した2013年

2012年中はＥＵ向けの輸出額が減少していたが、2013年には米国向けの輸出の好調が続くとともに、ＥＵ向けの輸出も増加した（**図表Ⅰ－３－10（１）**）。2014年に入り、１－３月期に統計上の問題もあって一時的に減少に転じたが、増加基調は続いている。（**図表Ⅰ－３－10（２）**）

図表Ⅰ－３－10　中国の輸出額と輸出相手国別内訳

（１）輸出額の推移

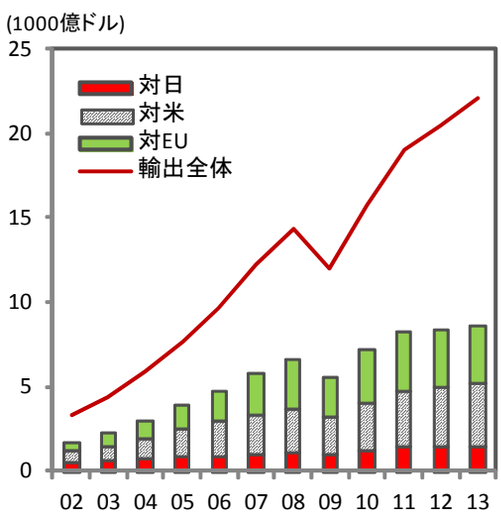

（２）輸出額の伸び率の推移

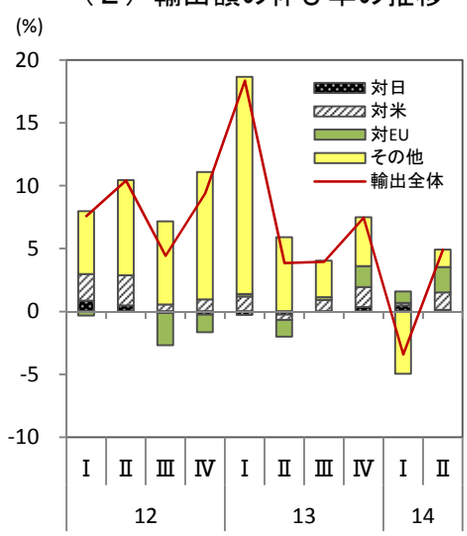

出所：中国海関統計より作成。

不動産価格が大きく上昇するなど資産への関心が再び高まっている

消費者物価は２～３％程度の上昇で推移しているが、生産者物価は過剰生産能力による下押しもあって下落基調にある。一方で、平均賃金は10％を上回って上昇している。

不動産価格は、2012年に下落した後、2013年に再度上昇に転じ、年後半には15％程度の上昇となった。銀行理財商品や信託貸出を通じ規制を回避した金融仲介（シャドーバンキング）により、不動産投機が行われていることが懸念されるが、不動産価格の上昇も一服しつつあるとの見方もある。

図表Ⅰ－３－11　物価、賃金、不動産価格の動向

（１）物価の動向

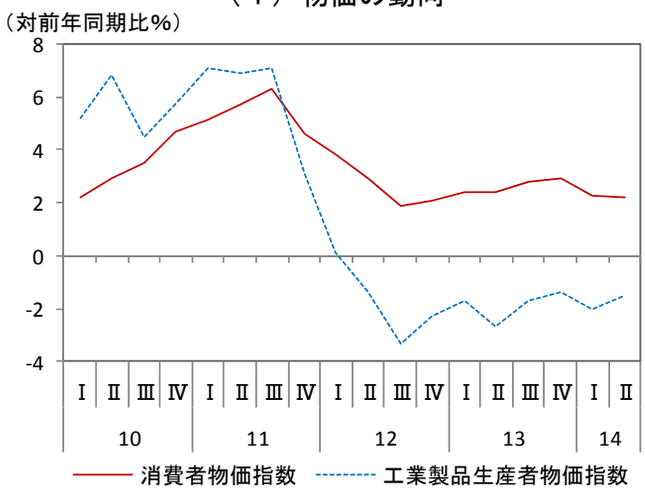

（２）賃金、不動産価格の動向

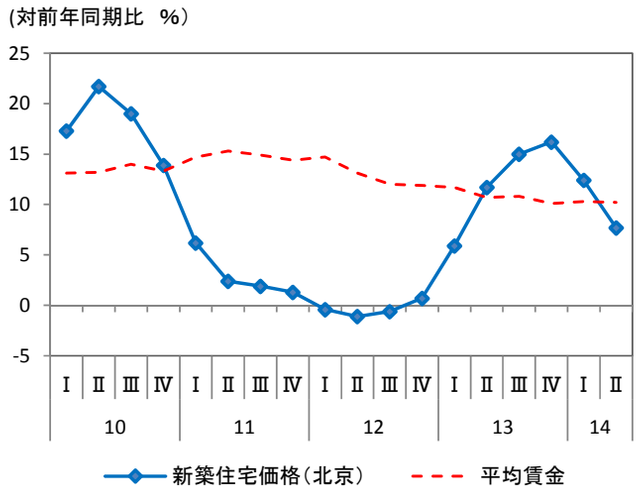

資料出所：中国国家統計局ＨＰより作成。

金融市場もひとまず安定

経済のファイナンスの規模を表す社会融資総量は、シャドーバンキングによる過剰な信用拡大を抑制する政府の取組みにより、2013年後半に減少し、2014年上半期も緩やかな増加となっている。

金融市場においては、2013年６月や2014年１月に資金需要の高まりとともにデフォルト懸念が高まり、金利が急上昇する局面もみられたが、足元では落ち着いた動きを見せている。

図表Ⅰ－３－12　銀行の融資の動向と金利の推移

（１）社会融資総量の伸び率と内訳

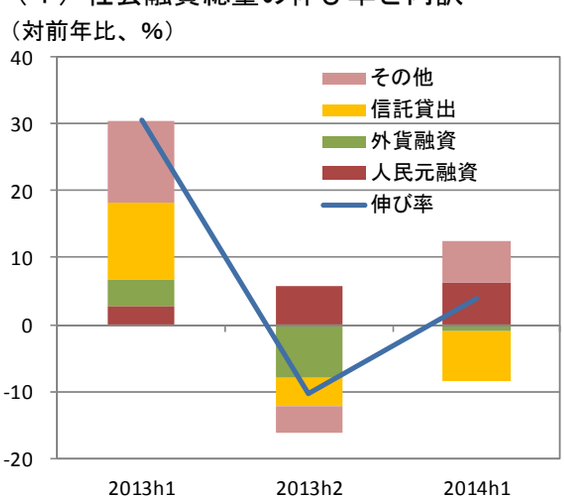

（２）Shibor（銀行間オーバーナイト金利）の推移

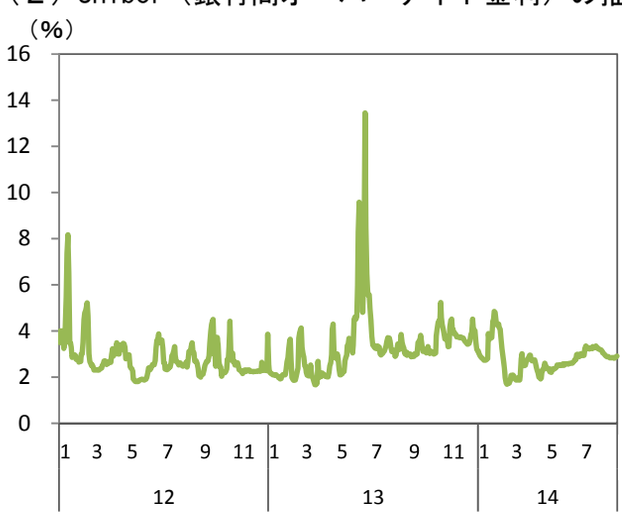

（注）社会融資総量における 2014 年の値は１－６月の合計額、金利はオーバーナイト金利。
資料出所：中国人民銀行「**社会融資規模統計表**」、上海銀行間資金取引金利より作成。

都市部と地方での所得差が大きい

一人当たり可処分所得について、行政地区（省）別にみると、最大値と最小値の格差は５倍弱であり、最も低い省では全国平均の半分程度の水準となっている。

図表Ⅰ－３－13　省別１人当たり可処分所得(2012年)

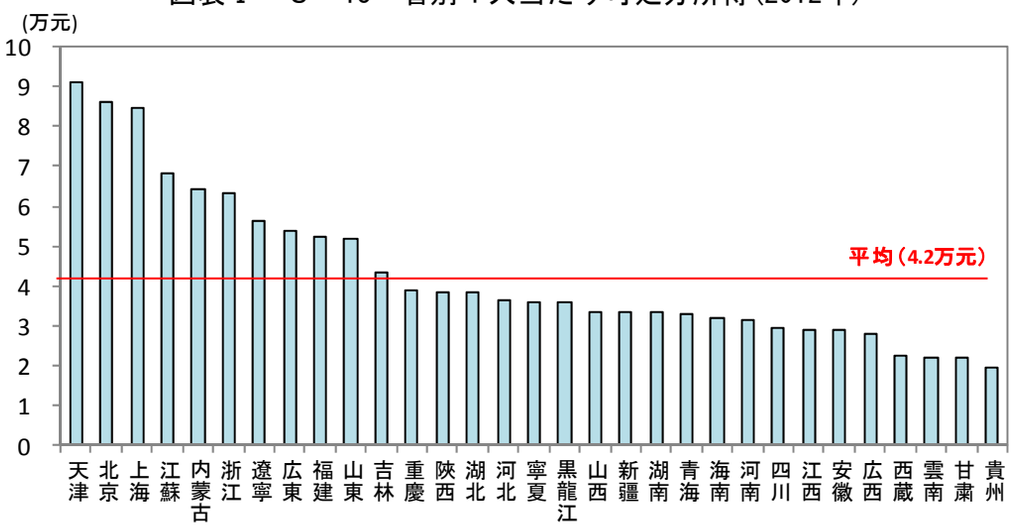

資料出所：国家統計局「中国統計摘要2013」より作成。

日本企業は中国からの移管を進めている

日本企業の海外進出拠点としては、とくにここ数年ＡＳＥＡＮが重視されつつある。このため、中国からＡＳＥＡＮ各国へ事業所を移管する企業も増えている。このような中国から移管する企業のうち、移管をする最大の理由として「生産コスト・人件費の上昇」を挙げる企業が多い。

図表Ⅰ－３－14　日本企業の海外進出拠点の選択

（１）海外進出の拡大を図る国・地域

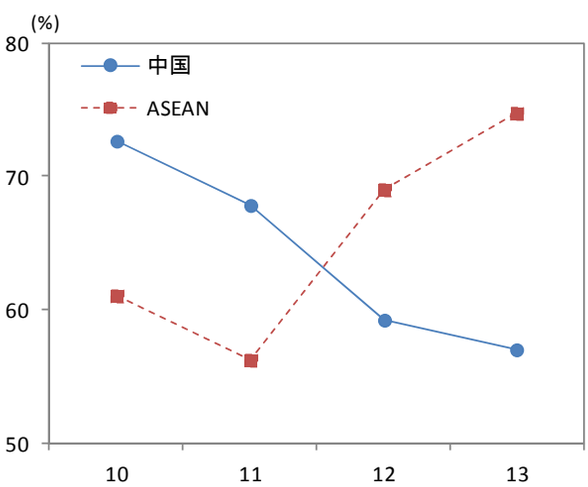

（２）中国から移管する理由（複数回答）

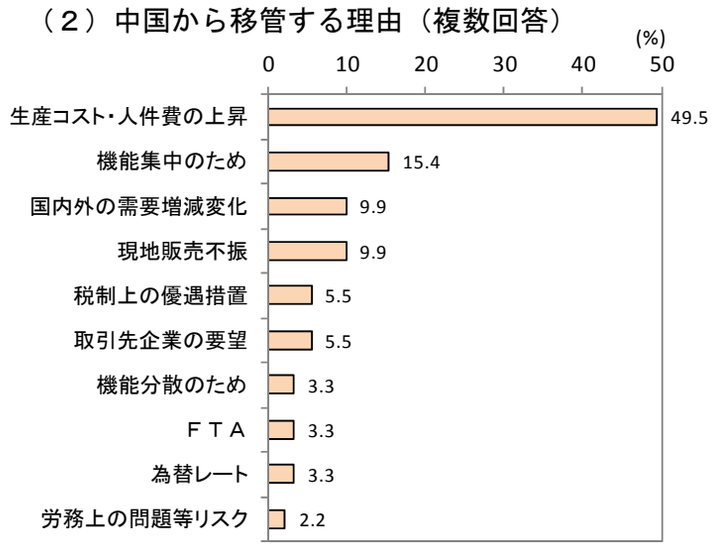

（注）調査は2013年11月時点。（１）のアセアンは、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナムの６カ国の合計（重複する企業は除く）。（２）については過去２～３年に中国から別地域へ移管を実施した企業の回答（91社）。
資料出所：日本貿易振興機構「2013年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(2014年3月）及びその結果概要（同年2月）より作成。

コラム④　上位所得者層の所得シェアの動向

近年、日本だけではなく、各国においても所得の格差に注目が集まっている。格差を示す指標としては、平準化した所得配分からどこまでかい離しているのかを示すジニ係数がかなりポピュラーなものになっている。

ただし、ジニ係数は分布の歪みを表し、特に社会の真ん中の階層の間での差に重点が置かれている指標であると考えられ、大きな格差の問題を取り上げるには、上位１％、上位10％の人々が一国の所得のどれほどを占めているのかという指標も有用である。長年、この分野の研究に携わってきたカリフォルニア大学バークレー校のサエズ教授等のグループは、これらの格差を示すため、各国の税務統計等を利用してデータベースを構築した。これらのデータではもちろんジニ係数の計測もなされているが、同時に上位層の所得に関する数値も計測されている。特に、その傾向について注目してみる。

１．米国における上位１％所得者の所得シェアの高まり

前述のサエズ教授たちのデータベースから、1980年以降の日米の推移、そして十分に長い系列を拾うことはできないが中国の値も参考に示したのが**図表④－１**である。

上位10％所得者の所得シェアをみると、米国は一国の所得の半分程度を占める形で日本を少し上回る程度となっている。しかし、上位１％所得者でみると2012年時点で一国の20％近くを占めるなど、日本と比べてはるかに大きな割合となっている。なお、中国では上位10％、上位１％ともに日本より低い値と推計されているが、2000年代に高まっている。

図表④－１　上位１％及び10％の所得シェア（日・米・中、1980～2012年）

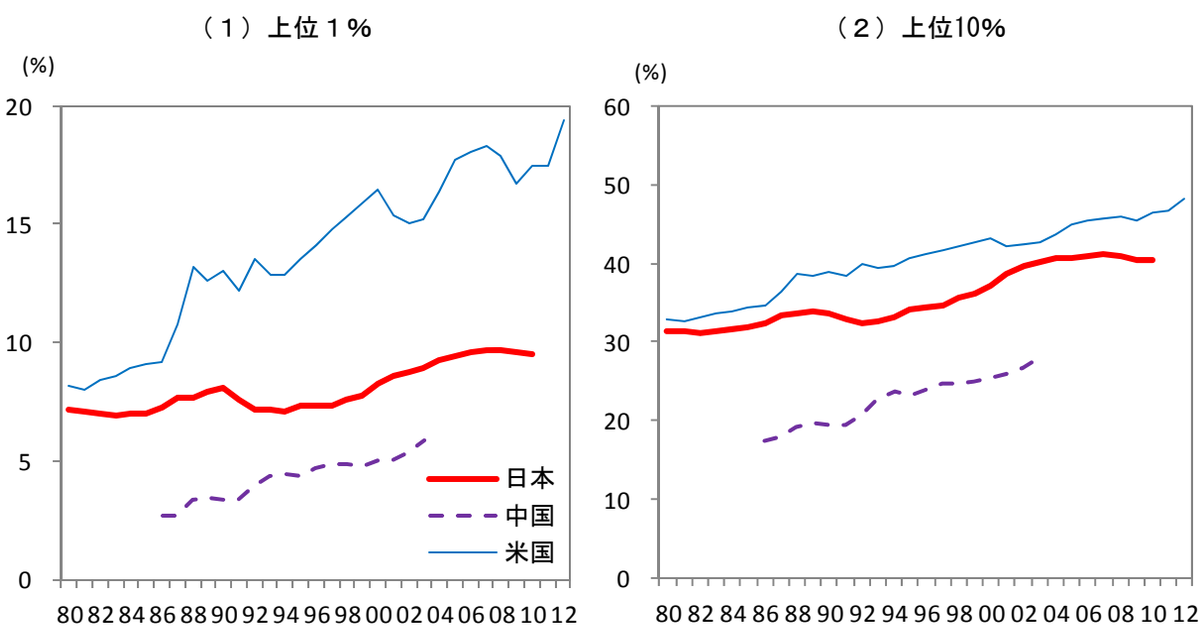

資料出所：*The World Top Incomes Database*（http://topincomes.g-mond.parisschoolofeconomics.eu/）より作成。

２．所得格差拡大のスピードが上昇している北欧

米国では上位１％所得者の所得割合が1980年８％から2012年19％と２倍以上に増加した。1980年時点では18ヵ国の中ではドイツが最も高く、米国とスイスが同程度で続いていたが、この30年間で、米国ではそのシェアが急増した。特にこの要因としては給与所得が増えたことが原因であり、金融界を中心として高額な給与所得者の出現が影響していると考えられる。

他方、この30年間でＯＥＣＤ諸国の所得税の最高税率は低下傾向にあり、1981年時点で最高税率のＯＥＣＤ諸国平均は66％（46～93％）であったが、2013年時点では43％（15～60％）と低下している。この間の上位所得者への課税額の減少は、課税後所得の格差も拡大させている。

なお、北欧諸国は長らく平等な国と認識されてきた。実際、可処分所得によるジニ係数などをみると他の欧州各国と比べて低めであり、上位１％所得者の割合も比較的低位となっている。しかし、この30年間で、ノルウェイ、フィンランド、スウェーデンといった国々の上位１％所得者の一国に占める所得シェアは、米国ほどではないにしても日本以上に速いスピードで上昇している。ただし、スウェーデンやフィンランドにおいては日本よりも最高税率は高いので、可処分所得ベースでは所得格差の拡大を抑える効果が期待される。

図表④－２　上位１％所得者の課税前所得におけるシェアの変化（81年→12年）

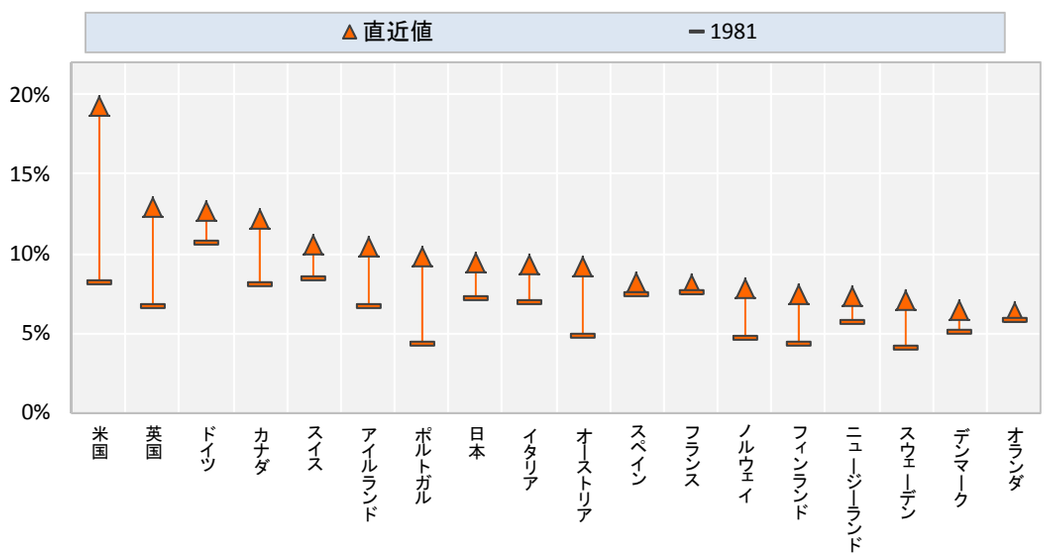

	米国	英国	ドイツ	カナダ	スイス	アイルランド	ポルトガル	日本	イタリア	オーストリア	スペイン	フランス	ノルウェイ	フィンランド	ニュージーランド	スウェーデン	デンマーク	オランダ
所得税最高税率	46.3	45.0	47.5	49.5	41.7	48.0	56.5	50.8	48.6	50.0	52.0	54.5	40.0	51.1	33.0	56.7	60.4	52.0

（注）１．直近値については、2012年（オランダ、スウェーデン、アメリカ）、2011年（ノルウェイ、英国）、2010年（カナダ、アイルランド、日本、オーストリア、スペイン、NZ、デンマーク）2009年（フィンランド、フランス、イタリア、スイス、オーストリア）、2007年（ドイツ）、2005年（ポルトガル）がある。2009年以前のデータについてはリーマンショック前であり、留意が必要である。

２．所得税最高税率の網掛けは日本よりも課税額が高いもの。ただし、これは国・地方を合わせた所得税率を示すものであるが、いわゆるPayroll Tax(社会保険料負担込)を含むものではない。

資料出所：OECD “Focus on Top Incomes and Taxation in OECD Countries: Was the crisis a game changer?” (30 April 2014)、“Top statutory personal income tax rate and top marginal tax rates for employees” より作成。

コラム⑤　足もとの長期失業率の動向

米国では足もとの失業率は低下傾向にあり、雇用創出も順調である。欧州や日本においても景気回復を背景に失業率は概ね低下傾向にあるといえる。しかし、その回復状況は普遍的なものだろうか。

特に失業期間が延びれば延びるほど、再就職がしづらくなる。長期の失業者が就業機会を逃すことをそのままにしておくことは社会の格差を広げる要因となるだろう。足もとの景気回復において、この点、各国は対応できているだろうか。

2007年の状況と2013年の状況を比べてみると、ＯＥＣＤ加盟国のうち、ドイツを除いたほとんどの国で失業率が上昇している。とくに、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アイルランド、イタリア、スロベニアといった国では、長期失業率（＝長期失業者÷労働力人口）がこの時期大きく増加して失業率全体を押し上げており、失業問題がより一層深刻化していることが伺える。なお、失業率は大きな上昇を見せていないが、長期失業率が大きく上昇している国として、米国、デンマーク、英国などがあげられる。これらの国の雇用情勢を判断する際には、失業率の内訳に留意することが必要だろう。

図表⑤　失業率と長期失業者（12カ月）失業率の推移

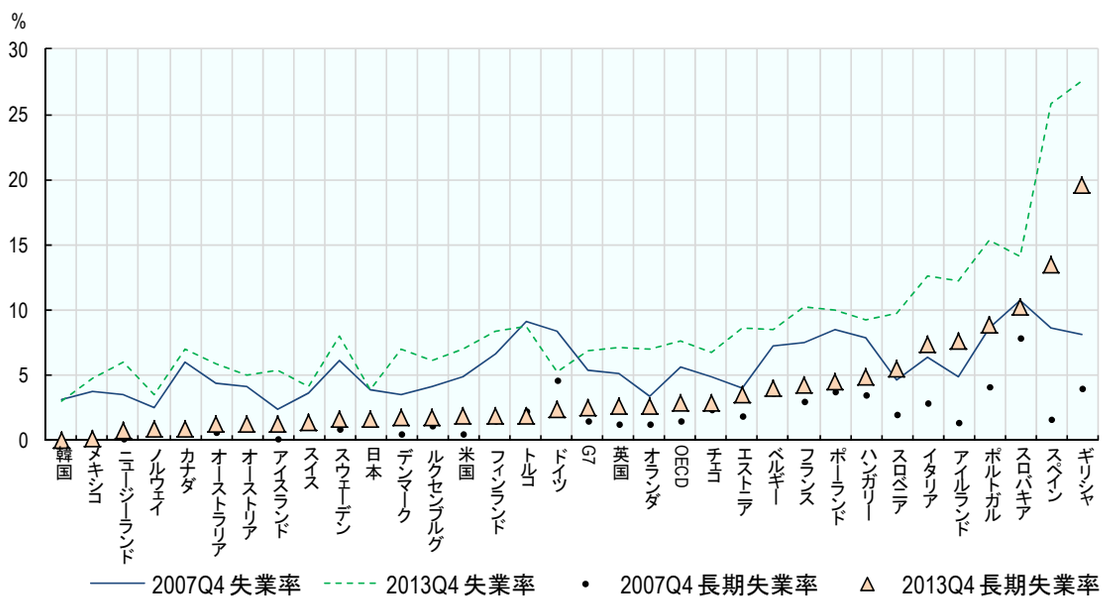

資料出所：OECD Emloyment Outlook databaseより作成。

第Ⅱ部

景気回復下の格差の動向

第１章 賃金、雇用における格差の現状と課題

第２章 雇用における男女間の格差

第３章 生活格差

第１章　賃金、雇用における格差の現状と課題

第Ⅱ部　第１章のポイント

第１節　格差社会の根底にマクロ分配の変化

○戦後の資本・労働（生産要素）間の所得分配からみた労働分配率は、70年代のオイルショック時に10％ポイント程度上方シフトしたのち、90年代前半のバブル崩壊まで概ね一定であった。しかし90年代末、特に2002年以降は名目雇用者報酬の伸び率が名目ＧＤＰ成長率を下回り、資本への所得移転による労働分配率の低下傾向が続いた。

○労働分配率は2007年を底として、同年のサブプライム金融危機顕在化により、翌2008年（リーマンショックの年）には大きく上昇。直近2011-2012年にも上昇がみられる。

○労働分配率の低下と非正規労働者比率の上昇には強い相関がみられる。

○名目雇用者報酬伸び率と名目ＧＤＰ成長率が乖離してゆく同じ時期に、①企業部門の貯蓄超過、②純固定資本形成の停滞ないし減少、③資本係数の上昇ないし高止まりがみられる。

○1990年代には、資本分配率（１－労働分配率）が安定的に推移する一方で、資本生産性（資本係数の逆数）が低下して対有形固定資本利潤率が低下した。

○2002年以降の長期景気拡大局面では、資本生産性が横ばいに推移する半面、資本分配率の上昇により対有形固定資本利潤率が上昇した。

○2011-2012年には名目ＧＤＰがマイナス成長の下で名目雇用者報酬が増加して、資本分配率を押し下げた。

第２節　非正規格差を軸とした個人間格差

○1990年代後半以降、非正規労働者の増加傾向が継続しており、非正規労働者の所得は若年層から高齢者層にいたるまで、すべての年齢層で正規労働者を大きく下回っている。

○非正規労働者の増加と雇用形態間の賃金格差拡大が平均賃金を低下させている。

○2002年以降の景気拡大局面においても、非正規労働者の増加による所得格差の拡大が継続している。

第３節　企業規模間および産業別格差

○大企業と中小企業を比較すると売上高経常利益率、人件費比率などの経営指標に大きな格差が存在する。

○企業規模別に大きな賃金格差が存在する一方、大企業では中小企業よりも非正規労働者比率の上昇テンポが速く、その分規模間格差の縮小もみられる。

○非製造業への雇用シフトと非正規労働者の増加により、製造業との賃金格差が拡大している。

いくつかの実証研究で1990年代半ば以降については、世帯構造変化だけでは説明できない所得格差が広がっていることが明らかにされるに至り（太田 2005，宇仁 2007，2008a，2008b）、今日においては、90年代半ばまでの格差拡大は主として日本社会の高齢化によるものであること、一方で90年代末から現在にいたるまでは、すべての年齢階層内で格差が拡大しており、とりわけ若年層においては非正規雇用の増大を主因として格差が広がっていることに関しては、その評価や対応策についての議論はあるものの、事実認識としては概ね共有されているといえる。

格差拡大の要因としては、産業構造や労使関係システムなどの社会的変化、あるいは経済のグローバル化に伴って導入された、構造改革や成長戦略などの新自由主義に基づく経済諸政策の影響もあり、市場経済にビルトインされている格差拡大のメカニズムを抑制してきた税・財政などによる所得再分配政策が、諸規制の緩和などにより機能を低下させた結果と考えられる。

第１節　格差社会の根底にマクロ分配の変化

(1) 資本・労働（生産要素）間の配分

国民経済における所得分配に対する最も基本的な観点は、主要な生産要素である資本と労働間の配分の問題ということができる。今世紀に入って以降、格差の拡大や貧困の増加について、さまざまな議論が繰り広げられている。社会から公正さが失われたのはなぜか。かくも不平等が蔓延している理由は何か。この第１節では最大の要因として、資本と労働との間における分配構造の変化、すなわち労働に対する配分の趨勢的、構造的縮小があると考える。そのような前提に立つことにより、第２節以下で述べるさまざまな様態の格差拡大に、共通した背景があることを説明できるからである。

労働分配率の定義

労働への所得分配の縮小の実態はどのようなものであろうか。国民経済レベルにおける労働分配率の推移をみてみよう。国民経済レベルの労働分配率には、いくつかの算出方法があるが、大別すると『所得』概念で考える労働分配率と『生産』概念で考える労働分配率に分類できよう。両者の相違は端的に言えば、企業会計における減価償却費に相当する固定資本減耗の扱い方の違いに帰着する（脇田 2005）。どちらの労働分配率を採用するかについては、専らその目的に依存するが、ここでの目的は、経験的な法則から逸脱した基調的な変化の有無を、基準となりうる指標の動向から検証することにあるので、労働分配率一定法則の根拠とされる、『生産』概念で考えた労働分配率、すなわち名目雇用者報酬／名目ＧＤＰ（固定資本減耗を含む）によることとする。資本の配分に固定資本減耗分を加えるいまひとつの理由は、雇用者報酬の主要部分が労働の再生産に関わる費用であることを勘案すると、資本の再生産費用である固定資本原減耗分を資本の配分から控除することは相当でないと考えられるからである。

マクロ分配を規定した「春闘」の役割

わが国における資本と労働へのマクロ分配の推移を分析するにあたっては、戦後労働運動において基調的な役割を果たした春闘の影響を度外視することはできない。春闘の意義は賃金・労働条件の引き上げをめぐる労使交渉を、同時期に全国的な規模で展開することで労働運動に一画期をなしたということにとどまるものではない。春闘交渉をめぐる広義の政労使合意の枠組みを形成することで、春闘結果の全労働者に対する波及の回路を確立し、労働へのマクロ分配の確保を「春闘構造」としてシステム化してきた歴史的経過を総括する必要がある。

その一方で、連合総研の報告書『90年代の賃金』（1992）が、同報告書刊行当時にいたる実質賃金低下の大きな要因のひとつとして、労働組合の交渉力低下を指摘していたことにも留意すべきである[1]。1970年代後半以降、マスコミは春闘の賃上げ率が一桁台にとどまったことをもって春闘連敗と報じ続けたが、春闘結果は、そのときどきの労使の力関係や労働組合の交渉力にも依存する。こうした観点から、第１節においては、春闘の時期区分に即して、ＧＤＰと雇用者報酬の増加率の相関に着目する。

高度成長期に緩やかに上昇した労働分配率（1955-1970）

戦後高度成長期以降の、わが国における名目雇用者報酬と名目ＧＤＰの動向をみると、経済白書において「もはや戦後ではない」と記述された1955年（白書の発行は1956年）からニクソンショック（金・ドル交換停止）直前の1970年（以下年度表示はいずれも４月～３月の会計年度である）にかけては、緩やかな労働分配率の上昇傾向を含みながら、概ねパラレルに推移した（名目雇用者報酬の平均伸び率16.2%、名目ＧＤＰ同15.6%）。この時期には1955年の８単産共闘発足を機に春闘がスタートし、着実な賃金引き上げが恒例化し、1960年代以降は10%台の賃上げが定着した。1964年には所得倍増計画を掲げる政府と総評の間で池田（首相）・太田（議長）会談が持たれ、民間賃上げが公労委調停を通して公共企業体に適用されることとなり、これが民間準拠の人事院勧告にもつながっていった。こうした賃金上昇は中小・未組織労働者にも波及した（高木 2014）。高度経済成長の成果が広く勤労国民全体に配分されることで、国民生活が向上し、分厚い中間層が形成され始めるのもこの時代のことである。

この間の労働分配率は平均で42.0%、1955年の40.7%から1970には44.1%まで若干の上昇を示している。これは勤労者所得の向上が経済成長を上回る趨勢で続いていたことを意味しており、ここにも勤労者の生活水準を底上げしたひとつの要因がみてとれる。

オイルショック物価高騰下で労働分配率上昇（1970-1975を中心に1970年代全般）

変動相場制への移行や二度にわたるオイルショックを経験した1970年代は、名目雇用者報酬は平

[1] 70年代の前半５年間は労働力不足の進行を背景に成長を大幅にこえる賃上げが期間中を通して貫徹され、81～83年には、自制的賃金決定の行き過ぎ是正を明確に意識して経済実勢を上まわる高め賃上げを貫徹するなど、過去においては成長と賃上げのアンバランスを是正する主体性ある賃上げ行動が、状況に応じてダイナミックに展開された。それとの対比でみても、84年以降の賃金決定には組合側の主体性の希薄さとパワーの弱さが感じられ、それが「過少賃上げ」をもたらす背景となっていると思われる（『90年代の賃金』p18-19）。

過少賃上げ状況をもたらしている主因と目される賃金闘争の低迷、パワー低下をいかに打破・克服し、活力と交渉力を強化するかという、すぐれて運動論的な問題である。交渉力強化のためのあれこれの組織的努力、過度の企業中心主義からの脱却と主体性の強化、闘争展開の戦略戦術面での工夫・改善など、さまざまな問題がそこにはあろう（同 p23）。

均で15.1%の伸びを示したのに対し、名目ＧＤＰは同12.6%の伸びに止まった。1970年代初頭から名目雇用者報酬の伸び率は名目ＧＤＰのそれを大きく上回り、特に第４次中東戦争を発端とした第１次オイルショック前後の1973・1974年には30%近い上昇がみられた。1970年代後半には、イラン革命を契機とした1979年の第２次オイルショックなどもあったが、1975年から1980年についての名目雇用者報酬の伸び率は、僅かではあるが名目ＧＤＰのそれを下回っている。1970年代後半には、前半に「上方シフト」した労働分配率が、そのままの割合で定着したといえる。

1970年代に入って以降も春闘体制は維持されており、オイルショック後の狂乱物価を背景にした1974春闘賃上げ率は空前の（おそらく絶後であろう）32.9%に達した。その1974年が戦後初めてのマイナス成長となったことに危機感を深めた日経連は、1975年春闘では生産性基準原理を厳密に適用し、賃金引き上げを15%以下に抑えるガイドラインを設定した。一方労働側でも、従来の前年実績プラスアルファという春闘要求基準を見直し、実質賃金の確保に重点を置いた経済整合性論が台頭した。この結果1975年春闘の賃上げ率は、ガイドライン以下の13.1%に止どまり、1976年以降は1桁台の春闘が継続することとなる。生産性基準原理の1975年以降の春闘への適用は、日本型所得政策の誕生と戦後賃金政策の終わりと位置づけることができ、文字通り春闘の転機となった（金子2013）。当時の資本と労働への配分は、生産性三原則などによる労使双方の譲歩の結果として成立していた面があり、結果として労働と資本間の分配の均衡が維持されてきたことは事実である。

この間、労働分配率は1970年の44.1%から1975年には55.0%まで上昇し、労働分配率が10%ポイントほど上方にシフトする構造変化がみられた。これは原油価格の高騰などから交易条件が悪化したことによる、実質所得の海外移転をもっぱら企業部門が負担したこと（経済財政白書 2008）の影響が大きいものと考えられる。

図表Ⅱ－１－１　名目雇用者報酬・名目ＧＤＰの推移と労働分配率

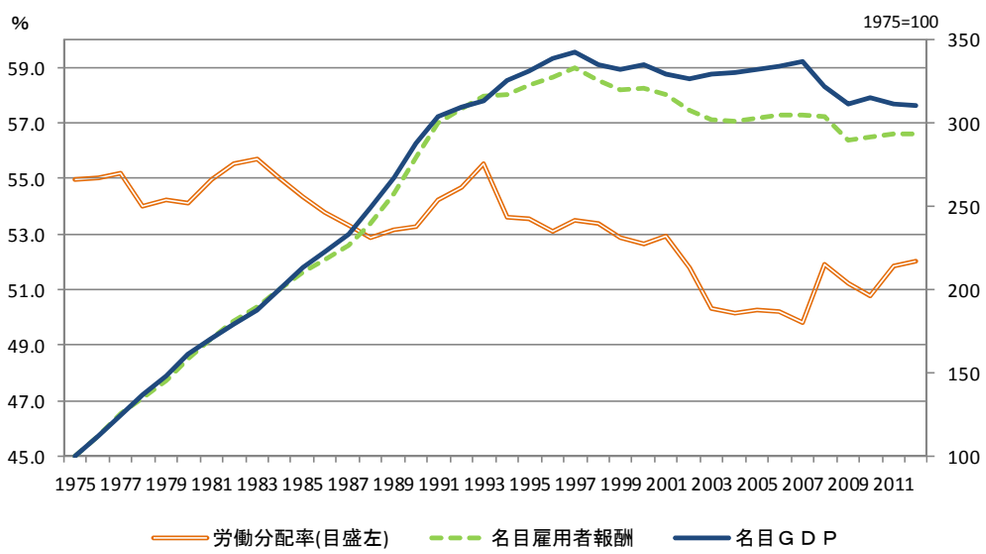

（注）　労働分配率＝名目雇用者報酬／名目ＧＤＰ
資料出所：内閣府「国民経済計算」より作成。

1970年代後半からバブル崩壊まで再び一定で推移（1975-1993）

図表Ⅱ－１－１はオイルショック後に労働分配率が上方シフトしたのちの1975年から直近までの名目雇用者報酬・名目ＧＤＰおよび労働分配率の推移を示したものである。名目雇用者報酬と名目ＧＤＰの伸び率は、1970年代後半から概ね等しい値で推移してきた。1975年から1993年までの両者の増加率を比べてみても、名目雇用者報酬では3.17倍、名目ＧＤＰでは3.25倍となっており、概ねマクロ分配の均衡が維持された。ＧＤＰと雇用者報酬の伸び率がほぼ一定で安定した推移を示した時期は、1970年代後半からの1990年代前半まで継続したことになる。この時期は1985年のプラザ合意後の円高不況、その後の低金利政策や財テクブームによるバブル景気とその崩壊など大きな経済変動に見舞われたものの、資本と労働間の配分には大きな影響を与えることはなかったといえる。しかし経済全体としての労働分配率が維持されたということは、労働部門の内部において1970年代に既に存在した、中小・未組織労働者にみられた所得格差もまた、基本的には継続してきた可能性が示唆される。

1980年代に入っても1970年代後半に確立された春闘の賃金決定枠組みは維持され、1990年代前半に及ぶまでは資本と労働間のマクロ分配は極めて安定的に推移した。1989年に労働戦線の統一がなって、日本労働組合総連合会（連合）が結成されたが、連合は経済整合性論に立った春闘要求方式を継承したため、マクロの分配構造が大きく変化することはなかった。

この間の労働分配率をみても、1975年に55.0％であったものが1993でも年55.5％であり（最大値1983年55.7％、最小値1988年52.9％、期中平均54.4％）、1970年代央以降、概ね一定の水準が継続した。

雇用流動化政策による下押し圧力（1994-2012）

前項でみたとおり、**図表Ⅱ－１－１**における時期区分の前半、すなわち1993年までは労働分配率に明確な低下もしくは上昇のトレンドは見いだせない。しかし1994年以降では明らかな低下トレンドが生じている。ただし、2007年夏のパリバショックを契機にサブプライム金融危機が顕在化し、リーマンショックの2008年以降の急速なＧＤＰ成長率低下が一旦労働分配率（１－資本分配率）を押し上げた。また2011、2012年にはＧＤＰ減少下で雇用者報酬が増加した結果、再び労働分配率の上昇が生じた。

1995年に日経連（当時）が「新時代の『日本的経営』」で雇用のポートフォリオに基づく雇用流動化政策を打ち出し、政府レベルにおいても雇用政策の新自由主義的規制緩和が全面展開されるに至った（石水 2012）。加えて会社法の改正による持株会社の復活や経営側に傾いた判例動向（強引な退職勧奨の容認など）が追い討ちをかけ雇用の劣化が急速に進んだ。その結果、労働組合を取り巻く環境も悪化し交渉力の低下も生じた（北井 2010）。春闘の賃上げ率をみても、1995年以降は２％台、2002年からは１％台で推移し、この間の平均で2.15％に止まっている。

1990年代後半以降、名目雇用者報酬の伸び率および労働分配率にいくつかの基調的な変化が現れた。この間名目雇用者報酬の伸び率は一貫して名目ＧＤＰの伸び率を下回り期中平均は－0.41％（名目ＧＤＰ伸び率は－0.25％）、同期の労働分配率は51.9％（2007年には49.8％と1973年以来34年ぶりに50％を下回った）で、これは1970年代の平均をも下回る水準である。同時期の労働分配率の低下については、非正規雇用の増加に加えて、団塊の世代の相対的に所得水準が高い高齢労働者

層の大量退職や製造業の就業者数の減少（2012年末に1000万人割れ）とサービス産業の雇用増といった産業間シフトの影響など、いくつかの複合的な要因が考えられる。しかし60歳代前半の労働力率は改正高年齢者雇用安定法の成立（2006年、2013年）などから高まり、その大半が有期雇用契約であること、またサービス産業で増加した雇用の多くも非正規雇用であること（第３節（3）参照）などから、これら要因の相当部分は非正規雇用拡大に集約し得るとみられる。従って1990年代後半以降の労働分配率低下の大半は非正規雇用の増加に起因するものであると考えられる[2]。

図表Ⅱ－１－２は**図表Ⅱ－１－１**から1994-2012年の期間を取り出し、1994年＝100とした指数で詳細な変化をみたものである。注目すべき点は、第１に、右肩上がりの成長が1997年をピークに弱含み横ばい圏に変わった後、リーマンショックで大幅に落ち込んだ以降も、低下した水準のまま推移していることである。第２に、雇用者報酬の平均的伸びがＧＤＰのそれ下回り、指数でみた水準では継続的に下回るという前代未聞の事態が生じていること。第３に、2003-2004年にはＧＤＰが伸びている反面、雇用者報酬は減少する事態（マイナスの弾性値）も生じていること。第４に、図中の棒グラフは両者の乖離幅を現わしたものだが、戦後最長のいざなみ景気の最中に、もっとも大きな差が生じていることである。名目ＧＤＰ水準が横ばいないし弱含みで推移し、その下で（指数比較した）名目雇用者報酬水準が一貫して名目ＧＤＰ水準を下回るのは戦後の日本経済においてかつてなかったことである。

図表Ⅱ－１－２　構造改革路線の下で過度に減少した名目雇用者報酬

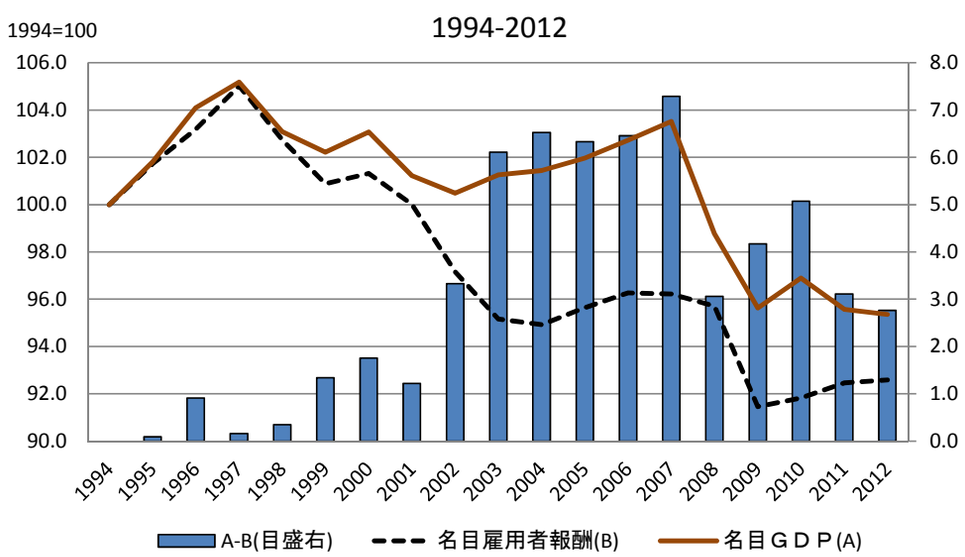

資料出所：内閣府「国民経済計算」より作成。

(2)　１人当たり労働分配率の推移

第２節以降で個人属性間の所得格差の実態を扱うことにも配意し、１人当たり労働分配率と非正規比率の相関についてもみておくこととする。雇用流動化政策による労働市場の構造変化の下で、

[2]　近年の労働分配率の低下に、非正規雇用割合の上昇が与えた影響を推計してみると、非正規雇用割合の上昇は、雇用者報酬を切り下げる要因として強く作用するとともに、近年の労働分配率の低下をほとんど説明することのできる大きさであることが分かる（労働経済白書 2007，p218-219）。なお（労働経済白書 2014，p116-118）においても同様の分析結果が示されている。

連合や金属労協が春闘要求策定にあたって、その根拠のひとつとして採用している、１人当たり労働分配率（１人当たり名目雇用者報酬／就業者一人当たり名目ＧＤＰ）と非正規労働者比率の推移をみると明らかな逆相関が表れている（**図表Ⅱ－１－３**）。賃金交渉で賃金水準の要求根拠として、1人当たりの分配率を用いるのは雇用者数や就業者数の増減による影響を除いた実態をみるためである。また名目ＧＤＰを就業者数で除するのは、名目ＧＤＰには自営業者等の産出する付加価値が含まれているためである。

１人当たり労働分配率の低下は、相対的に所得水準の低い非正規労働者比率の高まりが、雇用者報酬を大きく削減する効果を持ったためであり、その背景には固定費削減による損益分岐点引き下げを企図した経営施策があった。

図表Ⅱ－１－３　非正規比率の上昇に反比例して低下した1人当たり労働分配率

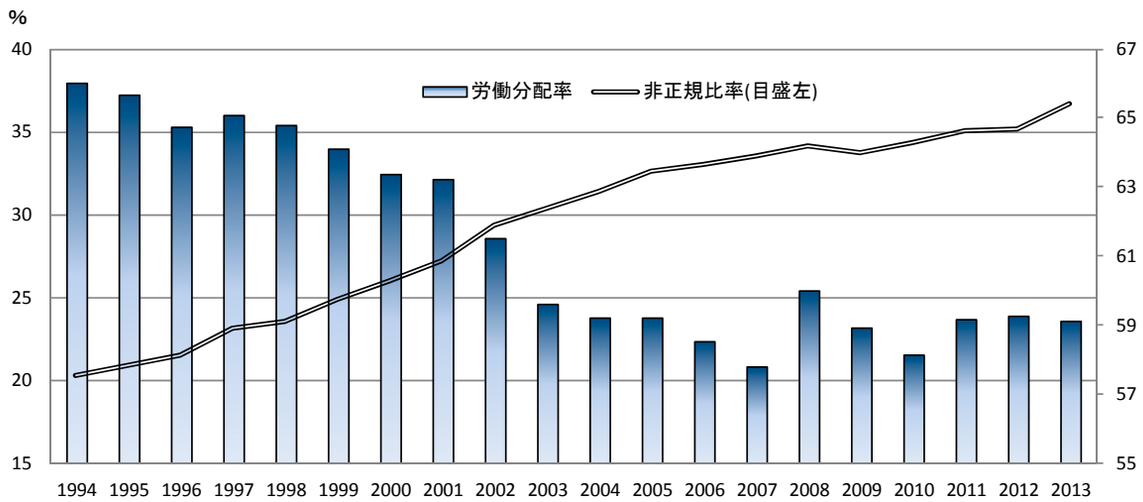

（注）労働分配率＝一人当たり名目雇用者報酬／一人当たり名目ＧＤＰ
一人当たり名目雇用者報酬＝名目雇用者報酬／雇用者数
一人当たり名目ＧＤＰ＝名目ＧＤＰ／就業者数
（2013年労働分配率は暦年データ）
資料出所：内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」より作成。

(3) 企業部門の貯蓄超過

1990年代における利潤圧縮

それでは、こうした資本と労働間の分配構造の変化の背景で、わが国の国民経済に何が起こっていたのであろうか。1990年代以降の長期停滞は企業部門の利潤圧縮を一つの特徴としているが、その要因として二つの有力な説が論じられている。ひとつは定昇制度に代表される日本の賃金制度の下で、労働生産性上昇率よりも高い名目賃金の上昇が賃金シェアを押し上げて企業の利潤率を圧縮したとする説（橋本 2002）。いまひとつは、長期停滞は総需要の下落による資本ストックの稼働率低下（潜在産出量に対する現実の産出量・比率の低下）から生じているとする説である（池田 2005, 2008）。「賃金シェア」や「稼働率」の定義次第ではあるが、いずれもそれぞれの論者によって統計的に「実証」されているところである。本稿では世界最高水準に高止まりしている資本係数の影響を重視して、『生産』概念による労働分配率一定という経験法則から逸脱した労働分配率の低下に

着目する。長期停滞の要因は「過少投資」や「遊休資源」から説明されることが多かったが、重要なことは、人員・設備・債務をいずれも過剰とする「三つの過剰論」を背景に、各企業は損益分岐点の引き下げに向けた減量経営に傾斜していったことである。具体的には、固定費としての人件費削減のためにリストラ、年功的賃金制度の改定、常用代替としての非正規雇用拡大などの施策が採られた。つまり、利潤圧縮への対応策として企業が採用したのは、労働への配分を資本側へ移転させる諸施策であり、政府も労働法制、会社法制、税財政政策などを総動員してこれら企業行動を全面的に支援してきた。しかし、その結果として利潤シェアは回復に転じたものの、企業部門に移転した所得は生産的な投資などに支出されることで、経済の好循環に寄与することはほとんどなく、1998年度以降企業部門は貯蓄超過に転じている。

図表Ⅱ－１－４はマクロ（国民経済）ベースでみた貯蓄・投資の超過・不足を企業、家計、政府など部門別の勘定で示したものである（便宜上、対家計民間非営利団体（労働組合、政党、宗教団体、私立学校等）の勘定は割愛した）。マクロベースの貯蓄とは国民可処分所得から消費を控除したものと定義される。グラフで海外として表示されているのは経常収支の数値である。貯蓄・投資バランスに経常収支が関わるのは、企業の貯蓄投資バランス＋家計の貯蓄投資バランス+政府の貯蓄投資バランス+海外部門の貯蓄投資バランス＝０という恒等式が成り立っていて、海外部門については経常収支にほぼ等しいことによる。

企業部門の貯蓄超過が意味するもの

以上を踏まえて**図表Ⅱ－１－４**から読み取れるのは、第１に家計部門の貯蓄超過が漸減傾向にあることだ。企業貯蓄・政府貯蓄と家計貯蓄の間には代替関係があるとされるが（デニソンの法則）[3]、現下の家計部門の貯蓄低下は、企業が人件費削減に注力して将来の所得増加に大きな期待が持てない状況や政府の財政赤字を勘案すると、デニソンの法則のみでは説明しきれず、むしろ高齢者世代においては年金等による所得で生計費、医療費などの支出を負担しきれず、貯蓄を取り崩していること、現役世代においては非正規労働者の増加等を主因に名目所得の減少傾向が続き、貯蓄のゆとりを失っていること、総じて可処分所得で消費支出を賄えていない世帯が増加していることが考えられる。

しかし第２に、より重要な問題として1998年あたりを境に、貯蓄超過の中心が家計部門から企業部門や金融機関に移行し、その貯蓄超過を政府部門の投資超過＝赤字および経常黒字が補完するという構造変化が生じていることだ。国民経済のオーソドックスなあり方としては、貯蓄超過である家計部門の余剰資金を資金不足の企業部門が借入れて設備投資を行い、それを仲介するのが金融機関という姿が想定される。90年代後半以降、企業部門は資金不足を脱して潤沢なキャッシュフローを持つに至ったが、一向に設備投資は増加していない。この理由としてバブル時代に積み上がった過剰債務の圧縮に多くの資金が投じられた結果の「バランスシート不況」説（クー 2003）もあるが、債務圧縮が概ね完了したと思われる2000年代半ば以降も企業部門の貯蓄超過が継続しており、現状の説明としては説得力に乏しい。もう一つの理由として、国内投資に慎重な反面、より高い利

[3] 村本（1991）によれば、個人は，企業貯蓄・政府貯蓄をも合理的に考慮して貯蓄を行う。企業貯蓄の増加（企業収益増加）は，企業年金・福利厚生・ボーナス増加等の形で見返として影響し，労働者の期待所得を変化させ，配当を通じても還元される。政府貯蓄は，社会保障の充実が個人貯蓄を減少させる。

益機会が期待できる海外に資金が回されているという説もあるが、日銀の「資金循環統計」（金融取引表）にみる海外直接投資は企業部門の貯蓄超過全体を説明するにはほど遠い規模である。企業部門の貯蓄超過（投資の減退）は、過去において設備投資（労働者１人あたりの資本装備率増強）を牽引力とする経済成長を遂げ、過大な資本ストックが累積している国においては、当然に想定しうることである。日本の場合にはバブル期の過剰投資の影響が大きいものと思われる。（深尾 2001,Wolf 2010, Wilder 2012）。

いずれにせよ企業部門および集めた資金の融資先が不足している金融機関が家計部門と共に貯蓄超過であることは、政府部門が何らかの形で赤字を計上しないと貯蓄と投資がバランスしないことを意味する。徴税力の乏しい政府は貯蓄超過部門からの借金でこれを賄うほかない。即ち建設国債、赤字国債の発行に依存せざるを得ないのである。ここに政府部門の恒常的財政赤字の根本原因がある。

企業部門の貯蓄超過が意味するのは、資本ストックの飽和（ケインズの言う資本需要の限界：注５参照）による、単なる更新需要を超えて投資に見合った利潤を生み出すような、新たな投資機会の縮小であり、スクラップしてもビルドの対象がないという拡大再生産の危機である。

図表Ⅱ－１－４　部門別貯蓄・投資バランス

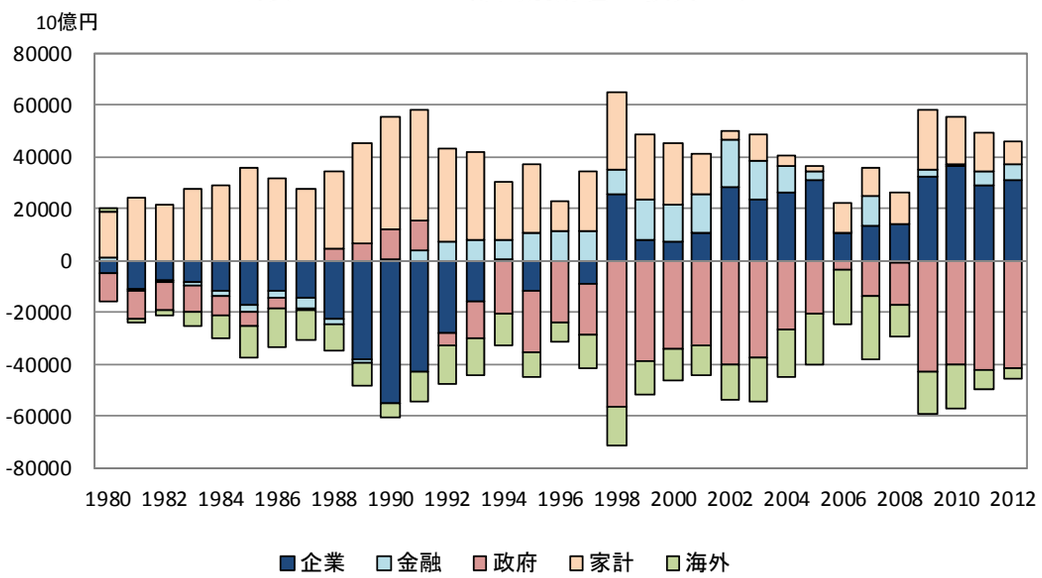

資料出所：内閣府「国民経済計算」（国内総生産勘定、海外勘定）より作成。

(4) 純固定資本形成は弱含み横ばい圏へ

企業部門の貯蓄超過の要因は、人件費など固定費の削減効果に加え、超低金利の継続による利子負担の大幅な軽減や有利子負債自体の削減、大幅な法人税減税委や租税回避策による税負担の軽減などにより、余剰資金が内部留保として積み上がっている結果と考えられる。しかし、こうした企業部門における金余りの最大の要因は、企業の期待成長率が低下し設備投資に対する慎重な姿勢が継続していることにある。その結果、設備投資と減価償却費のバランスに変化が生じている。減価償却費とは購入した設備が一定の耐用年数を経て老朽化したときに更新するための積立金のようなものだ。つまり費用計上されても実際に現金が支出されるわけではないから、その分キャッシュ

フローが積み上がる仕組みである。従って減価償却は企業経営にとって極めて重要な制度なのだが、そこに機能不全が生じている。

図表Ⅱ－１－５はマクロベースで、その実態を端的に示したものだ。マクロレベルでの減価償却に当たる固定資本減耗は、過去に積み上げた膨大な資本ストックを背景に増加基調を継続している。一方において総固定資本形成は、企業の投資意欲減退により長期的に低迷している。その結果、総固定資本形成から固定資本減耗を控除して得られる純固定資本形成はバブル崩壊後急速に縮小し、リーマンショックを経た2009年以降は一旦マイナスに転じてしまった。純固定資本形成の増加は国民経済全体の生産力上昇を意味し、経済成長のバロメーターのようなものだ。これがマイナスに転じたということは、国内における既存の生産能力を確保するための設備を維持できなくなったことを意味している（斉藤 2012）。

図表Ⅱ－１－５　非金融法人の純固定資本形成

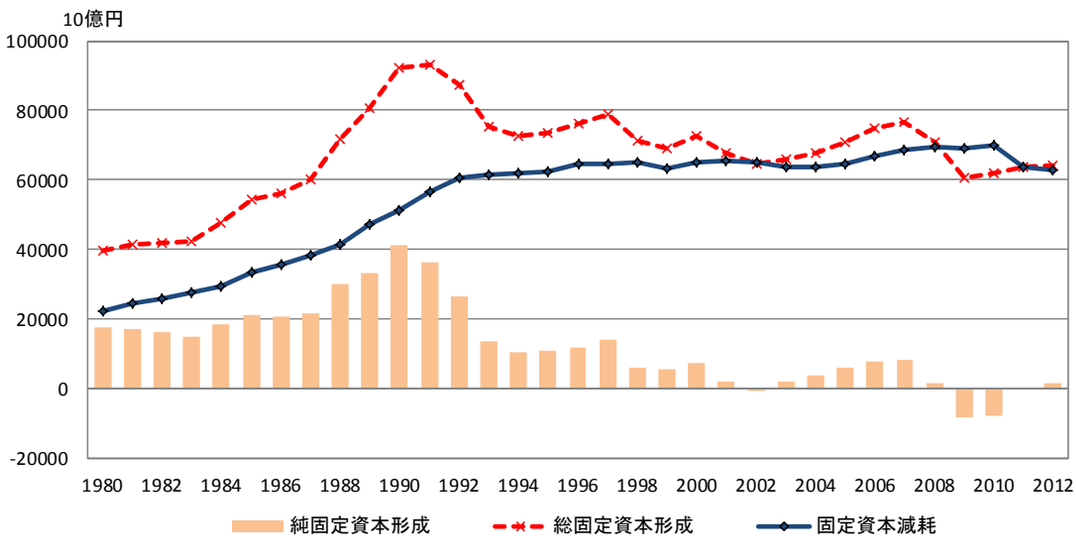

資料出所：内閣府「国民経済計算」より作成。

(5) 高止まりする資本係数

新たな投資機会の縮小はどのように生じたのか。**図表Ⅱ－１－６**は国民経済計算の民間企業資本ストック（全企業・進捗ベース）と実質ＧＤＰのデータから前者を後者で除した値を資本係数としてその推移をみたものである。資本ストックは着実に積み上がる一方、実質ＧＤＰは1990年代以降概ね横ばい圏で推移しており、資本係数（１単位の生産・所得を産出するのに必要な資本ストックの量）は1980年度の1.33から2012年度には2.40と大幅に上昇している。資本係数の逆数は資本ストックの生産性を表し、資本生産性の低下は資本分配率（１－労働分配率）が一定であれば、資本の利潤率の低下を意味することから、1990年代には平均利潤率の傾向的な低下が顕著になった[4]。池田

[4] 資本の効率化の動きを資本の限界生産性（資本分配率×資本生産性、資本分配率＝１－労働分配率）である有形固定資産利潤率の推移から改めてみてみると、80 年代以降 90 年代後半まで振れを伴いながらも大きく低下していることが分かる。コブ・ダグラス型の生産関数を前提にすると、資本生産性（資本の平均生産性）の上昇率は以下の式に分解できる。（資本生産性上昇率）＝（ＴＦＰ上昇率）－資本装備率上昇率×（１－資本分配率）。また、資本の限界生産性（資本収益率）＝資本分配率×資本生産性。これは、ＴＦＰ上昇率が一定であるとすると、資本装備率が上昇すると、資本生産性

（2008）によれば、法人企業統計でみた対「有形固定資産」利潤率は1980年代後半期には35％近くあったものが1993年には25％以下まで低下し、1997年に下げ止まったのち、2002年からの景気拡張期には上昇が続いた。いまの日本は資本の希少性が消え去るまでに資本ストックが積み上がり、投資しても儲からない、儲かる投資先がない状態で[5]、企業はただただ金融資産を積み上げているのみである。これは市場経済の歴史において初めてのことではなく既に先人による総括もなされているように[6]投資行動を民間企業の自由放任のみに委ねていては、最早良質な雇用機会も、資源の効率的な配分も期待しえない実態にある。

資本係数が2.0を上回る世界で最も高い水準に高止まりし、資本ストックの生産性が低下してＧＤＰが拡大しない経済状態の継続が、資本・労働間のマクロ分配に構造変化を生じさせた。その意味するところは、資本利潤率は資本生産性と資本分配率（１－労働分配率）によって定まるのであるから（注４参照）、資本生産性が低下する下で利潤率を維持しようとすれば、労働分配率を押し下げる以外に途はないのであり、1990年代後半以降、とりわけ2002年から始まる戦後最長の景気拡大期において、まさにそのことが、非正規雇用の増加などによる雇用者報酬の低下と所得格差の拡大として、現実に生じているということである。こうした事態は現下の経済政策とも密接な関連があるところであり、経済の持続可能性の観点から経済政策を見直してゆくことも必要である[7]。

企業部門や金融機関において生産的な投資に向かわない膨大な余剰資金は、過剰流動性として、金融市場においてキャピタルゲイン狙いで投機的に運用されることとなっているが、本来これら余剰資金は、税収として政府部門に移転するか、給与所得や個人株主への配当として家計部門に移転することにより総需要を拡大できる。最も望ましいのは企業自身が有効で生産的な投資を拡大することであり、この観点から同じ企業部門内でも、下請け単価の適正化などを通して、常に資金繰りに苦しんでいる中小企業に余剰資金を移転することも有効であろう。安倍政権の日本再興戦略における「世界で一番企業が活動しやすいビジネス環境」というのも、ひとつの誘導政策のパッケージではあるが、投資活動を専ら企業の選択のみに委ねることでは、余剰資金の移転がままならないとすれば、すでに中小企業においては労使が責任を分かち合いながら経営施策を検討することの重要性が労使双方から提案されていることにも鑑み、マクロレベルにおいても政府や労働組合を加えた機関で合意形成を図りつつ、企業部門の有益な投資や家計部門への所得移転に関する、もうひとつの誘導政策を導入することが考えられる。それなしには、国民経済の持続可能な発展は望み得ないのであり、従来のシステムの下では、最早働く者に安定した雇用も所得の向上による生活水準の引き上げも保障できなくなっているからである。

が低下することを意味する。（経済財政白書 2007 p99）

[5] ケインズは『雇用、利子および貨幣の一般理論』における有名な一節で「資本需要に確たる限界があるのは確かだと思われる。（中略）この事態から帰結するのは金利生活者の安楽死、それゆえ、資本の希少価値を搾り取るために累積された資本家の抑圧的権力の安楽死である。（中略）だから私は、資本主義の金利生活者的側面はその仕事を終えたら消え去る運命にある、資本主義の過渡的段階だと思っている。金利生活者的側面が消え去れば、資本主義の他の多くの側面も様相を一変させるだろう」と述べている。間宮陽介訳（岩波文庫下巻）p182-184

[6] Richard V.Gilbert 他（1938）によれば「私企業は、それが自由放任されているかぎり、もはや、人的物的資源の完全利用を達成する能力を失ってしまっている。（中略）このような事態になったのは、誰の責任でもない。資本主義世界の経済に構造的変化が生じたというのが真相なのだ。（中略）今や明瞭なことは、意識的な社会的行動を通じて初めて、国民所得の上昇を保証しうるような投資や消費の支出を確保できるという点である。(都留重人『現代経済学の群像』(1985) Ｐ63-64 より孫引き）

[7] 早川（2013）は、安倍政権の成長戦略を批判しつつ、「21 世紀の新福祉国家に向けた危機脱出の経済政策が求められている」（p54）としている。

図表Ⅱ－１－６　資本係数の推移

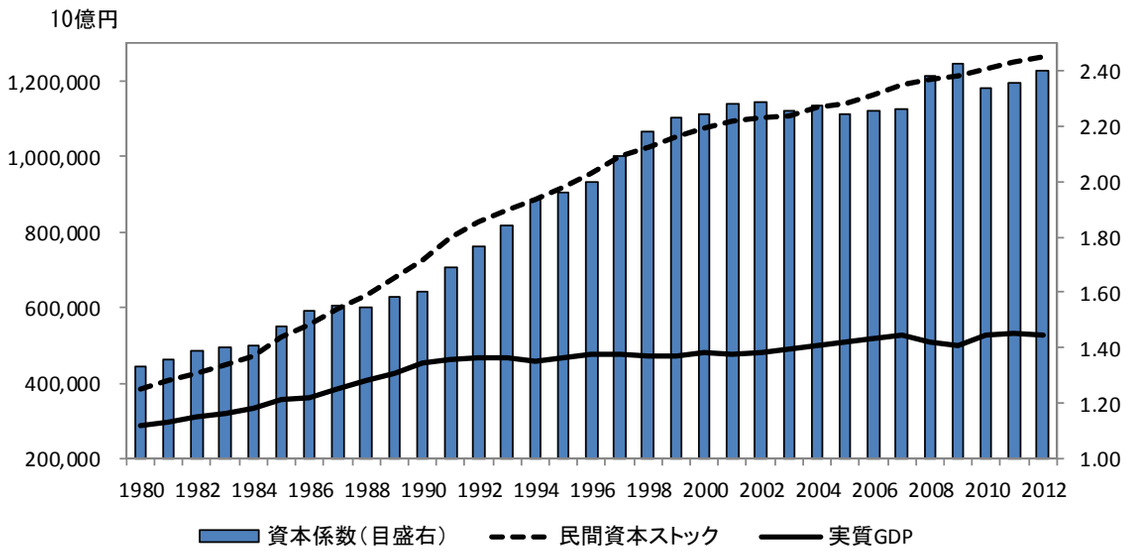

（注）民間企業資本ストックは全企業・進捗ベース。
資料出所：内閣府「国民経済計算」、同「民間企業資本ストック」より作成。

第２節　非正規格差を軸とした個人間格差

本節および次節（第３節）においては、雇用形態、年代、性別、企業規模など個人の属性間・同一属性内の格差について考察する。とりわけ同一属性内の格差拡大については、そのことと非正規雇用の増大との関連に焦点を当てる。

(1) 非正規比率の上昇

1997年にはアジア通貨危機が発生し、国内では北海道拓殖銀行、山一証券など金融機関の破綻が相次いだ。国内景気は1997年５月から1999年１月にかけて景気後退局面となったが、労働市場では政府、経済界あげての雇用流動化策が強化された。

1995年から2000年の間に、正規雇用は男性が67万人減、女性が82万人減となった。一方、非正規雇用は男女の全年齢層で増加し、男性が82万人増、女性が189万人増となった。2000年代前半には、ＩＴバブルの崩壊による景気後退の後、2002年２月から戦後最長の景気拡張局面（いざなみ景気。別名無実感景気、格差型景気など）となった。しかし、企業の人件費削減による損益分岐点引き下げ経営が継続・強化された結果、雇用情勢はまったく改善を示さなかった。2000年から2005年にかけて、正規雇用が256万人減少した一方、非正規雇用が360万人増加した。また派遣法の1999年改正で派遣が原則自由化（ネガティブリスト化）され、2004年３月からは物の製造業務への派遣も解禁されたため、2000年から2005年の間に「労働者派遣事業所の派遣社員」が73万人増加した。

2008年春先から景気は後退局面に入り、同年９月に発生したリーマンショックにより需要が急激に縮小した。2009年３月頃には景気後退も大底を打ったものの、Ｖ字型回復とはほど遠く、「Ｌ」字かせいぜいのところ「レ」の字型の緩慢な回復基調をたどった。2005年から2010年にかけて正規雇用は、雇用調整助成金の弾力運用などの政策効果もあって、19万人減に止まった。一方、非正規

雇用は、2008年末の年越し派遣村に象徴される雇止めが相次ぎ、リーマンショック後の2009年には前年比減少となったものの、通期では123万人増と引き続き増加基調となった。

(2) 雇用形態別賃金・一時金格差

2013年の賃金構造基本統計調査から雇用形態別・年齢階層別所得格差をみると、すべての年齢層で大きな格差が存在しており、非正規労働者においては年齢が高くなっても所得の増加が全くみられない（**図表Ⅱ－１－７**）。60歳代前半層でやや高い所得となっているのは、定年を迎えた正社員の継続雇用を反映したものと思われる。

図表Ⅱ－１－７　雇用形態別年齢階層別賃金・一時金格差（2013年）

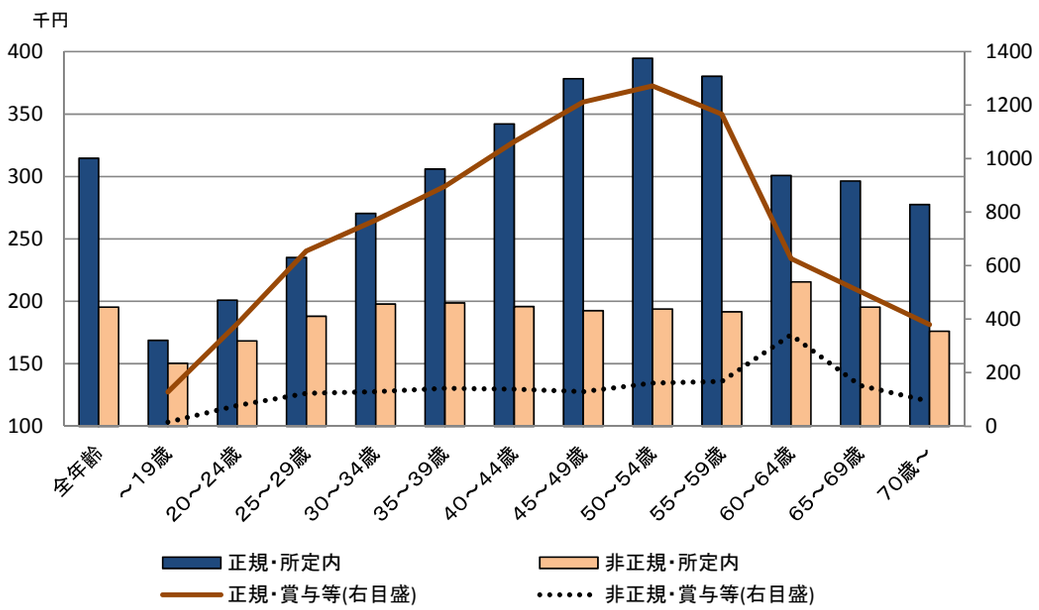

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

(3) 雇用形態間の賃金格差拡大と平均賃金の低下

非正規雇用の増加による賃金格差の拡大は1990年代後半から顕著になった。1990年代後半には金融機関の相次ぐ破綻など景気低迷の影響も考慮しなければならないが、景気が長期の拡大基調に移行した2002年以降も、非正規化の進展による賃金格差の拡大が継続している。

厚生労働省「平成23年版労働経済の分析」（2011）によると、男性雇用者にみられる年収格差の拡大は、賃金・処遇制度の見直しに伴って生じた中高年層の賃金格差の拡大と若年層における非正規雇用者の増加によってもたらされていると考えられる。また、賃金については、賃金格差の動向とともに、1990年代末以降の賃金低下傾向が指摘できる。賃金は、賃金格差を伴いながら平均賃金の低下をもたらしている。相対的に賃金水準の低い非正規雇用者の割合が増加することは、労働者の平均賃金を低下させることとなるが、1990年代後半から2000年代前半にかけて賃金の大きな低下要因となった。2000年代以降の平均賃金は、こうした雇用形態の構成変化要因も加わって、賃金低下が続いている（p252-253）。また平成25年版（2013）によれば、就業形態計の現金給与総額の増

減を、一般労働者の所定内給与の伸び、一般労働者の所定外給与の伸び、一般労働者の特別給与の伸び、パートタイム労働者の給与の伸び、パートタイム労働者比率の変化の５つの要因に分解すると、相対的に現金給与総額の低いパートタイム労働者の比率の上昇が一貫して現金給与総額の減少要因となっていることがわかる（p40）。

(4) 非正規雇用増加の格差拡大への影響

「2004年全国消費実態調査」の公表調査結果と、前回の1999年調査結果とを注意深く比較すると、この間に、「見かけ」ではない真の格差拡大、つまり年齢階層内格差拡大が広範囲で発生していることがわかる。1999年と2004年の年間収入の年齢階層別ジニ係数を比較すると、全世帯と勤労者世帯ともに、60歳未満のすべての年齢階層において、ジニ係数が上昇している。このような広範囲の上昇は、1980-1990 年代にはみられなかった現象である。これは非正規雇用の増加の影響が大きく、加えて成果主義型賃金制度導入の影響もある（太田2010）。一方年齢階層間の格差は縮小傾向にある。これは最近の賃金制度改定などにより、中高年層を中心に、平均値としての賃金のフラット化（賃金カーブが寝てきた）が影響している。しかし無条件に賃金カーブを寝かせただけでは、モチベーションの低下が避けられないため、「努力して成果を出したものはきちんと報われる」とする成果主義賃金による同一年齢階層内の格差拡大が、平均賃金のフラット化とセットになっているものと考えられる。

前出の「平成23年版労働経済の分析」で、男女別年齢階級別に、雇用者の年間収入についてのジニ係数の動きをみると、男性雇用者では、1990年代半ば以降、ジニ係数の上昇がみられ、収入格差が拡大していることが分かる。また、ジニ係数の上昇は年齢階級の低い層ほど目立っており、若年層における非正規雇用者割合の上昇が、相対的に低い収入層を増加させた他、中高年層においては、賃金・処遇制度の改革に伴い広がった賃金格差拡大の影響もあるものと考えられる。なお、女性雇用者については、今のところ継続的に収入格差が拡大する傾向はみられていない（p248）。

なお、松尾（2012）によれば、「国民生活基礎調査」による所得分析からみると、正規雇用者は構成比の減少と内部格差縮小の両面で不平等度を低下させている。これは相対的に所得格差の小さい（低位平準化：**図表Ⅱ－１－７**）非正規雇用の増加が、「見かけ」の所得格差を縮小させる効果を持つものと解される。

第３節　企業規模間および産業別格差

(1) 規模別経営指標の格差

もともと中小企業の利益率は低水準であり（**図表Ⅱ－１－８**）、法人企業統計による売上高経常利益率は資本金1000万円から１億円規模ですら２％あるかなしかである。この現況で消費税率３％の増税分を価格転嫁できなければ、たちどころに利益は消滅してしまう。中小企業の賃金・労働条件の引き上げには公正取引の実現など、経営環境の改善が不可欠である。

図表Ⅱ－１－８　規模別売上高経常利益率　全産業（金融・保険除く）

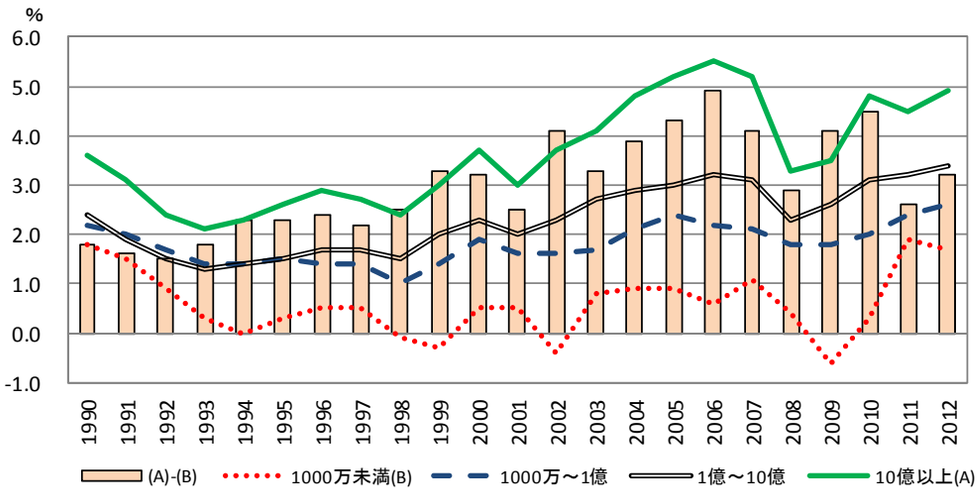

資料出所：財務省「法人企業統計年報」より作成。

法人企業統計のデータから規模別の人件費比率をみると大企業（資本金10億円以上）では50％台まで低下している反面、中小企業（同1000万円未満）では80％を超えている（**図表Ⅱ－１－９**）。このことは下請け公正取引の実現など、中小企業の経営環境を改善し、自社で生み出した付加価値を社内に残せるように利益基盤を整備することなしには、中小企業の賃金格差の是正はなしえないことを示している。

図表Ⅱ－１－９　規模別人件費比率　全産業（金融・保険除く）

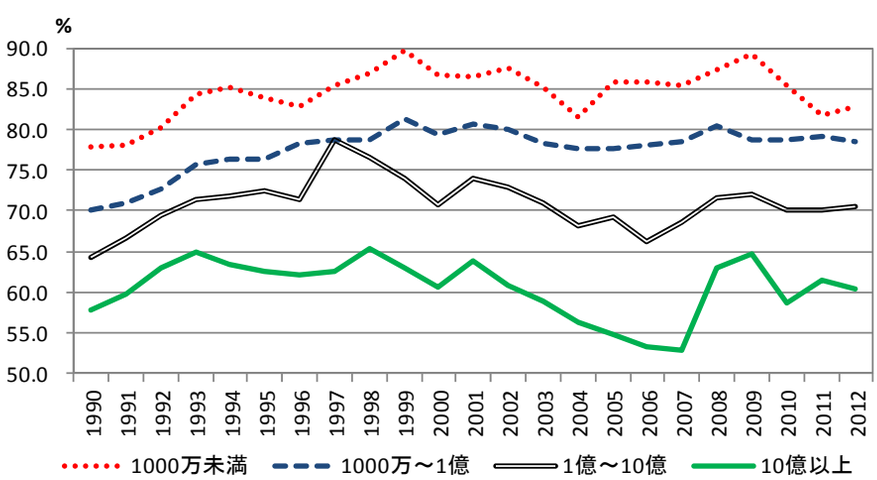

（注）人件費率＝人件費（役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与+福利厚生費）／付加価値額。
資料出所：財務省「法人企業統計年報」より作成。

(2) 規模別賃金格差

宇仁 (2008b) によると、賃金構造基本統計調査をもとに、大卒男性の企業規模間格差を99年と2004年とで比較すると、59歳以下の全ての年齢階層で格差が拡大している。年齢計での値を例にとると、従業員1000人以上企業の大卒男性の所定内給与を100とすると、10～99人企業の値は1999年には83であったが、2004年には79に低下した。大卒女性の場合は、98から93に低下した。このような企業規模間格差の拡大は、2004～06年においても続いており、また、拡大幅は小さいが高卒男性でも認められる。

中でも従業員数100人未満の中小企業はわが国事業所数の約99%、従業員数で7割強を占めている。もともと中小企業の賃金水準は大手に大きく劣っており、2007年以降の実態を平均月次賃金で比較すると、中小の賃金は1000人以上の大手に対して四分の三程度にとどまっている (**図表Ⅱ－１－10**)。一時金の格差は月次賃金よりはるかに大きいので、年収ベースではさらに格差が広がる。中小の労働者世帯は日々厳しい生活のやりくりに追われ、当然消費性向も高止まりの状態が想定されるから、ここでの月例賃金の底上げがなければ経済全体の好循環も起こりえない。

なお、**図表Ⅱ－１－10**は「賃金構造基本統計調査」から作成したものだが、短時間労働者など非正規雇用者は含まれていない。非正規雇用者を含めた企業規模間格差については、太田 (2010) によると、「就業構造基本調査」では、大企業、中小企業ともに非正規雇用者の比率は上昇している (1997-2007) が、その上昇テンポは大企業の方が速い。このような上昇テンポの違いにより、大企業の方が非正規雇用者の増加が平均賃金を低下させる程度が大きいものとなり、雇用者全体でみた規模間格差を縮小させた。

図表Ⅱ－１－10　規模別賃金格差

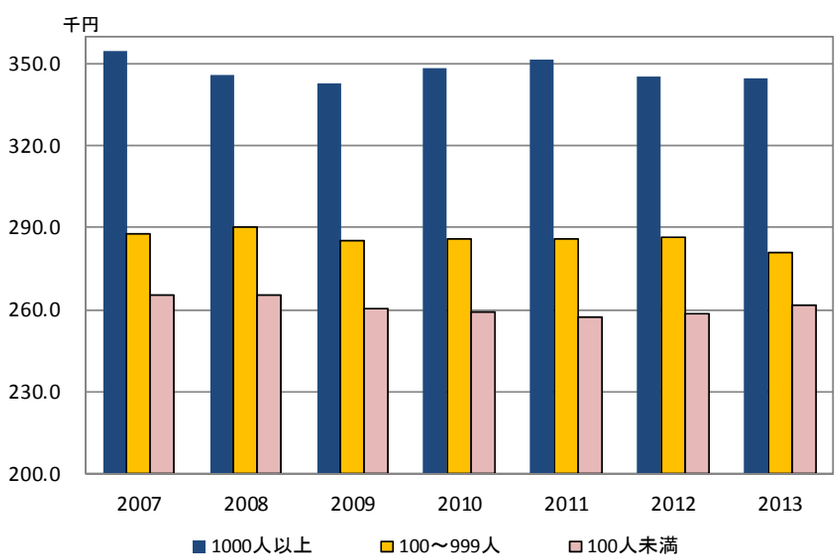

(注) 賃金は各年６月の所定内給与。
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

(3) 産業別（製造業・非製造業）にみた賃金格差

非製造業への雇用シフトと非正規雇用の増加

景気が長期の回復過程に入った2002年以降における製造業・非製造業の雇用者数（役員を除く）の推移を、総務省「労働力調査」から正規・非正規の雇用形態別にみると、製造業では正規雇用者が2002年の839万人から2013年には707万人に減少し、非正規雇用者は2002年の210万人から2013年には240万人となり、概ね横ばいの推移であった。非製造業については、正規雇用者が2002年の2632万人から2013年には2587万人に微減したのに対し、非正規雇用者は2002年の1226万人から2013年には1666万人まで増加した（**図表Ⅱ－１－11・12**）。

製造業においては正規雇用者の減少が全体としての雇用者数減少をもたらした一方、非製造業では非正規雇用者の増加がトータルでみた雇用者数の増加につながった。

図表Ⅱ－１－11　製造業の雇用形態別雇用者数推移

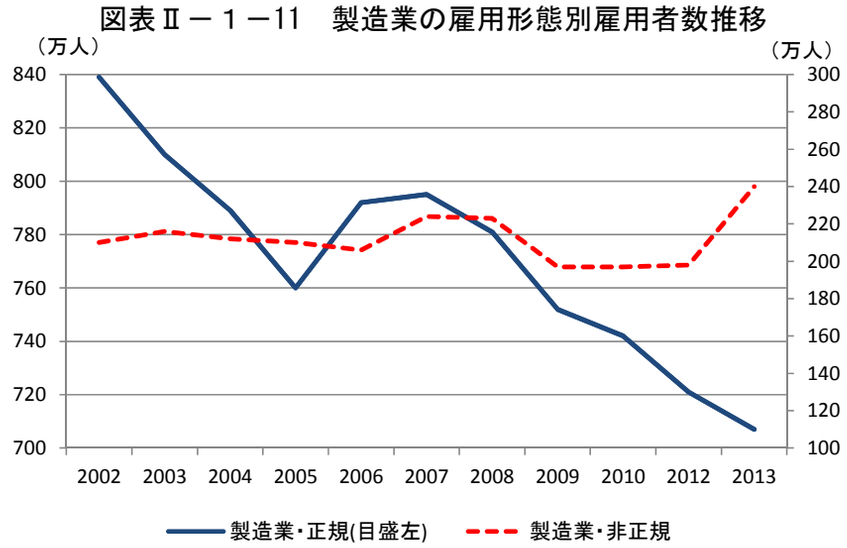

（注）2011年は被災３県データを欠くため割愛。
資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

図表Ⅱ－１－12　非製造業の雇用形態別雇用者数推移

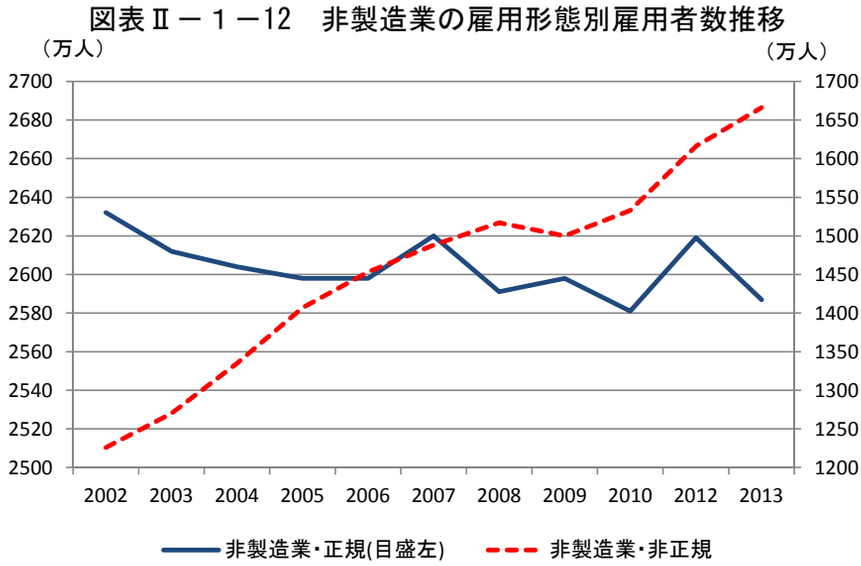

（注）2011年は被災３県データを欠くため割愛。
資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

製造業・非製造業間の賃金格差拡大

製造業と非製造業の賃金実態について、厚生労働省「毎月勤労統計」の現金給与総額から、調査産業全体で金額のピークであった1997年以降（ただし製造業のピークは2006年）の推移をみると、1997年には製造業の37.6万円に対し、非製造業は37.0万円と僅差であったものが、年を追って格差が拡大した（**図Ⅱ－１－13**）。2013年時点における水準は、製造業が37.2万円と1997年から（2006年のピークを経て）微減にとどまっているのに対し、非製造業は30.2万円で７万円近くの大幅減となっている。

こうした結果は、非製造業における急速な非正規雇用の増加が大きく影響しているが、一方で両産業間の正規雇用者（毎月勤労統計における一般労働者）同士および非正規雇用者（同、短時間労働者）同士における賃金格差の動向も影響していることにも留意が必要である[8]。

図表Ⅱ－１－13　製造業・非製造業の現金給与総額の推移

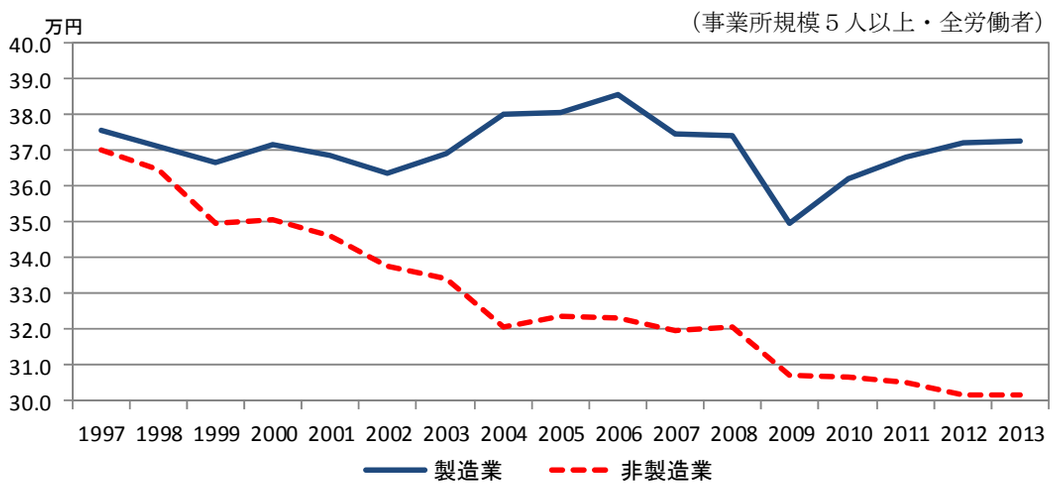

（注）金額はギャップ修正前の原系列による。
資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計」より作成。

[8] 尾畠（2013）によれば、一般労働者では、1997年時点で製造業よりも非製造業のほうが賃金水準は高かった。しかし、製造業の賃金は横ばいで推移し、非製造業の賃金は減少した結果、2012年時点では製造業が非製造業の賃金水準を上回っている。
これに対して、短時間労働者では、1997年および2012年とも賃金水準は製造業のほうが非製造業より高い状態は変わらないが、両者の格差は拡大している。

【参考文献】

Coats, David edited(2011), *Exiting from the crisis: towards a model of more equitable and sustainable growth* European Trade Union Institute

Gilbert ,Richard V. et al. (1938) *An Economic Program for American Democracy* The Vanguard Press

Wilder, Rebecca(2012) "*Japan's Lopsided Financial Balances*" EconoMonitor, 22 January 2012

Wolf, Martin (2010) "*What we can learn from Japan's decades of trouble*" Financial Times, 12 January 2010

池田毅（2005)「90年代日本の利潤圧縮－カレツキアンの視点から」『政策分析2004』九州大学出版会

池田毅（2008)「再考：90年代日本の利潤圧縮」『立教経済学研究』第62巻第2号, p293-302

石川経夫（1991)『所得と富』岩波書店

石水喜夫（2012)『現代日本の労働経済――分析・理論・政策』岩波書店

市田義彦・王寺賢太・小泉義之・長原豊（2013)『債務共和国の終焉 わたしたちはいつから奴隷になったのか』河出書房新社

宇仁宏幸（2007)「賃金の不平等化と労働制度の変化」『現代思想』第40巻第2号, p166-176

宇仁宏幸（2008a)「日本における賃金格差拡大とその要因」『理論経済』第45巻第1号, p20-30

宇仁宏幸（2008b)「小泉「構造改革」と所得格差拡大」『生活経済政策』No.138, p28-32

大沢真理（2007)『現代日本の生活保障システム―座標とゆくえ』岩波書店

大沢真理（2013)『生活保障のガバナンス』有斐閣

太田清（2005)「フリーターの増加と労働所得格差の拡大」『ESRI Discussion Paper Series』 No.140

太田清（2010)「賃金格差――個人間, 企業規模間, 産業間格差」『バブル/デフレ期の日本経済と経済政策第6巻 労働市場と所得分配』内閣府経済社会総合研究所

大竹文雄（1994)「1980年代の所得・資産分配」『季刊理論経済学』第45巻第5号, p385-402

大竹文雄・斎藤誠（1999)「所得不平等化の背景とその政策的含意――年齢階層内効果, 年齢階層間効果, 人口高齢化効果」『季刊社会保障研究』第35巻第１号, p65-76

大竹文雄（2005)『日本の不平等』日本経済新聞社

尾畠未輝（2013)「賃金は上がるのか？～無理な賃上げは雇用に悪影響を及ぼす恐れ～」『調査と展望』三菱UFJリサーチ＆コンサルティング, 2013年3月27日

金子良事（2013)『日本の賃金を歴史から考える』旬報社

北井義久（2010)「日本に必要な成長戦略とは「賃上げターゲット」政策だ」『エコノミスト』(10.26) 毎日新聞社

クー, リチャード（2003)『デフレとバランスシート不況の経済学』徳間書店

黒瀬直宏（2012)『複眼的中小企業論』同友館

黒瀬直宏編（2014)『中小企業が市場社会を変える』同友館

黒瀬直宏（2014)「中小企業の未来を閉ざす安倍成長戦略」『DIO』第27巻第5号 p14-17 ・斎藤太郎（2012)「拡大が続く企業部門の貯蓄超過」『Weeklyエコノミスト・レター』(1.13) ニッセイ基礎研究所

高木郁朗（2014)「春闘の歴史と社会経済的課題」『DIO』第27巻第9号 p8-11

橘木俊詔・八木匠（1994)「所得分配の現状と最近の推移」, 石川経夫編『日本の所得と富の分配』東京大学出版会

橘木俊詔（1998)『日本の経済格差』岩波書店

中小企業家同友会全国協議会（1975)「中小企業における労使関係の見解」『人を生かす経営』(1989)所収

橋本寿朗（2002)『デフレの進行をどう読むか―見落された利潤圧縮メカニズム』岩波書店

早川行雄（2013)「自民党安倍政権における経済政策（アベノミクス）の実像」『労働法律旬報』2013年9月下旬号, p40-54

早川行雄（2014)「民主社会を破壊する資本主義の金融化」『経営民主』第56号P46-47

深尾京司（2001)「日本の貯蓄超過と「バブル」の発生」村松岐夫・奥野正寛編『平成バブルの研究上形成編』東洋経済新報社

松尾浩平（2012)「所得・消費から見た日本の不平等度～2000年代の格差の実態～」『PRI Discussion Paper Series 』No. 12A-07

水野和夫（2012)『世界経済の大潮流』太田出版

水野和夫（2014)『資本主義の終焉と歴史の危機』集英社

村本孜（1991)「経済のストック化と個人・家計の金融行動(Ⅰ)」『成城大学経済研究』111/112, P134-112

山田久（2014)「持続的賃上げが日本を救う」『中央公論』2014年5月号

ロドリック, ダニ（2014)『グローバリゼーション・パラドクス』柴山桂太・大川良文訳,白水社（原題：Dani

Rodrik(2012), *THE GLOBALIZATION PARADOX* , W. W. Norton & Company)
脇田成 (2005)「労働市場の失われた10年：労働分配率とオークン法則」『ファイナンシャルレビュー』August財務省財務総合政策研究所, p51-69
脇田成 (2014)「賃上げをどうすすめるか」『DIO』第27巻第9号 p4-7

第２章　雇用における男女間の格差

第Ⅱ部　第２章のポイント

第１節　男女による就業状況の差

○日本における就業率の男女差の要因として、有配偶の女性の労働市場参入の低さがあげられるが、近年では、25～34歳の有配偶女性の労働力率が上昇し、M字カーブの底は浅くなる傾向にある。

○しかし、労働市場から退出した女性の前職離職理由や非求職理由をみると、出産・育児が女性の労働市場参加への障壁となっている状況は変わっていない。

第２節　非正規化がもたらすキャリア形成格差

○非正規雇用者が若年層で増えているが、非正規雇用から正規雇用への転換は難しく、その傾向は、特に女性において顕著である。

○非正規雇用者は、正規雇用者に比べて企業内訓練に対するニーズをより強く感じているが、企業の側では、ＯＪＴ、Ｏｆｆ－ＪＴともに非正規雇用者に対する実施割合は、正規雇用者に比べて低いという実態。このことは、非正規雇用者の能力開発が十分に果たされず、非正規雇用者のキャリア形成を阻害する要因ともなりうる。

○女性の非正規雇用者は、正規雇用の女性に比べて妊娠・出産を契機とした退職でキャリアが断絶されやすいという問題を抱えている。企業による環境整備はもちろんのこと、労働者に対して両立支援制度の周知を積極的に行うなど、雇用現場における一層の取り組みが求められている。

第３節　男女の賃金格差は縮小しているのか

○男女の間の賃金差は、この20数年の間に一見縮小しているかのようにみえる。しかし、学歴、勤続年数、企業規模の男女間での分布の違いをコントロールすると、その縮小幅はわずかにすぎず、実態としては、それほど縮小していない。

○これまでの研究や関係の調査結果からは、男女の就業に対する考え方や生活背景、キャリア形成の実態の違いから、企業による人事管理や、能力蓄積、経験に差が生じ、延いては管理職等の高賃金が得られる職務に就く機会の差となって、男女間の賃金格差をもたらすことが示唆されている。

○さらなる女性の活躍に向けては、長時間労働を前提とした男性型の働き方そのものや、そうした周囲の長時間労働の下で成り立っている可能性のある両立支援制度の運用を変えることが緊要。また、最近では、研究開発職や専門技術職を目指す女性も注目されているなか、そうした女性の多様なキャリア形成を後押しするような、企業風土醸成や人事運営、政策的支援等が必要となっている。

本章では、本人の意思や努力では縮めることのできない差の代表的なものとして、男女の就業機会、キャリア形成の差と、それらの差がもたらす男女間の賃金格差の存在について検討する。その中では、日本において、女性の就業機会、キャリア形成、賃金水準決定に密接不可分な働き方の問題についても言及せざるを得ない。そこで、まずは、男性女性の就業状況について概観するともに、その動向に影響をもたらしてきた要因について検討したうえで、日本に特徴的とされる女性のM字カーブの近年の変化を確認する。次に、女性が結婚・出産を終えて再び労働力市場に参加しようとする場合の働き方の問題、特に非正規雇用としての就業と長期的なキャリア形成の問題について議論する。最後に、以上を背景とする男女の賃金格差について述べたうえで、現在、焦点があたっている女性のさらなる活躍に関し、それを阻害する要因について問題提起を行う。

第１節　男女による就業状況の差

女性就業率の動向

日本では、過去から就業率の男女差は特に大きいとされてきたが、生産年齢人口に限ってみれば、近年その差は縮小傾向にある。1990年では男性81.1％、女性55.8％で、その差は25.3％ポイントとなっていた。これに対し、2013年には、男性は80.8％と1990年時とほとんど変わらないが、女性は62.5％に上昇しているため、男女の差は18.3％ポイントと、1990年時と比べて７％ポイント程度縮小している（**図表Ⅱ－２－１**）。この傾向には、女性の未婚率の上昇、晩婚化と第１子出産年齢の高年齢化、夫婦共働き世帯の増加等、さまざまな要因が複合的に影響しているものと思われるが、男女の差は依然として大きいことにかわりはない。（**コラム⑥参照**）

図表Ⅱ－２－１　男女別にみた就業率の推移（15～64歳）

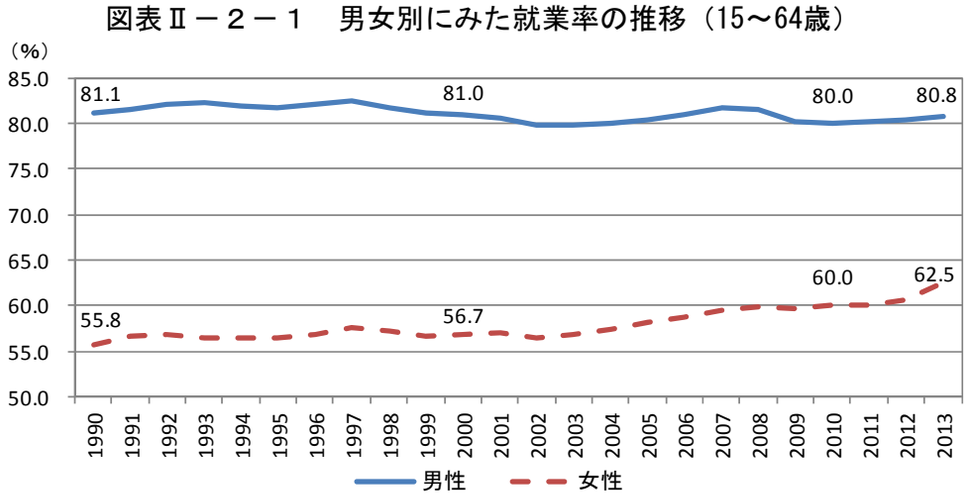

（注）就業率＝就業者数/人口。
資料出所：総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

コラム⑥　データで見る女性就業率上昇の背景

図表⑥－１　女性の未婚率の推移（15～64歳）

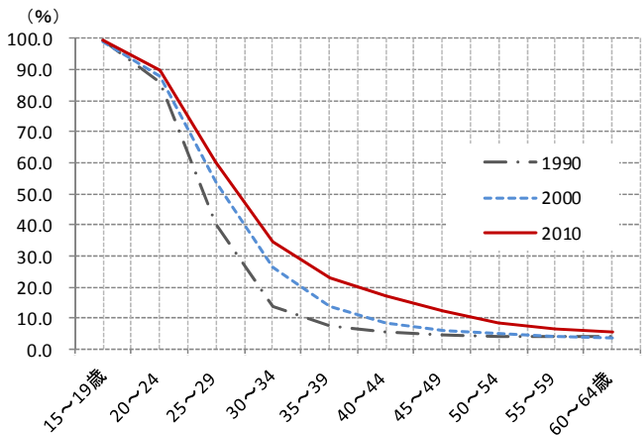

資料出所：総務省「国勢調査」より作成。

図表⑥－２　女性の初婚平均年齢と第１子出産平均年齢の推移

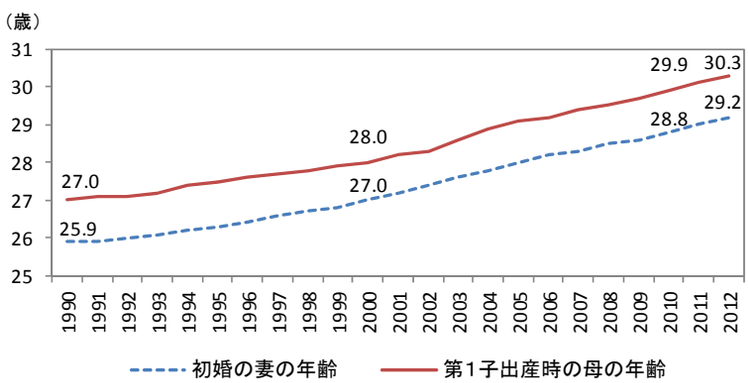

資料出所：厚生労働省「人口動態調査」より作成。

図表⑥－３　共働き世帯数の推移

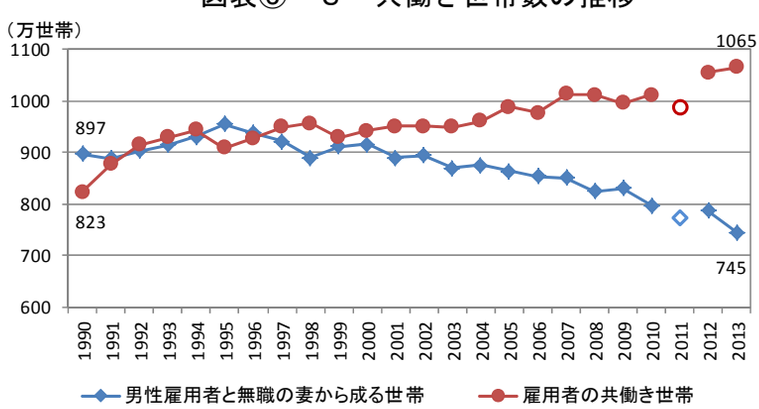

（注）１．2001年までは、労働力調査（特別集計：各２月）、2002年からは労働力調査（詳細集計：年平均）を使用しているため、時系列比較では留意を要する。
２．「男性雇用者と無職の妻から成る世帯」は、夫が非農林雇用者で妻が非就業者の世帯、「雇用者の共働き世帯」は、夫婦ともに非農林雇用者の世帯。
３．2011年は、東日本大震災の被災地３県（福島、宮城、岩手）を除く世帯数。

資料出所：総務省「労働力調査（特別集計）」および「労働力調査（詳細集計）」より作成。

さらに、**図表Ⅱ－２－２**で25歳～54歳の女性就業率を国際比較すると、日本は、ＯＥＣＤ平均よりは高い数値ではあるものの、ＯＥＣＤ34カ国中25位と、決して高い位置にあるとは言えず、この点については、ＯＥＣＤでも指摘されている[1]ところである。

図表Ⅱ－２－２　女性就業率の国際比較（25歳～54歳）

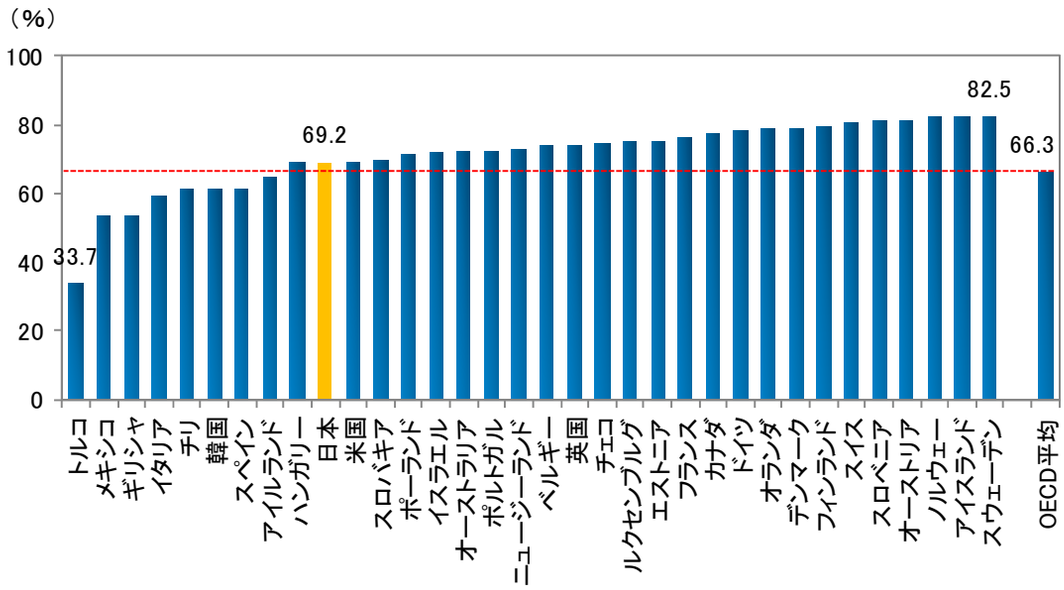

資料出所：ＯＥＣＤ　“*Employment Outlook 2012*”より作成。

他方で、完全失業率をみると男女ともほぼ同水準か、1990年代後半以降は、むしろ男性の方がやや高く推移している（**図表Ⅱ－２－３**）。この完全失業率は、労働力人口に占める失業者の割合のことであるから、労働力人口（休業も含む就業者と求職中の失業者である人の合計）すなわち働く意思を持って労働市場に参加している人が分母となる。そのため、女性の就業率が男性に比べて低いことの問題は、失業による非就業者が男性よりも少ないのではなく、そもそも多くの女性が労働市場に参加していない（労働力人口にすらカウントされていない）ことにあるといえる。この問題について、日本では、女性が仕事と育児のどちらかを選択しなければならない状況に置かれることが少なくないということが指摘されてきた。

国の政策においては、男女の雇用における機会の均等、平等待遇の実現を目的に、1975年制定の勤労婦人福祉法を1985年に男女雇用機会均等法として改正し、その後さらに1997年改正、2007年改正を経て、男女双方向の性差別、間接差別、募集・採用から人事配置や雇用形態・職種の転換、年金・退職金等の企業福祉も含めた人事運営における差別の全面禁止が法制化されるとともに企業のポジティブ・アクションの励行が図られている。さらには、1992年施行の育児休業法により、企業の育児休業制度の導入が進むとともに、2005年には次世代育成支援対策法（次世代法）にもとづく両立支援の認定マーク（くるみん）の取得要件として、育児休業取得だけでなく、短時間勤務や残業削減、休暇取得促進といった出産・育児と仕事の両立に向けた就労環境整備が盛り込まれたことで、積極的に女性が働きやすい環境づくりに取り組む企業も増えた。

---

[1] ＯＥＣＤ ”*Closing the Gender Gap - Act Now*” では、日本の女性就業率が男性とほぼ同等になれば、労働力人口の減少が５％にとどまり、女性の就業率が横ばいの場合、労働力人口は 2017 年までに 17%、2050 年までに 40%減少すると予測している。

また、雇用分野だけでなく、家庭生活も含めた社会生活全般において、男女がともに人権を尊重しつつ、それぞれの能力を十分に発揮できる社会の実現を基本理念とする男女共同参画社会基本法が1999年に施行され、政策・方針決定といった政治・行政の分野、司法の分野等での女性の参画を促進するなど制度的な環境整備は進みつつある。

図表Ⅱ－２－３　完全失業率および有効求人倍率の推移（季節調整値）

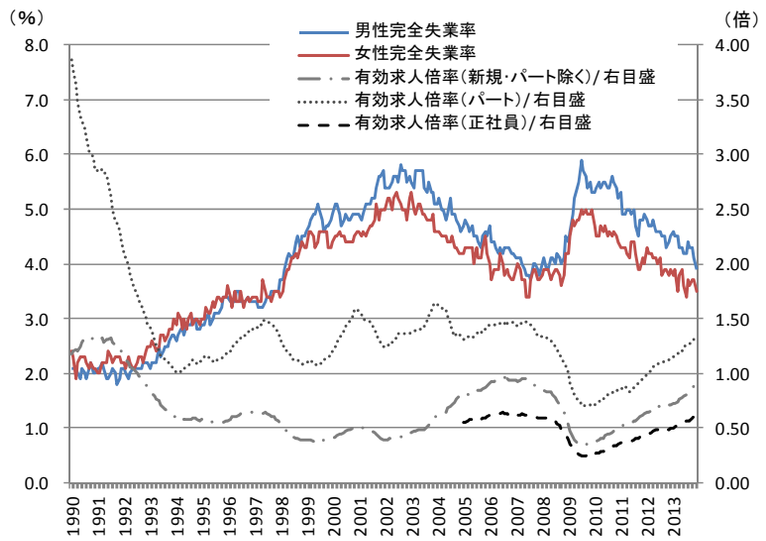

資料出所：総務省「労働力調査（基本集計）」、厚生労働省「職業安定事業統計」より作成。

いわゆるM字カーブの動向とその背景

上記のような政策的取り組みを踏まえ、女性の労働市場参加にはどのような変化があったのかをみてみたい。**図表Ⅱ－２－４**は、配偶関係別に女性の労働力率を示したものであるが、1990年代前半と2013年時点とを比べてみると、35～49歳の未婚女性と25～34歳の有配偶女性の労働力率が上昇していることがわかる。

しかし、女性の労働力率は、配偶の状況によって違いがみられることに変わりはなく、とくに多くの女性が結婚、出産の時期にあたる25～39歳において、有配偶者の労働市場参入は、未婚者に比べて相変わらず低位である。とはいえ、25～29歳の有配偶者で16.1%ポイントの上昇（1993年40.8%→2013年56.9%）、30～34歳の有配偶者で13.5%ポイントの上昇（1993年44.4%→2013年57.9%）と、25～34歳の有配偶女性の労働力率はこの20年間で確実に上昇している。

その結果、日本女性特有のM字カーブといわれる、結婚・出産を機に労働市場から一時退出して、子育てに目途が立った時点で再び労働市場に参入するといった現象にも変化がみられる。その変化のようすを示したものが**図表Ⅱ－２－５**である。1993年時点の女性の労働力率は、20～24歳をピークに一旦下降し、30～34歳を底にゆるやかに上昇に転じ、50歳から再び下降するといった典型的なM字を描いている。これに対して、2013年では、29歳まで労働力率は上昇を続け、30歳～34歳から一旦低下しはじめ、35～39歳でそこからわずかに低下して底を打っている。40歳からの上昇もさらにゆるやかなものとなり、50歳から再び下降している。以上のことから、M字カーブの変化については、M字の最初のピークの高年齢化（1993年20～24歳→2013年25～29歳）と、M字の底の上昇（1993年30～34歳の52.7%→2013年35～39歳の69.6%）の２つのことが指摘できる。ただし、これは有配

偶女性の労働力率が高くなったことだけでなく、先に述べた未婚率の上昇と第１子出産年齢の高年齢化、共働き世帯の増加といった要因（**コラム⑥参照**）が複合的に影響していることは容易に想定できるだろう。

図表Ⅱ－２－４　女性の配偶関係別の労働力率（３時点比較）

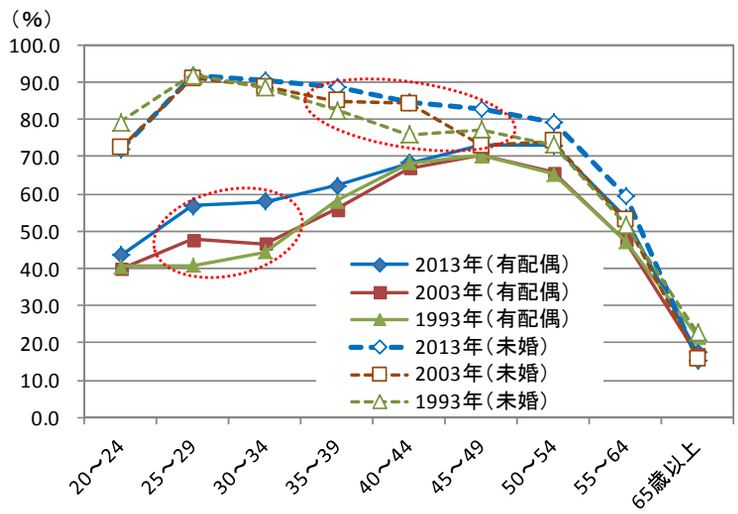

資料出所：総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。

図表Ⅱ－２－５　女性のＭ字カーブ（３時点比較）

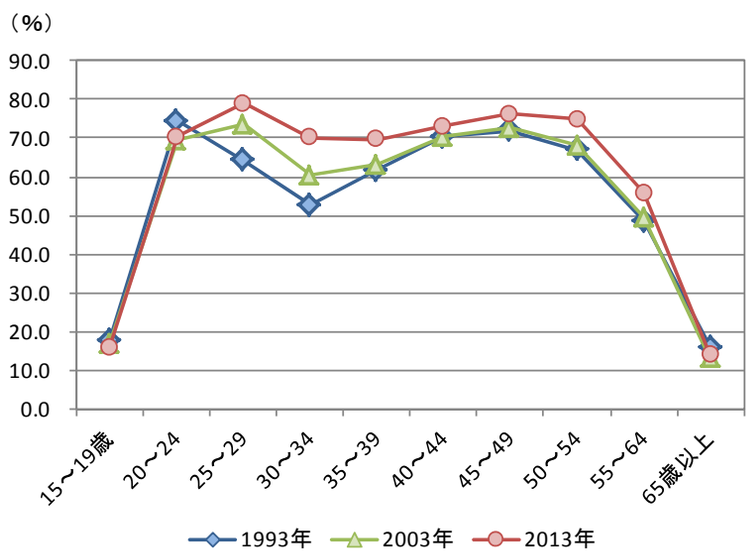

資料出所：総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

そのことは、労働市場から退出した女性の前職離職理由や非求職理由をみれば明らかである。それらの理由は、**図表Ⅱ－２－６**に示した。まず、離職非就業者のうち通学も求職活動も行っていない女性（15～45歳）で、前職があった人の離職理由では、「結婚・出産・育児のため」とした割合が61.0%ともっとも多く、次いで「家事・通学・健康上の理由のため」の13.3%となっている。続いて、非求職者が求職を行っていない理由をみると40.1%が「出産・育児のため」と最も多く、次いで「適当な仕事がありそうにない」の27.1%である。こうした状況をみると、出産・育児が女性

の労働市場参加への障壁となっている状況は変わっておらず、政策におけるさまざまな取り組みが功を奏したことで、出産や育児と仕事との両立がしやすい環境が整い、そのために25～39歳の女性の労働力が上昇したとは言い難い。

図表Ⅱ－２－６　女性非労働力者の離職理由・求職しない理由（2013年）

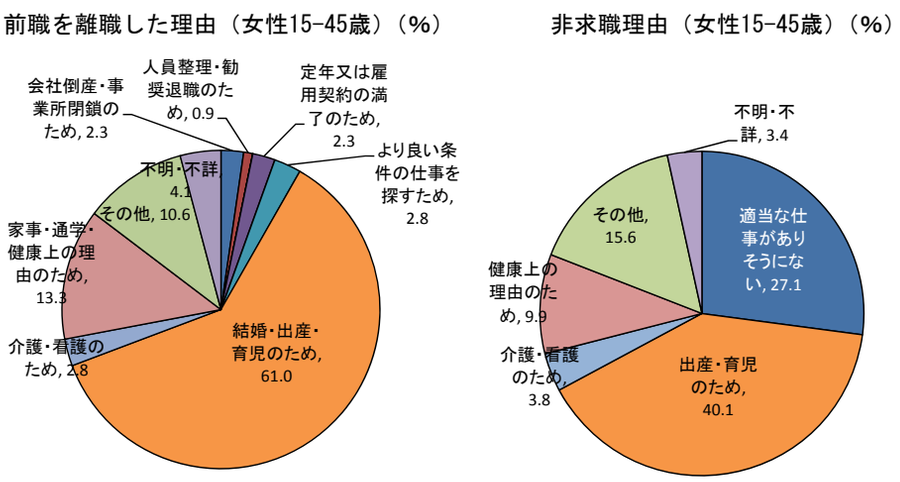

資料出所：総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。

第２節　非正規化がもたらすキャリア形成格差

非正規雇用という働き方のキャリアにおける問題点とその背景

総務省の就業構造基本調査によれば、1992年時点の非正規雇用者比率は男性9.1%、女性39.1%であったが、直近の2012年調査では男性22.1%、女性57.5%と、男女ともに非正規雇用者比率が大幅に上昇している。これを年齢階級別に表したものが**図表Ⅱ－２－７**である。男性においては、年齢階級が高くなるほど正規雇用者の割合が高くなり、非正規雇用者の割合が低くなる傾向にあるが、女性では20～34歳を除き、すべての年齢階級で非正規雇用者の割合が５割を超えている。女性においては、とくに30歳以降で非正規雇用者の割合が高くなることから、結婚・出産・育児を機に正規雇用から転換する女性が一定程度存在していることが説明できるだろう。

また、男女ともに若年層（15～24歳）において非正規比率が、20年前より大きく上昇しており、15～19歳の非正規比率は男性65.5%、女性81.2%、20～24歳では男性41.5%、女性47.7%となっている（いずれも2012年調査）。ただし、15～19歳の非正規雇用者の内訳をみると、男性では58.4%、女性では73.2%がアルバイトであり、この背景には、四年制大学への進学者の増加があると考えられる[2]。

大学進学率が高まったということは、人的資本の観点からすれば、基礎的職業能力の高い人材が多く輩出されるようになったということであり、相対的に高い職業能力が求められる正規雇用者が増えると考えられるが、**図表Ⅱ－２－８**で入職時期別に初職の雇用形態をみると、実際にはそのよ

[2] 文部科学省の「学校基本調査」によれば、1992 年の大学（学部）進学率は男性 35.2%、女性 17.3%であったものが、2012 年には男性 55.6%、女性 45.8%となっている。

うになっていない。1980年代後半から1990代前半に入職した者の初職の雇用形態は、男女合わせて８割以上が正規雇用であったのに対し、2011年10月以降の入職者では正規雇用者が55.4%にとどまり、男女ともに初職から非正規雇用者となる若年層が大幅に増えている。

図表Ⅱ－２－７　年齢階級別の非正規比率（1992年・2012年）

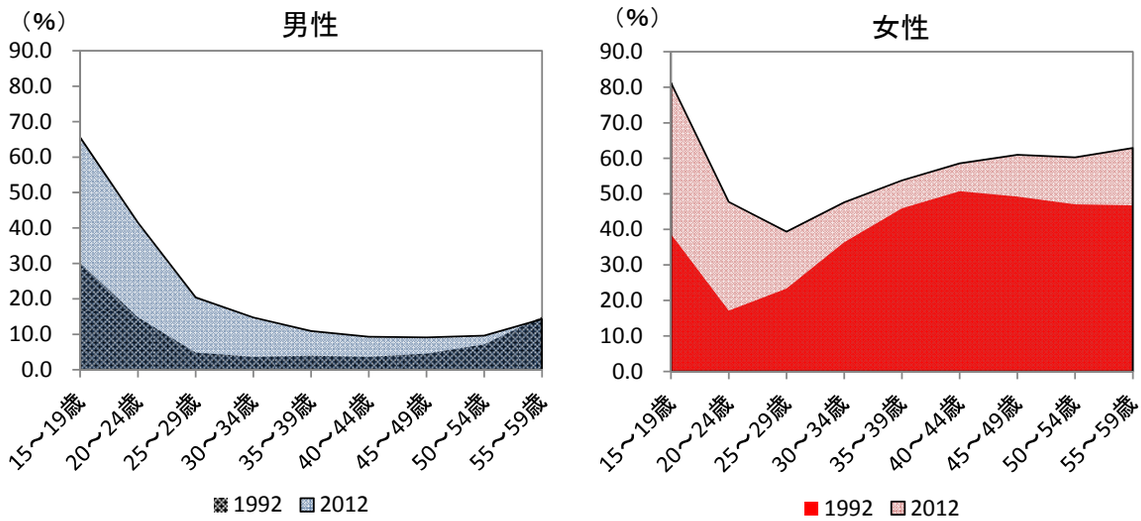

資料出所：総務省「就業構造基本調査」より作成。

図表Ⅱ－２－８　入職時期別の初職の雇用形態

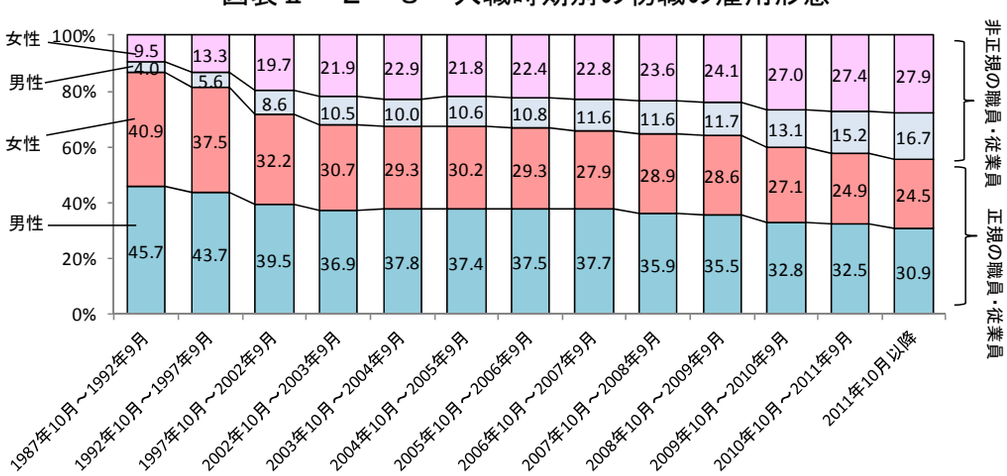

資料出所：総務省「就業構造基本調査」より作成。

このことの問題は何かということだが、最も大きな問題は、日本では一度非正規雇用者になると、正規雇用者に転換することが難しいということである。具体的に転職者について、転職前の雇用形態と転職後の雇用形態をみると、正規雇用からの転職者については、６割が正規雇用として転職しているのに対し、非正規雇用からの転職者が正規雇用に転職した割合は24%であり、正規雇用に転換することができた非正雇用者は４分の１程度ということになる（**図表Ⅱ－２－９**）。また、厚生労働省が実施しているパネル調査（21世紀成年者縦断調査）から、これを男女別にみると、2002年時点で非正規雇用であった20～34歳の男性の約半数（46.4%）が2007年までの５年間のうちに正規雇用に転換しているのに対し、同年齢階級の女性非正規雇用者では、正規雇用に転換できた者の割

合はわずか19.2%にとどまっている。このように、とくに女性で正規雇用への転換が難しいという傾向は顕著である（**図表Ⅱ－２－10**）。

図表Ⅱ－２－９　非正規からの正規への転換はおよそ４分の１

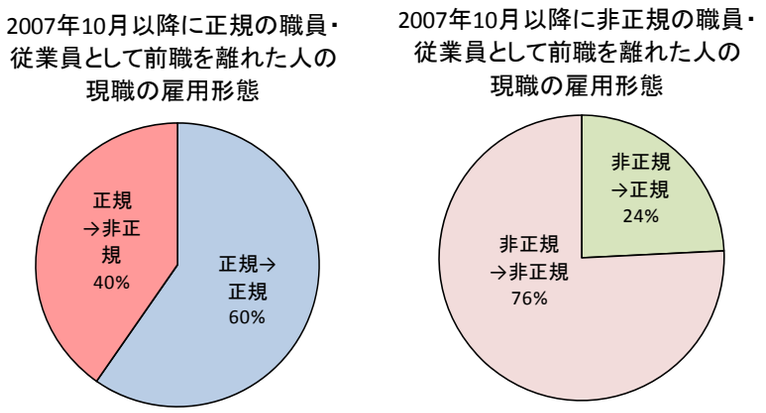

資料出所：総務省「就業構造基本調査」2012年度調査より作成。

図表Ⅱ－２－10　非正規労働者の５年後の雇用形態（男女別）

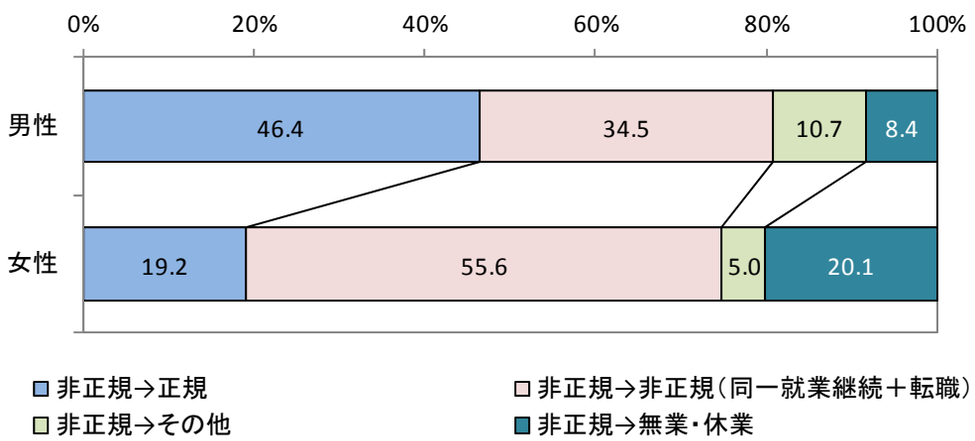

（注）集計は、第１回調査（2002年）から第６回調査（2007年）まで継続して回答を得ることができた2002年時点で20～34歳のもの。
資料出所：厚生労働省「第６回21世紀成年者縦断調査」より作成。

上記のように非正規雇用から正規雇用への転換を難しくしている背景と考えられるもののうち特筆すべきものとして、次の２つの事があげられる。その第１は、教育訓練の実施状況の違いである。**図表Ⅱ－２－11**は、現在ならびに５年後に希望する雇用形態別に、勤労者が職業能力を高めるために必要だと考える能力開発の内容を示したものである。非正規雇用から正規雇用への転換を目指すもの（非正規→正規）では、正規雇用を継続しようと考えているもの（正規→正規）に比べて、男女ともに職業能力を高めるために必要なことがあるとする割合が高く、とりわけ、「通常の業務をこなして身につける」職業訓練や、「企業の教育訓練プログラム」のような企業内訓練へのニーズを実感している割合が高い。

図表Ⅱ－２－11　職業能力を高めるために必要な具体的内容（20～54歳）

（%）

雇用形態：現在→5年後の希望	性別	職業能力を高めるために必要なことあり	具体的な能力開発の内容（複数回答）							さらに職業能力を身につける必要はない	わからない
			通常の業務をこなして身につける	会社の教育訓練プログラム	（企業内訓練）	社外のセミナー、通信教育	仕事に関連した資格・免許	専門学校・大学院など	その他		
正規→正規	男性（n=756）	78.2	54.6	29.8	(63.7)	25.4	31.1	4.6	1.1	8.1	13.8
	女性（n=319）	81.5	63.3	26.0	(67.0)	25.4	35.1	5.3	1.6	5.3	13.2
非正規→正規	男性（n=74）	82.4	66.2	25.7	(69.1)	20.3	45.9	8.1	0.0	2.7	14.9
	女性（n=78）	85.9	57.7	38.5	(72.8)	25.6	57.7	7.7	0.0	1.3	12.8

（注）「（企業内訓練）」は、「通常の業務をこなして身につける」、「会社の教育訓練プログラム」のいずれか一つもしくは両方を選択したものの割合。
資料出所：連合総研「第27回勤労者短観調査（2014年４月調査）」より作成。

しかし、企業による教育訓練の実施状況をみると、そうした非正規雇用者のニーズを十分に捉えきれていない実態がある。**図表Ⅱ－２－12**は、厚生労働省「能力開発基本調査」から、雇用形態別、企業規模別に事業所における教育訓練の実施割合を示したものである。全体では、正社員を対象に計画的なＯＪＴを実施した事業所の割合は59.4％であるのに対して、正社員以外を対象にしたＯＪＴを実施した事業所の割合は28.6％と半分以下となっている。また、Ｏｆｆ－ＪＴについては、正社員を対象とした教育訓練を実施した事業所は69.9％であるが、正社員以外では34.1％となっている。ＯＪＴ、Ｏｆｆ－ＪＴともに、企業規模に比例して実施割合は高くなっているが、30～49人規模の正社員以外と1000人以上規模の正社員とでは、ＯＪＴで約６倍、Ｏｆｆ－ＪＴでは約５倍の開きとなっている。これらの事実は、長期的な雇用継続を前提としない非正規雇用者に対して、教育訓練のコストをかけて育成する動機が企業側に十分にないためであると考えられる。しかし、こうした実態によって、非正規雇用者の能力開発が十分に果たされず、非正規雇用者のキャリア形成を阻害する要因ともなりうることは、正規雇用者との格差を固定的なものとし、社会全体として必要な人材の育成ができなくなるという側面も認識しなければならない。

図表Ⅱ－２－12　企業による教育訓練の実施状況（雇用形態・従業員規模別）

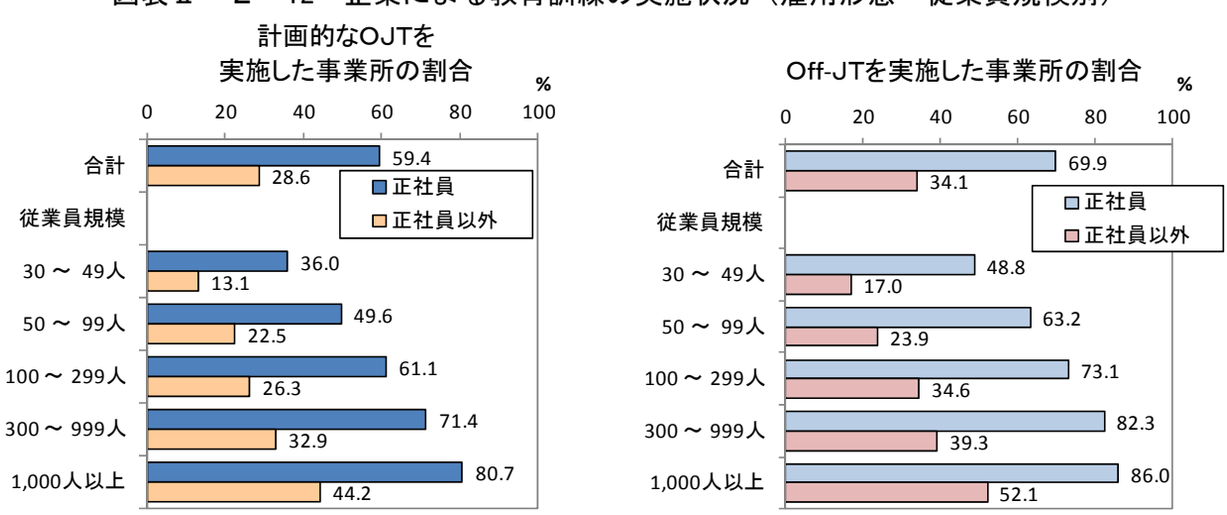

資料出所：厚生労働省「能力開発基本調査」2013 年調査結果より作成。

そして、第２には、家庭的な責任を担うために非正規労働者として働かざるを得ない女性が多くみられることである。**図表Ⅱ－２－13**に示したように非正規で働く理由をみれば明らかだが、男性では、その主な理由として「正規の仕事がない」をあげる割合が高く、29歳以下で26.7％、30代で43.8％、40代で46.8％、50代で44.3％となっている。一方の女性は、29歳以下で23.5％、30代で45.5％、40代で49.9％、50代で43.2％が「家族・世帯のため」としている。

こうした状況から、女性の場合には、仮に非正規雇用者が正規雇用に転換できる機会があったとしても、積極的に正規雇用に転換することができず、先にみたように正規と非正規との間にある教育訓練の差などからも、その後のキャリア展望を描くことが難しくなる。かくして、長期にわたって男女格差が固定化していくこととなる。

図表Ⅱ－２－13　非正規で働く理由（2013年）

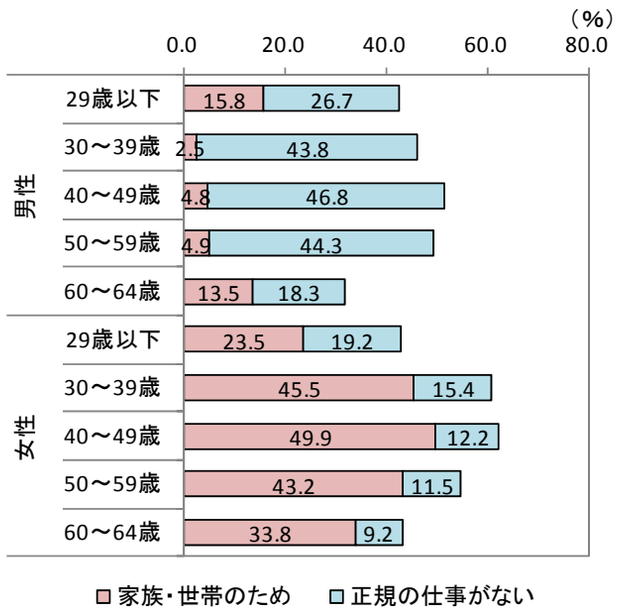

（注）「家族・世帯のため」は、「家計の補助・学費等を得たいから」と「家事・育児・介護等と両立しやすいから」との合計である。
資料出所：総務省「労働力調査（詳細集計）」2013年平均（年報）より作成。

出産・育児と非正規雇用

さらに、非正規雇用者のキャリア形成という観点で問題を複雑にしているのが、妊娠・出産による退職の実態である。**図表Ⅱ－２－14**は、末子を妊娠した当初に就業継続を希望していた女性のその後の就業状況と、そのうち退職した非正規雇用者の退職理由を示したものである。同じように就業継続を希望しながら、実際には正規雇用者の退職者は12.8％にとどまる一方、非正規雇用者では42.4％が退職しており、その差は歴然としている。末子妊娠時には就業継続を希望した非正規雇用者のうち、実際には退職した女性の退職理由をみると、「家事育児に専念するため自発的に辞めた」が37.5％と最も多く、次いで「解雇、もしくは退職勧奨された」の21.4％、「勤務先の両立支援制度が不十分だった」の18.8％と続いている。妊娠・出産を理由とする解雇や退職勧奨は違法である

にもかかわらず２割を超える回答があったことは驚きに値する[3]。また、勤務先の両立支援制度については、**図表Ⅱ－２－15**に示したとおり、各制度とも正社員と非正社員とで同様の内容を適用している企業は、約半数にとどまっている。さらに約２割前後の企業において、法定の内容まで至っておらず「十分に対応ができていない」としている。一方の非正社員の側においては、制度によって利用できるかどうかについての認知がまちまちであり、とりわけ、「所定外労働の免除」や「子の看護休暇制度」については、３割前後の非正社員が制度自体を知らなかったとしている。

このように、女性の非正規雇用者においては、正規雇用への転換の問題以外にも、妊娠・出産を契機とした退職でキャリアが断絶されやすいという問題を抱えている。企業による環境整備はもちろんのこと、労働者に対して両立支援制度の周知を積極的に行うなど、雇用現場における一層の取り組みが求められている。

図表Ⅱ－２－14　末子妊娠時に就業継続を希望していた女性の就業状況と、そのうち非正社員退職者の退職理由

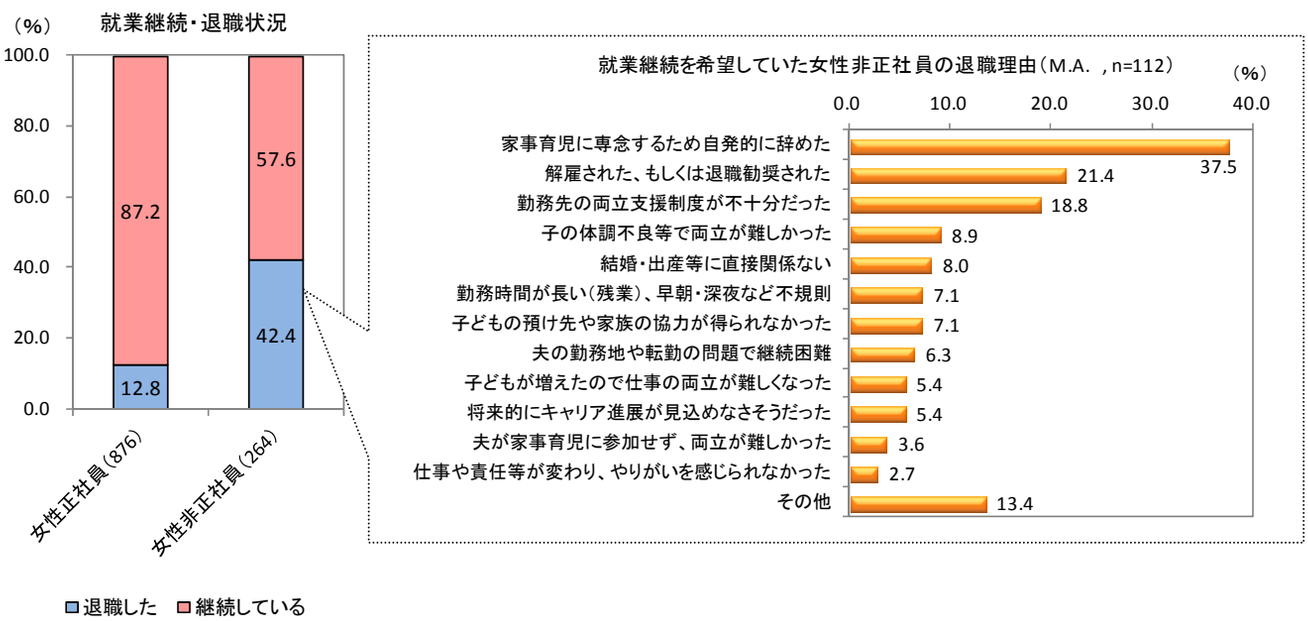

資料出所：厚生労働省「平成25年度育児休業等に関する実態把握のための調査研究事業・育児に関するアンケート（個人アンケート調査）」より作成。

[3] 厚生労働省「平成 26 年版厚生労働白書」によれば、各都道府県の労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する 21,418 件の相談のうち、3,663 件（17.1%）が婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談であった。また、連合ではこの問題について、マタニティ・ハラスメントとして撲滅に向けた運動を強力に展開している。

図表Ⅱ－２－15　企業の育児支援制度の非正社員への対応状況と、非正社員の制度利用可否についての認知度

（１）企業の育児支援制度の非正社員への対応状況（n=2369）

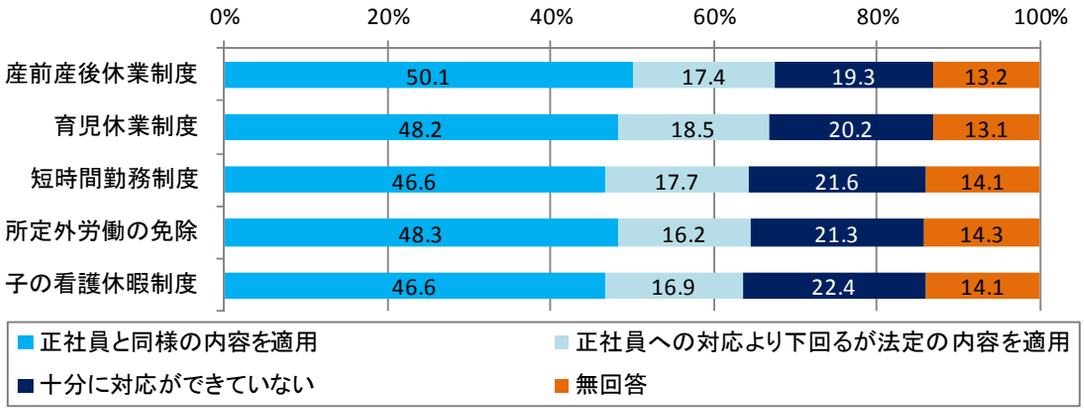

（２）非正社員の制度利用可否についての認知度（n=619）

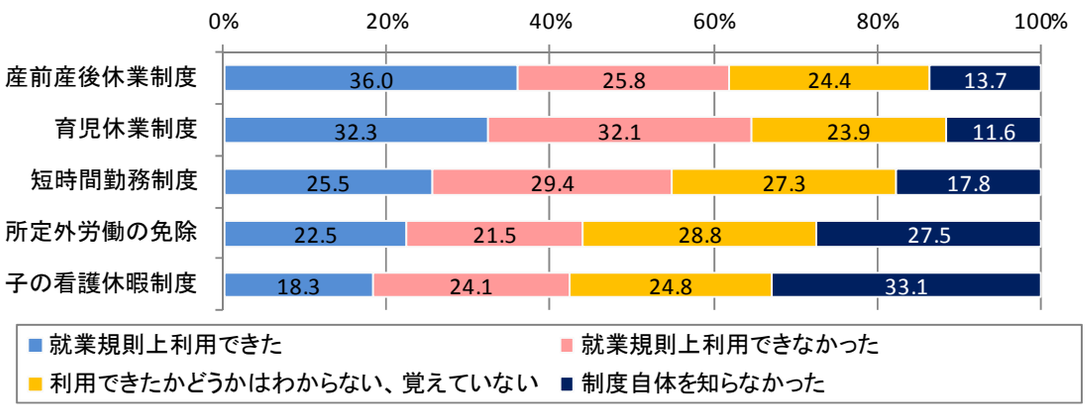

資料出所：厚生労働省「平成25年度育児休業等に関する実態把握のための調査研究事業・改正育児介護休業法と両立支援制度等に関するアンケート（企業アンケート調査）、育児に関するアンケート（個人アンケート調査）」より作成。

第３節　男女の賃金格差は縮小しているのか

男女間の賃金格差の状況とその要因

労働基準法第４条では、「使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。」と規定し、男女間の賃金格差が具体的に職務の内容や権限、責任、能率、技能などの差で説明できるもの以外は違法として罰則を設けている。また、男女雇用機会均等法では、1986年４月の施行から二度の改正を経て、募集・採用、配置、昇進、降格、教育訓練等の人事運営を含む職場での性差による差別禁止が規定されてきた。そのため、賃金決定における制度上の男女の違いは違法とされており、男女間の賃金格差も縮小していると思われるが、実際はどのようになっているのだろうか。このことを確認するため、**図表Ⅱ－２－16**に1990年からの一般労働者における男女の賃金格差の状況を示した。確かに、男女雇用機会均等法が施行されて間もない1990年には、男性一般労働者の所定内給与を100とした女性一般労働者の所定内給与は60.2であったが、2013年では71.3と、この20数年の間に11.1ポイント上昇しており、一見格差は縮小しているかのようにみえる。しかし、学歴、勤続年数、企業規模の男女間での分布の違いをコントロールすると、1990年の76.2から2013年の80.0へと、わずか3.8ポイントの上昇にすぎないことがわかる。実態としては、男女の賃金格差はそれほど縮小していないといえよう。

図表Ⅱ－２－16　男女の賃金差の推移（一般労働者）

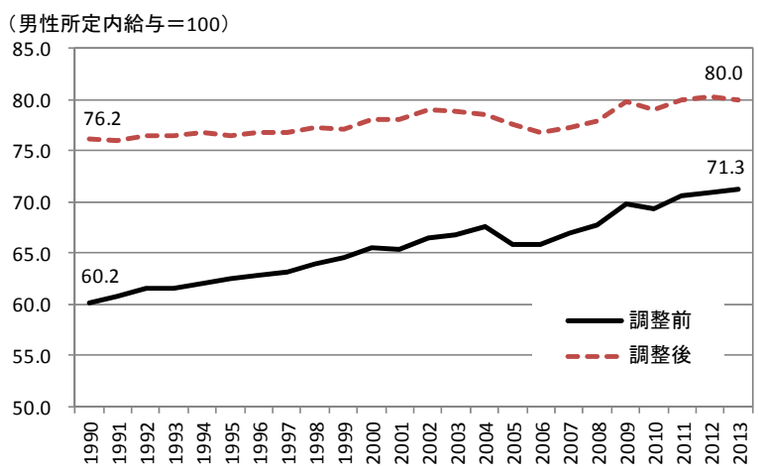

（注）「調整後」は、男女間の学歴、企業規模、勤続年数の分布の差を踏まえ、女性労働者の学歴、勤続年数、企業規模別所定内給与額を、男性労働者の学歴、勤続年数、企業規模別構成比で加重平均して得た額と、男性労働者の所定給与額との百分比から算出した指数。年齢階級については、勤続年数に反映される部分が大きいと考えられるため、属性の調整は行っていない。
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本調査」より作成。

このような男女の賃金格差の要因について、厚生労働省の「変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会」報告（2010年）では、統計分析により①女性は男性に比べて年齢とともに賃金が上昇しないこと、②男女間の平均勤続年数や管理職比率の差異の２つを導き出し

ている[4]。そのうえで、こうした要因をもたらす背景として、制度設計上は性の要素は入っていないにもかかわらず、その基準が曖昧なために性別役割分担意識をもって運用されることが必ずしも排除されない点、家庭責任をもつ労働者にとって困難な働き方を前提とした制度が採用・配置等の面での男女差を生んでいる点、さらには、賃金・雇用管理の運用の段階で、採用、配置や仕事配分、育成方法の決定、人事評価や業務評価などの側面で、男女労働者間に偏りが生じていると、それらが男女間の経験や能力差に、さらには管理職比率の男女差につながっている点を指摘している。**図表Ⅱ－２－17**は、実際に管理職比率の男女差について確認したものであるが、役職者に占める女性構成割合は、1990年以降上昇傾向にあるものの上位職になるほど緩やかであり、水準そのものについても極めて低位にあることがみてとれる。

ところで、経済学では、男女の賃金格差が生じる背景について、統計的差別[5]の存在によって説明されることがある。具体的には次のようである。使用者にとって、労働者の性別、年齢、学歴といった客観的な属性はわかっても、その労働者がもつ能力や意欲、能率などの情報は完全には知りえない。これを「情報の非対称性」と呼ぶが、情報の非対称性があるときに使用者は、得られる情報から人事運営上の合理的な判断をせざるを得なくなる。このとき、**図表Ⅱ－２－18**にあるような男女の間の離職傾向の差がわかっていたとすると、自ずと使用者は採用や昇進・昇格、教育訓練などの人事運営において、少しでも長期勤続が期待できる男性を優先しようとする意識が働くことが考えられるというものだ。

図表Ⅱ－２－17　役職者に占める女性の割合

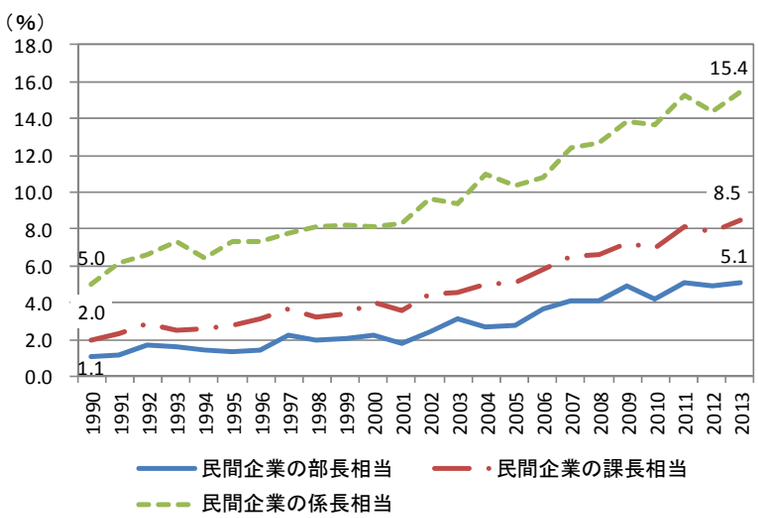

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本調査」より作成。

[4] 詳細は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2010）を参照されたい。
[5] 統計的差別の定義については、先行研究のレビューも含めて橘木（2005）に詳しい。

図表Ⅱ－２－18　年齢階級別の離職率（男女）

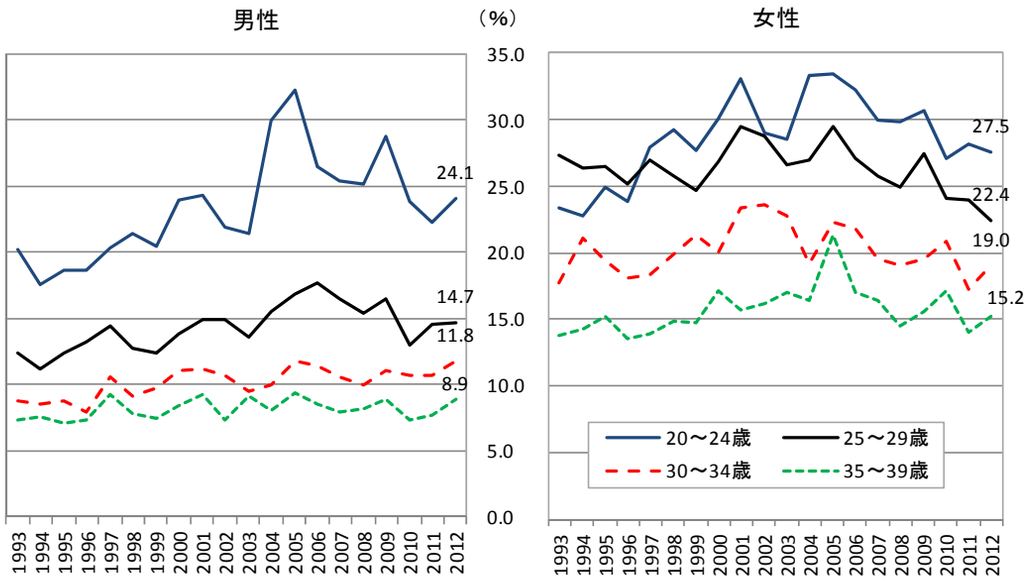

資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」より作成。

両立支援をめぐる新たな課題

上記で男女の賃金格差の状況とその要因について触れたが、ここまでの検討で、男女の就業に対する考え方や生活背景、キャリア形成の実態の違いから、企業による人事管理や、能力蓄積、経験に差が生じ、延いては管理職等の高賃金が得られる職務に就く機会の差となって、男女間の賃金格差となっていくことが示唆されている。

以下では、残された２つの課題について若干の検討を加えつつ、雇用における男女格差の是正と、女性のさらなる活躍の実現に向けて、いくつかの問題提起を行いたい。

まず第１には、女性の出産・育児と就業機会の問題に関して、これまで企業による両立支援という側面が強調されてきたなかで、育児休業後の復職時における職務配置についてあまり注目されてこなかったことがあげられる。育児・介護休業法では、その指針において、「原則として原職または原職相当職に復帰させることが多く行われているものであることに配慮すること」として、復職時の職務配置における配慮を求めているが、現実には原職に復帰させることが難しく、やむを得ず本人に十分な説明を行ったうえで、配置転換を行う場合も少なくない。実際、**図表Ⅱ－２－19**に示したとおり、休業期間が長くなるほど、復職時の仕事内容が本人の希望に合致していないケースが増え、休業期間が１年を超えると、およそ４人に１人が希望と異なっていたとしている。同図表に示した調査では、復職後の仕事内容が本人の希望と合致しなかった場合、本人の就業に対する意欲が低下することが明らかになっている。

奇しくも、安倍首相が2013年４月に行った成長戦略スピーチのなかで、現在の最長１歳６ヵ月までの休業取得の上限を３歳まで引き上げることについて言及し、「３年間抱っこし放題での職場復帰支援」を打ち出したが、企業における現実を十分に踏まえずに政策だけが先行するようなことになれば、職場復帰支援どころか、女性のキャリア断絶を促進する施策になってしまうことに注意を払う必要があるだろう。

図表Ⅱ－２－19　育児休業後の復職時の仕事内容と本人希望の合致度および、
復職後の仕事内容の本人希望合致度別にみた就業継続意向

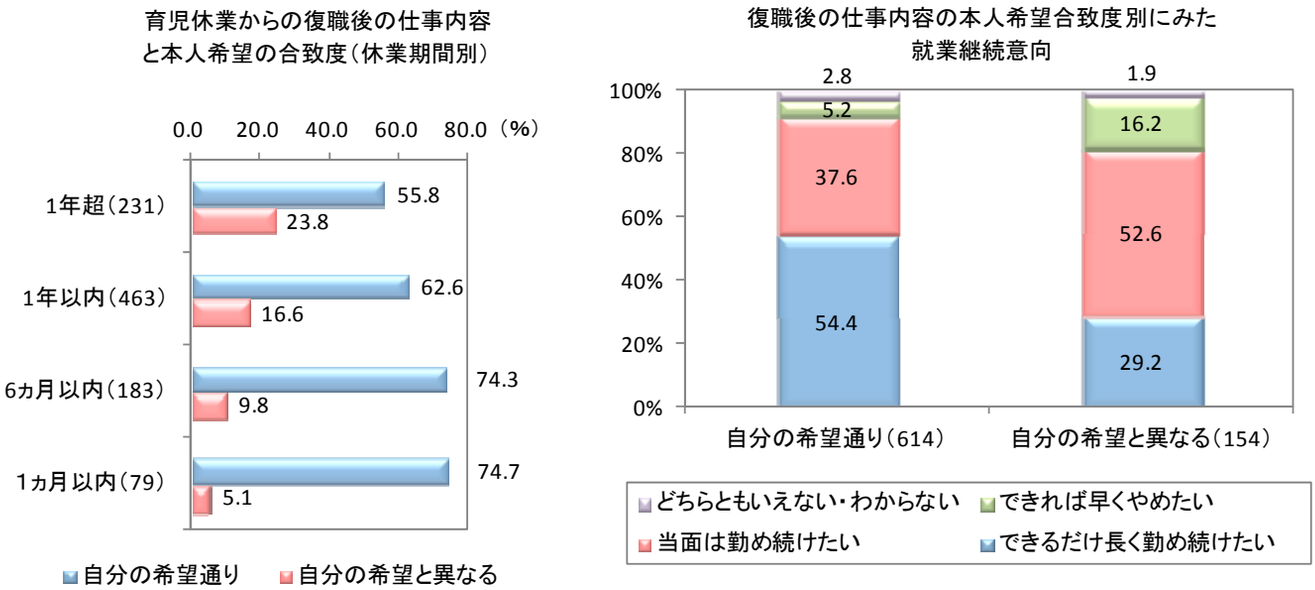

（注）図表中の（　）は回答者数（ｎ）。
資料出所：厚生労働省「平成25年度育児休業等に関する実態把握のための調査研究事業・育児に関するアンケート（個人アンケート調査）」より作成。

そして第２は、上で採りあげた問題と関連して、女性の出産・育児と就業機会の観点からみた正規雇用者の働き方の問題である。**図表Ⅱ－２－20**は、前述の安倍首相のスピーチの発端ともなった調査結果であるが、妊娠・出産を機に退職した女性正規雇用者の退職理由を集計したものである。最も多く挙げられたのは、「家事育児に専念するため自発的に辞めた」という理由で、平成25年度、平成23年度ともに３割を超えている。しかし、ここで着目すべきは、２番目に多く挙げられた「勤務時間が長い、または不規則だった」という理由である。

図表Ⅱ－２－21に男女別、年齢階級別の週間就業時間を示したが、いずれの年齢階級においても、男性に比べて女性の方が就業時間は短くなっている。しかし、出産・育児にかかわる20～34歳の女性では、週35時間以上の就業者に占める週49時間以上働く者の割合が20％前後となっており、女性のなかでも一定程度の割合で、長時間働くものがいることがわかる。このような女性たちが、労働時間の長さを育児と仕事の両立の弊害だと感じ、自らのキャリアをあきらめ、退職して家事育児に専念するか、短時間労働に従事するという選択をしていることは、想像に難くない。とりわけ、勤務先の両立支援制度が不十分な場合には、非正規の短時間労働者として働くという選択をせざるを得ないのかもしれない。こうした実態は、育児を抱える女性のキャリアが断絶され、管理職に進む潜在能力を持った人材が失われるだけでなく、女性の早期離職が改善されないことによって、企業が人事運営を行う際の統計的差別の解消に至らず、女性の管理職比率が上がらないままとなる事態につながってしまう。その結果として男女間の賃金格差も改善されないために、意欲ある女性の活躍が期待できなくなるという負のスパイラルに陥るリスクを定着させてしまう問題ともいえる。

図表Ⅱ－２－20　末子の妊娠・出産を機に退職した女性正社員・正職員の退職理由（複数回答）

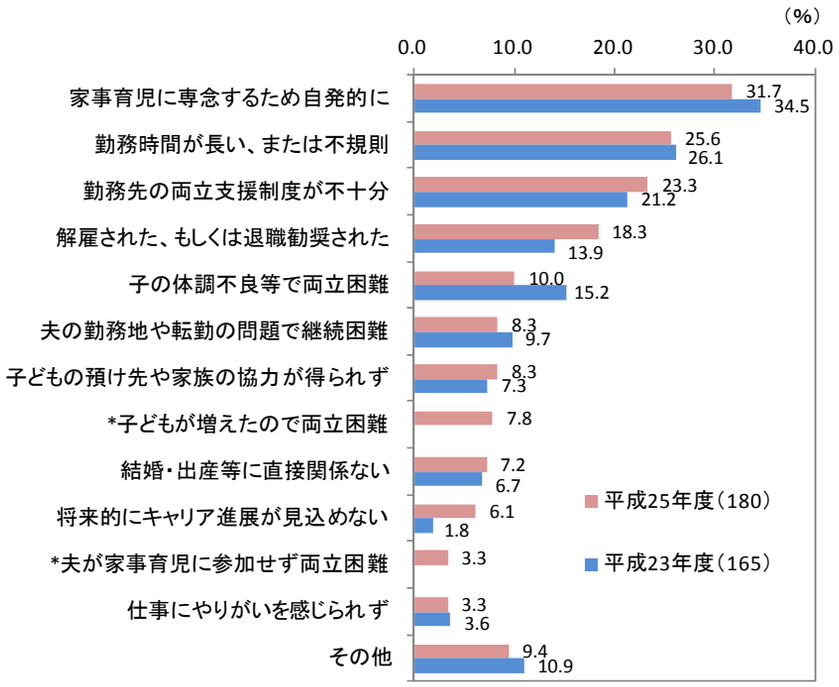

（注）１．凡例内の（　）は回答者数（ｎ）。
　　２．＊は、平成23年度調査で選択肢が設けられていない項目であり、単純に両年度の時系列比較ができないことに留意が必要である。
資料出所：厚生労働省「育児休業等に関する実態把握のための調査研究事業・育児に関するアンケート（個人アンケート調査）（平成23年度、平成25年度）」より作成。

図表Ⅱ－２－21　性・年齢階級別の週間就業時間（2013年）

（%）

			15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
男性	週35時間未満		58.1	31.6	13.4	10.4	9.5	9.3	10.0	11.1	13.7	27.9
男性	週35時間以上		39.5	67.4	86.0	89.0	89.5	89.8	89.2	88.3	85.7	71.5
男性	（内訳）	週35～39時間	11.8	9.2	6.6	6.5	6.1	6.1	5.9	6.9	8.9	12.3
男性	（内訳）	週40～48時間	70.6	61.5	54.9	51.6	50.3	50.5	51.3	55.1	58.7	61.4
男性	（内訳）	週49～59時間	17.6	17.7	22.2	22.7	23.7	23.2	23.9	22.1	19.2	14.5
男性	（内訳）	週60時間以上	5.9	11.5	16.0	19.2	20.2	19.9	18.9	16.2	13.2	11.8
女性	週35時間未満		73.8	34.9	29.0	36.4	44.8	47.7	48.1	48.1	50.0	59.5
女性	週35時間以上		26.2	63.6	70.5	62.3	54.2	51.7	51.2	51.5	49.2	40.0
女性	（内訳）	週35～39時間	18.2	13.7	15.3	18.4	20.0	21.0	19.1	19.4	19.5	20.2
女性	（内訳）	週40～48時間	63.6	66.1	64.1	63.9	64.5	62.9	62.5	61.9	62.7	59.5
女性	（内訳）	週49～59時間	9.1	14.5	14.1	12.2	10.3	10.8	12.5	11.5	11.0	10.7
女性	（内訳）	週60時間以上	0.0	6.5	6.5	5.4	4.5	5.4	5.9	6.5	5.9	8.3

（注）１．休業者を除いた非農林業就業者（週間就業時間不詳含む）に占める割合。
　　２．（内訳）は、週35時間以上就業者に占める割合。
資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

他方で、男性のなかでも30歳代、40歳代で週60時間以上働くものの割合が高くなっている。この年代は、女性が育児休業を取得したり、出産・育児を機に退職したりすることが多い年代とも重なるため、現状の育児時間の確保に力点を置いた制度的な支援だけでは、キャリア形成にかかわる仕事の経験や幅などの男女間の差につながることも想定できる。あるいは、**図表Ⅱ－２－22**にあるよ

うに、男女がともに配置されている職場が相当数あるなかで、企業が育児をしながら働く従業員に対する支援にばかり目が向き過ぎて、育児休業や育児勤務等の支援制度の取得者をカバーする同僚、上司への目配りが不十分となり、一部の労働者にしわ寄せがいっている可能性も排除できない。

図表Ⅱ－２－22　いずれの職場にも男女とも配置している企業の割合（部署別）

（%）

	人事・総務・経理	企画・調査・広報	研究・開発・設計	情報処理	営業	販売・サービス	生産
従業員10人以上計	69.1	72.9	55.9	64.5	50.4	73.0	59.0
従業員30人以上計	83.6	72.1	60.3	67.3	60.3	79.2	72.4

（注）それぞれの部署が「ある」とした企業に占める割合である。
資料出所：厚生労働省「2011年度 雇用均等基本調査」より作成。

女性のさらなる活躍に向けて

現在政府は、女性の管理職比率の向上をはじめとして、雇用における男女間の格差是正のためにポジティブ・アクション[6]を促進しているが、日本においてすでに性差による不利益取り扱いの禁止が法で規定されているなかで、仮に企業が法の規定どおりに採用や昇進の運用を行っているとすれば、こうした積極行動政策は企業の効率を低下させる可能性を意味することになる。つまり、積極行動政策の目標を達成するために企業は、採用や昇進の選考規準を引き下げなければならないことになるからである。しかし、先に述べたように、企業が意図せずとも無意識のうちに、男女間で偏った人事運営を実施していることは十分ありうるし、統計的差別のような問題が存在している可能性を考えると、短期的には、まったく無駄な政策だとは言い切れない。事実、女性の就労割合が高い北欧や、日本と同様に女性の低い就業率に課題を抱えていた米国[7]などの事例をみても、その効果は否定し得ない。ただし、女性の管理職比率が一定程度まで高まったあとまで継続することは、上で述べたような効率低下という逆効果を生むことになる点について、充分に留意しなければならない。

したがって、この問題を根本から解決するためには、やはり、長時間労働を前提とした男性型の働き方そのものや、そうした周囲の長時間労働の下で成り立っている可能性のある両立支援の制度運用を変えることが緊要だと思われる。育児をしながら働く女性であっても、他の労働者と同等の教育訓練機会、昇進・昇格機会が得られるような環境を企業が整えるとともに、育児を抱える労働者自身もそうした環境の下で自らの生産性の向上を目指すことが必要であり、そのうえで企業が、

---

[6] ポジティブ・アクションは、英語のアファーマティブ・アクション（affirmative action：肯定的措置）とポジティブ・ディスクリミネーション（positive discrimination ：肯定的差別）を組み合わせた和製英語で、積極的格差改善措置と解される。2002 年に公表された厚生労働省の「ポジティブ・アクションのための提言」では、日本における女性に対しての積極的改善措置に関して、「単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」するためのものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性は男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれている場合に、こうした状況を「是正」するための取組なのです」としている。

[7] 米国では、アファーマティブ・アクション（affirmative action）という用語が使われているが、主には雇用・教育分野における少数民族や有色人種、女性などに対する差別是正の為の優遇措置ないしは、特別枠の割り当てを指す。ただし、アファーマティブ・アクションに関しては米国内でも逆差別という文脈のなかで賛否の意見が分かれ、度々司法の場で争われている。この点については、井樋（2014）を参照のこと。

純粋に個別の能力や生産性が見合った労働者を登用するようになれば、企業全体としての効率向上も期待できる。そして何よりも、長時間かけていた仕事を、より短い時間で遂行しなければならなくなることで、長時間労働者自身の生産性が向上する可能性もある。

そのためにも、政策においては、すでに労使で協定すればどこまでも残業させることができるような有名無実の残業規制の緩和にこだわるよりも、むしろ長時間労働を積極的に規制するような政策誘導を選択すべきであり、その方が、企業にとっても、労働者にとっても、社会全体にとっても有効な手立てだといえよう。

図表Ⅱ－２－23　従来型キャリアアップと異なる多様なキャリアに対する捉え方

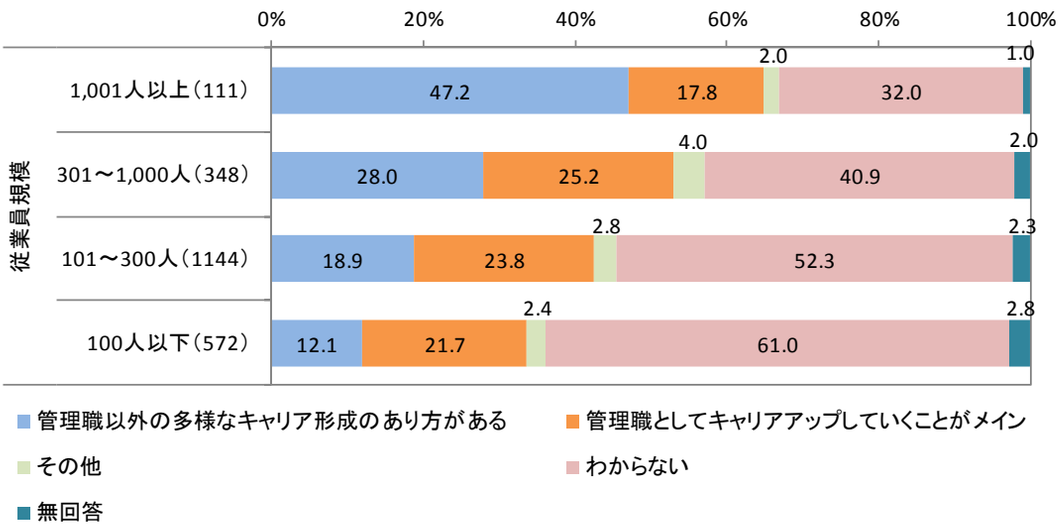

（注）図表の（　）内は、回答企業数（ｎ）。
資料出所：厚生労働省「平成23年度育児休業等に関する実態把握のための調査研究事業・改正育児介護休業法と両立支援制度等に関するアンケート（企業アンケート調査）」より作成。

また、女性のさらなる活躍に向けたキャリア形成のあり方という観点からは、昇進・昇格の先に管理職があるような従来型のキャリアアップだけではない、多様なキャリア形成のあり方についての議論も必要となるだろう。**前掲図表Ⅱ－２－22**にみられるように、研究開発や情報処理、営業といった専門職型の部署においては、男女がともに配置されている職場が相対的に少ないことが、女性の多様なキャリア展望を妨げている可能性もある。その背景として企業の側の意識をみると、中堅、中小規模の企業では、いまだに女性の多様なキャリア形成のあり方があるという意識がそれほど高くないといった実態もある（**図表Ⅱ－２－23**）。最近では、「リケジョ（理系女子）」に代表されるように、研究開発職や専門技術職を目指す女性も注目されているなか、そうした女性の多様なキャリア形成を後押しするような、企業風土醸成や人事運営、政策的支援等が必要となっているのである。

【参考文献】

ＯＥＣＤ（2012），*Closing the Gender Gap: Act Now*, OECD Publishing.
井樋三枝子（2014）「【アメリカ】 アファーマティブアクション廃止容認連邦最高裁判決」『外国の立法（2014.7）』国立国会図書館調査及び立法考査局
厚生労働省（2014）『平成26年版　厚生労働白書』
厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2002）『女性の活躍推進協議会報告書　ポジティブ・アクションのための提言～意欲と能力のある女性が活躍できる職場づくり～』
厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2010）『変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会報告書』
（http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000057do-img/2r985200000059h4.pdf）（2014年８月15日閲覧）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2011）『平成23年度育児休業等に関する実態把握のための調査研究事業報告書』（三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティングへの委託調査）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2013）『平成25年度育児休業等に関する実態把握のための調査研究事業報告書』（株式会社インテージへの委託調査）
橘木俊昭 編著（2005）『現代女性の労働・結婚・子育てー少子化時代の女性活用政策ー』ミネルヴァ書房
内閣府男女共同参画局（2014）『男女共同参画白書　平成26年版』
連合総研（2014）『第27回「勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート」調査報告書』
労働政策研究・研修機構（2012）『ワークライフバランスの焦点ー女性の労働参加と男性の働き方』
労働政策研究・研修機構（2013）『ユースフル労働統計ー労働統計加工指標集ー』

第３章　生活格差

第Ⅱ部　第３章のポイント

第１節　増大する低所得者・貧困層の現状と課題

(1) 所得格差、貧困層、ワーキングプア増大の現状

○非正規労働者の割合は、雇用労働者の４割近くまで高まっており、非正規労働者の本人収入が世帯収入の半分以上を占める人の割合も、非正規労働者の４割（男性７割、女性４割弱）まで増加している。

○当初所得の格差（ジニ係数）は、拡大しており、相対的貧困率や子どもの貧困率も高まっている。特に、母子世帯、女性の高齢単身者の貧困率が高い。

○現役世代の生活保護受給世帯が増加しているが、生活保護基準未満の所得で暮らす貧困世帯も存在する。ワーキングプア（「主に仕事」をしている貧困者」）の人数は、555万人（20～64歳、2007年時点）と推計され、その比率は男性（9.85%）よりも女性（13.39%）が高い。

(2) 所得格差、貧困、ワーキングプアに対する再分配政策の課題

○税による再分配機能の強化は、所得税・相続税の累進性強化、人的控除の見直し、「給付つき税額控除制度」の導入等が必要。社会保障による再分配機能の強化は、被用者保険の適用拡大、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護保険料の減免等、さらに、社会手当（児童手当、住宅手当等）の充実が必要である。

第２節　受け継がれる格差

○資産の分配状況をみると、1989～2009年の20年間において、金融資産では格差が拡大する一方、実物資産（土地・宅地資産）については格差が縮小している。

○ 親の所得格差が子どもの所得格差に影響を及ぼすものとして、資産の遺贈と教育投資を通した教育機会の提供がある。子世代の高い所得の世帯ほど親からの大きな相続遺産を期待していると想定されることから、資産格差は拡大する可能性がある。

○教育については、高等教育における負担が増大すると、教育機会の差を増加させる可能性がある。また初等・中等教育段階でも、塾や習い事といった私的な負担が近年大きくなっている。

第１節　増大する低所得者・貧困層の現状と課題

近年の所得格差の拡大、相対的貧困率の上昇の要因は、当初所得の配分構造の歪みに加え、高齢化（高齢者内の所得格差の拡大）、非正規労働者の増加、ワーキングプアの増大、さらに、税・社会保障による再分配機能の弱さなどである。

そのため、「主たる稼ぎ手」となっている非正規労働者やワーキングプア、低所得層、貧困世帯の実態を把握し、その対応としての再分配政策の課題を検討する。

(1) 所得格差、貧困層、ワーキングプア増大の現状

①正規労働者と非正規労働者の賃金格差、非正規労働の生計維持者の実態

非正規労働者の増加と正規・非正規労働者の賃金格差

非正規労働者の雇用労働者に占める割合は、４割近く（2013年36.6%）まで増加しており、女性では、６割近くが非正規労働者となっている（**図表Ⅱ－３－１**）。

正規労働者の所定内賃金は、男女共に50歳代前半のピークまで、年齢とともに上昇しているが、非正規労働者の賃金は、ほぼ一定となっている。そのため、正規労働者と非正規労働者との賃金格差（一時金等を含めた年収格差）は年齢とともに拡大する傾向にある（**表Ⅱ－３－２**）。

この正規・非正規労働者の賃金格差があるなかで、非正規労働者の増大が、所得格差拡大の要因ともなっている。

図表Ⅱ－３－１　雇用形態別の構成割合の推移（男女別）

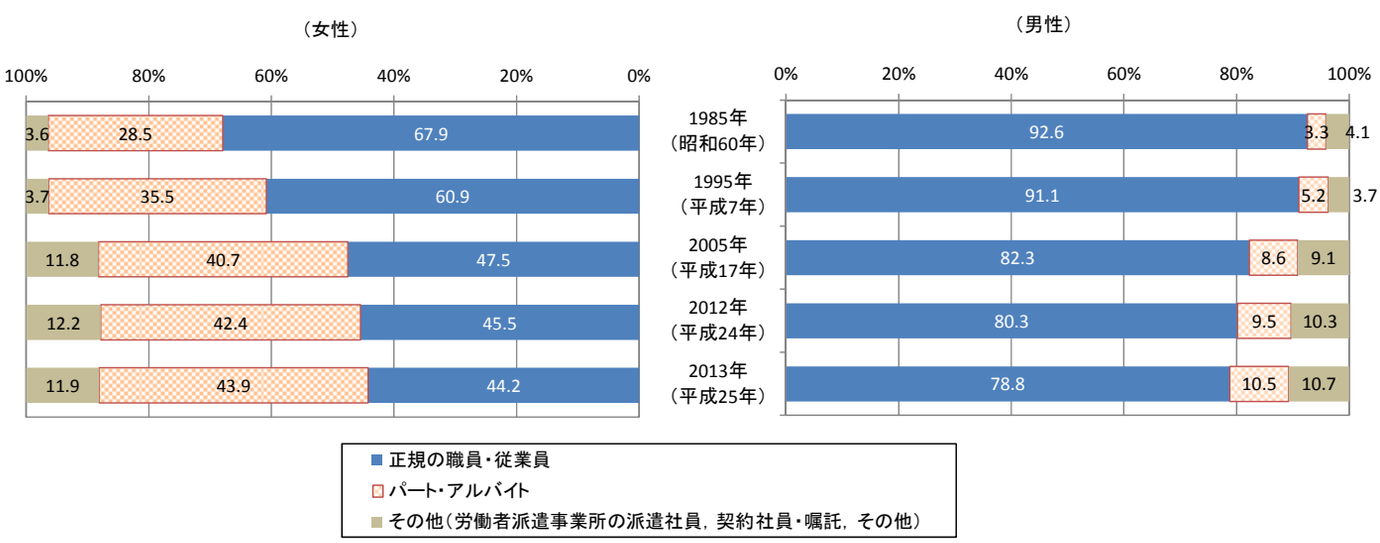

資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

図表Ⅱ－３－２　雇用形態別の賃金格差

（１）年齢階層別の所定内賃金（月額）

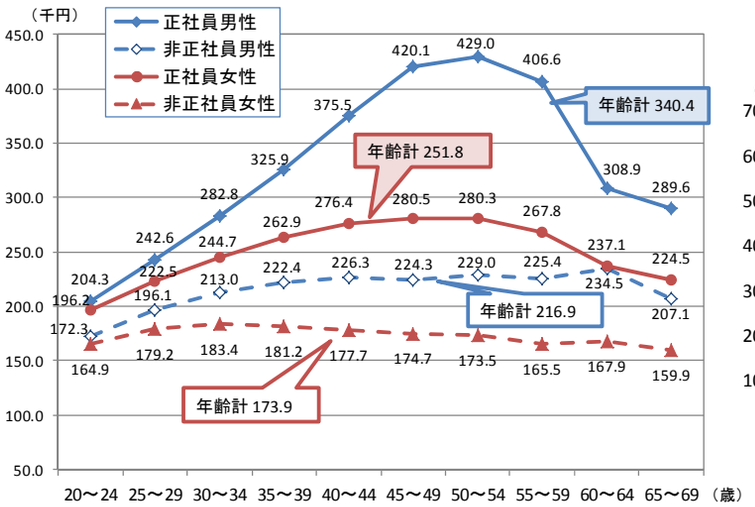

資料出所：厚生労働省「平成25年賃金構造基礎調査」より作成。

（２）年齢階層別の年収

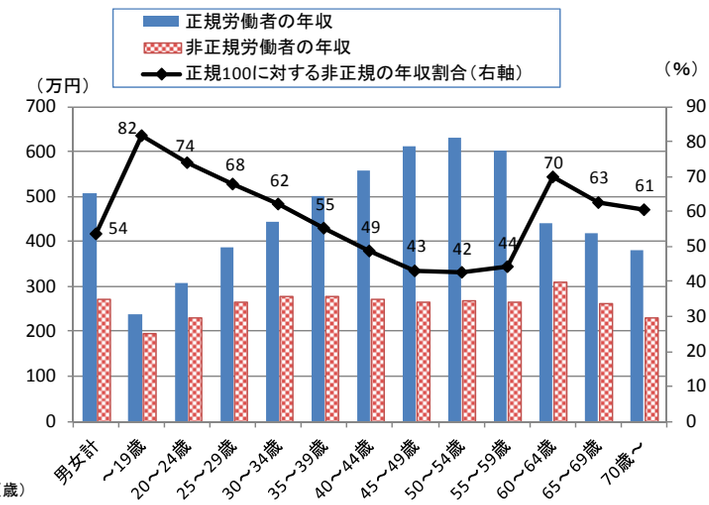

資料出所：厚生労働省「平成25年賃金構造基礎統計調査」より作成。

低所得世帯の増加傾向

非正規労働者数の増大等の影響もあって、世帯の所得分布の変化（1995年と2012年の「国民生活基礎調査」）を見ると、年収400万円以下の所得層の比率が高まり、500万円以上の所得層の比率が低下している。世帯所得の中央値も548万円（1995年）から435万円（2012年）まで低下するなど、低所得世帯が増加している（**図表Ⅱ－３－３**）。

図表Ⅱ－３－３　世帯所得分布の変化

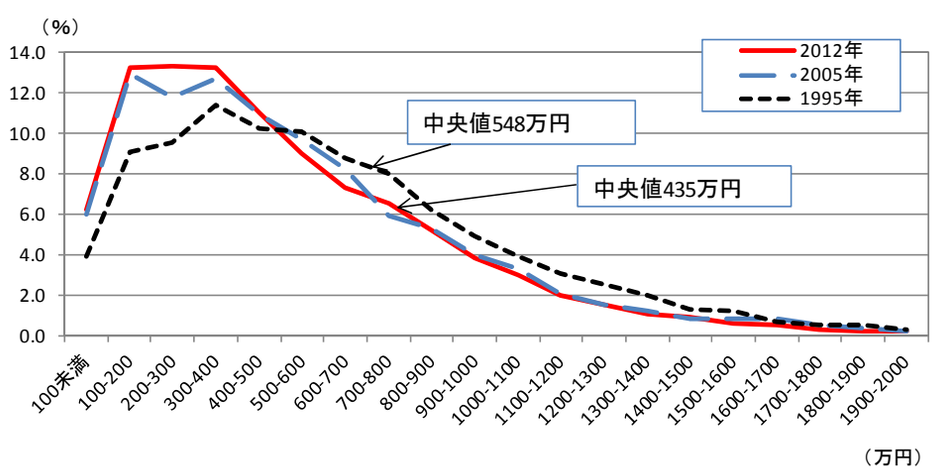

資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。

非正規労働者で「主稼得者」は４割まで増加

連合「パート・派遣労働者生活アンケート（2012年調査）」（2013）によれば、非正規労働者で本人収入が世帯収入の半分以上を占めている人（「主稼得者」）の割合は、男女合計で４割を超えている（43.3%）。この非正規労働者である「主稼得者」は、男性が全体で７割（71.4%）、30～50歳代では約８割を占めており、今や男性非正規労働者の大部分が「主稼得者」となっている。女性の非正規労働者も全体で35.5%、60歳代では44.9%が、「主稼得者」である。（**図表Ⅱ－３－４**）

なお、この連合調査では、男性のパート・派遣労働者（回答者数1,777人）の単身者比率は56%であり、女性（6,323人）の単身者比率37.4%より高く、また、男性の年齢（中央値35.5歳、平均39.4歳）が、女性（中央値43.5歳、平均43.6歳）よりも若い。このことが、男性の「主稼得者」割合が高い結果につながっていると思われる。

図表Ⅱ－３－４　パート・派遣労働者の世帯収入に占める本人収入の割合

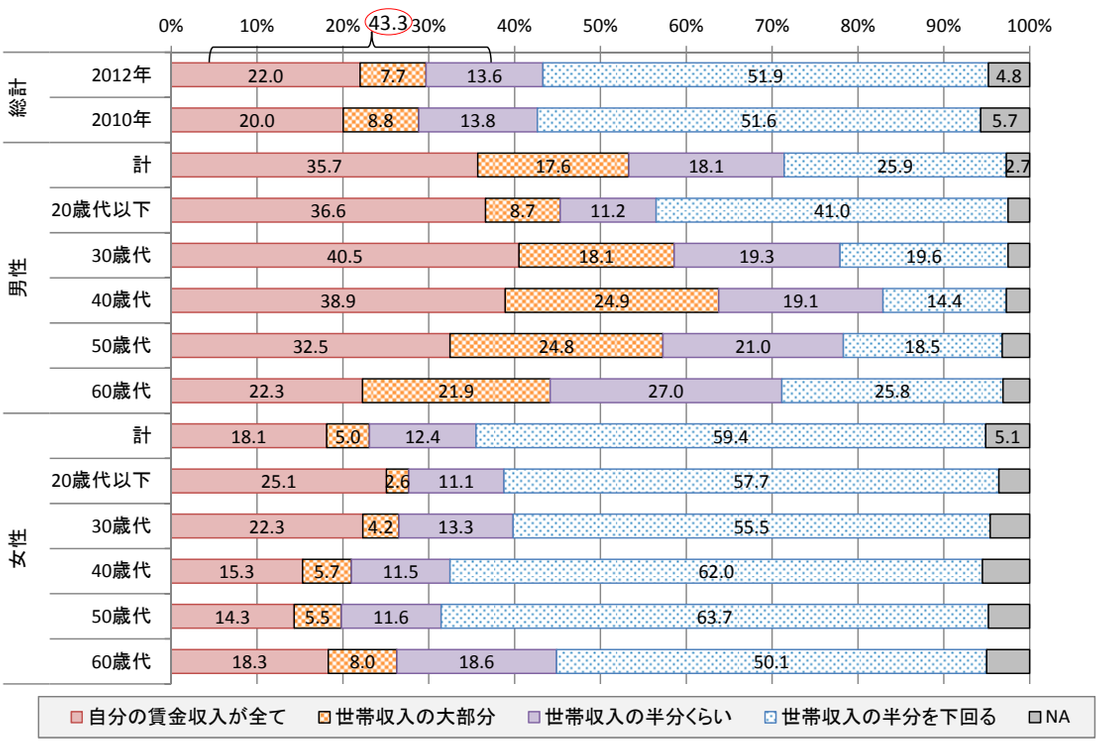

資料出所：連合「2012年パート・派遣等労働者生活アンケート調査報告書」より作成。

所得が低い非正規労働者の「主たる稼ぎ手」（現役世代）は180万人と推計

国税庁「平成24年民間給与実態調査」によれば、１年を通じて勤務した給与所得者4,556万人のうち、年収200万円以下の人数は、1,000万人（男性294万人、女性796万人）を超え、４人に１人（23.9%）となっている。これら低所得者のすべてが、自らの生計を維持する「ワーキングプア」というわけではなく、被扶養者である場合も多い。

この「ワーキングプア」（働く貧困層）の人数については、厚生労働省「平成25年版労働経済白書」（厚生労働省,2013）で推計されている。同白書では、世帯所得が相対的に低く（単身世帯：200万円未満、２人以上世帯：300万円未満）、一家の「主たる稼ぎ手」となっている非正規労働者（15～59歳）の人数を150万人程度と推計している。これに、60～64歳の32.4万人を合わせると、現役

世代（15～64歳）では、180万人を超えている。（**図表Ⅱ－３－５**）

図表Ⅱ－３－５　低所得の非正規労働者の「主たる稼ぎ手」の推計

非正規雇用労働者の属性別分布の試算

○世帯所得が相対的に低く、世帯で「主な稼ぎ手」となっている非正規雇用労働者（在学中の者や60歳以上は除く）は約149.2万人と試算される。

	15～59歳（在学中を除く）	在学中	60～64歳	65歳以上
主たる稼ぎ手	149.2万人	26.3万人	32.4万人	30.8万人
主たる稼ぎ手以外	95.7万人	9.9万人	13.1万人	8.0万人

（注）１．単身者の年収200万円未満、2人以上世帯の世帯年収が300万円未満の非正規労働者の人数。
２．総務省「労働力調査（詳細集計）」、厚生労働省「国民生活基礎調査（特別集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室が試算。

資料出所：厚生労働省「平成25年版　労働経済白書」より引用。

②所得格差（ジニ係数）の拡大、相対的貧困率の上昇

当初所得の格差拡大と世代間の再分配効果

所得の低い非正規労働者数の増加等によって、当初所得における所得格差（ジニ係数）は、拡大傾向にある。再分配後の所得格差（ジニ係数）は、税制や社会保障給付による改善度の高まりにより、ほぼ一定となっている。しかし、2011年の所得格差の改善度31.5%のうち、税による改善度はずか4.5%であり、ほとんどが高齢者への年金給付や医療給付等の社会保障給付による再分配効果である（**図表Ⅱ－３－６**）。

図表Ⅱ－３－６　所得格差（ジニ係数）の推移

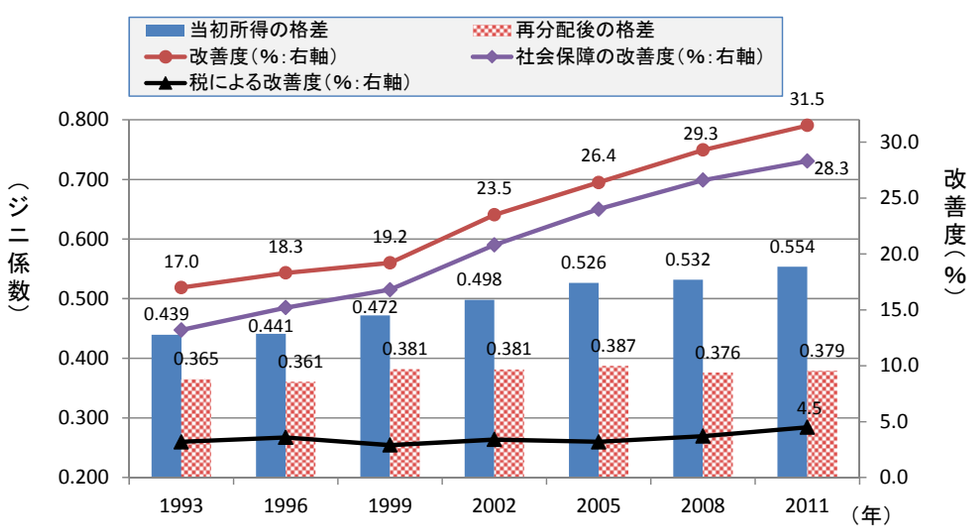

資料出所：厚生労働省「所得再分配調査報告書」より作成。

また、年齢階層別の再分配効果を見ると、高齢世代での改善度が高く、若年、現役世代での改善度はわずかとなっている（**図表Ⅱ－３－７**）。これは、大半が社会保障給付（年金、高齢者医療等）による現役世代から高齢世代への世代間の再分配となっており、社会保障や税による世代内の再分配効果が、ほとんど効いていない結果でもある。

図表Ⅱ－３－７　年齢階層別の再分配前後の所得格差（ジニ係数）の変化

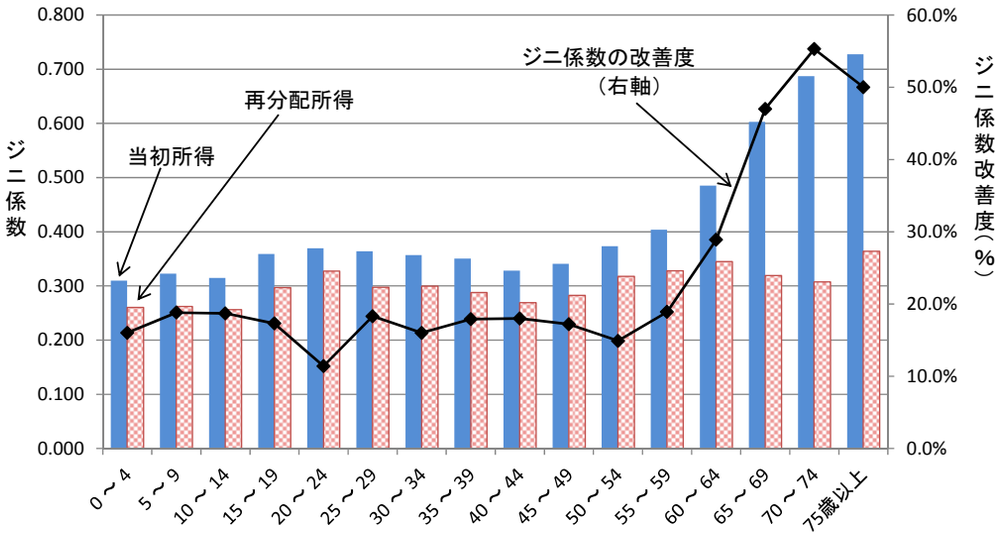

資料出所：厚生労働省「平成23年 所得再分配調査報告書」（2013.10）より作成。

相対的貧困率、子どもの貧困率の上昇

わが国の相対的貧困率[1]は、2011年には16.1％まで高まっている。近年、「子どもの貧困率[2]」（16.3％）の上昇が大きく、「子どものいる現役世帯の貧困率」（15.1％）も高まっており、子どもの貧困が大きな課題である。とくに、一人親世帯（母子世帯等）の貧困率が極めて高く、1997年（63.1％）から2009年（50.8％）には低下してきたが、2011年に再び54.6％に上昇している。（**図表Ⅱ－３－８**）

このような状況に対して、「子どもの貧困対策推進法」が超党派の議員立法で2013年６月に成立している。同法律に基づいて、政府は、子どもの貧困対策会議（首相が議長）を設置し、「子どもの貧困対策に関する大綱」（本年８月閣議決定）を策定している（**コラム⑥参照**）。

図表Ⅱ－３－８　相対的貧困率の推移

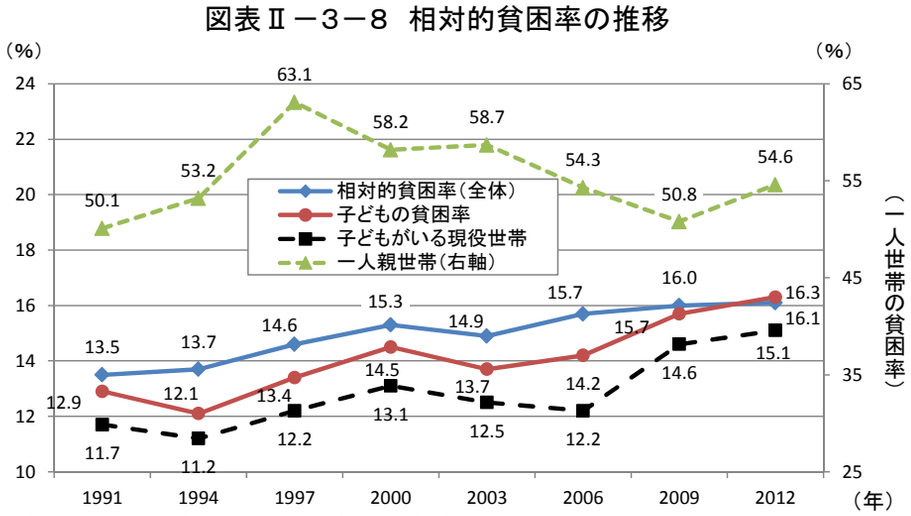

資料出所：厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」より作成。

[1] 相対的貧困率は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線：2011 年 122 万円）に満たない世帯員の割合。

[2] 子どもの貧困率は、17 歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない 17 歳以下の子どもの割合。

1995年と2007年の年代別の貧困率の変化をみると、20～24歳の男性・若年層の貧困率が高まっており、65歳以上の高齢世代では、貧困率が低下している（**図表Ⅱ－３－９**）。これは、高齢者に比べて、若年層への社会保障給付が手薄なためであり、加えて、多くの非正規労働者等の賃金が低く、社会保険料負担（定額の国民年金保険料等）が相対的に重いためでもある。

また、世帯類型別の貧困率では、一人親世帯（母子世帯）や女性の高齢単身者の貧困率がとくに高くなっており、勤労世代でも単身者（女性）、父子世帯の貧困率が高い（**図表Ⅱ－３－10**）。

図表Ⅱ－３－９　年齢階層別の貧困率の推移

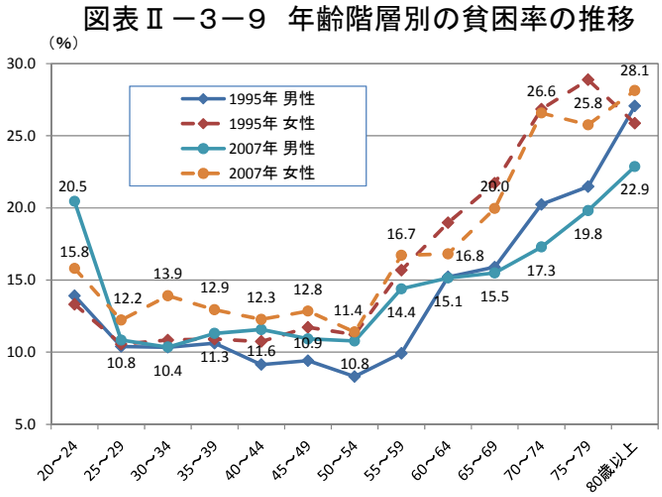

図表Ⅱ－３－10　世帯類型別の貧困率

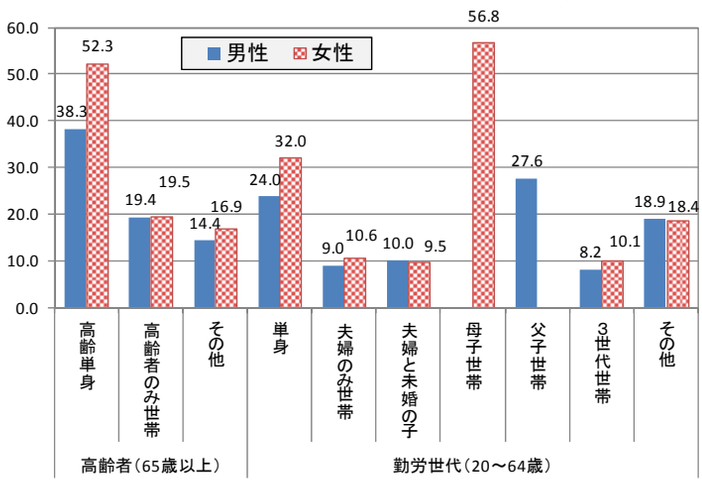

資料出所：内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会・報告書（平成22年３月）」
（国民生活基礎調査を基にした阿倍彩委員の特別集計）より作成。

③低所得層、ワーキングプアの増大

生活保護世帯の増加、生活保護基準未満の低所得世帯の実態

非正規労働者、貧困（稼働）世帯の増大などで、生活保護受給世帯数も保護率も増加している。また、世帯類型別構成をみると、近年、傷病者世帯、母子世帯の比率が低下しており、「その他世帯」（現役稼働世帯等）の比率が高まっている（**図表Ⅱ－３－11**）。

図表Ⅱ－３－11　生活保護受給世帯の推移

(1)　生活保護受給世帯数と保護率の推移

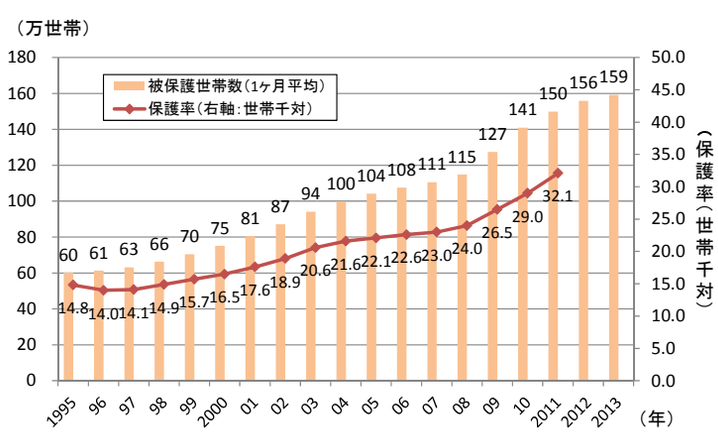

（注）１．保護率の算出は、被保護世帯数（１か月平均）を「国民生活基礎調査」の総世帯数（世帯千対）で除したもの。
２．2011 年は岩手・宮城・福島県を除く。
資料出所：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」より作成。

(2)　世帯類型別保護世帯比率の推移

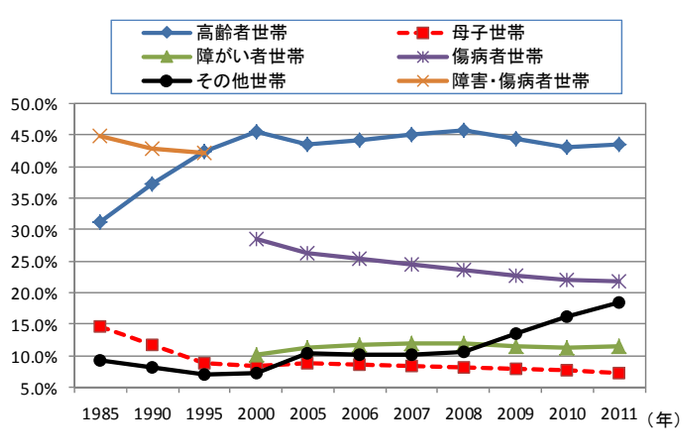

資料出所：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」より作成。

一方、生活保護基準未満の所得で暮らす貧困世帯も存在するなど、低い「捕捉率」[3]（漏給）の問題がある。

国民生活基礎調査（2007年）を基にした厚生労働省の推計（厚生労働省,2010）では、最低生活費（生活保護基準）未満で暮らす貧困世帯は、全世帯の１割程度（12.4%、597万世帯）、単身世帯では２割程度あり、母子世帯では６割を超えている（**図表Ⅱ－３－12**）。

なお、この生活保護基準未満の貧困世帯の実態は、世帯類型別の相対的貧困率と同じ傾向（一人親世帯と高齢単身世帯の貧困率が高い）にある（**図表Ⅱ―３－８、Ⅱ―３－10**）。

図表Ⅱ－３－12　生活保護基準未満の低所得世帯数の推計
（2007年国民生活基礎調査による推計）

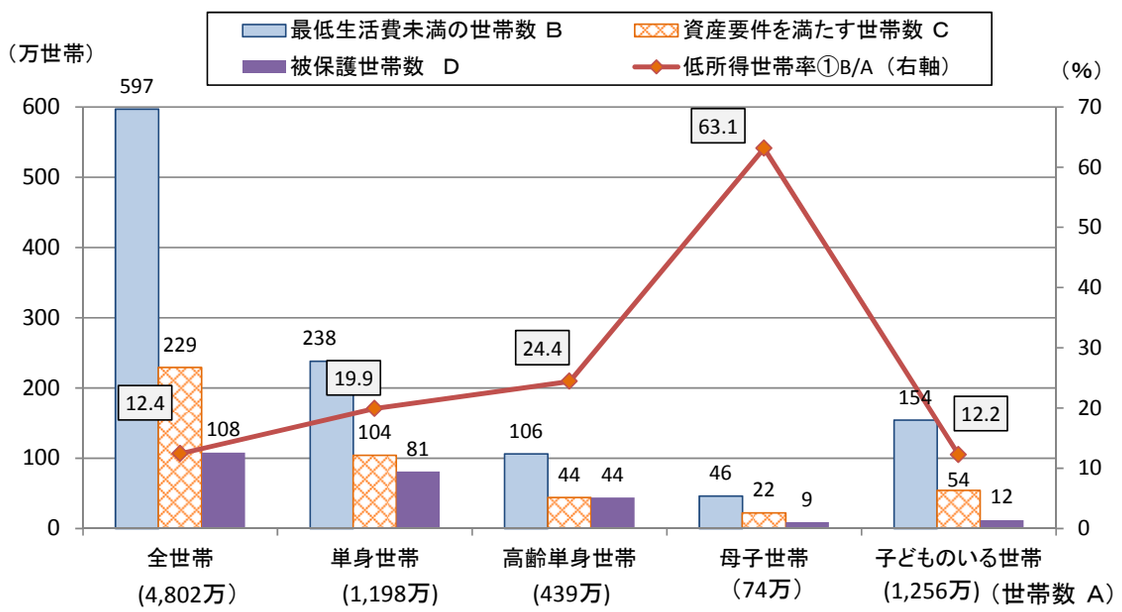

資料出所：厚生労働省「ナショナルミニマム研究会」(2010.4.9) 提出資料（厚生労働省社会・援護局保護課）より作成。

地域別最低賃金付近の低賃金労働者の実態

2014年度の地域別最低賃金の引き上げで、生活保護基準を下回る都道府県は解消することとなるが、地域別最低賃金付近に張り付いている低賃金労働者（一般労働者、パート労働者）も若年者と高齢者に多く存在する。労働政策研究・研修機構の調査研究によると、2007年の賃金構造基本統計調査をもとにした、地域別最低賃金の付近にいる低賃金労働者（最低賃金の1.15倍未満の賃金）の比率は、19歳以下で約３割、60歳以上で14%程度おり、男性よりも女性の比率が高くなっている（JILPT,2009）（**図表Ⅱ－３－13**）。

[3] 「捕捉率」は、生活保護の受給要件を満たす人の中で何パーセントの人が実際に受給しているかを表すもの。多くの研究者が、この捕捉率を推計してきたが、政府の公式な推計は出されていない。2010年４月に、厚生労働省の「ナショナルミニマム研究会」の資料として、厚生労働省（社会・援護局保護課）の推計が出されたのみである。

図表Ⅱ－３－13　男女･年齢階層別の低賃金労働者の状況

地域別最低賃金未満の割合（男女・年代別：2007年）

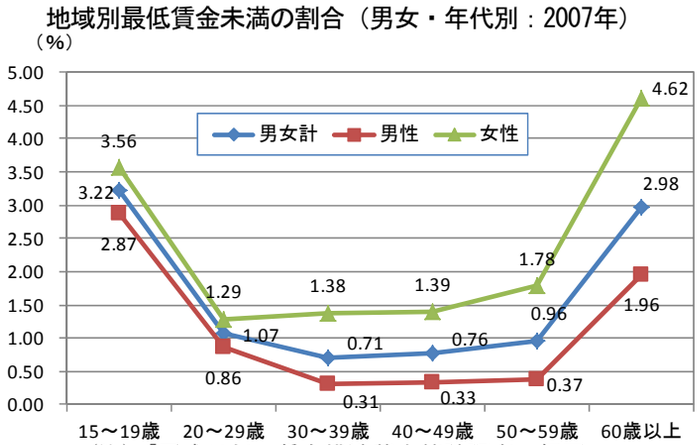

地域別最低賃金額の1.15倍未満の割合（男女・年代別2007年）

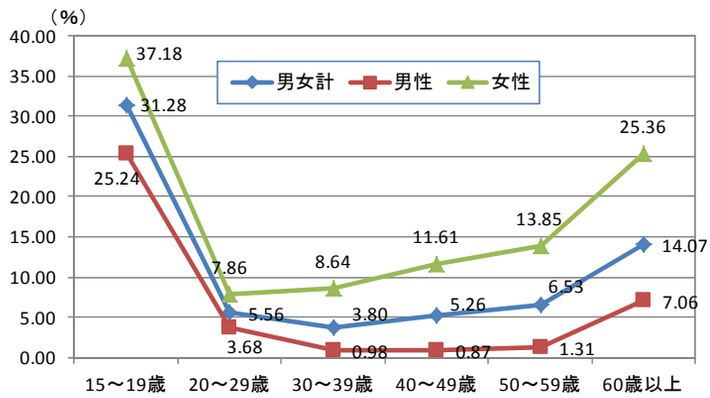

（注）「平成19年　賃金構造基本統計調査」個票。
資料出所：ＪＩＬＰＴ「最低賃金制度に関する研究－低賃金労働者の状況」（2009.11）より作成。

「相対的貧困率」によるワーキングプアの人数（555万人）の推計

「平成25年版　労働経済白書」では、「主たる稼ぎ手」で低賃金の非正規労働者の数を180万人程度と推計しているが、連合総研「参加保障・社会連帯型の新しい社会政策・雇用政策の大綱に関する研究委員会」報告書（『参加と連帯のセーフティネット』、第Ⅱ部第10章、阿部彩委員）では、国民生活基礎調査（2007年）を基にした相対的貧困率を用いて、「貧困線」以下のワークキングプアの人数を555万人と推計している（埋橋・連合総研編, 2010）。

同研究会報告書では、「ワーキングプア」を、本人が「主に仕事」をしていながらも、他の世帯員とあわせた合算所得（本人、家族の所得、年金、生活保護などの社会保障給付も考慮のうえ、世帯人数で調整した等価世帯所得）が貧困線（等価所得の中央値の50%）に満たない人と定義している。

この定義による「ワーキングプア」比率（「主に仕事」をしている人のなかでの貧困率」）は、1995年から2007年にかけて、現役男性（20－64歳）で9.85%、同女性（20－64歳）で13.39%へと、僅かであるが男女共に上昇している。高齢者（65歳以上）の比率（貧困率）は、僅かであるが男性は低下しており、女性は2004年に低下したが、2007年には高まっている（**図表Ⅱ－３－14**）。

図表Ⅱ－３－14　ワーキングプアの比率（貧困率）

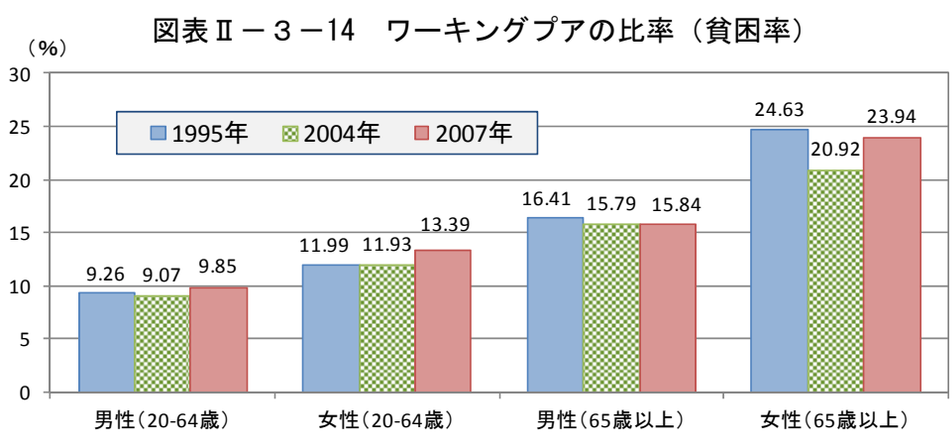

（注）ワーキング・プア比率は、「主に仕事」をしている人のなかで、貧困線以下（等価世帯所得の中央値の50%）の人の割合。平成7年（1995）、16年（2004）、19年（2007）の「国民生活基礎調査」より推計。
資料出所：内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会・報告書（平成22年3月）」（国民生活基礎調査を基にした阿倍彩委員の特別集計）より作成。

このワーキングプアの貧困率を基に、ワーキングプアの人数を推計すると、現役男性が321万人、現役女性が234万人、男女合計で555万人となり、高齢者は86万人となる（埋橋・連合総研編,2010）。このワーキングプア全体（641万人）に占める割合は、現役男性が６割近く（56.4%）、現役女性が３割（32.3%）、高齢者が１割となる。（**図表Ⅱ－３－15**）

図表Ⅱ－３－15　ワーキングプア人数の推計

（平成19年国民生活基礎調査より推計）

	人口数（万人）:A	人口に占めるワーキングプアの割合：B	ワーキングプアの人数（万人）:C	構成比（641万人に対する比率）
高齢者（65歳以上）	2,869	3.00%	**86**	**11.2%**
男性	1,226	4.34%	53	8.0%
女性	1,643	2.03%	33	3.2%
現役世代（20～64歳）	7,566	7.34%	**555**	**88.8%**
男性	3,801	8.45%	321	56.4%
女性	3,765	6.21%	234	32.3%

（注）「平成19年国民生活基礎調査」より推計。C＝A×B。
Ｂは、主に仕事をしている人数に占めるワーキングプア率を人口数に対する比率に換算した数値。
内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会・報告書（平成22年3月）」
（国民生活基礎調査を基にした阿倍彩委員の特別集計）。
資料出所：埋橋孝文・連合総研編「参加と連帯のセーフティネット」より引用。

なお、「労働経済白書」と連合総研「参加保障・研究委員会報告」とのワーキングプア数の推計の違いは、前者が、低所得（単身者200万円未満、２人以上世帯300万円未満）で「主たる稼ぎ手」である非正規労働者となっており、「主たる稼ぎ手以外」（家計補助者等）を除外した人数である。この「主たる稼ぎ手以外」を加えれば、290万人を超える（**図表Ⅱ－３－９**）。

後者は、「主に仕事」をしている人で貧困線（等価所得の中央値の50%）未満の人数であり、この中には、非正規労働者だけでなく正規労働者、さらに「主たる稼ぎ手以外」（家計補助者等）も含まれるため、「労働経済白書」の推計よりも多い人数となっている。

(2) 所得格差、貧困、ワーキングプアに対する再分配政策の課題

所得格差、貧困の拡大を是正するためには、まずは当初所得における配分の見直し（労働分配率の引き上げ、最低賃金引き上げ、非正規労働の雇用安定・処遇改善、公契約条例による底上げ等）に加えて、若者・母子世帯・貧困世帯等への就労支援の強化が必要である。

さらに、ＯＥＣＤ諸国のなかでは低位にある税制・社会保障給付による再分配機能を強化する必要がある。以下、再分配機能の強化に向けた主な政策課題の方向性について列記する。

①税制による再分配機能の強化に向けて

世代内の再分配強化に向けた所得税改革

わが国の税制による再分配機能は、極めて弱いため（**図表Ⅱ－３－６**）、世代内の再分配を強化する以下のような所得税改革が必要である。

所得税の課税ベースの拡大をはじめ累進性強化、人的控除の税額控除化・給付化等の見直しが必要である。これは、低所得層の税負担を軽減するため、扶養控除、配偶者控除等を税額控除方式に見直し、さらに、児童手当や障害者への直接給付を拡充する。また、高所得層ほど適用割合が高い

配偶者控除については（**図表Ⅱ－３－16**）、扶養控除に整理統合するとともに、所得制限を設ける等の見直しを行う。また、「夫婦間移転制度」等も検討する。公的年金控除については、現役世代との負担のバランスの観点からも、縮減等の見直しが必要である。

さらに、低所得層（ワーキングプア）に対する恒常的な所得保障として、「給付つき税額控除制度」[4]（勤労所得税額控除、消費税税額控除等）の導入も必要である。

相続税・金融資産等の課税強化

また、世代間の再分配を強化するためには、相続税の課税ベースの拡大や高齢世代が多く保有する金融資産等への課税の強化が必要である。

図表Ⅱ－３－16　給与収入階級別の配偶者控除適用者数及び適用割合（納税者分）

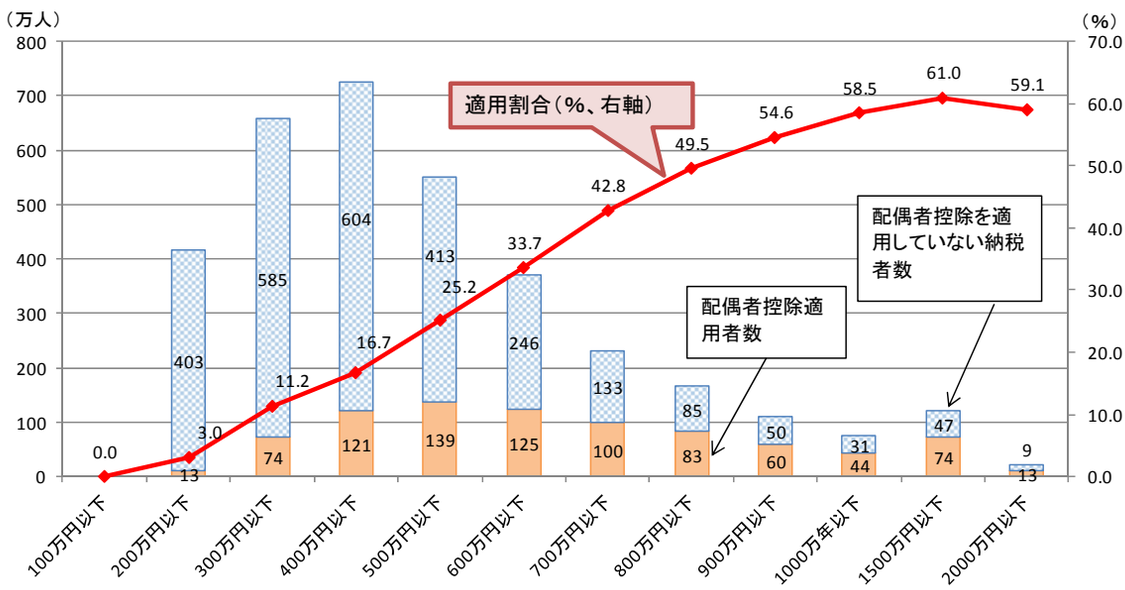

（備考）「平成24年分　民間給与実態調査」（国税庁）による。
（注）１．配偶者控除適用者数は、「年末調整を行った１年を通じて勤務した給与所得者」の配偶者控除の適用者数。
２．適用割合は、「年末調整を行った１年を通じて勤務した給与所得者」の総数に対する配偶者控除の対象者の割合。
３．納税者分の数値であり、非納税者分は含まない。
資料出所：政府税制調査会第２回基礎小委員会（2014年５月23日）配布資料より作成。

②社会保障による再分配機能強化に向けて

社会保険制度改革

定額の国民年金保険料等により、低所得者ほど社会保険料負担が重いため、パート労働者等への被用者保険の適用拡大による保険料負担の軽減や、低所得者の医療・介護保険料の減免措置の拡充等が必要である。また、配偶者が高所得層ほど適用率が高い第三号被保険者制度については、パート労働者等への厚生年金の適用拡大による対象者の縮減に加え、被扶養者認定要件（130万円）や配偶者の年収制限等の見直しが必要である。

---

[4] 「給付つき税額控除制度」は、「負の所得税」とも言われ、低所得層に対して税負担額から控除しきれない税額控除分を給付する制度である。同制度には、就労促進をはかる「勤労所得税額控除」（アメリカ、イギリス、オランダ）、消費税負担分を還付する「消費税税額控除」（カナダ）、少子化対策（韓国）など目的も異なり、多様な制度がある。

さらに、介護休業中の社会保険料の免除制度、国民年金第１号被保険者（特にパート労働者や５人未満事業所等の雇用労働者）の産前産後・育児休業中の保険料免除なども必要である。

基礎年金の最低保障機能の強化等

基礎年金の最低保障機能を強化する観点から、単身女性など低所得高齢者に対する「生活者支援給付金」[5]（年金額加算）の拡充などが必要である。一方、高所得者に対しては、基礎年金の国庫負担分の支給停止・減額措置[6]の検討など、世代内再分配を強める必要がある。

③児童手当、住宅手当等の社会手当の拡充に向けて

子どもや母子世帯等の貧困の是正に向け、所得税の人的控除の税額控除・手当化を進め、児童手当や児童扶養手当等の充実が必要である。さらに、低所得世帯の児童・生徒に対する就学援助の拡充、高校授業料無償化の所得制限の撤廃、給与型奨学金制度の拡充等による教育支援の強化が必要である。

また、生活・就労の基盤である住宅の確保支援を強化するため、公共住宅の提供（空屋・民間住宅の活用を含め）、低所得層に対する住宅手当制度（住居確保給付金）[7]の拡充等が必要である。

---

[5] 民主党政権下での「社会保障・税一体改革」関連の政府法案では、低所得高齢者等に対する「年金額加算」制度として提案されたが、民主・自民・公明の３党合意（2012.6）により、福祉的措置としての「生活支援給付金」に修正された。

[6] 高所得者に対する基礎年金の国庫負担相当分の支給停止については、３党合意にもとづいて年金関連法（2012.8 成立）の附則で「今後の検討事項」とされた。

[7] リーマンショック等の影響で失業と同時に住宅を失った非正規労働者等に対して、2009 年から予算措置として実施されてきた「住宅手当」が、「生活困窮者自立支援法」（2013.12 成立）で、「住居確保給付金」として実施（2015.4 施行）される。

コラム⑦　政府の貧困対策等の最近の動向

①「子ども貧困対策推進法」に基づく「大綱」策定

超党派の議員立法で成立した「子どもの貧困対策推進法」（2013年6月成立）に基づいて、政府は、子どもの貧困対策会議（首相が議長）を設置し、「子供の貧困対策に関する大綱」（2014年８月閣議決定）を策定した。

大綱では、「子供の将来が生まれ育った環境で左右されることのないよう、また、貧困の世代間連鎖がおこらならいよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策が重要である」として、教育・保育支援、生活支援、親の就労支援、経済的支援など、40項目を重点政策として示した。今後、子供の貧困問題が改善されたかどうかは、貧困率や大学進学率など25の指標を使って検証するとした。

しかし、「子どもの貧困率」や「一人親世帯の貧困率」などの各指標をいつまでにどれだけ改善するのか、具体的な数値目標は、明示されていない。そのため、今回の大綱は、数値目標も、財源の裏付けもなく、新規の取り組みも乏しいなど、実効性には極めて疑問がある。

②「生活困窮者自立支援法」成立

社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者の増大を背景に、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築に向けて、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図る「生活困窮者自立支援法案」が2013年12月に成立している。

同法による新しい生活困窮者自立支援制度は、自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）、住居確保給付金の支給（離職により住宅を失った生活困窮者等に対する家賃補助）を必須事業として実施する。さらに、任意事業として、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する。また、都道府県知事が、生活困窮者に対し、事業者が行う就労の機会の提供、就労に必要な訓練等の事業（「中間的就労」）を、一定の基準のもとに認定する仕組みも設けられた。この新制度の施行は、2015年４月であるが、2014年度からモデル事業として各自治体で実施されている。

なお、同制度の実施にあたっては、自治体の財政的制約や、アウトリーチ・伴走型支援による「包括的かつ断続的な支援」を担える人材確保など、自治体間で大きなバラツキが出る恐れがある。

③父子家庭への支援策（児童扶養手当、遺族基礎年金の給付対象）

母子家庭等の母親が支給対象であった児童扶養手当（所得に応じて月額41,010円～9,680円／児童１人の場合）は、父子家庭の貧困問題等を背景に、ひとり親家庭の自立支援のため、2010年８月からは、父子家庭にも支給されるようになった。

また、遺族基礎年金についても、従来は遺族となった「妻」（18歳未満の子がいる場合）と

「子」が支給対象であったが、2012年８月に成立した年金関連法で、遺族となった「夫」（子がいる場合）にも支給されるようになった（2014年４月実施）。

④「社会保障・税一体改革」関連法での検討項目

民主党政権下、「社会保障・税一体改革」関連の政府法案に、「最低保障年金」の機能強化の観点から盛り込まれた低所得の高齢者・障害者等に対する「年金額加算」制度は、民主・自民・公明の３党合意（2012.6）により、福祉的措置としての「生活支援給付金」（2015年４月実施）に修正された。

なお、高所得者に対する基礎年金の国庫負担相当分（1/2）の支給停止については、３党合意にもとづいて年金関連法（2012.8成立）の附則で「今後の検討事項」とされた。

また、低所得者に対する「給付つき税額控除」制度の導入については、「社会保障・税の共通番号」の本格実施を前提に、所得・資産の把握、執行面等から総合的に検討することとされた。消費税の複数税率の導入についても、財源、対象範囲、中小事業者の事務負担等から総合的に検討するとされた。

第２節　受け継がれる格差

親の資産や経済状況等が子ども世代の所得に影響する可能性がある。親世代の経済環境が世代を超えて子どもに作用する場合、格差は受け継がれ、将来において固定・拡大させる原因となるだろう。

親と子の所得の相関については、英米の研究では「ある」という結果が多い一方、北欧諸国の研究では「ない」とされており、国によって結論が異なる。こうした違いが生まれるのは、各国の経済のありようや国民性のほか、政策面も大きく影響していると考えられる。残念ながら、日本では超長期にわたるデータが十分にないので、親子の所得を用いた研究成果を示すことは難しい。ここでは格差の固定化の可能性を探るため、遺産相続の状況と、教育・学習への投資の状況を検討する[8]。

金融資産と実物資産で資産格差は異なる動き

先行研究では、バブル期に行われた親世代の不動産などへの投資が子世代にも影響し、今後資産格差が拡大することが懸念されていた。現在の資産の分配状況を当時と比較しつつ検討しよう。

1989年と2009年の20年間における資産分布の変化をみると、金融資産（貯蓄現在高、負債を控除せず）では、150～900万円の層の割合が減少する一方、「なし」や900万円超の層、とりわけ2000万円超が合計約13％から約24％へと増加するなど、格差が拡大している。この間にジニ係数は0.563から0.571と緩やかに上昇している。他方、実物資産（住宅・宅地資産、除く固定資本減耗）では、同期間に「なし」や4000万円超の層の割合が減少し、3000万円以下の層の割合が増加するなど格差は縮小がみられる。ジニ係数も0.680から0.579と明確な低下が見られる。このように、金融資産と実物資産では格差の動きが異なる。

ただ、残念ながら、このような家計のサーベイデータではトップの資産家たちの情報は含まれていない。各家計の資産に対して、もっとも大きな影響を与える相続の状況をみると、相続税課税対象となる被相続人は年間死亡者数のうち約５％、相続人は日本の総人口の0.1％程度で最近は推移している。この統計に該当する資産の相続者をトップ階層の資産家家計として考えると、これらの遺産の内容は1990年のバブル時期に向かって上昇し、その後減少傾向にある。この主な理由は土地・宅地の価格高騰にあると考えられるが、2012年時点でバブル前の水準まで遺産額は下がってきている。一方で、遺産のうち、1990年代後半以降、現金・預貯金や有価証券の割合が拡大してきていることから、金融資産という形で各家計に移譲される割合が高まってきているといえる。

[8] 下野(1991)によれば、遺産贈与と教育投資が正の相関を持つことが示唆されており、「資産格差と結び付いた所得階級の固定化」の階級社会が生まれることが指摘されている。

図表Ⅱ－３－17　金融・実物資産の保有額の分布状況

（１）貯蓄現在高

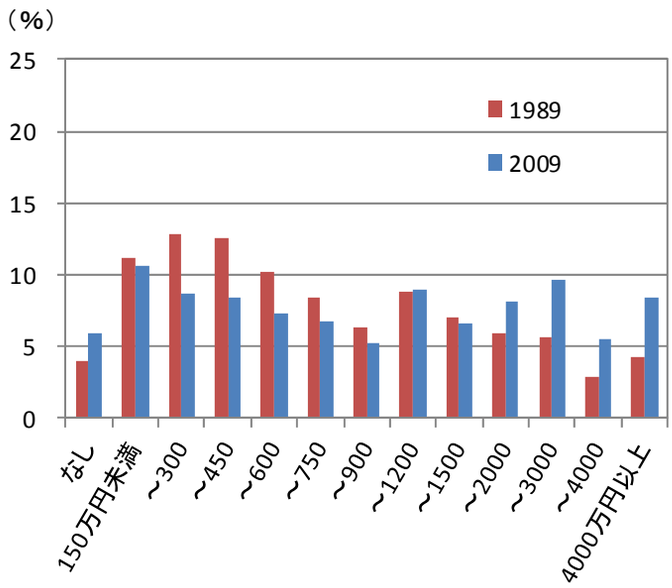

（２）住宅・宅地資産

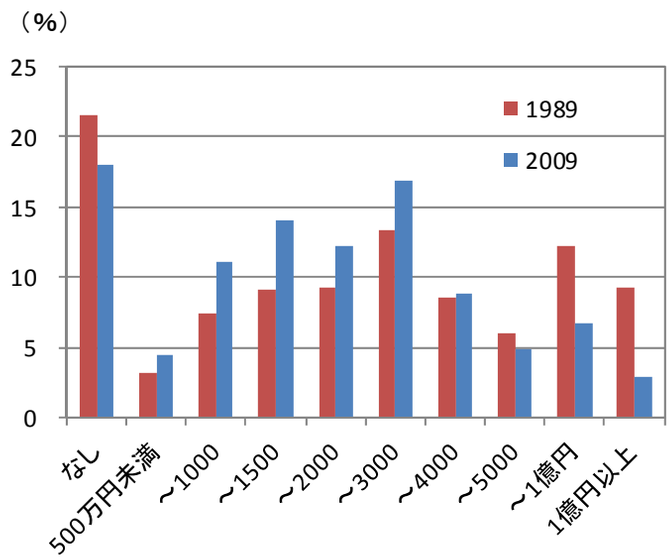

（注）二人以上の世帯が保有する資産額。貯蓄現在高は、負債残高を控除していない。
　住宅・宅地資産は、住宅の減価償却を考慮した純資産額。各階層の割合を合計すれば100%となる。
資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

図表Ⅱ－３－18　相続税課税対象者の遺産相続状況

（１）相続人、相続額

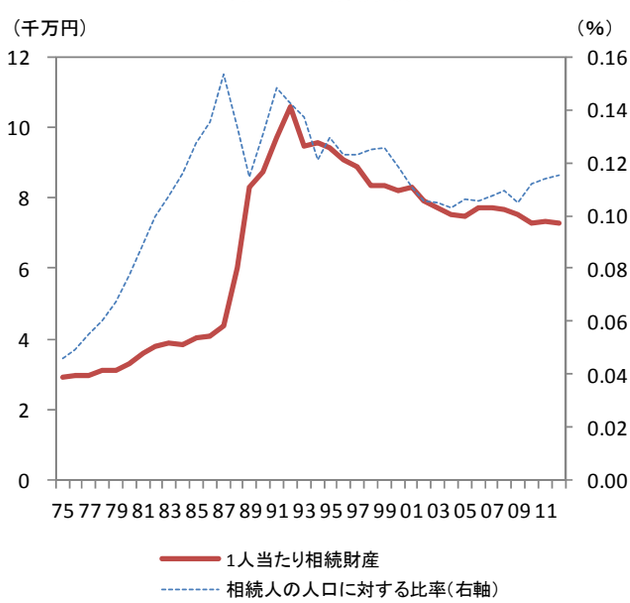

（２）相続の内容

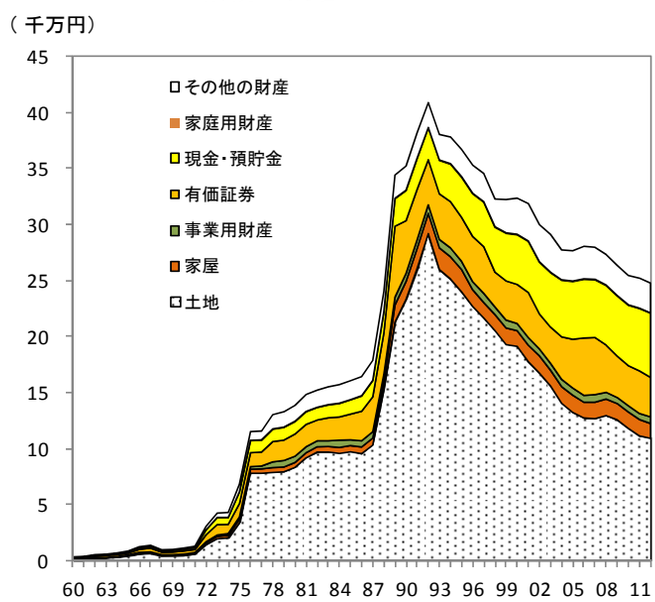

資料出所：国税庁「国税統計」、総務省「人口推計」より作成。

裕福な世帯ほど親からの相続を想定

堀他（2010）によれば、高い所得の子世代の世帯ほど親からの大きな相続遺産を期待していることがうかがえ（**図表Ⅱ－３－19**）、裕福な所得階級に資産が多く受け継がれている実態を反映したものと考えられる。

さらに、家計データ等によれば、50代～60代の豊かな世帯では、金融資産を多く保有し財産所得を得ているため、所得格差の要因が、勤労所得で多くを説明できる30－40代の勤労世帯と異なる。資産を持つ世帯と持たない世帯では、フローの所得分布でみても格差は拡大する傾向にあるといえる。

図表Ⅱ－３－19　贈与・相続の可能性と遺産期待額の分布（世帯収入別）

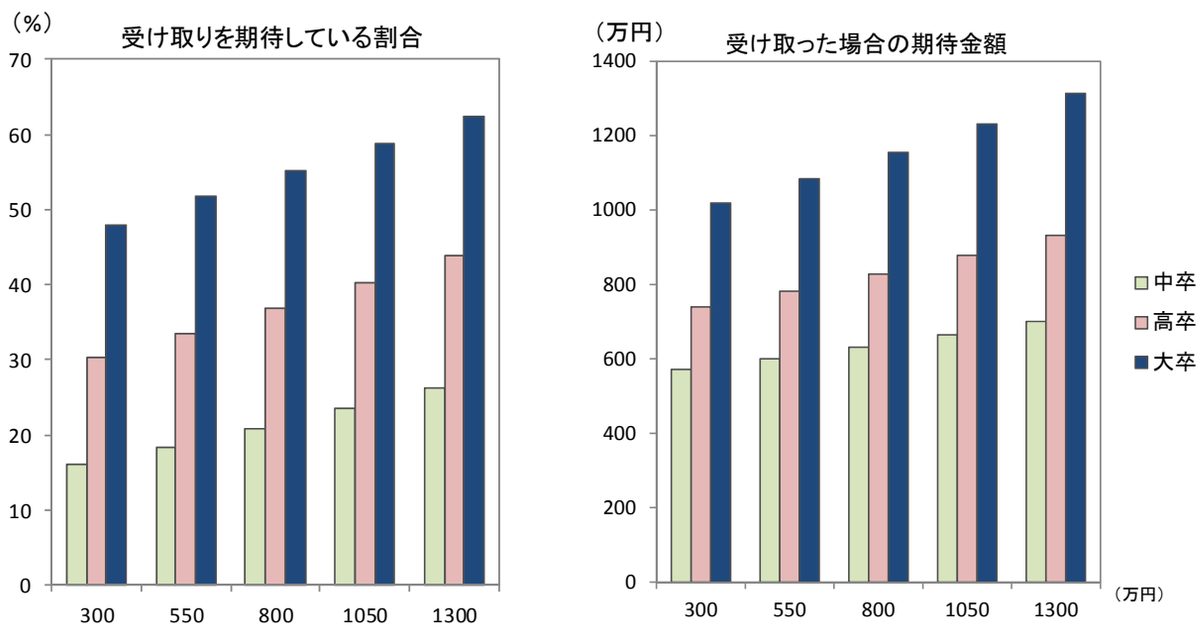

（注）1. 世帯収入については、40歳時点の推計値。
2. 学歴については、世帯主及び配偶者とも同じ学歴であると仮定。期待割合及び額については、世帯主が70歳になった時点で、兄弟姉妹が４人おり、それぞれの親が全員死亡しているとの仮定。

資料出所：堀・濱秋・前田・村田(2010)表２－１－９より作成。

２．教育投資への影響

学歴による賃金格差

学歴が高いことは、教育による投資期間が長く、それによって個人の能力を高めていると考えることができる。実際、学歴が高いほど賃金が高いという学歴による賃金格差は、就業者の賃金データから長い間観察される。

この環境は過去と最近の状況で変化しているだろうか。**図表Ⅱ－３－20**は、30歳、40歳、50歳時点における高卒と大卒の賃金について、1990年と2012年の状況を比較したものである。各年齢の1990年時点の高卒者平均賃金を100とした指数で、高卒の第１・十分位及び第９・十分位、同年齢の大卒の平均、第１・十分位及び第９・十分位、2012年について高卒と大卒の平均、第１・十分位及び第９・十分位を示している。

これによれば、平均についてはどの年齢で見ても大卒は高卒よりも高くなっているが、40歳、50歳と年齢が高い方が、この差は大きくなる。また、大卒者のほうが高卒者に比べて資金のバラツキが大きい様子がうかがえる。

図表Ⅱ－３－20　学歴と賃金格差

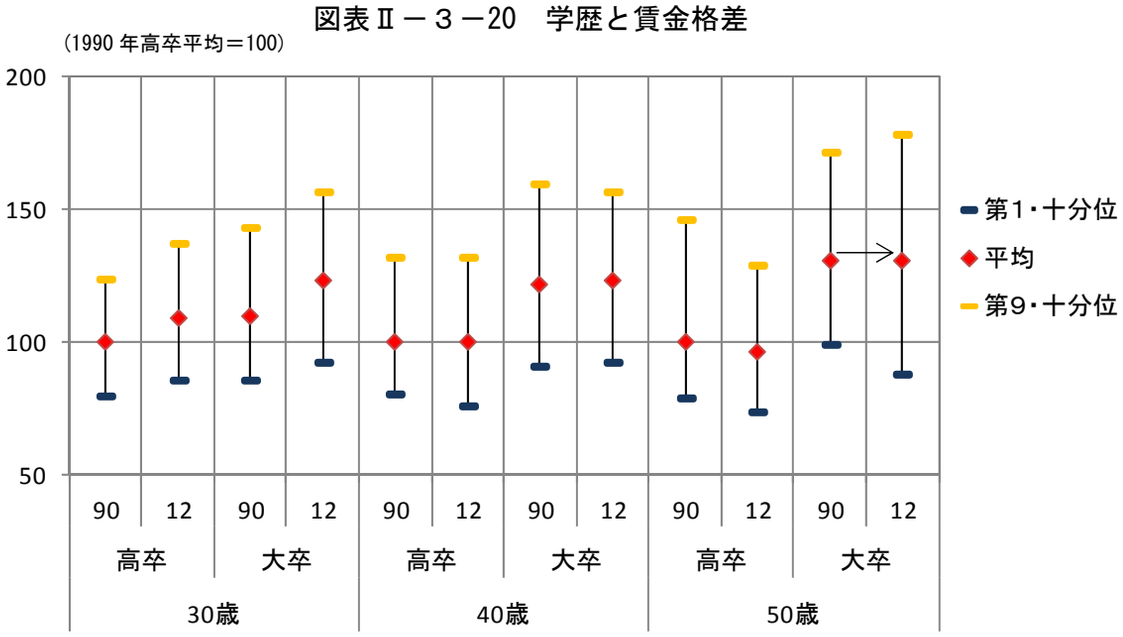

（注）賃金としては、標準労働者所定内賃金を用いている。
資料出所：連合「賃金レポート2013－デフレと賃金格差拡大の15年」より作成。

機会の平等と幸福

大卒の方が高卒よりも賃金水準が高いことが確認できたが、学歴は収入を増やすだけでなく、人々の幸福を増大させている可能性がある。先行研究や様々なアンケートによれば、人々の幸福感は、年収や就業状況、家族や社会の状況等様々な属性や環境に影響されている。

さらに、現状に加えて、「将来の見通し」も幸福感に影響を与えているようだ。**図表Ⅱ－３－21（１）**は、収入別に将来の生活水準が向上する見込みごとに、幸福感をみたものである。収入の多少でグループ分けをした中で比べてみても、将来的な見通しが明るいものほど「幸福である」と考える割合が高い。また、学歴ごとに「チャンスがあるかどうか」についての考え方は差があるよう

だ。中学卒業者の中ではチャンスが全くないと考えている人が２割に上り、高卒以上ではその割合が１割程度にとどまるのと対照的である（**図表Ⅱ－３－21（２）**）。実際に最近は高校の進学率が高まり、働くための資格試験などについても、その受験資格を高卒者とする場合があるなど、中卒者には働く上での門戸は開かれていないという指摘もある。

図表Ⅱ－３－21　チャンスと幸福感

（１）年収とチャンス、幸福感

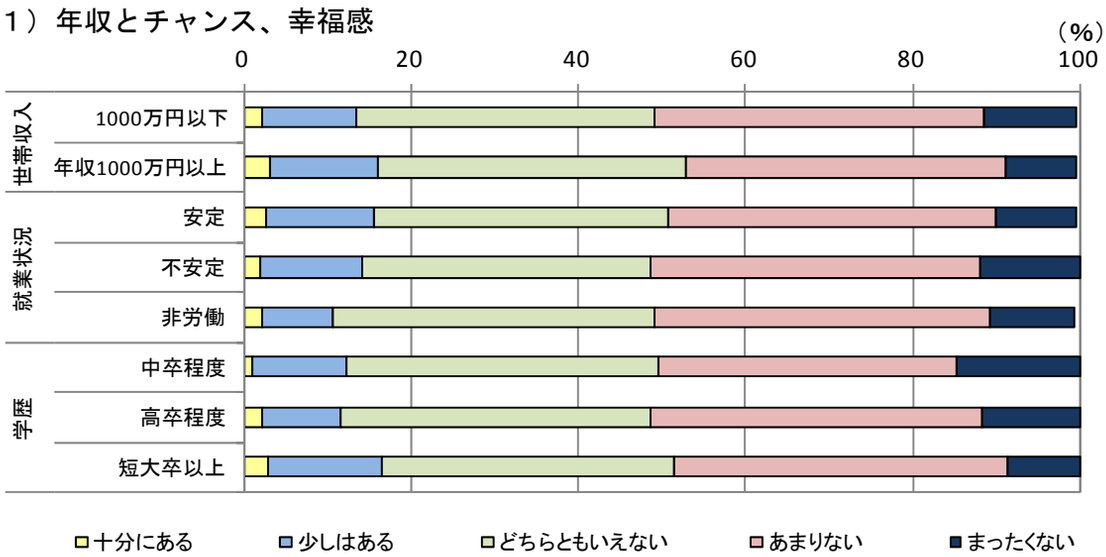

（２）学歴ごとにみたチャンス

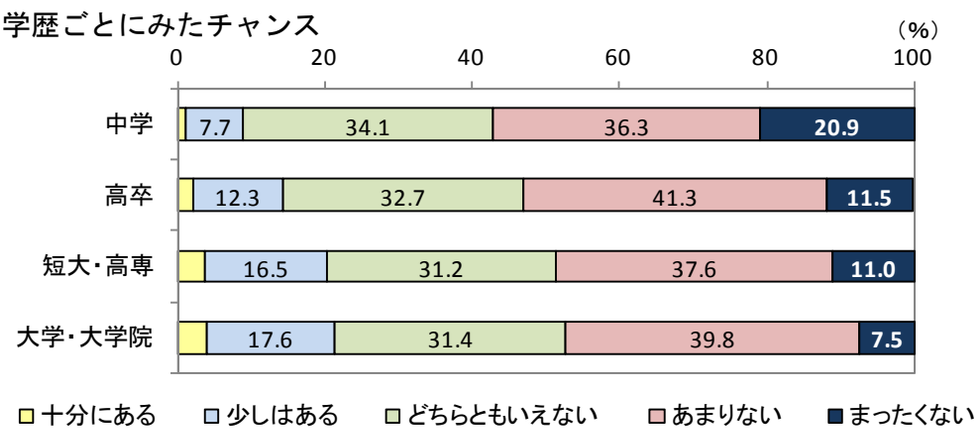

（注）チャンスについては、「あなたやあなたの家族の生活水準を向上させる機会が、どのくらいありますか。」という問いに対する回答を集計したもの。
資料出所：前田（2014）図表３より作成。

高等教育における負担は増加している

学歴による将来的な機会の差や、賃金格差が存在する中で、大学の授業料は増加傾向にあり、高い学歴を得るには、家計の負担に負うところが大きいといえるだろう。各国との比較でみてみると（**図表Ⅱ－３－22**）、高等教育における公的支出割合は日本は34.4％(2010年)とＯＥＣＤ諸国でデータが確認できる中では低い方に位置し、もっとも割合が高いノルウェイの３分の１程度となっている。つまり、およそ６割近くが授業料等の家計の負担によりファイナンスされていることになる。

図表Ⅱ－３－22　日本の大学授業料と各国における高等教育の公的負担の度合

（１）大学授業料の推移（国立、私立）

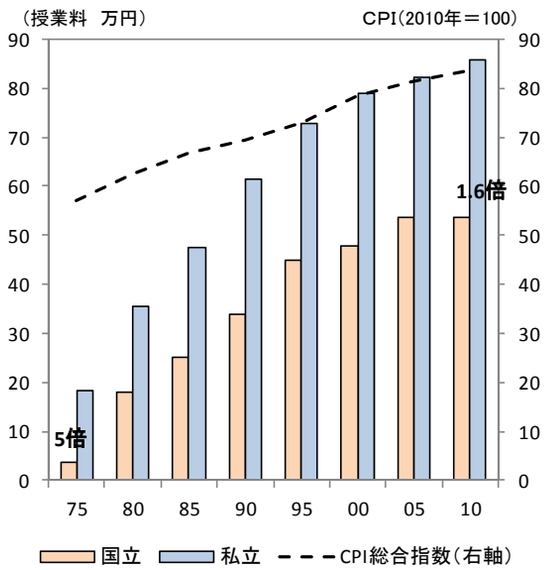

（２）高等教育機関の公的支出割合

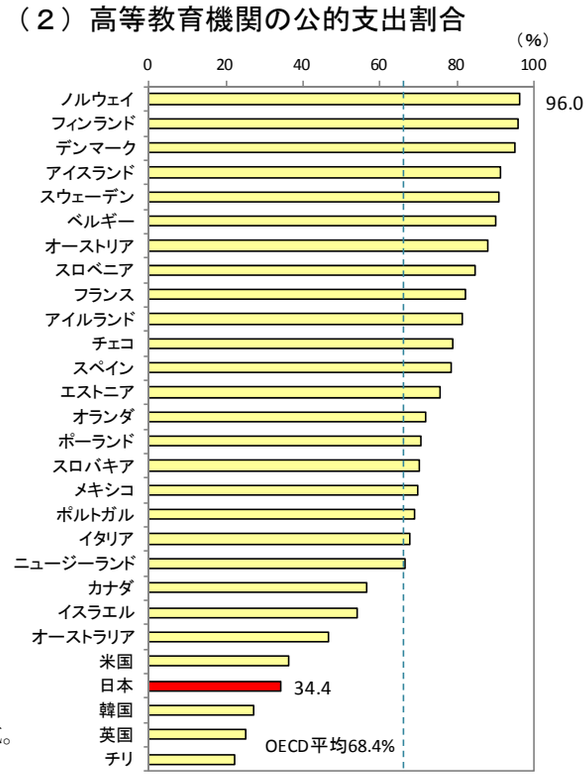

資料出所：文部科学省「文部科学白書」、「学校基本調査」より作成。

高校では経済的理由による中途退学者が減少している

高等学校に通う生徒の中途退学事由をみると（**図表Ⅱ－３－23**）、学校生活・学業不適応や進路変更等が最も多く、その割合も大きくは変化していない。学業不振や問題行動等の事由については足元で増加傾向にある。経済的理由によるものについては、2007年以降減少傾向にあったが公立高校授業料無償化等の政策により2010年に大きく減少し、2012年には１％代半ばへと2007年以前のほぼ半分の水準となった。

図表Ⅱ－３－23　高等学校の中途退学者数の事由別構成比

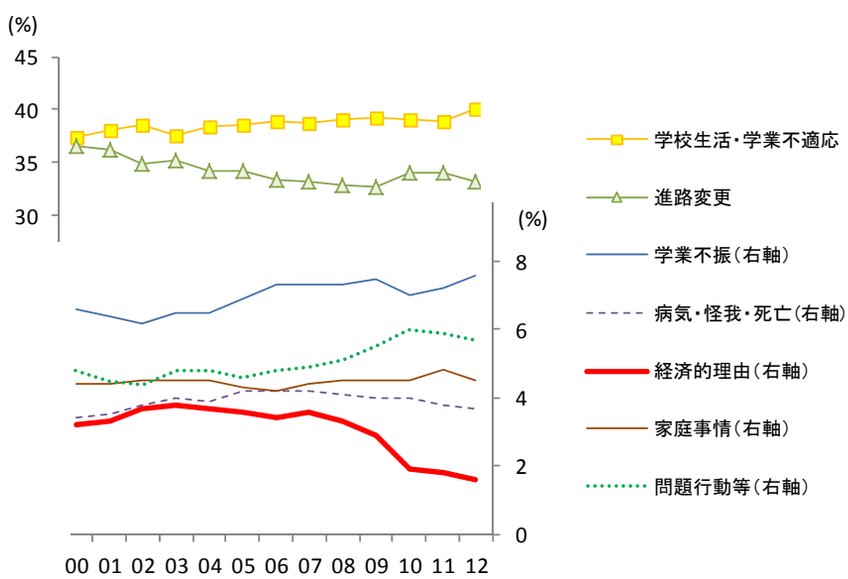

資料出所：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より作成。

低年齢期における教育投資・機会の差

高等教育における負担だけではなく、初等教育における家計負担も最近増えている。私立中学への進学希望が増える傾向にあり、2013年では７％程度と20年前と比べて倍の割合となっている（刈谷, 2012）。

図表Ⅱ－３－24　私立中学校生徒数（中学生対象人数に対する割合）

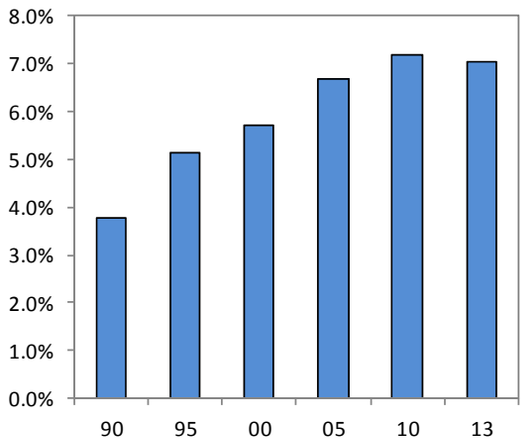

資料出所：文部科学省「学校基本調査」より作成。

私立中学への進学比率の上昇（生徒数の増加）に伴って、小中学生の通塾率は2000年に向けて上昇し、その後進学率も通塾率も横ばいという状況になっている。足もとの動向をみると塾に通い始める年齢は低年齢化しており、小学校１年生の通塾率が上昇している（**図表Ⅱ－３－25（１）**）。

私立小学校に通う児童は、授業料等の費用が公立校よりも大きい（平均で14倍）にもかかわらず、さらに公立校に通う児童よりも塾や家庭教師、習い事等の学校外活動にかける費用が高い傾向がある（**図表Ⅱ－３－25（２）**）。

中学生になると、公立中学に通う生徒の方が塾にかける費用が多く、高校受験等を控えた通塾等にかける学習費用によるものと考えられる。なお、世帯収入が高い世帯の方が、公立・私立どちらに通う児童・生徒であっても補習費用（学校外の活動）にかける額は高い傾向もある（**図表Ⅱ－３－25（３）**）。教育投資は親の経済状況により大きく影響を受けるものと考えられる。

図表Ⅱ－３－25　学校外活動にかける費用

（１）通塾率（学年ごと）

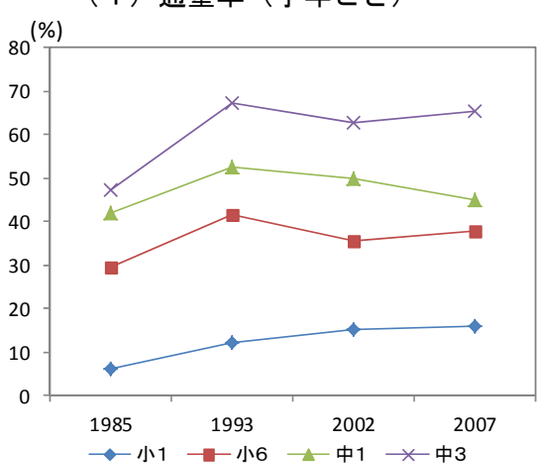

（２）私立の生徒の学校外活動費

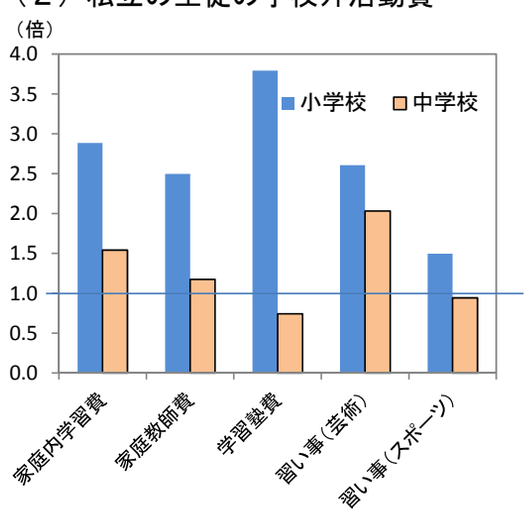

（３）世帯収入階級ごとの年間補助学習費（2012年）

（公立校児童・生徒）　　（私立校児童・生徒）

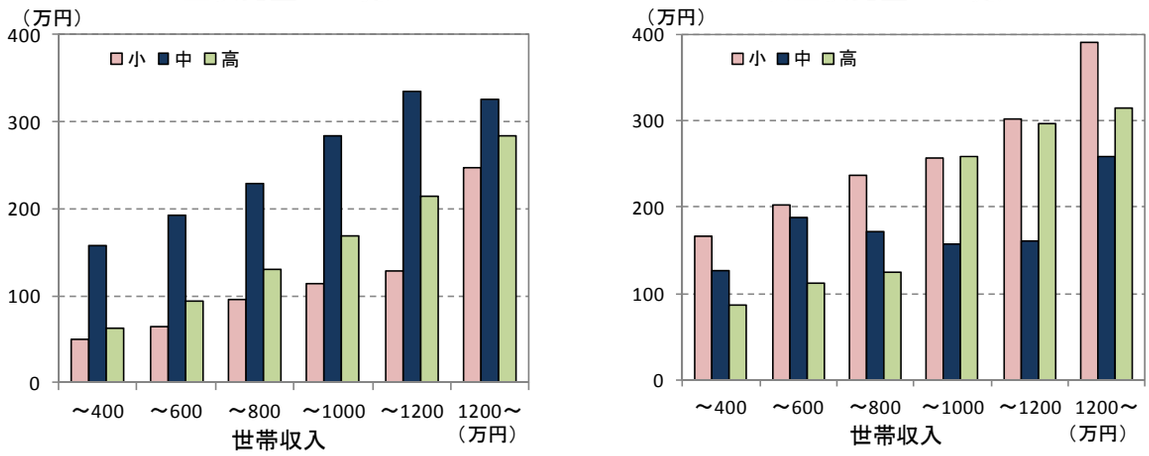

（注）「私立の生徒の学校外活動費」は公立校に通う生徒・児童１人あたり支出額平均に対しての私立校に通う生徒・児童１人あたり支出額平均。１が公立校平均ベース。
資料出所：文部科学省「子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告」、「子どもの学習費調査」より作成。

初等教育における学力差と公的支出の状況

近年の子どもの学力について、世帯年収、文化的資本の存在、社会的関係資本の３つの要素の因子分析を行った研究（志水・伊佐・知念・芝野，2014）によると、基本的な学力に対する影響として、世帯年収が１万円上昇すると約0.2点、文化資本スコアが１点増えると約0.2点上昇させるとの結果が得られ、親の経済力と初等教育時点における学力の影響が考えられる。ただし、同調査によれば、地域コミュニティ活動等の変数を加えると、経済的に豊かでない世帯の子どもに関しては文化資本に関する影響度が軽減する効果を見せるということや、学校の授業等の変更によって子どもの平均的な学力調査の点数が上がったことも確認されている。経済的な目に見える投資だけではなく、社会や学校の支えが子どもの学力を支えている。

日本はその経済規模に比して公的な教育支出が低いが、この状況が続くことは高等教育機関だけではなく、初等教育でも家計の負担に頼る状況が続くことを意味する。これらからも子どもの学力を決定する要因として、親の経済力が大きく影響することになるだろう。初等教育での学力差を小さくとどめ、将来活躍する機会をなるべく均等にしていくためには、公的な教育の資源配分がより重要な方法となることが考えられる。

図表Ⅱ－３－26　初等教育に対する公的な支出と家計の支出の比率

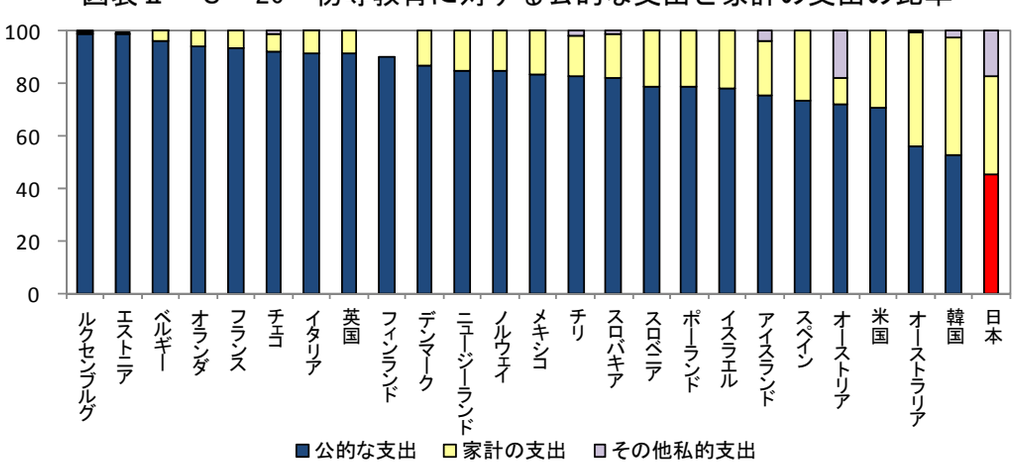

資料出所：OECD Education at a Glance　2013より作成。

【参考文献】

（第１節）

阿部彩（2010）「日本の貧困の動向と社会経済階層による健康格差の状況」内閣府男女共同参画会議監視・影響評価専門委員会「生活困難を抱える男女に関する検討会報告」
阿部彩（2014）『子どもの貧困Ⅱ』、岩波新書
埋橋孝文・連合総研編（2010）『参加と連帯のセーフティネット』、ミネルヴァ書房
大沢真理（2013）『生活保障のガバナンス』、有斐閣
小塩隆士（2014）『接続可能な社会保障へ』、ＮＴＴ出版
厚生労働省（2010）「第８回ナショナルミニマム研究会」（2010.4.9）配布資料（生活基準未満の低所得者数の推計について）
厚生労働省（2013）『平成25年版労働経済の分析』（労働経済白書）
JILPT（2009）労働政策研究・研修機構「最低賃金制度に関する研究－低賃金労働者の状況」（JILPT資料シリーズ№62）
連合（2013）「パート・派遣労働者生活アンケート調査結果」（れんごう政策資料No.211）

（第２節）

石田浩(2002)「世代間移動からみた社会的不平等の趨勢－JGSS-2000にみる最近の傾向－」大阪商業大学『JGSS研究論文集[1]』pp.17-31
小塩隆士（2014）『「幸せ」の決まり方』日本経済新聞出版社
刈谷剛彦(1995)『大衆教育社会のゆくえ―学歴主義と平等神話の戦後史』,中公新書.(2012)『学歴と階層』,朝日文庫.
國枝繁樹(2006)「相続税と経済格差」,財務省総合政策研究所編,『我が国の経済格差の実態とその政策対応に関する研究会報告書』,2006年６月.
志水宏吉・伊佐夏美・知念渉・芝野淳一(2014)『調査報告「学力格差」の実態』岩波ブックレットNo.900
堀雅博・濱秋純哉・前田佐恵子・村田啓子(2010)「遺産相続、学歴及び退職金の決定要因に関する実証分析－『家族関係、就労、退職金及び教育・資産の世代間移転に関する世帯アンケート調査』の個票を用いて」*ESRI Discussion Paper no.254*
前田佐恵子(2014)「格差に対する意識とこれから－JGSS調査データを用いた分析」『DIO』連合総研レポート第27巻第９号通巻296号pp.24-25
連合総合生活開発研究所(1992)『現代の分配を考える―バブルをめぐる資産所得格差問題』

おわりに

○好転しない勤労者の将来見通し

安倍政権（第２次）が発足して１年と８カ月余り。「三本の矢」と称されるその経済政策パッケージがめざしたものは、一時的な景気回復にとどまらず、経済の「好循環」を導き出すことであった。

そして、その後のマクロの景気指標や雇用指標は改善を見せている。しかし、連合総研が実施している「勤労者短観」で、2012年10月調査以降の各時点の「１年後の見通し」を見ると、「景気」の見方こそ2013年４月調査時点で好転した[1]ものの、その後は低下しているし、賃金については、景気見通しとは関係なく増加期待は低い水準にとどまっている。

現在と比べた１年後の景気と自身の賃金の見方

調査時期	景気が良くなる	賃金が増加する
2012年10月	9.8%	16.2%
2013年４月	32.9%	18.9%
2013年10月	24.0%	15.3%
2014年４月	18.0%	18.0%

資料出所：連合総研「勤労者短観調査」。

また、「好循環」シナリオの中には、「金融緩和→インフレ期待→消費増」というストーリーも組み込まれていたが、同じく「勤労者短観」によると、物価上昇を見込む人のなかで消費増を見込む人の割合は３割にすぎない。当然のことながら、消費増には、賃金上昇期待をはじめ様々な条件が不可欠となる。消費税率引き上げによる影響を的確に見定める必要があることは言うまでもないだろう。

この先１年の間に「物価が上がる」と思う人の１年先の消費見通し

調査時期	消費が増える	消費が減る
2013年10月	29.0%	25.7%
2014年４月	30.4%	26.7%

資料出所：連合総研「勤労者短観調査」。

○「アベノミクス」の効果？

2014年春闘では賃上げ実施企業割合は前年を上回ったものの、その後の賃金動向を見ると、消費税率引き上げによる物価上昇分をカバーするには至っておらず、実質賃金低下傾向が続いている（厚生労働省「毎月勤労統計調査 2014年７月結果」）。

第２次安倍内閣が積極的に進めてきたのが「異次元の金融緩和」であるが、これも肝心の企業の

[1] 内閣府経済社会総合研究所では、第 15 景気循環の谷を 2012 年 11 月とし、同年 12 月より次の景気循環の拡張期に入ったと暫定的に設定している。

設備投資には結びついておらず、実体経済においても「好循環」のエンジンはまだ点火されていない。その結果として、企業の内部留保が304兆円（2013年度末）に達する一方、銀行の預貸ギャップの増加傾向に拍車がかかり、主要13行の預貸ギャップは217兆円（2013年９月）に達している。

一方、「株価の上昇」については、実体経済の基調回復というよりも日銀による買支えや、株式売買において比率が上昇しつつある外国人投資家の動向によるところが大きいといえる。

さらに、「円安」傾向についても、円安によっても輸出の増加による貿易収支の改善に連動しておらず、輸入品価格の上昇による消費生活や中小企業経営に対する負の影響が顕著となっている。

○デフレの原因は「人口減少」？

このように、「金融緩和」が好循環を導き出せず、「株高」や「円安」が実体経済の回復に結びつかない根本的な要因として「人口減少」をあげる見方がある。生産年齢人口の減少傾向という構造的要因が、長期にわたるデフレを生み出しているというわけだ。

もちろん、人口減少そのものは厳然たる事実であり、景気低迷の背景にあることは否定できない。しかし、人口減少はそれ自体がさまざまな要因による「結果」であって、現行の行き詰まり状態の原因を人口減少に帰してしまうことは、一種の「宿命論」に陥る危険性があり、いま直面している様々な問題を隠蔽してしまう危険性もある。むしろ、人口減少の要因ともなっている様々な社会的な歪みに着目する必要があるといえる。

○「回復」の底流にある「格差」

以上のことから、本報告書の第Ⅱ部では格差に着目して、さまざまな分野における分析を試み、マクロの平均や一面的なモデルでは捉えきれない問題を浮き彫りにした。

そこから見えてきたのは、企業部門と家計部門の間の配分の歪みと非正規雇用比率上昇による労働分配率の低下（Ⅱ－１）、依然として大きい男女間格差（Ⅱ－２）、税・社会保障における再分配政策の機能低下（Ⅱ－３）などの課題であった。

これらの課題の解決に向けた取り組みなくして「好循環」はありえず、また、課題解決に向けた展望が示されれば、人口減少下でも「好循環」への道を切り開いていくことが可能となる。

○「日本再興戦略」の狙い

では、安倍内閣の「日本再興戦略」は、そうした期待に応えられるのだろうか？

この「戦略」の眼目の一つに掲げられているのは「世界で一番企業が活動しやすい環境」であって、残念ながら「世界で一番人々が働きやすく生活しやすい環境」ではない。

「世界で」ということは、ここで主として想定されているのはグローバル企業にとっての立地条件であって、そこで生み出された果実が日本の国民経済に還元されるかどうかも覚束ない。

他方で、「女性の活躍促進」[2]「地域活性化」なども掲げられているが、そうした前向きの施策に逆行しかねないのが雇用分野における規制緩和策である。

賃金支払いと切り離した労働時間制度の導入は、時間管理そのものの否定につながりかねず、労働者派遣法の見直しと併せて、戦後培ってきた労働法制の基本原則を揺るがしかねない。また、労

[2] その問題点については、連合総研『DIO』№297「女性の活躍を考える」を参照。

働基準緩和の特区構想は、その運用のしかたによっては、最低基準のダブルスタンダードが固定化される恐れもある。

さらに懸念されるのは、ＧＰＩＦによる公的年金積立金運用の見直し（国内株運用枠の拡大）に端的に象徴されるように、「戦略」といわれるものの全体が、制度の「安心」や持続的な成長よりも、当面の株価対策だけが優先されているように思えることである。

これは「好循環」への道というよりは、「悪循環」への道となりかねない。

○「反転」を導くために

「好循環」への反転を導くものは何か？　この点に関連して、連合総研『2012～13年度経済情勢報告』の「おわりに」は、「グローバリセーションの方向転換」を強調するとともに、①新興国における「分厚い中間層」の形成を通じた全体の発展、②国内における「新しい公共」分野への先行投資を提起した。

しかし、第２次安倍内閣の政策を見ると、①に関しては大型プロジェクトや原子力発電所の海外への売り込みには熱心でも、もっとも重要な中国、韓国との経済関係は改善しておらず、②に関しては、むしろ「古い」公共投資政策に戻っているといわざるを得ない。

そういう意味では、民主党政権時代に提起されていた「東アジア共同体」「コンクリートから人へ」「新しい公共」「住民自治を基礎とした分権」「控除から給付へ」といった政策理念について、われわれはその意義を評価し直す必要があるといえる。

とくに、求められる「好循環」は、必ずしもこれまでのような中心から周辺へという回路ではなく、むしろ、たとえ一つひとつは小規模であっても、地域における地域独自の産業、エネルギー、雇用、仕事、くらしの創出と、それらすべてを活性化するという回路が重視されるべきであろう。昨年の『経済情勢報告』で紹介したドイツの地域産業、中堅企業がそうであったような地道な取り組みこそがグローバル化の負の側面に対する対抗軸となり得るのである。

○「反転」に向けた労働組合の責務

ここに指摘してきた配分の歪みの是正、人への先行投資、ディーセント・ワークの実現、企業間の公正取引、再生産を可能とする投資の拡大、地域社会への利益還元などの課題は、「企業の社会的責任」とされてきたものであるが、それは同時に、最大のステークホルダーである労働組合の社会的責任でもあるといえる。

労働組合は、そのメンバーの労働条件の維持・向上にとどまらず「公益」に根ざした社会的な労働条件決定にも関与すべきであり、各企業労使もまたその責務を負っている。

いま、非正規雇用労働者をはじめとする労働条件の「底上げ」と「格差是正」が切実な課題となり、中小・地場における取り組みが重要になっている時に、それを労働組合が全体として、どうバックアップしていけるのか、とりわけ民間大手組合、大手企業労使がどんな役割を発揮できるのか、それが問われているといえる。

配分の歪みが是正され公正に再配分される、という「反転」の実現には、政策的取り組みにとどまらず、企業労使の目に見える取り組みとして展開されることこそが求められている。

2014～15 年度・経済情勢報告

［補論］
2015 年度日本経済の姿

１．消費税増税の反動減から戻りつつある 2014 年度の経済
２．家計の所得環境改善がカギを握る 2015 年度の経済
３．海外経済や金融・資本市場にリスクの存在
４．経済成長を実感できる暮らしを
（付表）連合総研見通し総括表（2014 年９月）

１．消費税増税の反動減から戻りつつある 2014 年度の経済

日本経済は、2014 年４月の消費税率引上げによって、大きな駆け込みとその反動減を経験した。駆け込み需要により１－３月期に 6.0%成長となった後に、４－６月期は 7.1%のマイナス成長となった（季節調整済前期比年率）。この２四半期を均せば実質ＧＤＰは緩やかに増加しており、７－９月期以降ははっきりとした前年比プラスを示し始めた賃金の増加にも支えられて、緩やかな増加を続けると考えられる。また、企業活動も、高水準の収益を受けて、設備投資に動きがみられるようになってきた。ただし、賃金は消費者物価上昇率を勘案した実質ベースでは依然前年を下回っており、設備投資も、老朽化設備に関する維持・更新投資が中心であり、能力増には依然として慎重さがみられる。

対外環境に目を向けると、春の時点では先進国を中心に世界経済は緩やかに回復していくものとみられていたが、夏以降その回復の足並みに乱れが目立つようになってきた。欧州では減速が目立つ一方、米国は堅調な経済動向を受けて金融政策の巻き戻しを進めている。

こうした景気動向の違いや米国金利の先高観等を通じて、足元で円安が進んでいる。この円安が今後どのような効果を持つかが、重要なポイントである。2013 年前半に見られた円安及び資産価格の上昇は、２四半期ほど消費を押し上げたものの、輸出数量の伸びは見られず、持続的に景気を押し上げるには至らなかった。円安により企業収益が増加し、株価が上昇しても、賃金上昇につながらなければ好循環の「環」が大きくならない。

輸出数量の増加がなくとも賃金が上がれば、波及経路について投入産出関係を経るのか、最終需要を経るのかの違いはあっても、好循環はつながって「環」が大きくなると期待される（**コラム⑧参照**）。賃金上昇につながらないと、輸入物価上昇による交易条件の悪化によるマイナスの効果の方が大きく出ることが懸念される。

２．家計の所得環境の改善がカギを握る 2015 年度の経済

2015 年度の経済は、世界経済が緩やかに回復していくという想定の下で、経済好循環に向けた動きが続くと期待される。2015 年 10 月に予定されている消費税率の８％から 10％への引上げについては、当初予定通り実施されることを前提とし、引上げに際して政府の追加的な対策が行われ、結果として公共事業（公的固定資本形成）は、物価変動を除いた実質ベースで 2015 年度は前年度比概ね横ばいとなることを想定している。

問題は、好循環の動き方である。好循環の「環」の大きさは、家計の所得環境に大きく依存すると考えられる。企業収益は 2014 年度に一服感が出た後、2015 年度に再び増加し、設備投資を支えると考えられるが、これだけでは力不足であろう。雇用増・賃金引上げという形で雇用者報酬が増加し、これが消費にどうつながっていくかがカギを握る。

今回の見通しにおいては、以下の２つのケースに場合分けして日本経済の姿を示すこととする。まず、「ケースＡ」は、来年の春季生活闘争の賃上げ要求について、2014 年度経済の実績見込みから機械的に想定し、これがその通り実現するとどうなるか、という姿を試算したものである。他方、「ケースＢ」は、2015 年においても 2014 年と同様の賃上げ（実質ベース）にとどまった場合にどうなるかを想定して試算したものである。なお、２つに場合分けをするのは昨年の経済情勢報告と同様であるが、ケースの設定の仕方は異なることには留意が必要である。

〔ケースＡ〕

ケースＡにおいては、2014 年度に見込まれる経済・物価動向を踏まえつつ、過去の春闘の考え方を参考に、来年の賃上げ要求をいわば機械的に想定した。したがって、実際の賃上げがこの通り実現するかどうか、不確実性があることに留意が必要である。仮にこうした賃上げが実現し所得環境が改善すれば、消費の増加につながり、さらには生産活動を活発化させるなど、経済の好循環実現に向けた大きな刺激となり、この結果、２％近い成長を見通すことができる。こうした高い成長は、足元で供給超過であった需給バランスを需要超過に転じさせ、消費者物価上昇率は３％台に上昇する。消費税率引上げによる影響を除けば消費者物価の上昇は２％台半ばであり、実質賃金の伸びは１％程度となって、生産性の伸びにほぼ見合ったものとなろう。

〔ケースＢ〕

ケースＢにおいては、賃上げが小幅であるため、消費・住宅投資など家計部門が振るわない。好調な企業収益によって設備投資は増加するものの、能力増強などを含む力強いものではない。輸入の伸びが抑制される面はあるものの、成長率は１％程度にとどまろう。それでもゼロ％台後半と考えられる潜在成長率を上回ることになるため、需給は引き締まり傾向となり、物価上昇率は幾分高まる。結果として、消費税率引上げによる影響を除く消費者物価でみて、実質賃金はほぼ横ばいとなろう。

３．海外経済や金融・資本市場にリスクの存在

(1) 欧州と中国の成長鈍化

海外経済については、下振れリスクが特に欧州と中国で存在する。

まず欧州では、４－６月期にユーロ圏全体でゼロ成長、特にドイツがマイナス成長となったことに加え、物価上昇率がユーロ圏全体で 0.5%と徐々に低下しており、ギリシャ等の一部の国ではマイナスとなっている。このまま停滞を続けてデフレに陥ってしまうことが、欧州についてのリスクである。これを未然に防ぐため、ＥＣＢ（欧州中央銀行）が９月に一段の金融緩和を行ったが、このテコ入れがどの程度有効なのか、今後の推移を見る必要があろう。

また、中国についても経済成長が減速していく中、８月の鉱工業生産の伸び率 6.9%がリーマンショック時以来の低さとなるなど、下振れが懸念される。7.5%成長を目指している政府による景気下支えも考えられる一方、投資への過度の依存からの構造改革を進めることとのバランスをどうとるのかが問題となろう。

(2) 金融政策の変更に伴うリスク

米国経済は堅調な動きを見せ、次回（10 月）のＦＯＭＣ（連邦公開市場委員会）において市場からの資産購入（いわゆるＱＥ３）が終了となる見込みであり、いつから金利が引き上げられるかが市場の焦点となっている。こうした金融緩和の巻き戻しの中で、低金利が継続する間に蓄積したリスクが顕在化することも考えられる。例えば、新興国からの資金の流出などの混乱が発生する可能性がある点に注意が必要である。

日本については、ケースＡのように経済が強い動きを示した場合には、長期金利が上昇するなど、金融の出口戦略が問題となる可能性もあるが、ここでは特に混乱は生じないものとして試算を行っている。また、日本の金融が緩和した状態が続く場合に、米国との金利格差から過度の円安となる可能性もある。輸出企業の収益増加が賃上げや設備投資などの需要増に結び付かなければ、むしろ輸入物価上昇による交易条件悪化のマイナスの効果が大きくなることが懸念される。

４．経済成長を実感できる暮らしを

本見通しが示唆することは、きちんと経済成長の果実を国民に還元して実感してもらうことが、好循環を実現して経済成長を持続させるには不可欠ということである。家計の所得環境の重要性を示すために、要求ベースの賃上げを前提にしたケースＡの姿はやや極端かもしれないが、ケースＡとＢとを比較してみると、この点は明らかである。企業頼み、資産効果頼みの経済成長は長続きしない。2009 年までの景気拡大過程、あるいは 2013 年前半までの動きと同じ轍を踏むことがないよう、十分注意をして見ていく必要があろう。

コラム⑧ 円安で輸出数量は増加しなくても経済好循環は実現できる（米国大恐慌の経験）

円安になっても輸出数量が伸びないため、好循環が実現していないという意見がある。これは一面の真実ではあるが、米国大恐慌の経験をみると、輸出数量が増加しなくても経済好循環を実現することは可能である。

クリスティナ・ローマーＣＥＡ（大統領経済諮問委員会）委員長（当時）は、黒田日銀総裁が就任してまもなく日銀の金融政策について論じたスピーチを行い(Romer, 2013)、その中で自分は理論というよりはむしろ米国の経験に基づき、日本の金融政策の変更を支持する旨を述べた。彼女の根拠とは、Temin and Wigmores(1990) が分析した大恐慌時の米国の経験であった。1933 年にドルが金本位制を離れて減価した際、ドル建て穀物価格が上昇し、米国農家は輸出による収入が大きく増えた。彼らはこの所得を使って車を購入し、それが経済を押し上げる起爆剤となった。

このエピソードのポイントは、農産物の輸出数量は増えていないことだ。農産物の供給の弾力性は極めて低い（数量を増やすには翌年の収穫を待たねばならない)。変化したのは価格であり、それによって農家の所得が増え、消費が増え、工業生産が増え・・・と好循環が生まれていった。

では、現在の日本への教訓は何か。円安で収入が増加した輸出企業は、その収入を支出しないと好循環につながらない。米国の例では、当時の農家は多くの場合自営業であろうから、儲けはすなわち、おカネを使う人の所得の増加だった。ところが現在の日本では、このリンクが切れている。企業の収入の増加が、おカネを使う従業員の所得の増加につながっていない[1]。米国の経験は、この切れたリンクをつなげることが、経済好循環を実現するために不可欠であることを教えてくれる。

【参考文献】

Romer, Christina (2013) “It Takes a Regime Shift: Recent Developments in Japanese Monetary Policy through the Lens of the Great Depression,” a revised draft of a speech presented at the NBER Annual Conference on Macroeconomics, April 12.

Temin, Peter, and Barrie A. Wigmores (1990) The End of One Big Deflation,” Explorations in Economic History, vol.27, pp.483-502

[1] 企業が設備投資に支出しても経済好循環にはつながる。ただ、企業経営者が中期的な経済成長について依然慎重な見方をしていることから、従業員の所得が増えて、消費支出が増えて経済が活性化する中で設備投資が増えていくという方が、より蓋然性の高いシナリオと考えられる。

連合総研見通し（2014 年 9 月）

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	
	実績	実績見込み	ケース A	ケース B
名目GDP	1.9%	2.5%	3.8%	2.4%
実質GDP	2.3%	0.5%	1.9%	1.1%
内需寄与度	2.7%	-0.1%	1.9%	0.9%
外需寄与度	-0.5%	0.6%	0.1%	0.2%
民間最終消費	2.5%	-1.9%	1.6%	0.8%
民間住宅投資	9.5%	-9.2%	3.9%	-1.4%
民間設備投資	2.7%	3.6%	5.7%	2.4%
民間在庫投資(寄与度)	-0.5%	0.5%	-0.1%	-0.2%
政府最終消費	1.8%	0.6%	0.9%	1.0%
公的固定資本形成	15.1%	0.2%	0.1%	0.3%
財・サービスの輸出	4.8%	6.1%	4.7%	4.9%
財・サービスの輸入	7.0%	2.3%	5.9%	3.7%
GDPデフレータ	-0.4%	2.0%	1.9%	1.3%
鉱工業生産	3.2%	0.7%	3.2%	2.0%
国内企業物価	1.9%	4.3%	3.4%	2.8%
消費者物価（総合、固定基準）	0.9%	3.4%	3.1%	2.4%
労働力人口	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%
就業者数	0.7%	0.5%	0.6%	0.3%
完全失業率	3.9%	3.6%	3.2%	3.5%
有効求人倍率	0.97	1.10	1.28	1.12
名目雇用者報酬	1.0%	1.7%	4.0%	1.9%
現金給与総額(5 人以上）	0.1%	1.3%	3.5%	1.8%
総実労働時間（5 人以上、時間）	1,748	1,748	1,750	1,745
経常収支（兆円）	0.8	2.7	0.5	1.3
同名目GDP比	0.2%	0.5%	0.1%	0.3%

注１．見通しの前提条件として、①為替レートは足下１ヵ月の水準（９月中旬までの１月間の平均対ドル円レート 105 円程度）でほぼ横ばい、②世界経済成長率はＩＭＦによる 14 年７月見通し（４月見通しの更新、14 年 3.4%、15 年 4.0%）のとおり、③原油価格や一次産品も現在の水準で横ばいを想定している。

注２．ケースＡは、来年度春闘への基本的な考え方を踏まえつつ、その要求が実現した場合に想定される経済の姿を、現時点で示したもの。ケースＢは、要求が通らず、十分な賃金の上昇が実現しなかった場合の経済の姿を示したもの。

連合総研の主な活動等（2012 年 10 月～2014 年 9 月）

	連合総研の主な活動	日本経済ほか
2012 年 10月	・第 25 回連合総研フォーラム「グローバリゼーションと産業・地域・雇用の再生」(2012～2013 年度経済情勢報告「グローバリゼーションと雇用・生活の再生」コンポーズ・ユニ刊)	・山中伸弥氏、ノーベル生理学・医学賞受賞発表 ・欧州安定メカニズム(ESM)が正式発足 ・月例経済報告「このところ弱めの動きとなっている」 ・政府と日銀、デフレ脱却取組の共同文書公表
11月	・「第 24 回勤労者短観」結果速報	・中国共産党大会、習近平総書記選出 ・月例経済報告「このところ弱い動きとなっている」 ・平成 27 年度までの公債発行特例法が成立 ・景気の谷（暫定。後退期間 7 ヶ月）
12月	・「第 24 回勤労者短観調査」報告書 ・「日本の賃金－歴史と展望」調査報告書 ・「政策決定プロセスを検証する～政権交代から 3 年－ワークショップ記録集－」 ・「「ポスト 3.11」の経済･社会･労働」--研究の講演録 ・21c 組合研究Ⅳ「労働組合の職場活動」研究委（第 1 回） ・「「日本的」雇用ｼｽﾃﾑの歴史的検証」研究委員会(第 1 回)	・中央高速道笹子トンネルの天井落下死亡事故 ・衆議院議員総選挙（自民党が大勝） ・韓国大統領選挙で与党の朴候補が勝利 ・日銀、資産買入等基金 10 兆円増額（101 兆円に） ・第二次安倍内閣発足（自公連立政権）
2013年 1 月	・「地域・職場からの復興・再生－労働組合の奮闘の記録」 ・「地域福祉サービスのあり方に関する調査研究報告書」	・復興特別所得税開始 ・政府と日銀の共同声明「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府･日銀の政策連携について」 ・日銀､2%物価安定目標..期限を定めない資産買入方式 ・月例経済報告「一部に下げ止まりの兆しも」
2 月	・第 13 回労働関係シンクタンクフォーラム ・「2013 年度日本経済の姿（改定）」	・補正予算が成立 ・月例経済報告「一部に弱さが----､下げ止まっている」
3 月	・「労働組合による異議申し立て行動の実態」についての調査報告書－21 世紀日本の労働組合研究Ⅲ ・シンポジウム「地域づくりの担い手としての労働組合」 ・「生活困窮者・就労困難者の現状と各種支援策の効果に関する調査研究報告書」	・月例経済報告「このところ持ち直しの動き」 ・黒田日銀総裁就任 ・キプロス金融問題
4 月	・連合総研ゆめサロン第 16 回 ・ワークショップ「「アベノミクス」の評価と課題･現下の経済状況と経済政策」 ・「第 25 回勤労者短観」結果速報	・改正高年齢者雇用安定法施行 ・日銀､「量的･質的金融緩和」を導入（いわゆる“異次元緩和”） ・子ども・子育て会議（第 1 回）
5 月	・ソーシャル･アジア･ﾌｫｰﾗﾑを支援する会第 3 回運営委員会 ・「ドーアさんを囲む会」	・月例経済報告「緩やかに持ち直している」 ・ECB、政策金利を 0.5%引き下げ、0.5%に ・共通番号法成立
6 月	・日本労働ペンクラブとの意見交換会 ・「第 25 回勤労者短観調査」報告書 ・ワークショップ「規制改革会議・雇用ワーキンググループ報告書についての評価と課題」	・月例経済報告「着実に持ち直している」 ・「日本再興戦略」。「経済財政運営と改革の基本方針」 ・英ロック・アーンで G8 サミット ・子どもの貧困対策法成立
7 月	・連合総研ゆめサロン第 17 回 ・第 17 回労働組合費に関する調査報告 ・「経済･社会･労働の中長期ビジョン」に関する研究委員会.（第 1 回）	・原子力規制委員会の新規制基準が施行 ・第 23 回参議院議員選挙（与党が過半数獲得） ・月例経済報告「自律的回復に向けた動きもみられる」 ・ＴＰＰ交渉に日本が参加
8 月	・「2012 衆議院選挙緊急調査」報告書	・社会保障制度改革国民会議報告書 ・月例経済報告「デフレ状況ではなくなりつつある」 ・今後の経済財政政策動向等についての集中検討会合
9 月	・ワークショップ「どうすれば経営側に「声」をあげられるのか」	・露サンクトペテルブルグで G20 サミット ・2020 年オリンピック･パラリンピック東京開催決定 ・月例経済報告「緩やかに回復しつつある」 ・「経済の好循環に向けた政労使会議」（第 1 回）
10月	・ｼﾝﾎﾟ「新たな政治の可能性-民主党政権の経験に学ぶ」 ・「看護職員の労働時間問題に関する研究委員会報告」 ・第 26 回連合総研ﾌｫｰﾗﾑ「適正な分配と投資による「成長」を求めて」（2013～2014 年度経済情勢報告） ・「第 26 回勤労者短観」結果速報	・「消費税率地方消費税率引上に伴う対応」 ・米国議会合意ならず連邦政府機関一部閉鎖 ・インドネシア・バリ島で APEC 首脳会議 ・米大統領、次期 FRB 議長にイエレン氏指名 ・ホテル等で多数のメニュー偽装事件が表面化
11月	・第 17 回ソーシャル・アジア・フォーラム（北京） ・連合島根と共催のフォーラム「次代につなぐ「しごと」と「くらし」」 ・第 14 回労働関係シンクタンク交流フォーラム ・JCM（金属労協）事務局との意見交換会 ・金子良事著「日本の賃金を歴史から考える」(旬報社刊)	・ECB、政策金利を 0.25%に引き下げ ・改正電気事業法成立 ・「公的･準公的資金の運用･リスク管理等の高度化等」有識者会議報告書 ・国家安全保障会議設置法成立

	連合総研の主な活動	日本経済ほか
2013年12月	・「第26回勤労者短観調査」報告書	・「特定秘密保護法」成立 ・米FRB、テーパリングの実施を決定・開始 ・「経済の好循環実現のための政労使の取組について」 ・国家戦略特別区域法公布 ・生活困窮者自立支援法公布
2014年1月	・「日本における社会基盤・社会組織のあり方」に関する研究委員会（第1回） ・「雇用･賃金の中期的なあり方」研究委員会（第1回） ・「2014年度日本経済の姿」（改定）	・子どもの貧困対策推進法施行 ・理化学研究所、STAP細胞作製成功と発表 ・月例経済報告「緩やかに回復している」 ・JR北海道に対してJR会社法に基づく監督命令
2月	・連合山形総研と共同の「山形県内の地域活動」に関する共同調査研究プロジェクト委員会（第1回） ・連合石川総研と共同の「石川県内の地域活動」に関する共同調査研究プロジェクト委員会（第1回）	・米FRBイエレン議長就任 ・ロシアのソチで五輪開催 ・補正予算成立 ・ウクライナ議会がヤヌコビッチ大統領解任
3月	・「住民自治と社会福祉のあり方」に関する研究委員会.（第1回）	・マレーシア航空の旅客機が消息不明に ・ロシアがクリミア自治共和国の編入を宣言 ・月例経済報告「駆け込み需要が強まっている。」 ・水循環基本法成立 ・雇用保険法改正公布
4月	・「介護労働者の働き方・処遇」に関する調査研究委員会（第1回） ・「労働組合の基礎的な活動実態」に関する研究委員会（第1回） ・「労働者教育」に関する研究委員会（第1回） ・連合島根と共同の「次代につなぐ「しごと」と「くらし」」プロジェクト委員会（第1回） ・「第27回勤労者短観」結果速報	・年金機能強化法施行 ・復興特別法人税の一年前倒し廃止 ・消費税地方消費税の税率引き上げ ・韓国で旅客船「セウォル号」沈没事故 ・エネルギー基本計画策定（第4次） ・月例経済報告「駆け込み需要の反動----弱い動きも」 ・改正パートタイム労働法成立 ・改正次世代育成支援対策推進法成立 ・国家戦略特区に係る「雇用指針」策定
5月	・「経済社会研究委員会」（年度第1回） ・ソーシャル・アジア・フォーラムを支援する会第4回運営委員会	・南シナ海での中国とベトナムの紛争激化 ・インド総選挙の結果、モディ人民党内閣発足 ・ブラッセルでG7サミット ・経済財政諮問会議「選択する未来」委員会中間整理
6月	・連合総研ゆめサロン第１８回 ・第27回勤労者短観調査」報告書	・平成26年年金財政検証結果公表 ・ECB、政策金利の0.15%への引き下げ、準備預金へのマイナス金利導入等の金融緩和措置 ・改正労働安全衛生法成立 ・医療・介護総合確保推進法成立 ・社会保障制度改革推進会議設置 ・過労死等防止対策推進法成立 ・「経済財政運営と改革の基本方針2014」 ・「日本再興戦略改訂2014」「規制改革実施計画」
7月	・「現場力の再構築へ－効率と発言の視点から」（日本経済評論社刊） ・ワークショップ「安倍政権の成長戦略を問う」 ・「有期・短時間雇用のワークルールに関する調査研究報告書」	・集団的自衛権に係る憲法解釈変更を閣議決定 ・対北朝鮮制裁措置の一部解除決定 ・EU、ユンケル欧州委員会委員長就任 ・ウクライナ東部でマレーシア航空機撃墜事件 ・月例経済報告「駆け込み需要の反動も和らぎつつ」 ・日本ﾏｸﾄﾞﾅﾙﾄﾞ、期限切れ鶏肉製ナゲット等回収事件 ・中央最賃審､最低賃金改定の目安平均16円を答申 ・米、EU、日本が対ロシア制裁措置を強化
8月	・伊藤光利・宮本太郎編「民主党政権の挑戦と挫折－その経験から何を学ぶか」（日本経済評論社刊）	・広島市で大規模土砂災害
9月	・「職場の年齢構成の「ゆがみ」と課題－企業における労務構成の変化と労使の課題に関する調査研究報告書」 ・第18回ソーシャル・アジア・フォーラム（ソウル） ・「雇用・賃金の中長期的なあり方に関する研究委員会中間報告」	・英スコットランドで独立の住民投票否決 ・ＥＣＢ、政策金利を0.05%に引き下げ ・月例経済報告「このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」 ・米国などによる「イスラム国」（ISIS）爆撃 ・御嶽山噴火により死傷者多数 ・「経済の好循環に向けた政労使会議（本年第1回）

編集後記

本報告書は、以下の執筆分担により連合総研の責任でとりまとめました。発刊にあたり、ご助言・ご示唆を賜りました経済社会研究委員会の委員・オブザーバー各位に厚く御礼申し上げます。

第Ⅰ部	第１章	前田佐恵子（連合総研前主任研究員）
		河越　正明（連合総研主任研究員）
	第２章	鈴木　一光（連合総研主任研究員）
	第３章	前田佐恵子（連合総研前主任研究員）
		河越　正明（連合総研主任研究員）
第Ⅱ部	第１章	早川　行雄（連合総研主任研究員）
	第２章	小熊　　栄（連合総研主任研究員）
	第３章第１節	小島　　茂（連合総研主幹研究員）
	第２節	前田佐恵子（連合総研前主任研究員）
おわりに		龍井　葉二（連合総研副所長）
補　論		河越　正明（連合総研主任研究員）

（肩書は 2014 年８月現在）

「好循環」への反転を目指して
＜2014年～2015年度　経済情勢報告＞

2014年10月21日　初版第１刷発行

編集・発行　公益財団法人 連合総合生活開発研究所
所　長　中城　吉郎
〒102-0072　東京都千代田区飯田橋 1-3-2
曙杉館ビル３F
ＴＥＬ　03-5210-0851
ＦＡＸ　03-5210-0852

制作・発売　株式会社コンポーズ･ユニ
〒108-8326　東京都港区三田 1-10-3
電機連合会館２F
ＴＥＬ　03-3456-1541
ＦＡＸ　03-3798-3303
印刷／株式会社コンポーズ･ユニ
ISBN 978-4-906697-25-0
©JTUC Reserch Institute for Advancement of Living Standards, 2014 Printed in Japan

ISBN978-4-906697-25-0
C3033 ¥1482E

9784906697250

コンポーズ・ユニ

定価：1600 円(本体1482 円＋税)

1923033014822

連 合 総 研